

第一章 総括

第 1 回審理調書

件 名	平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件
審理の期日 及び場所	平成 25 年 11 月 27 日午後 1 時 30 分 総務省会議室 (10 階 1002 会議室)
主任審理官及 び補佐審理官 の氏名	主任審理官： 柴 春彦 補佐審理官： 雨宮 明
審理の期日に 出頭した者の 住所及び氏名	1 異議申立人 株式会社ひのき (代表取締役 檜 悟) 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27 番地の 8 代表取締役 檜 悟 代理人 (弁護士) 中田 祐児 同 島尾 大次 同 益田 歩美 代理人 (常務取締役) 檜 広之 代理人 (社員) [REDACTED] 2 総務大臣 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 代理人 (弁護士) 森 亮二 指定職員 (情報流通行政局衛星・地域放送課長) 鈴木 信也 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長) 石山 英顕 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐) 飯村 由香理 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 (代表取締役社長 望月 規夫) 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 33 号 代理人 (弁護士) 岩井 泉 同 谷井 健一 同 關 健一 代理人 (社員) [REDACTED]

審理の期日に 出頭しなかつ た異議申立人 等の住所及び 氏名	なし
異議申立人等 の陳述の要旨	I 準備書面等の陳述 1 異議申立人 株式会社ひのき 異議申立書及び準備書面(1)のとおり陳述し、甲号証の立証趣旨を口頭により補足説明。 2 総務大臣 準備書面(1)のとおり陳述。 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 参加申立書のとおり陳述。 II 今後の陳述予定 1 異議申立人 株式会社ひのき 総務大臣及び参加人から提出される追加の準備書面を受けて、必要に応じて主張を補充する予定です。 2 総務大臣 異議申立人の準備書面(1)を受けた主張として準備書面を提出する予定です。 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 異議申立人の準備書面(1)を受けた主張として準備書面を提出する予定です。 III その他（書類送達方法の合意等） 当事者及び参加人は、今後、主任審理官へ準備書面及び書証の写し等を提出するとき及び他の当事者へ送達するときは、ファックス送信又は郵送による直送方式によることに同意した。
証拠書類等の 取調べ	なし（留保）。
参考人審問の 結果	なし。
その他参考と なるべき事項	なし。
次回の予定 及び期日 並びに場所	審理を続行する。 次回期日は、平成 26 年 2 月 18 日午前 10 時 30 分 総務省会議室 第 3 回期日は、平成 26 年 3 月 19 日午後 1 時 30 分 総務省会議室 準備書面等の提出期限は、総務大臣にあっては平成 26 年 1 月 15 日頃まで、参加人にあっては平成 26 年 1 月末まで。

主任審理官等 の署名・押印	主任審理官 補佐審理官 総務省電波監理審議会 事務官	
------------------	--	--

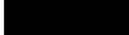
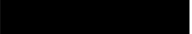
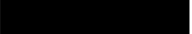
第 2 回審理調書

件 名	平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件
審理の期日 及び場所	平成 26 年 2 月 18 日午前 10 時 30 分 総務省会議室 (10 階 1002 会議室)
主任審理官及 び補佐審理官 の氏名	主任審理官： 榮 春彦 補佐審理官： 雨宮 明
審理の期日に 出頭した者の 住所及び氏名	1 異議申立人 株式会社ひのき (代表取締役 檜 悟) 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27 番地の 8 代理人 (弁護士) 中田 祐児 同 島尾 大次 同 益田 歩美 代理人 (常務取締役) 檜 広之 代理人 (社員) XXXXXXXXXX 2 総務大臣 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 代理人 (弁護士) 森 亮二 指定職員 (情報流通行政局衛星・地域放送課長) 鈴木 信也 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長) 石山 英顕 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐) 飯村 由香理 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 (代表取締役社長 望月 規夫) 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 33 号 代理人 (弁護士) 岩井 泉 同 谷井 健一 同 關 健一 代理人 (社員) XXXXXXXXXX

審理の期日に 出頭しなかつ た異議申立人 等の住所及び 氏名	なし
異議申立人等 の陳述の要旨	I 準備書面等の陳述 1 異議申立人 株式会社ひのき 2 総務大臣 準備書面(2)から(4)までのとおり陳述。 現時点では一通り主張は完結していると考えています。 II 今後の陳述予定 1 異議申立人 株式会社ひのき 総務大臣側の準備書面(2)から(4)までについて、全体的な反論をしたいと思っています。 2 主任審理官 異議申立人側及び総務大臣側双方の主張がかみ合っているか、点検してください。特に再放送ガイドラインの位置づけについて点検し、必要があれば、主張を補充するようにしてください。 3 異議申立人 株式会社ひのき 次回期日までに再放送ガイドラインについての準備書面を提出する。 III その他 1 主任審理官 当事者全員に対し、書証に係る証拠説明書の記載方法について再検討するように促したい。 ① 原本として提出されている書証。 ② ウェブページをプリントアウトして提出されている書証。
証拠書類等の 取調べ	なし（留保）。
参考人審問の 結果	なし。
その他参考と なるべき事項	審理閉会后、非公開の審理準備会議を開催し今後の進行方針について協議した。
次回の予定 及び期日 並びに場所	審理を続行する。 次回期日は、平成 26 年 3 月 19 日午後 1 時 30 分 総務省会議室 準備書面等の提出期限は、平成 26 年 3 月 12 日。

主任審理官等 の署名・押印	主任審理官 補佐審理官 総務省電波監理審議会 事務官		
------------------	--	--	--

審理準備会議 会議録

件 名	平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件
開催日及び場所	平成 26 年 2 月 18 日 第 2 回審理閉会后 総務省会議室 (10 階 1002 会議室)
主任審理官及び補佐審理官の氏名	主任審理官： 榮 春彦 補佐審理官： 雨宮 明
出席した者の住所及び氏名	1 異議申立人 株式会社ひのき (代表取締役 檜 悟) 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27 番地の 8 代理人 (弁護士) 中田 祐児 同 島尾 大次 同 益田 歩美 代理人 (常務取締役) 檜 広之 代理人 (社員)  2 総務大臣 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 代理人 (弁護士) 森 亮二 指定職員 (情報流通行政局衛星・地域放送課長) 鈴木 信也 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長) 石山 英顕 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐) 飯村 由香理 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 (代表取締役社長 望月 規夫) 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 33 号 代理人 (弁護士) 岩井 泉 同 谷井 健一 同 關 健一 代理人 (社員)  同  同 

出席しなかった異議申立人等の住所及び氏名	なし
会議の経過及び結果	I 会議の経過 1 主任審理官 (1) 参加人の準備書面について、本件審理の対象外の部分に関する記載主張と争点との関係が法論理的に明確にされる必要があります。 (2) 参加人の主張が総務大臣側の主張を補充するに止まるものか、総務大臣側の主張を超えて新たな争点を提起する趣旨のものなのか、追って検討することが必要になります。 (3) 参加人の準備書面については、異議申立人側及び総務大臣側双方の争点が整理された後に、本当の争点との関係で上記(1)(2)の検討をするようにしていただきたい。 2 参加人 趣旨は了解しました。

第3回審理調書

件 名	平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件
審理の期日 及び場所	平成 26 年 3 月 19 日午後 1 時 30 分 総務省会議室 (10 階 1002 会議室)
主任審理官及 び補佐審理官 の氏名	主任審理官： 榮 春彦 補佐審理官： 雨宮 明
審理の期日に 出頭した者の 住所及び氏名	1 異議申立人 株式会社ひのき (代表取締役 檜 悟) 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27 番地の 8 代理人 (弁護士) 中田 祐児 同 島尾 大次 同 益田 歩美 代理人 (常務取締役) 檜 広之 代理人 (社員) XXXXXXXXXX 2 総務大臣 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 代理人 (弁護士) 森 亮二 指定職員 (情報流通行政局衛星・地域放送課長) 鈴木 信也 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長) 石山 英顕 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐) 飯村 由香理 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 (代表取締役社長 望月 規夫) 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 33 号 代理人 (弁護士) 岩井 泉 同 谷井 健一 同 關 健一 代理人 (社員) XXXXXXXXXX

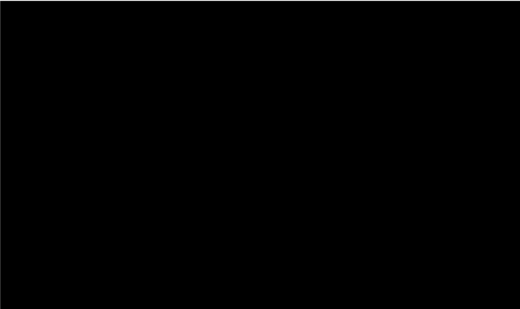
審理の期日に 出頭しなかつ た異議申立人 等の住所及び 氏名	なし
異議申立人等 の陳述の要旨	I 準備書面等の陳述 1 異議申立人 株式会社ひのき 準備書面(2)のとおり陳述。 II 今後の陳述予定 1 異議申立人 株式会社ひのき 次回期日までに、これまでの主張を整理し、反論を補充する最終準備書面を提出します。 2 総務大臣 異議申立人の準備書面(2)及び今後提出される最終準備書面を受けて、特に再放送ガイドラインの位置づけその他に係る反論の準備書面を提出します。 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 本件審理の争点との関係でこれまでの主張を整理した上で、反論の準備書面を提出します。 III その他 1 主任審理官 (1) 総務大臣側及び参加人側にあっては、異議申立人から提出される最終準備書面を受けて、それぞれ終局に向けて準備してください。また、陳述を留保している参加人の準備書面の扱いについては、総務大臣の陳述内容と齟齬が生じないように、当事者間で指摘し合い、整理をして、争点が拡大しないようにお願いします。 (2) 書証等の取調べを行うに当たり、原本を直に提出するものについては、次回期日に持参してください。また、参加人側提出の書証については丙号証として番号を付け替えてください。
証拠書類等の 取調べ	なし（留保）。
参考人審問の 結果	なし。
その他参考と なるべき事項	なし。

次回の予定 及び期日 並びに場所	審理を続行する。 次回期日は、平成 26 年 5 月 29 日午後 1 時 30 分 総務省会議室 準備書面等の提出期限は、異議申立人にあつては平成 26 年 4 月 11 日まで、総務大臣及び参加人にあつては平成 26 年 5 月 14 日まで。
主任審理官等 の署名・押印	主任審理官 補佐審理官 総務省電波監理審議会 事務官 

第4回審理調書

件 名	平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件
審理の期日 及び場所	平成 26 年 5 月 29 日午後 1 時 30 分 総務省会議室 (10 階 1002 会議室)
主任審理官及 び補佐審理官 の氏名	主任審理官： 榮 春彦 補佐審理官： 雨宮 明
審理の期日に 出頭した者の 住所及び氏名	1 異議申立人 株式会社ひのき (代表取締役 檜 悟) 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27 番地の 8 代理人 (弁護士) 中田 祐児 同 島尾 大次 同 益田 歩美 代理人 (常務取締役) 檜 広之 代理人 (社員) XXXXXXXXXX 2 総務大臣 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 代理人 (弁護士) 森 亮二 指定職員 (情報流通行政局衛星・地域放送課長) 鈴木 信也 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室長) 石山 英顕 同 (情報流通行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室課長補佐) 飯村 由香理 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 (代表取締役社長 望月 規夫) 大阪府中央区城見 2 丁目 2 番 33 号 代理人 (弁護士) 岩井 泉 同 谷井 健一 代理人 (社員) XXXXXXXXXX
審理の期日に 出頭しなかつ た異議申立人 等の住所及び 氏名	なし

異議申立人等の陳述の要旨	I 準備書面等の陳述 1 異議申立人 株式会社ひのき 準備書面(3)及び(4)のとおり陳述。 2 総務大臣 準備書面(5)のとおり陳述。 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 準備書面(1)については撤回した上で、準備書面(2)及び(3)のとおり陳述します。 4 異議申立人 株式会社ひのき (上記3の陳述を受けて、)異議申立人の準備書面(4)において、参加人の準備書面(1)に対する反論として記載してある点については、参加人の準備書面(2)及び(3)に対する反論として援用していただきたい。 II 今後の陳述予定 どの当事者も追加の陳述の予定はなく、本期日をもって審理を終結することに同意した。
証拠書類等の取調べ	1 異議申立人 株式会社ひのき (1) 甲第1号証から第76号証までを提出。 (これらのうち、甲第3号証、5号証から7号証まで、18号証から21号証まで、47号証、48号証及び69号証は原本を提出。その他は写しを提出。) また、その立証趣旨等は証拠説明書1及び2のとおり。 (2) 全て写しとして提出されている乙号証について、原本の存在及び成立について争いはない。 丙号証について、原本として提出されているものはその存在を認め、写しのものは原本の存在及び成立について争いはない。 2 総務大臣 (1) 乙第1号証から第21号証までを全て写しとして提出。 また、その立証趣旨等は証拠説明書、証拠説明書(2)及び(3)のとおり。 (2) 甲号証について、原本として提出されているものはその存在を認め、写しのものは原本の存在及び成立について争いはない。 3 参加人 讀賣テレビ放送株式会社 (1) 丙第1号証から第21号証までを提出。 (これらのうち、丙第18号証及び19号証は原本を提出。その他は写しを提出。) また、その立証趣旨等は証拠説明書、証拠説明書(2)及び(3)のとおり。 (2) 甲号証については処分庁(総務大臣)と同じ意見であり、乙号証については申立人と同じ意見である。

参考人審問の結果	なし。
その他参考となるべき事項	なし。
次回の予定及び期日並びに場所	審理を終結した。
主任審理官等の署名・押印	主任審理官 補佐審理官 総務省電波監理審議会 事務官 

第二章 事 案



電波監理審議会

会長 前田 忠昭 殿

付 議 第 1 号

平成25年8月28日

総務大臣 新藤 義孝



付 議 書

総務大臣が行った株式会社ひのきからの裁定申請に係る裁定（当該裁定の概要は別紙1のとおり）について、当該裁定申請の申請者である同社から、放送法（昭和25年法律第132号）第180条において準用する電波法（昭和25年法律第131号）第83条並びに行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条及び第6条の規定に基づき、平成25年8月9日付けで異議申立てがなされたので、電波法第85条の規定に基づき、異議申立書副本を添えて、貴審議会の議に付する。

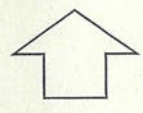
なお、本件に係る形式審査の結果は、別紙2のとおりである。

裁定申請の概要

(1)申請日
平成23年6月21日

(2)申請者及び申請に係る放送事業者
徳島県の有線テレビジョン放送事業者「株式会社ひのき」が、「讀賣テレビ放送株式会社」(日本テレビ系)の放送の再放送同意に係る総務大臣の裁定を申請。

有線テレビジョン放送事業者(裁定申請者)	
事業者名	業務区域
株式会社ひのき	徳島県板野郡松茂町及び北島町の全域、上板町の一部区域



申請に係る放送事業者	
事業者名	放送対象地域
讀賣テレビ放送株式会社	大阪府、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県

- (3)再放送しようとするテレビジョン放送
讀賣テレビ放送株式会社の大坂放送局の地上デジタル放送
- (4)裁定申請の理由
再放送同意について協議が不調のため

裁定申請に関するこれまでの経緯について

これまでの経緯

(平成23年)

- 6月21日: 裁定申請。
- 10月20日: 裁定について拒否処分。
- 11月 7日: ひのきが、拒否処分についての異議申立て。

(平成24年)

- 11月28日: 電波監理審議会が、裁定手続に入るべき旨の決定案を議決。
- 12月 5日: ひのきに対し、裁定手続に入る旨の通知。讀賣テレビに対し、裁定の申請があった旨の通知。

(平成25年)

- 1月 9日: 讀賣テレビから、意見書の提出。
- 1月30日: 電気通信紛争処理委員会(以下「紛争委」という。)に諮問。紛争委が、両当事者から意見聴取。
- 3月26日: 紛争委から両当事者に対し、書面による意見の聴取の依頼。
- 4月 8日: 両当事者から、紛争委に対し、意見の聴取の依頼について回答の提出。
- 5月15日: 紛争委が、両当事者から意見の聴取。
- 6月26日: 紛争委が答申。
- 7月23日: 答申を踏まえ、裁定。

今回の裁定の概要

〔裁定の概要〕

- ・松茂町及び北島町：讀賣テレビ放送(株)は(株)ひのきが再放送することに同意しなければならない。
- ・上板町：讀賣テレビ放送(株)は(株)ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。ただし「受信者の利益」を適切に保護する観点から一定期間内の経過措置(激変緩和措置)を講ずること。

〔判断〕

	松茂町及び北島町	上板町
「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度	一定程度認めることができる。	一定程度認めることができる。
受信者の利益の程度	電波のスピルオーバーの状況は、継続的に良好な受信が可能であると言えないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町では過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められるとともに、両町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動も一定程度あると認められる。地域間の経済的取引についても、一定程度の交流が認められる。 さらに、両町に隣接する徳島県鳴門市は、讀賣テレビの放送対象地域に含まれる兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置しており、かつ、同島と神戸淡路鳴門自動車道によって直接結ばれていることから、同市は讀賣テレビの放送対象地域に隣接する市町村として扱うべきものと認められる。両町は、いずれも同市に隣接していることに加え、同市の中心部からの距離も比較的近い。	電波のスピルオーバーの状況については、継続的に良好な受信が可能であると言えないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町と同様に上板町でも、過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。 さらに、上板町については、鳴門市とも隣接していない。
比較衡量	「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度を超えているとは言えず、再放送に同意をしない正当な理由があるとは認められない。	「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度の範囲内にあるとは言えない場合に該当することから、再放送に同意をしない正当な理由があると認められる。

両当事者の所在地



(注) 徳島県内の民放は
・四国放送株式会社(日テレ系)

異議申立てに係る形式審査

審査項目	審査内容	適否	備考
1 異議申立期間（行政不服審査法第45条）	当該異議申立ては、処分があったことを知った日（平成25年7月24日）の翌日から起算して60日以内（平成25年9月22日が末日）に提起されており、法定の異議申立期間内である。	適	
2 異議申立資格（行政不服審査法第4条第1項）	異議申立人は、本件異議申立てに係る拒否処分を受けた者であり、異議申立てを行う利益を有する者である。	適	
3 異議申立書正副2通の提出（電波法第83条第1項）	異議申立書は、正副2通が提出されている。	適	
4 代表者の資格証明（行政不服審査法第13条第1項）	異議申立書の提出は代理人によりなされており、異議申立人の委任状が添付されている。	適	
5 記載事項（行政不服審査法第48条で準用する同法第15条）			
(1) 異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所（第1項第1号）	記載されている。	適	
(2) 代理人の氏名及び住所（第2項）	記載されている。	適	
(3) 異議申立てに係る処分（第1項第2号）	記載されている。	適	
(4) 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日（第1項第3号）	記載されている。	適	
(5) 異議申立ての趣旨及び理由（第1項第4号）	記載されている。	適	
(6) 処分庁の教示の有無及びその内容（第1項第5号）	記載されている。	適	
(7) 異議申立ての年月日（第1項第6号）	記載されている。	適	
(8) 異議申立人（代表人）の押印（第4項）	代理人の印が押印されている。	適	



異議申立書

平成25年 8月 9日

異議申立人代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁護士 中 田 祐 児

同 島 尾 大 次

同 高 木 誠 一 郎

同 益 田 歩 美

同 妹 尾 祥

同 川 城 政 人

総務大臣 新 藤 義 孝 殿

異議申立人は、次のとおり異議を申し立てる。

1 異議申立人の住所、名称

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

申 請 者 株 式 会 社 ひ の き

代表者代表取締役 檜 悟

2 異議申立人の代理人の住所、氏名

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地（送達場所）

電 話 088（622）3750

FAX 088（623）9250

異議申立人代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁 護 士 中 田 祐 児

弁 護 士 島 尾 大 次

弁 護 士 高 木 誠 一 郎

弁 護 士 益 田 歩 美

弁 護 士 妹 尾 祥

弁 護 士 川 城 政 人

3 異議申立てに係る処分

総務大臣が平成25年7月23日付総情域第45号で異議申立人に対して行った裁定。

4 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成25年7月24日

5 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る裁定のうち、徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分を取り消し、同部分につき再送信同意をすべき旨の裁定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立てに係る裁定は、放送法144条3項の「正当な理由」の解釈適用を誤り、同条項に違反して、前記部分につき同意をすべき旨の裁定をしなかった点で、違法不当である。

詳細については、追って更に補充する。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分について不服があるときは、（中略）総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。」との教示があった。

7 添付書類

委任状

1 通

以上

委 任 状

私は、第一東京弁護士会所属 弁護士中田祐児、徳島弁護士会所属
弁護士島尾大次、同弁護士高木誠一郎、同弁護士益田歩美、同弁護士妹
尾祥、同弁護士川城政人を代理人と定め下記事項を委任する

1. 総務大臣が平成25年7月23日付総情域第45号で異議申立人に
対して行った裁定に対し、異議を申立てる件及びこれに附帯する一切
の件。

2. 復代理人選任の件

平成25年8月5日

住所

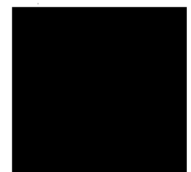
徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

株式会社 ひ の き

氏名

代表取締役

檜 悟



第三章 審理の経過

平成25年11月27日

於・1002会議室（10階）

第480回

電波監理審議会

異議申立て審理（第1回）

電波監理審議会

目 次

1. 開 会.....	1
2. 出席者の確認.....	1
3. 実質審理.....	5
4. 閉 会.....	17

開 会

○主任審理官（榮） では、ただいまから、本年7月23日に総務大臣が行った、株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申し立てについて、これから、電波法86条などの規定により審理を行います。

本件は、本年8月28日に電波監理審議会へ付議されていた案件でございます。私は、本件審理を主宰する主任審理官の榮春彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○補佐審理官（雨宮） 補佐審理官の雨宮明です。よろしくお願いいたします。

出席者の確認

○主任審理官（榮） 本日、出席者の確認をさせていただきたいと思いますが、第1回目でございますから、それぞれ氏名と、本人、異議申立人、あるいは大臣、あるいは参加人、会社との関係などを述べて自己紹介をしていただきたいと思います。

まず、異議申立人側からお願いいたします。そのままで結構でございますので。

○異議申立人（檜） 異議申立人、株式会社ひのきの檜です。

○主任審理官（榮） ヒノキ何とお読みしますか。

○異議申立人（檜） ヒノキサトル。

○主任審理官（榮） サトルさんでいらっしゃいますか。

○異議申立人（檜） はい。

○主任審理官（榮） どうぞ。

○異議申立人代理人（中田） 代理人の中田です。中田祐児といいます。

○異議申立人代理人（島尾） 代理人弁護士の島尾大次でございます。

○主任審理官（榮） はい。

○異議申立人代理人（益田） 同じく、代理人の益田歩美です。よろしくお願いします。

○異議申立人代理人（檜） 代理人の、株式会社ひのき、檜広之と申します。
お願いします。

○異議申立人代理人（ ） 同じく代理人の、株式会社ひのき、 と申
します。

○主任審理官（榮） はい。檜広之さんは、会社ではどういうお立場でいらっ
しゃいますか。

○異議申立人代理人（檜） 役員になります。

○主任審理官（榮） 取締役。

○異議申立人代理人（檜） はい。

○主任審理官（榮） 常務でいらっしゃるんですね。

○異議申立人代理人（檜） はい。

○主任審理官（榮） はい。 さんは。

○異議申立人代理人（ ） 私は、本件の担当の社員でございます。

○主任審理官（榮） はい、わかりました。

次に、総務大臣側、お願いいたします。

○総務大臣代理人（森） はい。総務大臣代理人の森亮二でございます。よろ
しくお願いいたします。

○主任審理官（榮） はい。弁護士さんですね。

○総務大臣代理人（森） はい。そうです。

○主任審理官（榮） はい。どうぞ。

○主任審理官（榮） 次に、書面が事前に提出されておりますので、一応確認させていただきます。

まず、異議申立人側から提出された書面として、異議申立書、準備書面（１）、証拠説明書１、それから甲１号証から甲７２号証写しをこちらにいただいておりますが、大臣側、参加人側、お手元に届いていますか。

○総務大臣代理人（森） はい、いただいております。

○主任審理官（榮） 参加人側、よろしゅうございますか。

○参加人代理人（岩井） はい、結構です。

○主任審理官（榮） はい。次に総務大臣側から提出された書面でございますが、準備書面（１）、証拠説明書及び乙１号証から乙５号証までの写しをお預かりしてます。異議申立人、受け取ってらっしゃいますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 参加人、受け取ってらっしゃいますか。

○参加人代理人（岩井） いただいています。

○主任審理官（榮） はい。それから、最後に参加人から提出された書面、お預かりしているものは参加申立書でございますが、異議申立人、受領していらっしゃいますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 大臣側は、いかがですか。

○総務大臣代理人（森） はい、いただいております。

○主任審理官（榮） はい。一応、事前の準備の関係で書面等用意されたものは以上でございますが、本日、当日に持参された追加の書面等がありますか。

○異議申立人代理人（島尾） 異議申立人側は、特にございません。

○主任審理官（榮） はい。

○総務大臣代理人（森） 総務大臣側、ございません。

○参加人代理人（岩井） 参加人、ございません。

○主任審理官（榮） ございま……。

○参加人代理人（岩井） せん。

○主任審理官（榮） はい。

実質審理

○主任審理官（榮） では、審理の内容でございますが、申立人側はどういうふうに陳述されますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。異議申立人代理人の島尾でございますが、基本的には書面で書いてあるとおりでございます。

○主任審理官（榮） 異議申立書及び準備書面のとおりということでございますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい、そうですね。はい。

それで、ちょっと1点、口頭でご説明申し上げたいと思いますが、お手元に甲69号証、図面ですけど、これが徳島県の市町村の図面になっておりまして……、甲69号証になります。それで、海に面している市町村を赤で着色しております。それで、徳島県は海を挟んで、今、問題になっている近畿、讀賣テレビ放送の放送対象地域である近畿広域圏、大阪だとか兵庫、あるいは和歌山県と接しておるわけですが、今回の大臣裁定は、異議申立人側のその再放送の対象区域は、この中でいいますと、上板町、北島町、松茂町というこの3町になるんですけれども、このうち松茂町、北島町については鳴門市……、近畿広域圏、鳴門市から橋を渡ると淡路島になりますので、その近畿広域圏に接している鳴門市の隣の市町村だということで、地域関連性があるんですけども、

上板町は離れているから地域関連性がないというような判断をしてるんですけども、上板町もほとんど徳島市と隣接しておりまして、ちょっと、そういうような機械的な理由だけでは再送信に同意しない、再放送に同意しない「正当な理由」があるとはいえないであろうと、これが1つと、もう1点は甲72号証がございますが……。

○主任審理官（榮） 意見書ですね。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

これは、別件の異議申立事件で、高知県のよさこいケーブルネットというところが異議申立てをしたような事案であって、同じように大臣裁定では地域関連性がないということで「正当な理由」は否定されておられませんけれども、同じような論点について、過去の裁定等を踏まえて、この総務省の再放送ガイドラインというのは少なくとも本件と同様の適用をする限りにおいては違法の疑いが強いと。本件と同様といいますのは、国勢調査の結果とかで地域間の移動が0.003だとか、そういうような数字で判断するのはおかしいというような意見書になっております。これ、ちょっと入手するのが書面提出以降になりましたので、今回は意見書を証拠としてだけ出しておりますが、その点をちょっと口頭で補足いたします。

○主任審理官（榮） 総務大臣のほうからは。

○総務大臣代理人（森） まず、今回、準備書面について簡単に補足かたがたご説明をさせていただきたいと思いますが、まず、こちらの総務大臣側の準備書面（1）でございますが、これは提出日付からもごらんいただけるとおりでして、この申立ての、異議申立人のほうからの準備書面（1）を受けてのものではなくて、異議申立書だけをいただいた状態で書いておりますので、そういう意味では書いていることはある程度限定をされておまして、今回、異議申立人から準備書面でいただいたことについては次回以降書面で反論をさせて

いただこうと思っております。

○主任審理官（榮） はい。

○総務大臣代理人（森） それが1点ございまして、あと、今回の準備書面の概略なんですけれども、これは書いたとおりでございますので、長くはご説明いたしません、基本的には2つ申し上げておりまして、1つは、この異議申立書において本件裁定は「正当な理由」の解釈を誤っているということでございますので、本件裁定は再放送ガイドラインに従って「正当な理由」を解釈したものである、ガイドラインに正当性がありますから、それに基づいている本件裁定は正しいという趣旨のことを書かせていただいております。これが1点。

それで、もう1つは、これが多分、本件の大きなポイントだと思いますが、放送法の第144条第3項の文言として、「正当な理由」がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするということがございまして、このことが同意裁定が原則であるというような言われ方をする根拠になっているわけなんですけれども、この規定ぶりを根拠に、その同意裁定が原則であるとするのはおかしいのではないかとということです。それは、立法当時においてもそうですし、今日においてこの立法当時からも随分長い年月がたつわけなんですけれども、その時代の変化を考慮すれば、ますます同意裁定の原則ということにはならないのではないかと書いております。

以上でございます。

○主任審理官（榮） はい。参加人の側からは。

○参加人代理人（岩井） 代理人の岩井でございます。

参加人の意見の概要につきましては、参加申立書の2ページ以降でおおよその概要は記載させていただいております。ただ、この点につきましては参考資料、証拠をまたつけて、詳細に書面で追って主張をさせていただきたいと考え

ております。

それと、先ほど総務省からのご指摘があったのですが、今回、準備書面(1)というのが異議申立人のほうから出ておりまして、最近、これを我々は入手したのですが、ざっと拝見させていただきますと、法的な関係、例えば、同意裁定制度にかかわる法則の解釈であるとか、あるいは参加人との関係でいえば、参加人の讀賣テレビの放送の活動、あるいは放送の内容と徳島県のかかわりの事実問題ですね。この辺も比較的詳細にご主張をいただいているようなので、その2点も踏まえて、必要に応じてちょっと主張補充をしたいと考えております。

もう1点が、これは裁定でも若干触れられておるのですが、この讀賣テレビの番組の著作権の問題であるとか、あるいは地元放送局の経営という観点ですね。こういうところも裁定には触れられておって、参加人としては、この点についても本件を判断する上での重要な要素になると考えております。特に著作権、前者につきましては、今回、異議申立人から出されておる準備書面にも、具体的に日本テレビとの関係の裁判例なんかも、分析をかなり詳細にされておられますので、この辺についてもちょっと主張をしたいと考えています。

それから、もう1つの地元放送局との関係でいくと、これは裁定の中でも触れられておりますし、若干、これとは違う観点から言いますと、結局、この地元放送局と有線放送事業者との関係が徳島県でどういうふうに受信者利益に絡んでいるのかと、実態はどうなのかと、この辺のところも重要なところになってくるというふうに考えておって、その辺の主張もしたいと思います。

ただ、その辺につきましては、特に前者、著作権に関しては当事者は日本テレビでありますし、それから、地元局の状況、地元の状況ということに関しては、当事者が四国放送ということもありますので、我々としては、参加人としては、できればこの2社についてのご意見を聞いていただくことは不可欠だと

考えておまして、その辺の部分についても若干主張はしたいというふうに考えております。

以上です。

○主任審理官（柴） はい。今の、ちょっと最後の点がよくわからなかったんですけども、ほかの2社の関係については、讀賣テレビさん、参加人のほうで、そちらで聴取するなりした上で、こちに提出していただくと、こういう趣旨でいらっしゃいますね。

○参加人代理人（岩井） そこはそうではなくて、我々のほうでできる部分については主張したいと思うのですけれども、やはり現実に行っている当事者ですので、できればこの場で参加人として入っていただいて、直接ご意見を聞いていただきたいという趣旨でございます。

○主任審理官（柴） そうですか。それで、それぞれに今、書面を補う形で説明がございましたけれども、申立人側としての今後のご予定なり、今回、書面については説明……、これも予定はどうなりましょうか。

○異議申立人代理人（中田） その点なんですけど、今後の方針については島尾弁護士から説明いたしますが、この審議会の審理の範囲の問題について、若干意見を申し上げたいんですけれども、既に藍住町と北島町についてはですね……。

○異議申立人代理人（島尾） 松茂町。

○異議申立人代理人（中田） あっ、松茂町か。再送信同意の判断が示されておって、これが上板町について同意されないのはどうなのかという、この部分がまさに審理の対象になるはずであって、それを今、参加人がおっしゃったように、非常にその範囲を広げてあれこれ言うというのは、本来の異議の審理の範囲外の問題ではないかというふうに私のほうは思いますので、そこらのところを十分、審理官におかれては、いわゆる主張整理をお願いしたいと思ってお

ります。

○主任審理官（榮） はい。

○異議申立人代理人（中田） それで、今後の……。

○異議申立人代理人（島尾） 異議申立人と一緒なんですが……。

○主任審理官（榮） 今の点にだけ、ちょっと応対いたしますと、審理官として付議、担当されているのは、今回の異議申立てについての審理でございます。異議申立ての対象範囲を画したのは、申立人側でございます。ほかの方からは誰も異議はございませんので、私どもとしては、その範囲で、今、審理対象としてお預かりしている案件は異議申立人が設定された事案についてと考えております。

○異議申立人代理人（島尾） はい。異議申立人代理人の島尾でございますけれども、その関係で、今のお話だと、結局参加人のほうも、少なくとも北島町と松茂町については異議の申し立てをなさらなかったわけで、そうすると、北島町と松茂町については大臣裁定にのっとって、結局再放送が認められることになるわけですね。そうしますと、日本テレビの著作権がどうだとか、地元民放がどうだとかいう話というのは、もう……。

○主任審理官（榮） ちょっとですね、論争をしていただくよりも、異議申立人としての今後のご予定はどういうことをお考えになっているのか、それを聞きたいということで……。

○異議申立人代理人（島尾） あっ、わかりました。では、はい。

○主任審理官（榮） もう一度、一応、今のお話を一旦撤回していただいて、もう一度、島尾弁護士さんからお話してください。

○異議申立人代理人（島尾） はい。じゃあ、ちょっと1点、主張をするべきかどうかという前提として確認したいんですけども、総務大臣側で、この放送法の解釈について、正当……。

○主任審理官（榮） もし議論が必要なら、そういう場は設けますので、まずは申立人として今の時点でお考えになっている今後のご予定を明らかにしていただきたいと思います。

○異議申立人代理人（島尾） ええ。放送法の解釈について、書面を書くべきかどうかということを考えているんですけれども、ちょっと、総務大臣がおっしゃっていたことがよくわからなかったのが、この放送法の、正当な理由がある場合を除き、同意をすべきものは裁定をするものとするという条文について、同意裁定の原則を定めたものではないという主張を補充されるというご主張があったんですけれども、そこも、この文言というか、法律文言について、文言は、「正当な理由」がある場合を除き、同意すべきものは裁定をするということになっているんですけれども、その同意が原則でない、同意裁定が原則でないとか、そういう法律解釈をご主張なさるという予定なんでしょうか。

○総務大臣代理人（森） はい、そうです。

○異議申立人代理人（島尾） わかりました。ちょっと、主張がよくわからないところはありますんですけれども、適宜こちらのほうで必要な範囲の主張、意思を補充をいたしたいなと考えております。よろしくお願いします。

だから、基本的には、こちらのほうとしては、今回の準備書面（1）で、もう言うべきことは言ってるかなと思ってますんで、必要に応じて、何かあれば補充するというぐらいで、早期の審理をお願いしたいなと思っております。

○主任審理官（榮） そうしますと、こういうご趣旨に承ってよろしいでしょうか。総務大臣側、それから参加人から、今回の異議申立人の準備書面（1）を受けて、それぞれに主張を補充し、提出するというふうなご趣旨のことをさっきおっしゃられたと思いますが、それを見た上で検討して、さらに主張を補充すべき点があれば補充なされると、こういう趣旨でよろしゅうございますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） はい。ほかに、総務大臣側から補充する点がありますか。
よろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） ええ。こちらでは、こういう主張をさせていただこうという、要約程度のものは用意はしてきているんですけども、あまり内容まで語らなくても、書けばよいということであれば本日申し上げませんし、それは、いかがでしょうか。

○主任審理官（榮） やはり、きちんとした形でお出しいただいたほうがよろしいと思いますので、早目に準備書面の形で出していただければと思います。

○総務大臣代理人（森） はい、わかりました。では、今日は申し上げず、書面で提出するようにいたします。

○主任審理官（榮） はい。では今後の書面の……、ある意味で争点をどう形成していくかという問題にはなるんだろうと思いますが、法律に基づく行政の原則のもとで、その根拠となる法、あるいはそれに基づく規定その他をどう考えていくのかの部分と、あと、事実の当てはめの問題とか、あと、評価の問題とか、いろいろ通常の問題点と同じように進展するんだろうと思いますが、できるだけ集中して、早期にご準備をしていただきたいと思います。

総務大臣側、書面提出はいつごろになりますか。一どきになるんでしょうか、2回に分かれるんでしょうか。準備書面などのご用意……。

○総務大臣代理人（森） まとめて提出をしようと思いますけれども、できれば1か月半程度いただければと思うのですが。

○主任審理官（榮） そうですか。参加人側は。

○参加人代理人（岩井） 参加人のほうも、まとめて証拠とともに提出したいと思います。ただ、先ほどもお話があったように、準備書面、ちょっとごく最近手に入れたもので、ちょっとまだ全部見終わっていないところがあるので、

できれば、書面の提出を1月末ぐらいでお願いをしたいと考えてます。正月も入りますので。

○主任審理官（榮） はい。今日、証拠の書類は、一応、コピーは事前にいたしてるのですが、証拠調べはもう少し争点が詰まってから正式に調べたいと思いますので、原本等の持参はその際にお願いいたします。次回以降にお願いいたします。

それで、果たして全部の証拠を調べなければいけないのかどうかも踏まえてご検討いただきたいと思います。事実関係で、どこまで争いがあるのか、事実として争いのない部分まで書面証拠が必要なのかどうかを踏まえて整理したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○総務大臣代理人（森） わかりました。すみません、それは、今提出しているものについても、再度検討してということでしょうか。

○主任審理官（榮） まあ、争いがなければ別に書面の裏づけがなくても主張どおりでよろしいのかと思いますので、民事訴訟、行政訴訟で行われているのと基本的には同じだと思います。

○総務大臣代理人（森） わかりました。

○主任審理官（榮） まあ、自白の拘束力があるのかないかの問題は別ですけども、いずれにせよ合理的に、記録を厚くするだけがいいことだとは思いませんのでね。

○総務大臣代理人（森） 例えば、本件裁定とか、紛争処理委員会の結果みたいなものも、ちょっと一覧性の観点もあって書状の形で提出させていただいているんですけども、それはそのままにしておいても……。

○主任審理官（榮） そのまま、あれはいただければと思います。そういう基本となる資料について、一応手続としては切り離されておりますので、この場では、必要なものは、さらに追加して出すものがあればそれぞれに、申立人か

らも、大臣側からも、参加人からも、それぞれにお出しいただきたいと思います。よろしく吟味してください。

○総務大臣代理人（森） わかりました。

○主任審理官（榮） あと、ほかになれば日程調整を行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

十分に準備していただきたいと思いますが、参加人のほうから先ほど、1月末までに提出したいと、こういうご趣旨でしたよね。この書面提出については、裁判所で行われているようにファクシミリなどを利用するか、量が多いときはレターパックなどを利用していただいて、受領についてはファクシミリなり、受領書面付きの送付書面を、裁判所で行われている例に倣って当事者間で直送し合っていて、こちらの電波監理審議会の事務局経由で送るということよりも、直送していただいたほうが早いと思いますので、そういう直送手段をご利用願いたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、参加人のほうから1月末、大臣のほうからもっと早く、年内、あるいは年明けには出るんだろうと思いますが、申立人側、ご検討されるわけですよ。2週間ぐらいあればいいですか、その後。

○異議申立人代理人（島尾） そうですね、とりあえず総務大臣の、出て……、2週間ぐらい……。

○主任審理官（榮） ああ、そうですか。総務大臣は大体いつごろになりますか、提出は。

○総務大臣代理人（森） そうですね、1か月半と申し上げましたけれども、できれば年明けぐらいにしていだけないかと思いますが。

○主任審理官（榮） 1か月半で、既に1月、年明けですね。

○総務大臣代理人（森） ああ、そうですね。すみません、1か月半ばごろに提出したいと思います。

○主任審理官（榮） そうしたら、1月15日ぐらいまでにはということですね。そうすると、2月の上旬か中旬ということで。

午前中でもよろしいですか。午後がよろしいですか。

○異議申立人代理人（中田） 午前中でも結構です。

○主任審理官（榮） よろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） 結構です。はい。

○主任審理官（榮） そうしますと、2月18日の午前。

○異議申立人代理人（島尾） すみません、17といたら、お差し支えですかね。

○主任審理官（榮） 2月……。

○異議申立人代理人（島尾） 17日、前の日。

○主任審理官（榮） 17日、月曜日。

○補佐審理官（雨宮） これ、部屋とれないんですね。

○異議申立人代理人（島尾） じゃあ、結構でございます。

○主任審理官（榮） 18で大丈夫ですか。よろしいですか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） では18日の午前10時30分からということで、よろしゅうございますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） では、次回期日は2月18日午前10時30分です。次々の予定は、とっておかなくてよろしいですか。

○異議申立人代理人（島尾） もしあれであれば、おとりいただけたらなと。

○主任審理官（榮） 1カ月ぐらいでいいですかね。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 3月の、3月25日火曜日の、これは午前でも午後でも

結構ですが。

○異議申立人代理人（中田） はい。

○主任審理官（榮） いけますかね。

○異議申立人代理人（島尾） いずれでも結構でございます。

○総務大臣代理人（森） すいません、ちょっと午前中が差し支えます。

○参加人代理人（岩井） 私、午後がちょっと差し支えます。

○主任審理官（榮） じゃあ、この日はだめですね。26日。もっとさかのぼらせるなら、20日でも構いません。20日、木曜日、連休の前の日ですが。

○参加人代理人（岩井） 20日はちょっと差し支えます。申しわけない。

○主任審理官（榮） 差し支える。あと、19日水曜日。

○参加人代理人（岩井） できれば、午後でお願いできればありがたいんですが。

○主任審理官（榮） はい。では19日の1時半でよろしいですか。

○参加人代理人（岩井） はい。

○総務大臣代理人（森） 結構です。

○主任審理官（榮） では、次々回が3月19日、13時30分。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 今日の期日は以上でよろしゅうございますか。あと、ほかに何か事実上ディスカッションしたい点があれば、オフレコの場合もつくる必要があるかどうか、打ち合わせが必要かどうかですが。

○異議申立人代理人（島尾） 結構でございます。

○総務大臣代理人（森） こちらも結構です。

○主任審理官（榮） よろしゅうございますか。

○総務大臣代理人（森） はい。

閉 会

○主任審理官（榮） では、以上で本日の期日を終了いたします。ご苦労さまでした。

平成26年2月18日

於・1002会議室（10階）

第480回

電波監理審議会

異議申立て審理（第2回）

電波監理審議会

目 次

1. 開 会.....	1
2. 実質審理.....	1
4. 閉 会.....	1 1

開 会

○主任審理官（榮） それではただいまから、前日期日に引き続いて審理を行います。

実質審理

○主任審理官（榮） 早速ですが、ご用意されたと思いますが、本日、総務大臣はどのように陳述なさいますか。

○総務大臣代理人（森） 総務大臣は準備書面（２）、準備書面（３）、準備書面（４）を陳述します。

○主任審理官（榮） あわせてポイントの点があれば指摘し、補足説明があればしていただけますか。簡単で結構でございます。

○総務大臣代理人（森） 申し上げます。準備書面（２）は、昭和６１年の有テレ法改正以降の事実関係について主張しております。基本的に、書きましたことは、裁定制度の創設時から今日に至るまでにはいろいろな変化、ケーブルテレビを取り巻く環境に大きな変化があったということを書いております。

１つは経営環境、ＩＰ電話ですとかインターネット接続サービスなどがサービスメニューとして入ってきたこと。それから制度的な変化です。旧放送法の改正、放送普及基本計画の規定の追加といったことがございます。技術的变化もございました。光ファイバーによる高速ネットワークの整備が可能になったことなどです。そのような変化について書いておりまして、基本的には、ケーブルテレビは昭和６１年とは違って、既に揺籃期にはないということを書いております。あわせて、裁定の上板町に関する当てはめ、区域の単位が市町村単位であるべきであるということを書いております。それが準備書面（２）です。

準備書面（３）は、専ら正当な理由の解釈、文理解釈が妥当であるかどうか。それから裁定制度には、基幹放送事業者の表現の自由の制約になる面があるというようなことを書いております。専ら法律論の中心的な、こちらの主張の中心的な部分について書いたものが準備書面３でございます。

準備書面（４）は申立人の準備書面（１）に対する認否をしております。申しわけありません。これは本来、準備書面（２）の冒頭で書くべきだったんですけれども、準備書面（１）をいただいたときには、こちらは既に準備書面（１）を出しておりましたので、失念してしまっておりまして、そのまま主張を書いてしまいました。それで、後から準備書面（４）で認否だけ追加しております。

以上です。

○主任審理官（榮） 本件の対象となっている裁定処分について、総務大臣側として主張すべき、説明すべき点はこれで完結したことになるのでしょうか。

○総務大臣代理人（森） はい。現時点では一通り完結していると考えています。

○主任審理官（榮） まだほかに補う点があるのでしょうか。

○総務大臣代理人（森） いいえ、今のところございません。

○主任審理官（榮） 異議申立人の側に伺います。どのように陳述されることになりますか。

○異議申立人代理人（中田） 今、いろいろご説明がありましたので、全体的な反論をさせていただきたいとは思っています。

○主任審理官（榮） 本件のポイントについては、総務大臣側、処分庁側からは、裁定処分が適法であり、相当な内容だという趣旨のことを言わんとしているのかなと思っています。それに対して異議申立人側からは、異議申立書及び準備書面（１）で、そうではないんだと、取り消されるべきものなんだということを述べてらっしゃるんですが、問題は、かみ合っているかどうかなんだと

と思いますが、これで総務大臣側の主張、説明は一応完結したということでございますので、異議申立人側のご主張について、かみ合っているのかどうか、補っていただく点があるのかどうか。特に18ページの5項のあたり。

○総務大臣代理人（森） 準備書面の（1）の？

○主任審理官（榮） 準備書面（1）の。

○異議申立人代理人（島尾） 総務大臣の？

○主任審理官（榮） いえ、申立人の。

○異議申立人代理人（島尾） 異議申立人の、はい。18ページでございますか。

○主任審理官（榮） はい。5の、「総務大臣が、裁定における『正当な理由』の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、少なくとも、区域外再送信において『放送等の地域性に係る意図』を考慮すべきとした部分をそのまま新たな基準として用いることは、放送法に違反し許されない」とか、20ページの（3）のアンダーライン部分で、合理性を欠くというほかないとか、いろいろ、ガイドラインの位置づけについて微妙な違いがあるようにも感じられます。25ページの（6）の締めくくりあたりとか、全体として、やはりこの本件、かみ合った主張にしていただかないといけないのかなと思っておりますので、そのような点も踏まえてご検討いただければと、お願いいたします。

○異議申立人代理人（島尾） わかりました。

○主任審理官（榮） 法論理的に見て、このガイドラインというものがどういう位置づけになっているのか、捉まえ方が微妙に違うのかもしれないし、違っていたのでは、いかななものかなということにもなりかねませんので、ご主張としてそれぞれははっきりさせていただきたいなと思います。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 異議申立人側として今後のご予定、時間、日程等は。次

回期日は既に、3月19日、午後1時30分からと決まっておりますが、書面は大体いつごろいただけますか。

○異議申立人代理人（島尾） 結構、分量が多いのが出ていますので、全体的な反論となるとちょっと時間がかかるかと思うんですが、例えば今、審理官がおっしゃられたガイドラインの法的な捉え方とか、そういう点の書面を先にお出ししたほうがよろしいでしょうかね。

○主任審理官（榮） アクションを起こされた申立人側が、やはりこの事件のポイントを画しているのだらうと思いますので。

○異議申立人代理人（島尾） そうですね、一か月なので、全体的な反論というと間に合わないかもわかりませんので、とりあえずガイドラインの解釈的なところを、まずお出しをいたしたいと思います。

○主任審理官（榮） そうですか。

○異議申立人代理人（島尾） それで、今回は3月19日、1週間前というところとちょっと遅いですかね。

○主任審理官（榮） いや、それでも結構でございますが。努力目標として、1週間前提出ということでよろしゅうございますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい、申しわけありません。

○主任審理官（榮） この審理、判断の組み立てとして、やはり法律ほか、下位法令までの法的な判断の枠組みの中で行うべきものだと思います。そして規範の部分と、あと、それに対する事実の当てはめの部分との判断ということと、構造的にきちんと位置づけていただかないと、全部足しあわせて、何となく全体でというムード的な判断はできませんので、ご用意いただきたい。いずれ、そのような法論理的なご主張、それぞれの当事者が完成させるようお願いしたいなと思っております。

その関係で証拠の準備をしていただいているわけでございますけれども、真

に、どの争点に、どういうふうに証拠が必要になるのかというのも、そういう法的な枠組みとの関係で変わってくるものだろうとは思いますが、処分庁側も異議申立人側も、証拠説明書については再検討いただかなきゃならない点があるのかなというふうに、ざっと見て、今の段階で思っている次第です。この指摘が正確なのか不正確なのも含めてご検討いただければと思いますが、原本として提出されようとしているものについてなんですが、お預かりしたものは全部印刷物の形で、いわばコピーした形のをいただいているわけですが、裁定申請書を原本として異議申立人側が提出されるような証拠説明になっているんですけれども、原本は提出済みのはずで、お手元にあるはずなのでとか、いろいろ、このコピーのもとになったものはどういうものなのかということを想像しながら見ていきますと、そういう意味でのご検討をいただかなきゃならない面があるのかなと思っています。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（柴） これは処分庁側、異議申立人側だけではなくて、ほかの方にも言えるのですが、ウェブページのコピーを出しているようなものについて、ここでウェブページそのものを確かめることはできませんし、現にそのウェブページが今もオープンされているのかどうかもわかりません。そういうものについて、この審理ケースの場にどういう形で、証拠の形にして提出していただくのがよろしいのか、ちょっと工夫していただきたいなと思います。担当者、あるいは代理人名の報告書面として、その添付資料としてお出しをするような形であるならば、証拠書類としての調べとしては、そういう報告書面を調べることになり、その報告書面が、権限ある方によって形式的真正、証拠としての、書面としての形式的真正があるのかどうかとか、そういう吟味になっていくんだろうと思いますが、今のままだと認否書もちょっと書きづらくなるようなことにもなりかねないと思いますので、新しい、再度整理された

上での争点との関係で必要性が残るものについては、そういう形で再吟味していただければと思います。

争いのない点多々あるかと思いますが、不必要になったものについては撤回していただいて、欠番にしていいただければよろしいのかなと思っておりますが、これだけの資料を集めて準備されること自体のご苦勞は大変なものがあつたかとは思いますが、判断との関係でさらに、審理期日への出し方についてご留意をいただければと思います。

○異議申立人代理人（中田） ちよつとよろしゅうございますか。今のご指摘なんですけれども、例えばウェブページについてのご指摘がありましたが、これについては、もしそれが、このまま証拠として維持するのであれば、例えば担当者の報告書の形にして出し直すという、そういうことを求めておられるのでしょうか。

○主任審理官（榮） ですから、書証の証拠説明書の……、その辺をどうしたらいいんでしょうね、専門家の弁護士さんたちにご相談しなきゃいけない点なんですけれども、後で認否等に疑義を生じないように、やりやすくなるようにという趣旨からの問題提起でございますので、基本的にはそれぞれのご判断にお任せざるを得ないんですけれども、出し直しが必要だと思われるものであれば出し直していただければとは思いますが、

○異議申立人代理人（中田） いや、その形式をお尋ねしているので、もし維持するとすれば、その担当者の報告書を、例えば上につけて、それで該当のウェブ……。

○主任審理官（榮） はい。かがみを1枚つけていただければ、それで済むと思いますけれども。

○異議申立人代理人（中田） そういう形で出し直すという形。

○主任審理官（榮） 証拠説明書さえ書き直していただければ済むような形に

していただいたほうがいいのかもしれないなと思っています。

○異議申立人代理人（中田） それはわかるんですけども、既に証拠に出ているものを、いわゆる報告書を上に添付して、もう1回出し直すという形をとる必要があるのか、あるいはその報告書……。

○主任審理官（榮） これは事実上提出していただいているだけで、まだ取り調べは終わっていません。裁判所と同じで取り調べそのものは留保しておりますので、事実上見れている状態としか。ご用意されている段階でございますので、今、そういう意味では差しかえ自由の状態でございます。

○異議申立人代理人（中田） もう1回出し直して差しかえるという形をとればいいというご趣旨ですかね。

○主任審理官（榮） ええ、ですし、文書そのものに担当者を表示するかどうかも必要かどうかなんですけれども、例えば甲31号証で「とくしまの農林水産業」などというあれが出ています。これはウェブページではないんでしょうけれども、こういうものも証拠説明書上、誰が作成したか、作成者を直していただければそれで済むということです。

○異議申立人代理人（中田） 作成者は徳島県ということに、こちらのほうとしてはしておりますんですが。

○主任審理官（榮） 別に私どもとしては、徳島県のものを入手して出しているということで、このコピーの作成者を作成者として示していただいても構いませんということです。

ウェブページのものが、ありますか。

○異議申立人代理人（中田） ウェブページのものもあります。

○主任審理官（榮） 例えば甲の30……。

○総務大臣代理人（森） 甲52号証はウェブページです。

○主任審理官（榮） あっ、甲52号証。ちょっと細かい作業で、これから打

ち合わせ期日をしたほうがいいのかもしれませんが。

○総務大臣代理人（森） 32号証です。失礼しました。

○主任審理官（榮） そうですね。こういうものは、お出しいただいているものはこのままでもいいですけれども、証拠説明のほうに、作成者を担当者名にして、ウェブページのコピー作とかいうふうにいただければよろしいのかなと。

○異議申立人代理人（島尾） わかりました。

○主任審理官（榮） ただし、何年何月何日のとか、特定できるようにしていただいて。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○総務大臣代理人（森） すいません、今のところでちょっとよろしいでしょうか。こちら乙21号証が、あんまりウェブサイトは出していないのですけれども、乙21はウェブなんです、私はふだん、裁判所に提出するときは、作成者はウェブサイトの作成者名にしまして、原本写しのところは写しにしまして、備考のところに、そのウェブサイトを何月何日にプリントアウトしましたと書いて、それで提出しておるんですけれども。

○主任審理官（榮） 電子情報のやつで。

○総務大臣代理人（森） はい。ですので、乙21であれば作成者は徳島新聞で、原本写しは写しで、備考欄に何月何日、作成日付は2012年6月1日で、備考欄にプリントアウトの日付を書くような形で、訴訟のときはやっております。

○主任審理官（榮） 参加人のほうも、同じような問題あると思うんですけれども。

○参加人代理人（岩井） その辺は、やり方はいろいろあると思いますので、ご示唆をいただいて統一していくという感じで、手続的な問題というふうにも

と思いますが。違う扱いを三者がしていても、あまり意味がないのかなと。

○主任審理官（榮）　そういうことで、私ども、出し直しまではあまり考えていなかったのですが、証拠説明の表示の仕方をそろえていただきたい。そうすると、総務大臣側は一番少ないようですから、見本を示していただければ。

○総務大臣代理人（森）　わかりました。

○主任審理官（榮）　では、よろしくお願いいたします。いつごろいただけますかね。

○総務大臣代理人（森）　1週間ほどいただければ。

○主任審理官（榮）　では、それにそろえていただいて。

○異議申立人代理人（中田）　わかりました。そのようにします。

○主任審理官（榮）　よろしくお願いいたします。

○異議申立人代理人（中田）　よろしくお願いいたします。

○主任審理官（榮）　ほかにはよろしゅうございますか。

○参加人代理人（岩井）　参加人です。参加人のほうも一応、準備書面というのをお出ししております。

○主任審理官（榮）　読ませていただきましたが、これにもかみ合っているかどうかという問題があるかと思ひまして。

○参加人代理人（岩井）　今のご議論を拝聴してまして、一応、私どもも審理官と同じような問題意識があつて、結局は放送法144条の正当理由の解釈ということで、その解釈の中で、ガイドラインというのはどういう位置づけなのかということとは1つ問題になって、そののところについて意見を申し上げた上で、当てはめとして本件に関してはどういうふうに考えるべきなのかというようなことを、一応、そういう視点からまとめて整理はしていたつもりなのですけれども。

○主任審理官（榮）　この点、今の議論の点でもう少し突っ込んでみますと、

総務大臣の準備書面を見ますと「ガイドラインに基づく」って書いてらっしゃるんですね、「放送法に基づく」って直接書いていないんですね。

○総務大臣代理人（森） はい。もちろん放送法に基づくことであろうとは思いますが、放送法の、何ていうんでしょうか、解釈としてといいますか、まさに指針として、ガイドラインに基づく解釈であるという理解です。

○主任審理官（榮） ガイドラインは規範性があるんですか、ないんですか。

○総務大臣代理人（森） 私は規範性があるのではないかと思います。

○主任審理官（榮） その辺の位置づけが問題なのかもしれませんし、もし、総務大臣のほうでご説明、不足の点があるならば補っていただかなきゃいけないことにはなろうかと思いますが、今回は、まずは異議申立人側の宿題とさせていただきますので、それを踏まえて進めていただきたいと思いますと思いますが、参加人のほうの準備書面はそれからよろしゅうございますか。

○参加人代理人（岩井） 準備書面はというと。

○主任審理官（榮） ご主張をされるのは次回でよろしゅうございますか。読ませてはいただいておりますが、陳述は次回でよろしゅうございますか。

○参加人代理人（岩井） ええ。今の論点というのは、ちょっと繰り返になりますけれども、ガイドラインの位置づけというのは、今回の準備書面で、一応主張はしているつもりなんです。

○主任審理官（榮） そうですか。

○参加人代理人（岩井） ですからその中で、もし、異議申立人のほうでその部分も踏まえてご反論なり、ご意見をいただけるのであれば、それはそれで、それに対する対応はさせていただきますし。

○主任審理官（榮） わかりました。言葉を挟むようですが、問題は総務大臣の判断と、考え方と、参加人の考え方とは、齟齬はないんでしょうね。

○総務大臣代理人（森） すいません、齟齬とおっしゃいますと、例えばどの

ような。

○主任審理官（榮） いや、よくわかりませんが、もし、齟齬があったら困るなと思ひましてね。

○総務大臣代理人（森） 例へば、裁定制度の捉え方について、参加人のほうからは違憲の疑いがあるとはっきり書面に書かれているわけですが、それはもちろん、総務大臣はそんなふうには考へておりませんし、そういう意味では、考へ方には違ふ部分はあります。

ただ、今回の裁定についても、総務大臣側では、裁定は細部においてまで正しいものであったと考へていますが、参加人がそういうふうにお考へかどうかはわかりませんが、そのことが問題であるとは直ちには思ひないんですけれども。

○主任審理官（榮） ちょっと検討させていただきたいと思ひますので、預かせてください。

○参加人代理人（岩井） わかりました。

○主任審理官（榮） よろしゅうございますか。

閉 会

○主任審理官（榮） では、本日はこの程度で終了いたします。

次回期日は3月19日、水曜日、午後1時30分から開催いたしますので、異議申立人、総務大臣及び参加人は準備書面、その他のものを、少なくとも1週間前を努力目標としてお出しいただきたいと思ひます。

○参加人代理人（岩井） すいません、参加人は特に用意するものはないという理解でよろしいですね。

○主任審理官（榮） あればということでございます。

○参加人代理人（岩井） はい。

○主任審理官（榮） よろしくお願ひいたします。

審理準備会議

○参加人代理人（岩井） 参加人なんですけれども、正式な代理人としては登録してないのですけれども、参加人会社の事実上の担当者がおるのですが、同席というのは。

○事務局 お名前は。

○参加人代理人（岩井） ■■■さんという方と、それから■■■さん。

○主任審理官（榮） 後で指定書なり、担当のあれの書面は追加して出していますか。

○参加人代理人（岩井） わかりました。

○主任審理官（榮） よろしゅうございますか。

○参加人代理人（岩井） じゃ、ちょっと。

○事務局 代理人として入って、あっ、じゃあ。

○主任審理官（榮） ええ、代理人としてということであれば。

○事務局 代理人としてもらって……、あっ、入ってますね。

○参加人代理人（岩井） 後で、こういうものをというふうにご指定いただいたら。

○主任審理官（榮） ちょっと、事務局との間で確認作業をさせていただきますので、よろしくお願いします。

（代理人入室）

○主任審理官（榮） では、打ち合わせ、実はもう、先ほど話してしまったので、打ち合わせは要らないのかなとも思ったんですけれども、一応、証拠の関係の点で、本当は特に非公開でやらなくてもいい話なのかもしれませんけれども、フランクにお話しいただいたほうがということもあって、一応、時間的には前もって用意させていただきました。

書証の関係については、先ほどのディスカッションで大体方針が出ましたので、それでご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、参加人の関係の準備書面の点なんですが、本件の取り消しを求められている対象外の部分についても随分ご主張になっていらっしゃるの、それはどういう関係になるのかしらというふうに、何のための参加なのかと。あくまで、本件の審理の対象となっている処分の部分について参加なされているんだらうと思いますので、対象外の部分についてどうなさるのか。その部分については既に確定しているのかどうなのか知りませんが、ご不満があるとしても、それ、争点外になってしまいかねないとなると、どう扱ったらいいのかという点が、こちら、非常に、今の段階で。ただ、争点そのものが完全にまだ形成されていない中で、参加人のご主張しようとする点はどういう位置づけになってくるのかを、法論理的に位置づけができていないものですから、今回はちょっと、留保というふうにお願いした次第なんですよね。

そちらも異議申し立てされていけば、また別の問題になるんですけども、そうではないので。

○参加人代理人（岩井） ただ、この点は、まず、本件の審理の対象になっている上板町というのがあって、それについて判断をする場合に、どういうふうな枠組みで判断をしていくべきなのかという部分があって、それに対して、こういうふうな判断の枠組みで判断すべきなんだっていう主張をしているつもりで、決して対象外だというふうには認識はしてないと。

○主任審理官（榮） では、総務大臣の判断に対して異論を唱えていらっしゃるわけですね。

○参加人代理人（岩井） はい？

○主任審理官（榮） 総務大臣の判断とは違うわけですね。

○参加人代理人（岩井） 総務大臣の判断というのは裁定の趣旨ですか。

○主任審理官（榮）　そうです。裁定処分、本件の対象の、あくまで裁定処分
のうちの一部についての取り消しを求めている審理なものですから。

○参加人代理人（岩井）　その取り消しが必要ないという理由づけの1つの判
断の中で、こういうふうな考え方をすべきなんだというつもりで主張はしてお
って、その点については、一番最初の冒頭の部分でも、そういう趣旨なんだと
いうことを一応書いておいたつもりではあるんですが。

　ご趣旨はわからなくはないんですけども、具体的にね、審理官のほうとし
て、この部分は対象外だというふうに認識されている部分というのはどのあた
りのことになるんでしょうか。

○主任審理官（榮）　本件の取り消しの対象になっていない部分です。まあ、
あまり議論してもしょうがないと思いますので。

○参加人代理人（岩井）　ですから……。

○主任審理官（榮）　ちょっとそういう点で、あくまで、基本的には異議申立
人と処分庁との間の問題について、あくまで、参加人はね、それに対して参加
する立場でございますので、それで、齟齬が生じることはないでしょうねと申
し上げたわけです。

　私どもからすると、讀賣テレビは異議申立人側に参加しているのではなくて、
処分庁側に参加してらっしゃるのかなと。

○参加人代理人（岩井）　おっしゃるとおりです。

○主任審理官（榮）　思ってたものですから、あれあれと。三つどもえになる
審理構造は考えていなかったものですから。

○総務大臣代理人（森）　すいません、横から申しわけないんですが、こちら
の理解ですけれども、上板町の取消しが不必要であるということについて、そ
れがその、上板町の取消しがどうかということは本件の争点だと思うんですけ
れども、それについて総務大臣は不要と考えておりまして、参加人も不要と考

えておりまして、そこは全く齟齬がなくて、その背景の理由となる立法事実の、立法事実があるのか、ないのかとか、あるいはガイドラインの位置づけがどうかとか、そういうことについて、若干の捉え方の違いはあるとは思いますが、上板町の部分の取消しが相当かどうかということについては、不必要であるということで、総務大臣も参加人も一致しているということだけではないかと思っています。

○主任審理官（柴） はい。

○異議申立人代理人（中田） いや、でも、さっきの憲法違反の話があったでしょ。

○総務大臣代理人（森） はい。

○異議申立人代理人（中田） 総務大臣は憲法違反だと考えていないと。でも参加人は、それは憲法違反だと、こういうご主張が出ているわけで、そこは審理官がおっしゃっておられるように、本来、総務大臣の主張を超えているような主張をこの場で、補助参加人が、総務大臣に対して補助参加しているのに、そういう主張を出すのは、これはやはりおかしいんじゃないかと、この審理構造の中ではおかしいのではないかと。だから、主張はやはり限定しないと、補助参加の枠を超えるような格好になって、おっしゃられるような、いわゆる三つどもえ構造のそういう話になって、どういったらいいのか、論点が広がるし、本来必要のない論点をそこに入れてきているという結果になってしまうから、おかしいんじゃないかと、そういう意味で、私は審理官のおっしゃられる意味はよくわかりますけれども。

○主任審理官（柴） ありがとうございます。ただ、ある意味でどういうふう
に制限すべきなのかという問題。そういう意味で、今回の参加人からの準備書
面の扱いについては、まずは双方の争点がやはり絞られてから、どこがどう書
かれているのか。いわゆる事情主張、単に事情として述べているだけにすぎな

いのか、本当の意味で争点となるべきご主張なのかという点についての位置づけは、はっきりさせていただいたほうがよろしいのかなと思っておりまして、今の段階で、その辺の論理的な関係がはっきりしないままだと、新たな争点が生まれてしまうような感じもして、ちょっと審理の方向性がぐらついてしまうかなと思ったもので。

○参加人代理人（岩井） 趣旨は理解しました。ですから、整理をしていただいた上で、場合によっては必要な部分に限定してもう1回主張を組み直すという形で検討します。

○主任審理官（榮） よく、裁判所だと、この部分の主張は事情であるというふうなご主張の仕方、そういうふうに補足して陳述される例もありますけれども、いろいろやり方はあると思いますが、メインの部分がぶれないようにだけはお願ひしたいと思います。

ですので、異議申立人側がどう組み立て直すのか注目しておりますので、よろしくお願ひいたします。このままの判断というのであれば、そういう判断もありますけれども、どこまで厳密化しなきゃいけないのかどうかも含めて、これはお立場でのご判断に基づいて、どうされるのか。

ほか、何かございますか。

○異議申立人代理人（中田） できたらもう1回期日を、何でしたら。これだけの代理人がいますんで、次回を決めるとなれば、大分先になるのかな。

○主任審理官（榮） 今までの形で、そんなに大して主張がないんだとすれば、証拠を調べて、次回で終わっちゃうのかという。

○異議申立人代理人（中田） そうですか。わかりました。

○主任審理官（榮） ただ、次々回が必要なのかどうか、今の段階で見えないなと思ったものですから。

○異議申立人代理人（中田） 結構です。

○主任審理官（榮） 一応、裁定上、処分庁側が法論理的な主張とか、いろいろされたと、それに対して異議申立人側で補っていただいて、いろいろ、事実の誤認とか、ご主張もいろいろありますけれども、その点まで。向こうは、事実の判断までいくのかも含めてご検討いただかなきゃいけないのかなと思っておりますけれども。

○異議申立人代理人（島尾） ちょっと確認の意味で、よろしゅうございますか。先ほど審理のときに審理官がおっしゃっておられた、ガイドラインの法的捉え方が問題であると。

○主任審理官（榮） はい。

○異議申立人代理人（島尾） 法規範性があるのかとか、そういうことをおっしゃっておられましたけれども、そういうところに非常に関心というか、審理の前提としてお考えだという。

○主任審理官（榮） 行政庁ですから、法律に基づく行政の原則に基づいて、法そのもの、あるいはそれに基づいて委任された下位法令に基づいて判断していかれるというのが行政法の基本だと思いますので、今回もそういう判断をしたんだというふうな、主張としてはそうなっているのかなと思ったものですから、それに対して、先ほど御指摘させていただいた部分、「新たな基準として用いることは」とかというのが、新たなというのがどういう意味なのかとか、ちょっとこの辺のところがよくわからなかったんですね。

○異議申立人代理人（島尾） なるほど。

○主任審理官（榮） ガイドラインは使っちゃいけないという。放送法に違反するというと、ガイドラインが放送法違反だと言っているんですかとか、何か、どういう意味なのか。でも、ガイドラインそのものは適法に成立したことは争っていらっしゃらないとすると。

○異議申立人代理人（中田） わかりました。

○主任審理官（榮） その辺のちょっと、行政法でよく問題にされるような形式的な議論をしているわけなんですけれども、どちらかなのか、両方なのかどうなのかを含めて、既にご検討いただいている点だろうとは思いますが、そこをもう少し敷衍してご説明していただけるとありがたいなという趣旨でもございます。

○異議申立人代理人（中田） わかりました。

○主任審理官（榮） ほかは、よろしゅうございますか。

○異議申立人代理人（中田） はい。

○主任審理官（榮） では、お時間をとりまして、ありがとうございました。

平成26年3月19日

於・1002会議室（10階）

第480回

電波監理審議会

異議申立て審理（第3回）

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 実質審理	1
4. 閉 会	1 2

開 会

○主任審理官（榮） それでは、ただいまから、平成25年7月23日に総務大臣が行った株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて、前回期日に引き続いて審理を行います。

実質審理

○主任審理官（榮） 準備書面について、異議申立人から追加のものを書面で数日前に受け取りました。ざっと読ませていただきましたが、どのように陳述されますか。ポイントもあわせてご指摘し、簡単に補足説明していただけるとありがたいです。

○異議申立人代理人（島尾） それでは、異議申立人代理人島尾のほうからお話し申し上げます。

前回、審理官のほうから、ガイドラインの法的な位置づけについて解釈を明らかにしてもらいたいと。それで、本件について、当てはめについてどうか、概括的なところで明らかにされたいということでありましたので、それを踏まえて検討いたしました。

それで、結論的には、このガイドラインについては法規範性がないと。総務省における放送法の、この大臣裁定の要件に関する解釈を示すものにすぎないのではないかというふうに考えるということでございます。あとは、その正当な理由という要件について、主張・立証責任が例外でありますので総務大臣側にあるのではないかと。あと、どのような観点からこの放送法144条3項の正当な理由を解釈すべきかという点について、異議申立人側の見解を明ら

かにしたものでございます。

○主任審理官（榮） 前日期日で、総務大臣側の準備書面（２）から（４）までに対して全体的な反論をする予定ということも言われた、言葉としては何かあったのではないかなと思うんですが、今後のご予定はどうなるんでしょうか。これで大体完結したことになるんでしょうか。

○異議申立人代理人（島尾） 完結といいますか、そうですね、正直、これまでガイドラインの解釈で大分主張してきましたのですけれども、ガイドラインの法的な位置づけがもし今回の書面のとおりであるとするならば、放送法の正当な理由の解釈は直接問題になるのかなということではありますが、一応、こちらの考えは概略は示しておりますのですけれども。

○主任審理官（榮） そうですか。

○異議申立人代理人（島尾） あ、概略というか——ただ、これまでの総務大臣側の書面も含めて検討はいたしたいと思います。

もし総務大臣の側でこの正当な理由——まあ、ガイドラインがあるのはわかるのですけれども、こちらの今回の考え方自体に対する意見も含めて、総務大臣側から何らかの意見なりがあれば、それは検討したいと思います。

○主任審理官（榮） 原処分、既にされた、総務大臣が行った裁定処分の審議過程でもいろいろ手続が行われておりますので、今回この場で、あと争点に絞り込んでどういうふうに判断をしてさしあげればいいのかという観点から、双方がおおむねご主張なさっていらっしゃる段階であるならば、あとは最終的なまとめと証拠との当てはめの問題になるのかとも思っておったんですけれども、今後の審理の準備について、大体、いろいろ対立はおさまるとは思いませんので、その点についてどういうふうに判断していくのか、異議申立人の考え方を前提とした判断と総務大臣側の考え方を前提にした判断と、その過程をどういうふうに突き合わせていくのか。ポイントはある程度出てきているのかもしれ

ないので、そうだとすれば論争を繰り返しても仕方ありませんので、どうするか。その辺の位置づけの問題でちょっとお尋ねいたしました。

一旦そのくらいにしておきまして、あと、今後の予定について、総務大臣側としての今後のご予定はいかがでしょうか。

○総務大臣代理人（森）　今回、準備書面をいただきましたので、いただいたことについて検討して反論はしたいと思っています。特にそのガイドラインの効力というところについて反論をしたいと思っております。

○主任審理官（榮）　それ以外の点についてはどうなのでしょう。

○総務大臣代理人（森）　それ以外の点は、今回あまり――若干それ以外のことも書かれていますけれども、それほど大きな異議申立人の主張はなかったと思いますので、基本的にはガイドラインの点について反論したいと思っています。

○主任審理官（榮）　参加人側としての進行についてのご意見……。

○参加人代理人（岩井）　代理人の岩井でございます。

今回、異議申立人のほうからガイドラインを踏まえた法的なご主張の整理がされまして、今のお話でいうと、総務大臣側からもそれに突き合わせた形の反論があるかというようにお聞きしました。

それで、従前、我々の主張がその中でどういう位置づけになるのかということころら辺をきちっと整理する必要があるというようなご示唆もいただきましたので、そこら辺の争点形成ができた段階で、ここはこういう当てはめで主張になるのだ、あるいは背景事情になるのだというような、一度そういう整理を試みたいと思います。

○主任審理官（榮）　いかがでしょうか。

○異議申立人代理人（島尾）　今、代理人でちょっと検討しましたのですけれども、先ほど審理官がおっしゃられたようなことを踏まえると、異議申立人側

のほうでもある程度次回にまとめたものを書いてみようかと思っております
のですが、今まであらわれているところをある程度整理しまして、法律的な位
置づけの問題はあろうかと思うんですけれども、大体あらわれてきているのか
なと思います。

○参加人代理人（岩井） 参加人代理人なんですけれども、一点、ちょっとご
確認をさせていただきたいのですが、今回の異議申立人のほうからの準備書面
にありました、ガイドラインの位置づけに関して法規性があるのかというよう
なお話——法規性か、法拘束性というのか、審理官のほうから前回そういうご
示唆があったのですけれども、そのポイントというのは、今回書いておられ
るような、いわゆる一般国民等について拘束力があるのかという視点なのか、
それとも、行政庁たる、審理官も含めて、行政機関が行政機関に対してガイド
ラインの法拘束性があるのかというようなポイント、視点なのか、その辺はど
うなんですか。ちょっと私も前回そのところはあやふやで、いろいろと検討
している中で、どっちの趣旨なのか、あるいは両方なのかもしれないし、ひょ
っとしたら私がちょっと的外れなことを申し上げているのかもしれないんです
けれども、ちょっとその辺のところをご開陳いただければと思うのですけれど
も。

○主任審理官（榮） ご開陳してしまう……意見書で開陳するんじゃないかと
思っていたんですけれども。

○参加人代理人（岩井） そうですか。だから、何かポイントというか、争点
がどっちなのかなという……。

○主任審理官（榮） だから、皆さん論争していらっしゃるので、随分違うな
と思ったのがあります。

今回の異議申立人の準備書面によりますと、裁判所の第1審にかわるんだか
ら、それに成りかわって判断をせいというふうなご趣旨にとれるような記載も

ありましたけれども、果たしてそこもどうなのかよく……今の段階で申し上げるべきなのかどうか。異議申立人のお考えはお考えとして書面にさせていただきましたので、随分理解しやすくなったかと、言葉としての理解はできるようになったなと思います。だから、かみ合うところはかみ合うし、かみ合わないところはかみ合わない、その辺が是々非々でいろいろ整理できてくるのかなと思っております。

総務大臣のほうはいかがでしょう。

○総務大臣代理人（森） 何というんでしょうか、まさに行政機関に対する拘束力はあっても直接国民を拘束するものではないということで、ご主張としてはガイドラインを無視した形で考えるということだと思えるんですけども、ちょっと我々としてはそうなのかなと思っておりますので、そこを次回の反論として書きたいということです。

○主任審理官（榮） それで、今後の審理の予定なんですけれども、何回ぐらいやれるんですかね。もうそろそろ終局……。

○異議申立人代理人（中田） 次回ぐらいで、私のほうはもう結審していただいていいんじゃないかと思っておるんですが。

○主任審理官（榮） いかがですか。

○総務大臣代理人（森） 総務大臣としては、次回の異議申立人のご主張次第だと思いますが、それほど大きな新しいものが出てこなければ、そういうことになるのかなと……。

○主任審理官（榮） どうぞ。

○異議申立人代理人（島尾） よろしゅうございますか。今回、もう概略書いてあるとおりでありまして、基本的なスタンスとしては、従前からそれは一貫しておりますのですけれども、正当な理由は、条文上、総務大臣側に主張・立証責任があると。原則として、正当な理由がなければ同意するということにな

っておりますので、それで、私どものほうの主張の骨子というのは、過去の裁定例では、今回のものであれば当然同意裁定になるべきだと。それか、今回の裁定でも、松茂町と北島町というところは問題がないということで同意裁定が出て確定しておりますので、あとは今回書いてあるとおりになるんですけれども。

ですから、前回の審理あるいは今回の審理を通じて考えますと、あまり0.00何%とか、そういう詳細に入る必要はないのかなとこちらは思っているんですけれども、だから、ご主張になっているから反論しておくべきところはしておかないといけないのかもわからないんですが、ある程度、今回、非常に概略ですけれども、正当な理由の解釈のポイントとしてはこういうことになるんじゃないかなと。違法、不当な行政処分かどうかという判断かなと思いますので。だから、あまり0.何%とかそういう詳細に入っていくと、細かい事実の争いだとかいうのは、本件ではどうかなと。

もう一つは、何というんですか、修正してからものすごい、大分長時間がたってきておりますので、できるだけ早目に解決をというふうに異議申立人としては考えておりますのですが。

○総務大臣代理人（森） すいません、今のご趣旨は、次回、何というんでしょうか、こちらとしてはガイドラインの法規範性みたいなことについて反論するという事なんですけれども、回次の異議申立人のご主張というのはそれほど詳細にわたらないというご趣旨でおっしゃったんですか。それほどいろんな論点にわたるものではないということなのでしょうか。

○異議申立人代理人（島尾） 審理官のほうから証拠の整理というようなお話もあって、もともとこのガイドラインの当てはめという考え方でいろいろ出していったんですけれども、整理をしてシンプルにして、こちらのほうは次回にまとめたものを出したほうがいいのかと。で、早くご判断いただいたほう

がいいのかなど。

○総務大臣代理人（森） なるほど。

○異議申立人代理人（島尾） もう一つ、私のほうがちょっと不勉強で、前回審理官からご指摘いただいて、検討したらこういうことになったんですけれども、総務大臣あるいは総務省側は、当然このガイドラインの法的位置づけをもとと認識された上でつくられているんじゃないのかなと。解釈指針というふうに冒頭にも書かれていますので、だから、あまり法律論にならないんじゃないかなと。規則だとかそういう形でもなくて、つくられた形自体がガイドラインという位置づけをとられていますので。というふうに思うんですけれどもね。

○総務大臣代理人（森） そこは全く法律論だと思いますので、次回、こちらとしては反論させていただければそれで結構でして、私が申し上げたのは、それ以外のことについて異議申立人のほうで次回ご主張があるのであれば、もしかしたら、そこにこちら側、総務大臣側が引っかかってくるかもしれないということです。

ですので、それ以外のご主張がなければすぐに終わるのかなと。

○主任審理官（榮） こういうふうに伺ってよろしいですか。既に異議申立書なり準備書面（１）で異議申立人としてのご主張は大体尽きて……ほぼ尽きているのかと思うんですけれども、それで、今度ガイドラインの関係で準備書面（２）というものを今回お出しになられて、このとおり陳述なさるわけですよ。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） そうすると、異議申立人としてご主張なさるべきことはおおむね終わっていると。

○異議申立人代理人（島尾） そうですね。

○主任審理官（榮） あとはそのまとめと整理、それから、もし反論があれば

ば、反論なさる最終準備書面的なものを考えている、こういうご趣旨に受け取ってよろしいのでしょうか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） そういたしますと、それに対して、総務大臣側あるいは参加人側でどう対応されるかということなのですが、今まで反論すべきことは反論していらっしゃるんだろーと思います。それで、今回つけ加えたものについても、ガイドラインの位置づけその他について、塩野先生の教科書を引用して書いていらっしゃるところあたりは、多分総論的なところはあまり対立ないのかもしれないんですけども、その後どういうふうになってくるのか、それで大体、それぞれが終局に向けて準備できればとは思っております。

あと、問題点として、前回陳述を留保していただいている参加人の書面についての扱いなのでございますが、これについて、参加人が予定している陳述内容が総務大臣の陳述内容と齟齬するような箇所があると、その扱いをどうするかという問題がありますので、ご指摘いただくなり当事者間でご指摘し合うなり、整理していただいて、争点が拡大しないようお願いできればなとは思っておりますが。

決して無理強いするわけではございませんけれども、その辺、審理にご協力いただいて進めるようにしていただければありがたいと思っております。

○総務大臣代理人（森） わかりました。

○主任審理官（榮） そういたしますと、既に異議申立人の側については大体出るべきことは出ているということだとしますと、それを踏まえた対応というのはもう既に着手できる状態になっているのかと思います。

あと、追加の部分があるというのは、これはいつごろまでに出るのか。いろいろ作業あるとすると、期日重ねるよりも、あと1回というと、少し間をあけてでも、3月末、5月の連休を挟んで5月の中旬以降を目指してぐらいのこと

で計画組めるかどうかということも考えているんですけども。

異議申立人側は大体まとめの部分というのはどうなのでしょう。もちろん最終準備書面でいいんですが、最終準備書面1、2となっても構いませんけれども、まずは……。

○異議申立人代理人（島尾） もしご容赦いただけるのであれば、連休明けの5月12日の月曜日でもよろしゅうございますか。もう少し早いほうがよろしければ……。

○異議申立人代理人（中田） 書面の提出です。

○主任審理官（榮） 提出ですね。例えば、あと追加分だとすると、まず第1弾は4月上旬ぐらいは無理ですかね。それで、それを踏まえて総務大臣側なり参加人側なりが4月の末ぐらいまでにやっていただけると、あるいは5月の連休明けぐらいには第2弾の書面が出せるような形とか、そういう2段構えはいかがですかね。

○異議申立人代理人（中田） 結構でございます。それでは、4月11日の金曜日、ちょっとファクスになるかもわからない、とりあえず……。

○主任審理官（榮） 結構です。大臣側、参加人側はいかがですか。

○総務大臣代理人（森） 今回いただいたものは、今からでもということであるんですが、ちょっと月内ではあまり十分な作業ができないかと思いますので、多分、その4月11日にいただいたものもあわせて4月中に作業させていただいて、5月の――できれば半ばぐらいまでにいただきたいと思いますと思うんですけども。

○主任審理官（榮） 12日ですか。13とかその辺ですか。

○総務大臣代理人（森） はい、13、14のあたりにしていただければと思います。

○主任審理官（榮） 参加人もそのころでよろしゅうございますか。

○参加人代理人（岩井） 先ほど申し上げましたように、参加人が今まで主張してきたところの位置づけみたいな整理も簡単にしたいと思うんです。そうなってくると、異議申立人側がご主張されていることに対して総務大臣側がどういうふうなかみ合わせをされるかによって、落とすところは落としてという整理が、作業があると思うので、総務大臣側が出されてからちょっとお時間をいただいたほうがいいのかなと。あるいは、もしあれでしたら、大体12日ぐらいをめどに今の異議申立人の主張に対する反論を出しておいて、その部分はまた別途ということでもいいのかもしれませんが。

ただ、整理をするという意味であると、1回のほうがいいのかなどという気もしますけれども。

○主任審理官（榮） 独立当事者参加ではないと思いますので、その辺のところ、総務大臣側とのすり合わせは、利害関係に共通する部分ではこの場でなくても結構だとは思いますが。

それで、今までしていただいたお仕事をそのまま撤回しろなどというふうな失礼なことを申し上げるつもりはありませんけれども、ただ、少なくとも、争点にするのかどうかという観点で、民事訴訟用語で事情主張という言葉がありますけれども、この点は事情として主張するというふうな付言をしていただく部分がどこなのか、特に憲法違反は困っちゃったなどと思っているんですけれども。

ぜひ、とにかくその辺のところを、争点を、私どもが判断をする過程に応じてよろしくお願ひしたいと思います。

それで、一応5月の半ばぐらいを締めにしていただいて、さらに期日はちょっと間を1週間でも2週間でも置いて、ほか、補充する部分があるならば、そういう機会をつくらないといけないのかなとは思っております。

いかがでしょうか。

○総務大臣代理人（森） 結構です。

○主任審理官（榮） 基本的には、内々では5月の14とか16とか21とか23あたりに期日を入れられればなと思っていたんですけども、ちょっと厳しくなってきますかね。

○総務大臣代理人（森） すいません。

○主任審理官（榮） じゃ、思い切って5月の30日はいかがですか。

○異議申立人代理人（中田） こちらは結構です。

○異議申立人代理人（島尾） 私はちょっと差し支えます、30日。

○主任審理官（榮） 差し支え。29、木曜日。

○異議申立人代理人（中田） こちらは結構です。

○総務大臣代理人（森） 大丈夫です。

○主任審理官（榮） では、今日と同じ時間でよろしいですか。

○総務大臣代理人（森） はい。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○参加人代理人（岩井） はい。

○主任審理官（榮） では、次回は5月の29日、1時30分からにいたします。

なお、書証等の調べもまだ終わっていませんけれども、原本をじかに提出されるものについては、原本をこの日にご持参ください。

それと、忘れるところでした、参加人側の証拠番号については丙号証としてください。事務書面上は全部丙号証と読みかえてお願いします。資料というと、証拠じゃないのかどうなのかという点が不明確になりますので、丙号証として番号をつけかえていただきたいと思います。

○参加人代理人（岩井） それは証拠説明書で丙号証の形にして……。

○主任審理官（榮） でもよろしいし、準備書面中に1行、こう読みかえると

いう記載でも構いませんので、適宜の方法でお願いいたします。

○参加人代理人（岩井） わかりました。

○主任審理官（榮） ほか、何かございますか。ご質問その他、ご意見。

閉 会

○主任審理官（榮） じゃ、これで終わります。ご苦労さまでした。

○異議申立人代理人（中田） そうしたら、大体、補助参加人の書面も一旦は総務大臣と同じごろの5月の13日には出て、それでその後、なお追加の主張があれば次の期日までに補充のものを出されるという流れでよろしいんですか。今、そのように……。

○主任審理官（榮） 曖昧になったんですけれども、あうんの呼吸でお願いしようと思ったんですが、確認がありましたがいかがでしょうか。一応先ほどのお話では、総務大臣は14とおっしゃったんですね。5月14日。

○総務大臣代理人（森） はい。

○主任審理官（榮） 参加人は……。

○参加人代理人（岩井） 一応14日で努力はしますが、提出期限としてはプラス1週間ぐらいいただけたらと思います。

○異議申立人代理人（中田） それでもう全部出るんですね。私が聞きたいのは、さらにまたそこから何か、こちらの書面が読めてないからまだ延びるというふうな話はもうご容赦願いたい……。

○参加人代理人（岩井） こちらの書面が読めてないから延びるということはないです。

○異議申立人代理人（中田） だから、もう大体、最後、5月のこの日に向けてこちらのほうも作業して終わる、こういう方向で……。

○主任審理官（榮） 1通である必要はありませんから。出せるものは出して
いただいて、総務大臣とのすり合わせがある部分については、それは第2弾で
も構いませんので、よろしくお願いします。

平成26年5月29日

於・1002会議室（10階）

第480回

電波監理審議会

異議申立て審理（第4回）

電波監理審議会

目 次

1. 開 会.....	1
2. 実質審理.....	1
4. 閉 会.....	8

開 会

○主任審理官（榮） それでは、ただ今から、平成25年7月23日に総務大臣が行った「株式会社ひのき及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分」に係る異議申立てについて、前回期日に引き続いて審理を行います。

実質審理

○主任審理官（榮） はじめに、それぞれの立場から特にご検討いただいた結果、その他あればということですが、参加人から直前に書面が出ましたが、届いておりますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。受け取ってはいるんですが、十分中身は検討できておりませんけれども、受け取っております。

○主任審理官（榮） 予定された話、その他、陳述があればお願いいたします。

○異議申立人代理人（島尾） 結構でございます。準備書面（3）、（4）のとおりに陳述いたします。

○主任審理官（榮） 補足説明はありますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。総務大臣の方からは明確な釈明がなく、讀賣テレビさん、参加人の方からは、たぶん三重の方は今も続いているというご趣旨だろうと思うんですけども、徳島以外でも岡山や香川、そういうところ、つまり、近畿広域圏以外のところでも再送信がなされてきて、現在でも三重県でもなされておりますので、そういう実態からしても、特に徳島県の上板町だけ再放送について同意をしない正当な理由はないと考えております。

○主任審理官（榮） 以上でよろしゅうございますか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 処分庁の側は。

○総務大臣代理人（森） 準備書面（５）のとおり陳述いたします。

○主任審理官（榮） 補足があればお願いいたします。

○総務大臣代理人（森） 準備書面（５）については特に補足すべきことはございませんが、申立人の書証の甲７２号証、意見書というものなんですけれども、これは参加人の準備書面にはこのことについて若干記述がありますが、これは別件における意見書と理解していますけれども、この事件については既に取り下げられているということで、よろしいですね。

○異議申立人代理人（島尾） 私の方では直接分かりませんが、いずれにしても、甲７２号証のような意見書がその事件の審理官から出てきているということですね。

○総務大臣代理人（森） 「分かりません」というのはご存じないということですか。

○異議申立人代理人（島尾） 私の方は取り下げの手續をしていないので、知りません。その辺について。

○総務大臣代理人（森） 分かりました。結構です。

○主任審理官（榮） 参加人の方はいかがですか。

○参加人代理人（岩井） 従前、準備書面（１）と関係証拠を事実上提出しておったんですが、審理官のご指摘もありまして、まず準備書面（２）というのを出しました。これは基本的には準備書面（１）と同じような内容なんですが、その後、処分庁側の主張を踏まえまして、総務省側の主張と整合性を保つような形の修正をしたものでございます。

それから、もう一つ準備書面（３）というのを出しております。これはその後、異議申立人の準備書面（３）と（４）、それに対する処分庁側の反論の（４）

と（５）を拝見して、その論点に従って、意見を申し述べたというものでございます。

それと証拠ですが、従前ご指導がありましたように、丙号証という形にして、処分庁の方からの証拠説明書の形式に合わせたものを新たに提出しております。

○主任審理官（榮） 陳述されるのは、準備書面の（２）と（３）ということですか。

○参加人代理人（岩井） はい、結構です。

○主任審理官（榮） （１）は撤回されるということになりますか。

○参加人代理人（岩井） どうさせていただきますでしょうか。そのところがちょっと。

○主任審理官（榮） どのように陳述なさるか、です。

○参加人代理人（岩井） （１）については撤回した上で、（２）と（３）を陳述したいと思います。

○主任審理官（榮） 分かりました。ほかに何かございますか。

○異議申立人代理人（島尾） 大したことではないのですが、今回の異議申立人の準備書面（４）で参加人の準備書面（１）に対する反論を書いているんですね。それは撤回されましたので、たぶん（２）と同内容だと思われるので、準備書面（１）に対する反論として書いてある点については準備書面（２）、（３）に対する反論として事実上援用するという形でお願いできたらと思います。

○主任審理官（榮） 分かりました。

今日の期日の進行のことですけれども、後でご確認しなければいけないですが、続行期日を指定するのか、しないのか、一応今の段階で概ね終結に近づけるのかどうかということ。前からもお話が出てますけれども、続行される場合には対応できると思いますが、されない場合でも、書面を追加してお出した

だくという形で、書面に残るような形にさせていただくという方法もあろうかと思しますので、ご検討ください。

○異議申立人代理人（島尾） 分かりました。

○主任審理官（榮） それで、主張関係の骨格の点で予定された事項は以上なんですが、次に正式に証拠書類その他についての調べを行っておりませんので、今日はその点を行いたいと思います。

申立人、総務大臣、参加人から証拠説明書をそれぞれいただいておりますが、まず、順番としては申立人からお出しいただきたいと思います。原本書類をお持ちいただければと思います。

○異議申立人代理人（島尾） 証拠説明書で甲1号証、15号証、16号証、17号証ですが、原本と書いてありますが、今回準備が間に合いませんでしたので、恐縮ですが、写しで提出という形でお願いできたらと思います。

○主任審理官（榮） 甲1、甲15、甲16、甲17、これは写しということですか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。写しです。

○主任審理官（榮） あと、原本と記載されているものは原本に間違いのないですね。

○異議申立人代理人（島尾） はい。一応、そこにお持ちしております。

○主任審理官（榮） 甲2号証「裁定申請書」は原本ですか。

○異議申立人代理人（島尾） 写しですね。すみません。

○主任審理官（榮） 甲3号証、原本。甲4号証「異議申立書」は。

○異議申立人代理人（島尾） 写しですね。これ、証拠説明書の差し替えを。

○主任審理官（榮） 後で差し替えていただいても結構ですが、今、チェックだけしていきましょう、突き合わせて。甲5号証は原本、6号証「裁定書」原本。7号証、「仮処分決定書」、これ、原本ですか。

○異議申立人代理人（島尾） 正確に言うと、仮処分決定の。

○主任審理官（榮） 正本ですね。

○異議申立人代理人（島尾） そうですね。すみません。

○主任審理官（榮） 「仮処分決定書正本」と表題を直していただいて、原本と、こうなるわけですね。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 次に18号証、「通知書」と「配達証明書」。それから、19号証、「回答書」と「封筒」。20の1、「通知書」と「配達証明書」。次が21号証、「回答書」と「封筒」。次が47号証、新聞、朝日新聞ですね。48号証、朝日新聞。次が69、地域図。以上ですね。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 次に乙号証。

○総務大臣代理人（森） 全て写しで提出をしております。

○主任審理官（榮） 乙1号証から21号証までお預かりしています。

次、参加人の方は丙1号証から21号証まで、全部写しですか。

○参加人代理人（谷井） いえ、18と19が原本です。

○主任審理官（榮） 18、陳述書と、19、意見書。これを申立人と処分庁に。

次に甲号証から認否についてですが、写しについては原本の存在、成立について争いはありますか。

○総務大臣代理人（森） 特に争いはありません。

○主任審理官（榮） 成立は争いが無い。写しで提出のものについては原本の存在及び成立について、争いは無いというふうに処分庁から伺ったということによろしいですか。

○総務大臣代理人（森） 結構です。

○主任審理官（榮） 乙号証についてはいかがでしょうか。

○異議申立人代理人（島尾） 特に争いはありません。

○主任審理官（榮） 全て写しですが、原本の存在及び成立について争いはないと伺ってよろしいですか。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 丙号証についてはいかがでしょうか。

○異議申立人代理人（島尾） 原本の存在を認めます。

○主任審理官（榮） 写しのものについては原本の存在及び成立について争いはないと。

○異議申立人代理人（島尾） はい。

○主任審理官（榮） 参加人の方のご意見を伺いたいと思いますが。

○参加人代理人（岩井） 甲号証、乙号証ともに特に争いません。

○主任審理官（榮） 甲号証については処分庁と同じ意見で、乙号証については申立人と同じ意見と伺ってよろしいですか。

○参加人代理人（岩井） 結構です。

○主任審理官（榮） さらに論争しなきゃいけない点はどの程度あるかということですが。先ほどお話ししましたが、特に参加人から出された書面などについて申立人、処分庁、それぞれご検討済みなのかどうかですが、それについての対応はどうされますか。

○異議申立人代理人（島尾） 基本的に今日終結していただきまして、特に一番新しいものは十分検討できているわけではないんですが、たぶん今のご主張と変わらないんだろうと思っておりますので、もし必要があればあれですけど、基本的には今日終結で結構かと思います。

○主任審理官（榮） そうですか。参加人、何か新しい主張があるんですか。

○参加人代理人（岩井） いえ、特にございません。要は反論ということで、

どちらかというと、法律論の部分が多いと思いますので。

○総務大臣代理人（森） 処分庁も拝見して検討いたしましたが、特に申し上げることはありません。

○主任審理官（柴） 分かりました。

そうしますと、あとは終結した上で審理官の意見書を作成することになりますが、前提として事実の問題と評価、判断の問題とあろうかと思うんですけれども。書面等に記載された内容について、記載されていることは先ほどの認否のとおりで分かるんですが、書証の記載の中に事実と違うというようなご主張は概ねない、と伺ってよろしいのでしょうか。

○異議申立人代理人（島尾） 陳述書は分かりません。ある意味ではご主張に近いところもありますので。ホームページとか、ああいうものについては結構かと思いますが。

○主任審理官（柴） 大まかな捉え方として、総務大臣の決定に対する異議を出されていますけれども、主な争点は、今の段階となると、事実というよりも、どういう事実をどのように評価して、そして最終的な総務大臣の判断について法的あるいは論理的な評価その他が違う、判断が違うと、こういう点であると。概ね事実関係はほとんど争いはないというふうなアバウトな捉え方で今受け止めているんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

判決スタイルだと、大体事案の概要を書いて、争いのない事実を書いて、次に争点を書くと。その争点の部分には事実の存否そのものについての争いはほとんど出てこない。あとはそれをどう評価するか、そのような捉え方で予習させていただいておるんですけれども、もし私の理解がずれているようであれば遠慮なくご指摘いただきたいと思います。

○異議申立人代理人（島尾） 今おっしゃっていただいたとおりで結構という考えです。

○総務大臣代理人（森） おっしゃったとおりだと思います。書証全体でということになりますと、陳述書もあれば地図等もありますので、それについては必ずしも何ともいえないと思うんですが。今おっしゃいましたような、判決のスタイルのような事案の要約等の関係では、まさにおっしゃるとおりだと思います。

○主任審理官（榮） 参加人は。

○参加人代理人（岩井） 同様でございます。

○主任審理官（榮） 本日出された書面その他で後追いの対応があるような場合、念のため、書面をお出しいただくとした場合、どのくらいの期間が必要ですか。

○異議申立人代理人（島尾） もう出すのはやめます。先ほど参加人の方も特に。

○主任審理官（榮） 1週間とか10日とかはよろしゅうございますか。

○異議申立人代理人（島尾） ええ、結構です。あまり長引かせてもあれですんで。

閉 会

○主任審理官（榮） 分かりました。ほかに何かございますか、発言その他で。

それでは、本件について、本期日における全ての陳述は終了としまして、以上で本件の審理全体を終結させていただきます。どうもご苦労様でした。

第四章 証 拠 書 類

平成25年8月28日付け付議第1号事件



証 拠 説 明 書 1

平成26年 3 月 17 日

主任審理官 榮 春 彦 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻
字妙蛇池27番地の8

異議申立人

株式会社ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電 話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

異議申立代理人

弁護士 中 田 祐 男

弁護士 島 尾 大 次

弁護士 高 木 誠 一 郎

弁護士 益 田 歩 美

弁護士 妹 尾 祥

弁護士 川 城 政 人

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
1		現在事項全部証明書	原本	H24. 2. 13	徳島地方 法務局	異議申立人の概要等	

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
2		裁定申請書	写	H23. 6. 21	異議申立 人代理人 ら	本件裁定申請、第1次異 議申立ての経緯等	
3		拒否処分通 知書	原本	H23. 10. 20	総務大臣		
4		異議申立書	写	H23. 11. 7	異議申立 人代理人 ら		
5		決定書	原本	H24. 12. 5	総務大臣		
6		裁定書	原本	H25. 7. 23	総務大臣	本件裁定の内容等	
7		仮処分決定 書	原本	H25. 5. 31	大阪地方 裁判所	異議申請人が、本件裁定 申請に際し、讀賣テレビ 放送の放送の再送信を繼 続していることについ て、日本テレビ放送網 が、著作権侵害を理由 に、その差止めを求めた 仮処分申立事件におい て、大阪地裁は、日本テ レビ放送網の主張を排斥 し、その差止め請求につ き、権利の濫用に当たる として認めなかったこと 等	

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
8		裁定書（山陰ケーブルテレビジョン(株)）	写	S62.7.21	郵政大臣	大臣裁定制度が始まった当初から、同一地方（中国地方）はもちろん、隣接地方（中国地方と近畿地方）でも再送信が認められてきたのであるから、少なくともその程度の「遠隔地」間での区域外再送信は、当然の許容範囲として、大臣裁定上も想定されてきたといえること等	
9		裁定書（高知ケーブルテレビ(株)）	写	H5.6.10	同上		
10		裁定書（大分ケーブルテレコム(株)）	写	H19.8.17	総務大臣 臨時代理 国務大臣		
11		裁定書（山陰ケーブルテレビジョン(株)）	写	H20.2.8	総務大臣		
12		裁定書（出雲ケーブルテレビジョン(株)）	写	H20.2.8	同上		
13		「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」	写	H20.4	総務省	再送信ガイドラインの内容等	総務省ホームページより

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
14		「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」	写	H23. 7 (一部改定)	総務省	再送信ガイドライン（甲13）の文言を一部改正して再放送ガイドラインとしたものの、その内容は、従前の再送信ガイドラインと実質的な変更はないこと等	
15		昭和62年12月2日付再送信同意書	原本	S62. 12. 2	讀賣テレビ放送㈱	①異議申立人は、昭和62年12月2日以来、約23年半以上もの長期間にわたり、讀賣テレビ放送の同意を得て誠実に再送信を実行し、視聴者も、その放送を視聴してきたこと。 ②ことに、異議申立人は、平成14年7月25日の更新時以来、讀賣テレビ放送の要求どおり、UHFチャンネルの一部をデジタル放送開始に備えて空きチャンネルのまま維持してきたこと。 ③デジタル放送への移行の前後で、番組の内容には何らの変更もなく、単に周波数と送信の方式が技術的に変更されるにすぎないこと等からすれば、異議申立人は、平成23年7月24日以後も、有効に更新された同意に基づき、デジタル放送について再送信できると解されること等	
16		平成3年8月21日付再送信同意書	原本	H3. 8. 21	同上		
17		平成14年7月25日付再送信同意書	原本	H14. 7. 25	同上		

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
18	1	通知書	原本	H23. 5. 30	異議申立 代理人ら	異議申立人は、平成23年5月30日付通知書をもって、讀賣テレビ放送に対し、四国放送が同意しない限り再送信には応じない旨の主張が、再送信ガイドラインに反する不当なものであることを指摘した上で、かかる主張を直ちに撤回して任意に同意するか、その意向を質したこと等	
	2	配達証明書	原本	H23. 6. 1	郵便事業 (株)		
19	1	回答書	原本	H23. 6. 6	讀賣テレビ放送(株)	讀賣テレビ放送は、平成23年6月6日付回答書をもって、異議申立人に対し、直接協議したい旨回答したこと等	
	2	封筒	原本		同上		
20	1	通知書	原本	H23. 6. 11	異議申立 代理人ら	異議申立人は、念のため、讀賣テレビ放送に対し、同社の最終的な意向を書面で明らかにするように求めたこと等	
	2	配達証明書	原本	H23. 6. 12	郵便事業 (株)		
21	1	回答書	原本	H23. 6. 21	讀賣テレビ放送(株)	①讀賣テレビ放送は、平成23年6月21日付回答書をもって、異議申立人に対し、「「DA変換による激変緩和措置（経過措置）」以外には弊社デジタル放送の区域外再送信同意は困難である」旨を明確に回答したこと。 ②デジタル放送への完全移行に伴い、異議申立人がデジタル放送の再送信の同意を求めているにもかかわらず、讀賣テレビ放送は、これに同意せず、平成23年7月24日をもって従前の再送信同意を更新せずに打ち切るというのであるから、協議が調わない状態に至ったことが明らかであること等	
	2	封筒	原本		同上		

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
22		国会議事録 (抜粋)	写	S61.4~5	国会 抜粋・編集は総務省	昭和61年改正法における有線テレビジョン放送法13条5項の「正当な理由」とは、基本的に、放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害するものとして国会答弁で具体的に明示された5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準と同等程度に放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害する場合(5基準に準じる場合)が認められる余地があるにすぎないこと等	「過去の裁定と国会答弁について」(総務省ホームページ)中の「再送信同意制度及び裁定制度に関する過去の国会答弁」より
23		県外ブロック別移動状況	写	H23頃	徳島県	徳島県へ転入する人の転入元、徳島県から転出する人の転出先の約3割を近畿地方が占めており、両地域は、密接な関係があること等	徳島県人口移動調査年報より

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
24		国勢調査データ	写	H17頃	総務省	徳島県民で、読賣テレビ放送の放送対象地域たる近畿広域圏（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）に通勤・通学する者は計1211名で、他県への通勤・通学者の2割を占めており、両地域は、通勤・通学圏として密接な関係にあること等	総務省統計局ホームページの「平成17年国勢調査」より
25		ホームページ（関西広域連合）	写	H22.12.1	関西広域連合	徳島県が関西（近畿）の2府8県の一員として、広域行政を推進し、文化的にも密接な交流があること等	
26		「近畿ブロック知事会について」	写	H24.12.21	徳島県		徳島県ホームページより
27		ホームページ（関西地域振興財団）	写	H23.9	一般財団法人関西地域振興財団		
28		ホームページ（近畿高等学校総合文化祭）	写	H24頃	近畿高等学校総合文化祭実行委員会事務局		
29		「徳島県企業誘致ガイド」	写	H24.7.24	徳島県	徳島県から神戸・大阪等へは約1時間半～2時間で移動可能であり、両地域を結ぶ高速バス・フェリーなど公共交通機関も発達し、年間約200万人もの人の移動があること等	徳島県ホームページより
30		高速バス・フェリー時刻表	写	H25.1.24	一般社団法人徳島新聞社		
31		「2009グラフで見る とくしまの農林水産業」	写	H21.3	徳島県	徳島県産の農産物は、約520億円分（販売金額の約50%）が京阪神市場に出荷され、大阪中央卸売市場での全入荷量の4位を占めるなど、両地域には、大きな経済的取引があること等	

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
32	1	企画・連載 「徳島って 関西!？」	写	H23. 1. 1	(株)読賣 新聞社	徳島は、四国の中で最も 関西に近く、歴史的、文 化的、経済的に関西と密 接な交流があり、近年で は、大鳴門橋・明石海峡 大橋の開通で関西と陸続 きになり、極めて活発な 経済的取引があること等	
	2			H23. 1. 3			
	3			H23. 1. 4			
	4			H23. 1. 5			
	5			H23. 1. 6			
	6			H23. 1. 7			
33	1	新聞テレビ 欄	写	S33. 8. 28	一般社団 法人徳島 新聞社	徳島では、昭和30年代 (四国放送のテレビ放送 開始より前)から現在ま で、半世紀以上にわた り、読賣テレビ放送を含 む近畿広域圏のテレビ放 送が視聴されてきてお り、県民の文化生活に欠 かせないものとなってい ること等	
	2			S34. 4. 1			
	3			S40. 4. 1			
	4			S50. 4. 1			
	5			S60. 4. 1			
	6			H7. 4. 1			
	7			H17. 4. 1			
34		テレビ欄	写	H23. 1. 26	(株)毎日 新聞社	①徳島では、現在も、近 畿広域圏のテレビ放送 (毎日放送、朝日放送、 関西テレビ放送、読賣テ レビ放送)、及び、近畿 の県域のテレビ放送(テ レビ大阪、サンテレビ ジョン、テレビ和歌山) がアンテナで受信され、 かつ、読賣テレビ放送以 外は再送信同意もなさ れ、広く徳島県民の視聴 の対象となっているこ と。 ②それゆえ、これらのテ レビ放送は、県民の文化 生活に欠かせないもので あって、読賣テレビ放送 の同意拒否が極めて異例 で理由のない対応である こと等	

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
35		再放送同意書	写	H24. 9. 18	(株)毎日放送	①異議申立人の加入者は、現に、近畿広域圏のデジタル放送、大阪府・兵庫県・和歌山県のデジタル放送を全て視聴していること。 ②すなわち、加入者は、過去半世紀以上にわたり近畿広域圏の住民と全く同じ番組（読賣テレビ放送を含む）を視聴しており、現在も、近畿広域圏の住民（ことに、大阪府・兵庫県・和歌山県の住民）とは全く同じ番組を視聴しているのであって、放送にかかる文化的基盤を全く同一にしていること。 ③したがって、再送信ガイドラインがいう地域間の関連性は明らかであり、また、地域間の関連性に係る「受信者の利益」に鑑みれば、視聴者において、読賣テレビ放送の再送信を視聴すべき高度の利益があること等	
36		同時再送信同意書	写	H24. 6. 26	朝日放送(株)		
37		再放送同意書	写	H24. 10. 16	関西テレビ放送(株)		
38		再放送同意書	写	H24. 12. 4	テレビ大阪(株)		
39		再放送同意書	写	H24. 9. 24	(株)サンテレビジョン		
40		再放送同意書	写	H24. 10. 24	(株)テレビ和歌山		
41		テレビ受信概念図	写	H25. 4	異議申立人		
42		天気予報	写	H25. 4. 5	(株)毎日放送	近畿広域圏の放送事業者は、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に、徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県の出来事や天気など徳島に関する情報を放送していること等	同社ホームページより
43		天気予報	写		朝日放送(株)		同社ホームページより
44		天気予報	写		関西テレビ放送(株)		同社ホームページより
45		天気予報	写		読賣テレビ放送(株)		同社ホームページより

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
46		写真（天気予報）	写		撮影者… …異議申立人 撮影日… … H24. 1. 31 撮影対象 ……読賣テレビ放送のニュース	読賣テレビ放送は、他の近畿広域圏の放送事業者（毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送）と同様に、徳島県の出来事や天気など徳島に関する情報を放送していること等	ニュース番組中の天気予報の画像を撮影したもの
47		平成23年8月12日付朝日新聞朝刊テレビ欄（徳島版）	原本	H23. 8. 12	(株)朝日新聞社	①新聞のテレビ欄では、現在も、読賣テレビ放送の番組表が、四国放送と並んで大きく掲げられていること。 ②番組紹介の欄でも、読賣テレビ放送の番組が紹介されていること。 ③読賣テレビ放送は、徳島県内で発行される新聞に、自社の番組の広告を掲載しており、今も、徳島県を事実上の放送対象地域として重視していること等	
48		平成25年3月25日付朝日新聞朝刊テレビ欄（徳島版）	原本	H25. 3. 25	同上		
49		調査報告書	写	H18. 10. 30	異議申立人	申請人の営業区域では、デジタル化後も読賣テレビ放送の放送がアンテナで良好に受信でき、現に、25～40%の世帯は、ケーブルテレビに加入することなく、アンテナで直接受信して読賣テレビ放送の放送を視聴していること等	
50		アンテナ受信状況図	写	H18. 10. 30	異議申立人		
51		地上デジタル放送にかかる再送信同意に対する要望書	写	H22. 6. 22	徳島県知事	徳島県は、平成22年6月22日、読賣テレビ放送に対し、地上デジタル放送移行後も、その放送を徳島県民が視聴できるように、徳島県内の有線放送事業者に対して、速やかに再送信同意をするように要請したこと等	提出分の徳島県側の控

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
52		徳島県議会 議事録（平 成18年6月定 例会）	写	H18.6頃	徳島県	徳島県知事の議会答弁によれば、徳島県は、デジタル放送への移行後も、ケーブルテレビの同時再送信によって、アナログ放送時と同様に近畿広域圏の放送が視聴できるようにするべく、「全県CATV網構想」を強力に推進しており、単独で、あるいは、全国知事会を通じて、国・総務省に対し、読売テレビ放送などの放送事業者が再送信に同意するべく、適切な指導、対策を講じるように強く要望してきたこと等	
53		「平成20年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望の概要（総務省関係）」	写	H19.7.12	全国知事会	実際に、全国知事会（徳島県知事が情報化推進対策特別委員会の委員長）は、総務省に対し、「従来から視聴されている区域外放送事業者については、CATV事業者等に対する区域外再送信の同意を速やかに行うよう、関係する放送事業者に対し適切な指導を行うこと」を強く要望してきたこと等	

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
54		徳島市議会 議事録（平 成21年第1回 定例会）	写	H21.3.9	徳島市	徳島市担当者の議会答弁によれば、徳島市は、讀賣テレビ放送が再送信同意をしないために、デジタル放送の視聴ができない状態であること、地上デジタル化によって近畿広域圏（讀賣テレビ放送）の放送が受信できなくなる可能性があることは、市民にとって到底理解しがたい事態であると認識しており、今後、国・徳島県とともに、総務省とも連携しながら、地上デジタル放送完全移行後も、現状と同様のチャンネル（讀賣テレビ放送を含む）が視聴できるように強く要望してきたこと等	徳島市ホームページより
55		地上デジタル放送にかかる再送信同意に対する要望書	写	H22.6.22	北島町長	異議申立人の営業区域たる北島町、松茂町、上板町は、町民の強い要望を受けて、平成22年6月22日、讀賣テレビ放送に対し、地上デジタル放送移行後も、その放送を徳島県民が視聴できるように、徳島県内の有線放送事業者に対して、速やかに再送信同意をするように要請したこと等	
56		地上デジタル放送にかかる再送信同意に対する要望書	写	H22.6.22	松茂町長		
57		地上デジタル放送にかかる再送信同意に対する要望書	写	H22.6.22	上板町長		

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
58		議事録	写	H22. 1. 22	徳島県CATVネットワーク機構	①平成22年2月10日、徳島県CATVネットワーク機構、会員各社は、読賣テレビ放送に対し、再送信の同意を求める要望書を提出したこと。 ②そこで、徳島県の有線放送事業者が、視聴者から読賣テレビ放送のデジタル放送が視聴できないことにつき、多数の苦情が寄せられ、対応に苦慮してきたことを訴えたのに対し、読賣テレビ放送も、アナログで視聴できた番組が、デジタルで視聴できないのは理屈に合わない不合理な事態であることを認めたこと。 ③徳島県が、読賣テレビ放送に対し、アナログ時代と同様にデジタルでも視聴したいという徳島県民の強い要望、各市町村長の認識等を伝えて、全面的に徳島県内の有線放送事業者を支援するの で、ぜひとも再送信に同意されたい旨申し入れたこと等	
59		要望書（デジタル放送再送信についてのお願い）	写	H22. 1	徳島県CATVネットワーク機構、会員各社		
60		報告書	写	H22. 2. 15	徳島県CATVネットワーク機構		
61		議事録	写	H22. 5. 13	同上	徳島県CATVネットワーク機構が、平成22年5月13日に開催された臨時会で、徳島県は、四国放送を訪問して協議したり、6月中には読賣テレビ放送を訪問して県民の願いとして要望書を提出したりして協力していくことを説明したこと等	

甲	枝番	標 目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備 考
62		「目安箱 ようこそ知 事室へ」	写	H22. 4. 26	徳島県 民、徳島 県	徳島県には、県民から、 讀賣テレビ放送が再送信 されないことに対する苦 情が再三寄せられている こと等	徳島県に寄せ られた県民の 苦情（徳島県 ホームペー ジ）
63		「目安箱 ようこそ知 事室へ」	写	H23. 3. 8	同上		
64		投稿文書	写	H23. 6. 21	徳島県民		徳島県に寄せ られた県民の 苦情
65		投稿文書	写	H23. 7. 24	徳島県 民、徳島 県		同上
66		対応記録	写	H23. 7. 27	徳島県		同上
67		投稿文書	写	H24. 1. 27	徳島県 民、徳島 県		同上
68		異議申立人 に寄せられ た激励の手 紙	写	H23. 7. 21	徳島県民		
69		徳島県の海 峡隣接地域 図	原本	H25. 10	異議申立 人	上板町と河川を挟んで隣 接する徳島市は、海峡を 挟んで近畿地方である兵 庫県、和歌山県、大阪府 と接していること等	
70		「御坊中継 局のエリ ア」	写	H25. 10	総務省	徳島県では、近畿広域圏 の放送につき、主に和歌 山県の御坊中継局の電波 を受信しているところ、 徳島県と和歌山県とは、 海峡を挟んで接している こと等	総務省ホーム ページより
71		地図	写	H25. 10	ヤフー (株)		

甲	枝番	標目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備考
72		意見書	写	H24. 7. 30	佐藤歳二 主任審理官、中道 正仁補佐 審理官	①総務大臣は、別件につき、本件裁定と同様に、地域間の人の移動の統計等から地域関連性がないとしたこと。 ②これに対し、審理官は、このような判断手法は放送法144条5項の趣旨に反して違法の疑いがある等として、同意裁定をすべきものとの意見を述べたこと。 ③このような意見から明らかなおり、本件でも、本件裁定の判断手法は誤っており、同意裁定すべきこと等	

平成25年8月28日付け付議第1号事件



証拠説明書 2

平成26年4月14日

主任審理官 榮 春彦 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻
字妙蛇池27番地の8

異議申立人

株式会社ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

異議申立代理人

弁護士 中 田 祐 児

弁護士 島 尾 大 次

弁護士 高 木 誠 一 郎

弁護士 益 田 歩 美

弁護士 妹 尾 祥

弁護士 川 城 政 人

甲	枝番	標目	種類	作成日	作成者	立証趣旨	備考
73		よみうり テレビ CATV区域 外再放送 エリア図	写	H26. 4. 14	異議申 立人	讀賣テレビ放送 の放送が、その 放送対象地域以 外の地域（三重 県、石川県、香 川県、岡山県 等）、特に、同 じ日本テレビ系 列の再放送と併 存する地域、放 送対象地域が近 畿広域圏と接し ていない地域な どで視聴されて きており、それ によって「放送 の地域性にかか る意図」が侵害 された事実はな いこと等	
74	1	サービス エリア	写	H26. 4. 1頃 最終更新	伊賀上 野ケー ブルテ レビ (株)	伊賀上野ケーブ ルテレビ、アド バンスコープ、 ZTV（三重県） は、現在も、同 じ日本テレビ系 列の中京テレビ 放送の再放送と 並んで、讀賣テ レビ放送のデジ タル放送を再放 送していること 等	ウェブサイト をプリントア ウトしたもの
	2	チャンネ ル一覧	写				
75	1	事業区域	写	H26. 4. 14 頃最終更 新	(株) アドバ ンス コープ		
	2	チャンネ ル一覧	写				
76		ウィキペ ディア (ZTV)	写	H26. 4. 5頃 最終更新	ウィキ ペディ ア		



総情域第26号

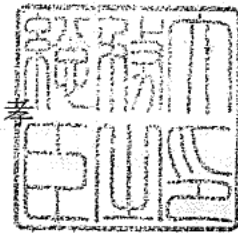
平成26年3月17日

主任審理官

榮 春 彦 殿

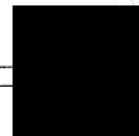
総務大臣

新 藤 義 孝



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

証 拠 説 明 書

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙1	裁定書	写し	平成25年 7月23日	総務大臣	平成23年6月21日付け 総情域第82号の異議申	

					立人の裁定申請に係る平成25年7月23日付け裁定書の内容。	
乙2	答申書	写し	平成25年 6月26日	電気通信紛 争処理委員 会	株式会社ひのきからの総務大臣裁定の申請に係る平成25年1月30日付け諮問第9号に対する電気通信紛争処理委員会の平成25年6月26日付け答申書の内容。	
乙3	有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン	写し	平成23年 7月	総務省	平成23年7月に改定された、「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」の内容。	
乙4	昭和61年の旧有線テレビジョン法改正の審議に係る国会答弁	写し	昭和61年 5月13日 頃		放送法第144条第3項に規定された、再放送に同意をしない「正当な理由」がある場合の判断について、「一応の目安」としての5つの判断の基準の例示。	
乙5	「有線放送により放送の再送信に関する研究会」の最終とりまとめ	写し	平成20年 3月	有線放送により放送の再送信に関する研究会	平成19年に開催された有線放送による放送の再送信に関する研究会 最終とりまとめの内容。	

以 上



総情域第26号

平成26年3月17日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣

新 藤 義 孝



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

証 拠 説 明 書 (2)

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙6	放送普及基本計画 写し	昭和63年 10月1日	旧郵政省	平成23年総務省 告示第242号によ	

					る改正前の放送普及基本計画(昭和63年10月1日郵政省告示第660号)の内容。	
乙7	答申書(抜粋)	写し	平成19年 8月9日	情報通信審議会	大分県の有線テレビジョン放送事業者4社からの総務大臣裁定の申請に係る平成19年5月24日付け諮問第1172号に対する情報通信審議会の平成19年8月9日付け答申書の内容。	
乙8	ケーブルテレビの現状 平成25年10月(抜粋)	写し	平成25年 10月	総務省	平成25年における、有線テレビジョン放送事業者の経営状況等。	
乙9	NTT コミュニケーションズ株式会社の提供する基本回線専用料の料金表	写し	不詳	NTT コミュニケーションズ株式会社	平成25年における、東京～大阪間の64Kbps の専用サービスの月額基本回線料。	ウェブサイトのコピーしたもの。(赤書部分は総務省で加筆)
乙10	平成2年 通信に関する現状報告	写し	平成2年	旧郵政省	昭和62年における、有線テレビジョン放送事業者の経営状況。	
乙11	平成元年 通信に関する現状報告	写し	平成2年	旧郵政省	昭和62年における、有線テレビジョン放送事業者の加入世帯数。	
乙12	有線テレビジョン放送事業者の経営状況推移	写し	平成25年 10月	総務省	昭和62年から平成24年までの有線テレビジョン放送事業者の経営状況の	

					推移。	
乙13	「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ(案)(抜粋)	写し	平成25年12月	総務省	平成25年における、民間放送事業者の経営状況。	
乙14	上板町・徳島市の近隣地図	写し	不詳	国土地理院等	上板町と徳島市が隣接していないこと。	ウェブサイトのコピーしたもの。(赤書部分は総務省で加筆)
乙15	よさこいケーブルネット株式会社代理人からの抗議及び通告書	写し	平成25年11月15日	よさこいケーブルネット株式会社代理人	申立人が提出した意見書(甲第72号証)に係る関連事実。	
乙16	よさこいケーブルネット株式会社からの、平成23年7月21日付けで行った異議申立ての取下書	写し	平成25年11月22日	よさこいケーブルネット株式会社	申立人が提出した意見書(甲第72号証)に係る関連事実。	
乙17	『行政法Ⅱ[第五版補訂版]』(有斐閣)(抜粋)	写し	平成25年3月	塩野宏	放送法のような行政法規については、民事実体法のように立証責任の分配を考慮して法文が作られているわけではないこと。	

以上



総情域第18号

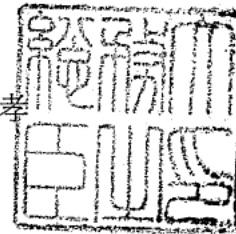
平成26年2月25日

主任審理官

榮 春 彦 殿

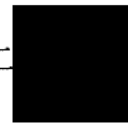
総務大臣

新 藤 義 孝



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

証 拠 説 明 書 (3)

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙18	決定書	写し	平成24年 12月5日	総務大臣	平成24年12月5日付け総 情域第88号の異議申立て に係る決定書の内容。	
乙19	裁定書(抜粋)	写し	平成23年	総務大臣	平成23年6月21日付け総	

			6月21日		情域第82号の裁定書の内容。	
乙20	徳島市・鳴門市における近畿広域圏との通勤・通学等人の移動状況	写し	平成24年 6月26日	総務大臣 (平成22年 国政調査)	徳島市・鳴門市と近畿広域圏との間の通勤・通学等人の移動の割合。	
乙21	徳島新聞	写し	平成24年 6月1日	徳島新聞社	徳島市と和歌山市を結ぶ南海フェリーの乗客数が少ないこと。	ウェブサイトをコピーしたもの

以 上



平成25年8月28日付け付議第1号事件

証拠説明書

平成26年5月21日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参加人讀賣テレビ放送株式会社代理人

弁護士

岩 井

泉

同

やっ
谷 井

健

同

せき
關

健

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備 考
丙 1	「放送法逐条解説(改訂版)」81～83 頁, 360～367 頁 (写し)	平成 24 年 1 月 5 日発行	金澤薫	放送法第 11 条及び第 144 条の趣旨等	
丙 2	「放送法制の課題」 151～175 頁, 187～ 212 頁 (写し)	平成元年 11 月 30 日発行	塩野宏	再放送同意制度(放送 法第 11 条)の趣旨等	
丙 3	「放送法を読みとく」 130～133 頁 (写し)	平成 21 年 7 月 15 日発行	鈴木秀美・山 田健太・砂川 浩慶	地上テレビジョン放送 の制度基盤の内容等	
丙 4-1	第 104 回国会衆議院 通信委員会議事録第 10 号昭和 61 年 4 月 23	昭和 61 年 4 月 23 日	国会衆議院 通信委員会	大臣裁定制度が導入さ れた旧有テレ法改正の 立法過程等	

	日（写し）				
丙 4-2	第104回国会参議院 通信委員会議事録第 10号昭和61年5月13 日（写し）	昭和 61 年 5 月 13 日	国会参議院 通信委員会	大臣裁定制度が導入さ れた旧有テレ法改正の 立法過程等	
丙 5-1	「ケーブルテレビの 現状」（写し）	平成 25 年 12 月	総務省情報 流通行政局 地域放送推 進室	現在，有線テレビジ ョン放送事業者も営利事 業として確固たる基盤 を築いて大規模化が進 んでいる現状	
丙 5-2	総務省ホームページ 「ケーブルテレビの 普及推移」（写し）	平成 25 年 3 月末	総務省四国 総合通信局	現在，有線テレビジ ョン放送事業者も営利事 業として確固たる基盤 を築いて大規模化が進 んでいる現状	
丙 6	「ケーブルテレビ区 域外再送信の適正な 在り方および範囲に 関する考え方」(写し)	平成 20 年 6 月 19 日	社団法人日 本民間放送 連盟及び社 団法人日本 ケーブルテ レビ連盟	デジタル化・ネットワ ーク化の進展した放送 環境におけるケーブル テレビ事業者による区 域外再放送の適正な在 り方に関する基幹放送 事業者（民放連）及び ケーブルテレビ事業者 （日本ケーブルテレビ 連盟）の共通認識等	

丙 7	東京地判平成 21 年 4 月 14 日 (判例タイムズ 1305 号 183 頁) (写し)	平成 21 年 11 月 10 日	株式会社判例タイムズ社	近時の裁判例で、産業廃棄物収集車の運転手として稼働していた者が、民放テレビ局が企画及び製作する番組で、全国に生中継されていることを告げられずにインタビューされ無断で顔や作業の様子などを全国に放送されたという事案において、民放テレビ局による肖像権やプライバシーの侵害を認めたものがあること
丙 8	非常災害放送マニュアル・抜粋 (写し)	平成 22 年 4 月 1 日改訂	参加人読賣テレビ放送株式会社	大地震に関する緊急放送体制のルールを定めた読賣テレビ作成の非常災害放送マニュアルでも放送対象地域を近畿 2 府 4 県としていること
丙 9	徳島新聞ラジオ・テレビ欄 (写し)	平成 25 年 4 月 1 日	徳島新聞	徳島県で 8 割以上の圧倒的シェアを誇る徳島新聞のラジオ・テレビ欄では読賣テレビは片隅に小さく追いやられ

				ていること	
丙 10-1	朝日新聞・大阪本社版 の広告掲載エリア(写 し)	不詳	朝日新聞	朝日新聞の大阪本社版 の広告掲載エリア	
丙 10-2	読売新聞広告掲載エ リア(写し)	不詳	読売新聞	読売新聞の大阪本社版 の広告掲載エリア	
丙 11	国土交通省ホームペ ージ・第5回全国幹線 旅客純流動調査デー タ(2010年 H22) (写し)	平成 25 年 3 月 28 日	国土交通省	徳島県と近畿との間の 流動人数, 近畿を目的 地とする隣接他県から 移動人数,	
丙 12	「常住地における就 業者数, 通学者数(H22 年国勢調査)」, 「松 茂町, 北島町, 上板町 を従業地・通学地とす る者の常住地(H22 年国勢調査)」(写し)	平成 24 年 8 月 29 日	参加人読売 テレビ放送 株式会社	平成22年国勢調査に基 づく株式会社ひのきの 事業地域である松茂町 ・北島町・上板町(以 下「三町」という。) を常住地とする就業者 数, 通学者数, 三町を 従業地・通学地とする 者の常住地別人数等	
丙 13	「徳島県における小 売業と購買行動の変 化ー明石海峡大橋開 通のインパクト」(写 し)	平成 25 年 4 月 3 日出力	豊田哲也	徳島県民の阪神地域で の購買行動等	
丙 14	『中小小売店支援の	平成 14 年 3	徳島県及び	徳島県民の京阪神地域	

	ための 1 万人アンケート』調査結果報告書 ・抜粋 (写し)	月	(財) とくしま産業振興 機構	での購買行動等	
丙 15	「讀賣テレビ放送・放送電波の徳島県におけるスピルオーバーの検討」 (写し)	平成 25 年 1 月 7 日	参加人 讀賣 テレビ放送 株式会社	讀賣テレビ放送の放送電波の徳島県におけるスピルオーバーの状況	
丙 16	総務省ホームページ 「電波の異常伝搬によるテレビの受信障害」 (写し)	平成 25 年 4 月 7 日出力	総務省	フェージングの意義	
丙 17	「ひのき業務区域(北島, 松茂町) における (株) オプティキャストの契約世帯数推移」 (写し)	平成 26 年 1 月 30 日	参加人 讀賣 テレビ放送 株式会社	株式会社ひのきと競合する有線テレビジョン放送事業者 (株式会社オプティキャスト) の株式会社ひのきの事業地域における契約世帯数の推移	



平成25年8月28日付け付議第1号事件

証拠説明書（2）

平成26年5月21日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参加人讀賣テレビ放送株式会社代理人

弁護士	岩	井	泉
同	やっ	井	一
同	谷	健	
	せき	健	一
	關		

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備 考
丙 18	陳述書（原本）	平成 26 年 3 月 17 日	一般社団法人日本民間放送連盟代表者会長井上弘	・裁定制度の立法事実が変化していること ・裁定制度等は急激な環境変化に対応できておらず、可及的速やかにこれらの制度改正を行う必要性が生じている状況にあること ・それゆえ、裁定制度等の見直しが行われるまでの間、現行の裁定制度等の運用はきわめ	

				て慎重かつ謙抑的に行われるべきであり，本件裁定のうち上板町に係る部分の「不同意」は維持されるべきであること ・日本ケーブルテレビ連盟と民放連とが合意した「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方及び範囲に関する考え方」が合意されるまでの経緯，合意後の各連盟の加盟会社の間での再放送に係る協議の実情 ・平成 20 年 6 月以降，当事者間の協議で解決に至らず，大臣裁定による法的解決となったのは「異議申立人ひのきと参加人讀賣テレビ放送」の 1 件のみであること	
丙 19	意見書（原本）	平成 26 年 3 月 17 日	四国放送株式会社	讀賣テレビ放送の区域外再放送が徳島県民（受信者）の利益には	

				つながらず、四国放送 の経営の安定とケーブ ルテレビ事業者との連 携こそが徳島県民（受 信者）の利益をもたら すものであるというこ とを徳島県で唯一の地 元民間放送事業者であ る四国放送から述べる もの	
--	--	--	--	---	--



平成25年8月28日付け付議第1号事件

証拠説明書 (3)

平成26年5月29日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参加人讀賣テレビ放送株式会社代理人

弁護士 岩 井 泉
同 やつ 井 健
同 せき 健

号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備 考
丙 20	「行政法講義下 I」1 ～7 頁, 10～29 頁, 60 ～95 頁 (写し)	平成 14 年 11 月 15 日	小早川光郎	行政過程の基本的枠組 み及び行政不服審査の 手続に関する一般的法 解釈等	
丙 21	「改訂 行政事件訴 訟の一般的問題に関 する実務的研究」166 ～181 頁 (写し)	平成 12 年 2 月 18 日	司法研修所 (編集)	行政事件訴訟における 要件事実と及び主張立 証責任等	

第五章 準備書面



平成25年8月28日付け付議第1号事件

準備書面 (1)

平成25年10月22日

主任審理官 柴 春彦 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

異議申立人 株式会社ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

異議申立代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁護士 中 田 祐 児

弁護士 島 尾 大 次

弁護士 高 木 誠 一 郎

弁護士 益 田 歩 美

弁護士 妹 尾 祥

弁護士 川 城 政 人

(目 次)

第 1	はじめに	1 頁
1	事案の概要	1 頁
2	徳島県内で近畿地方のテレビ放送が同時再送信されてきた経緯	1 頁
3	讀賣テレビ放送が異議申立人に対して再送信を同意し続けてきた経緯	2 頁
4	異議申立人が讀賣テレビ放送との間で約 4 年 9 か月間、協議を行った経緯	3 頁
5	総務大臣裁定申請、第 1 次異議申立ての経緯	6 頁
6	日本テレビ放送網、讀賣テレビ放送、四国放送が意思を相通じてなりふり構わぬ大臣裁定手続の妨害措置に出た経緯	8 頁
7	本件裁定の概要及び問題点	10 頁
8	本書面の目的	12 頁
第 2	本件裁定は、再放送ガイドラインに基づき、上板町における再放送が、讀賣テレビ放送の「放送等の地域性に係る意図」を侵害するとして、讀賣テレビ放送がこれに同意しない「正当な理由」があることを認めた点で、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取消しを免れない	12 頁
1	「正当な理由」の判断に際しての基本的な視点	13 頁
2	「正当な理由」の具体的な基準	14 頁
3	放送法における「正当な理由」の判断も、有線テレビジョン放送法におけるものと何ら変わらない	15 頁
4	再放送ガイドラインの策定に至る経緯	17 頁
5	総務大臣が、裁定における「正当な理由」の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、少なくとも、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分をそのまま新たな基準として用いることは、放送法に違反して許され	

ない	18 頁
6 本件裁定は、再放送ガイドラインに基づき、上板町における再放送が、讀賣テレビ放送の「放送等の地域性に係る意図」を侵害するとして、讀賣テレビ放送がこれに同意しない「正当な理由」があることを認めた点で、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取消しを免れない	21 頁
第3 本件裁定は、一方で、過去の裁定例に反して「放送の地域性に係る意図」の名目で「番組編集上の意図」の侵害を認め、他方で、受信者の利益を著しく過小評価することにより、上板町において前者の侵害の程度が受忍限度を超えとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取り消しを免れない	22 頁
1 「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断する際の基本的な視点	22 頁
2 徳島県は、近畿地方（近畿広域圏）と極めて密接な関係を有している	26 頁
3 視聴の実態に照らしても、徳島県で近畿広域圏の放送（讀賣テレビ放送を含む）が再放送されても、「放送等の地域性に係る意図」が侵害される余地はない	27 頁
4 異議申立人の加入者や地元自治体等も、讀賣テレビ放送の再放送を強く要望しており、極めて大きな「受信者の利益」の存在を裏付けている	29 頁
5 讀賣テレビ放送が再放送同意をしない真の理由たる地元民放たる四国放送の経営に与える影響等は、過去の裁定例でも、「正当な理由」に当たらないことが明らかであり、主張自体失当である	34 頁
6 本件裁定は、讀賣テレビ放送の番組を上板町内で再放送することによって讀賣テレビ放送の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される恐れがあるとした点で、過去の裁定例に相反し、	

放送法の解釈適法を誤った違法があるから、取り消しを免れな

い 3 6 頁

7 本件裁定は、異議申立人の対象地域を市町村単位で分断し、
松茂町及び北島町については「正当な理由」がないが、上板町
については「正当な理由」があるとした点で、過去の裁定例に
相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取り消し
を免れない 4 4 頁

8 本件裁定は、一方で、過去の裁定例に反して「放送の地域性
に係る意図」の名目で「番組編集上の意図」の侵害を認め、他
方で、受信者の利益を著しく過小評価することにより、上板町
において前者の侵害の程度が受忍限度を超えるとした点で、過
去の裁定例に相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があるか
ら、取り消しを免れない 4 6 頁

第 4 結 論 5 2 頁

別紙「過去の裁定例一覧表」 5 3 頁

別紙「地域関連性対照表」 5 4 頁

以 上

電波監理審議会の審理における準備書面(1)を提出する。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりである。

記

第1 はじめに

1 事案の概要

異議申立人は、徳島県板野郡北島町・松茂町・上板町を対象地域とする有線（テレビジョン）放送事業者（いわゆるケーブルテレビ事業者）である。

相手方讀賣テレビ放送株式会社は、近畿広域圏を対象地域とする（基幹）放送事業者である。

本件は、総務大臣が、放送法に基づき、平成25年7月23日に行った裁定について、異議申立人が、異議を申し立てた事案である。

以下では、まず、これまでの経過を、次に、本件裁定の概要及び問題点を、さらに、本書面の目的を、順次述べる。

2 徳島県内で近畿地方のテレビ放送が同時再送信されてきた経緯

- (1) 徳島県は、紀伊水道を挟んで近畿地方と隣接し、歴史的・経済的・文化的に近畿地方との一体性が強く（現に、徳島県は、関西広域連合の一員である〔甲25〕。）、かつ、同地方のテレビ放送の電波を良好に受信できる。このため、昭和30年代に近畿地方で各放送事業者が放送事業を開始した当初から、徳島県民は、各住宅、アパート等にアンテナを設置したり、地域単位で共同受信のための共聴アンテナを設置したりして、近畿地方の住民と何ら変わることなく各放送を受信し、視聴してきた。

具体的には、徳島県民は、近畿広域圏（三重県を除く近畿地方）を放送対象地域とする朝日放送株式会社・関西テレビ放送株式会社・株式会社毎日放送・讀賣テレビ放送、及び、兵庫県を放送対象地域とする株式会社サンテレビジョン、大阪府を放送対象地域とするテレビ大阪株式会社、和歌山県を放

送対象地域とする株式会社テレビ和歌山などの各放送につき、長年にわたりごく普通に視聴してきた。

- (2) 他方、徳島県内では、昭和50年代頃以降、地上波テレビ放送の難視聴地域の解消等を目的として、共聴アンテナ設備を発展させたケーブルテレビ局が、第三セクター等で、順次、開局されるようになった。異議申立人も、そのようにして昭和63年9月に設立された有線放送事業者の一つである（甲1）。

それゆえ、異議申立人は、昭和63年1月の開局当初から、徳島県内の他の有線放送事業者と同様に、徳島県内で視聴可能なテレビ放送（前述の近畿地方の各放送を含む）について、同時再送信を実施してきた。

同時再送信とは、放送事業者が放送するテレビ番組の電波について、有線放送事業者が、受信すると同時に有線で再送信する行為である。同時再送信によって、視聴者は、個人ないし共同でアンテナを立てて放送を視聴するのと同様に、有線ケーブルを通じて放送を視聴できる。すなわち、同時再送信の実態は、放送の中継行為に他ならない。

3 讀賣テレビ放送が異議申立人に対して再送信を同意し続けてきた経緯

- (1) 讀賣テレビ放送との関係でも、異議申立人は、昭和63年1月の開局当初からその放送を同時再送信してきた。

すなわち、異議申立人は、昭和62年12月2日、北島CATV管理組合（異議申立人の前身）として讀賣テレビ放送から再送信同意を得て以来、当初は3年、その後は1年毎に更新を繰り返し、平成23年7月24日のデジタル放送への完全移行に至るまで、約24年間にわたり、平穩かつ公然と讀賣テレビ放送の放送につき、同時再送信を続けてきた（再送信同意書〔甲15～17〕）。

- (2) 郵政省は、平成9年頃以降、テレビ放送につき、その放送の方式をアナログからデジタルに変更する取組みを本格化させた。

そして、総務省は、平成13年6月15日改正、同年7月25日施行の電波法において、アナログ波の使用期限を周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内とするための条項（同法71条の2）を盛り込んだことを踏まえて、同年7月、地上波の放送の方式につき、平成23年7月24日までにアナログからデジタルに移行する方針を決定した。

かかる総務省のいわば「国策」を踏まえて、放送事業者は、急遽、デジタル方式への移行を迫られることになり、平成15年12月には、3大都市圏（関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏）でデジタル放送が開始された。

- (3) なお、平成14年7月25日の異議申立人に対する再送信同意に際し、讀賣テレビ放送は、「デジタル放送に割り当てられる予定であるUHFチャンネル14ch～17chをデジタル放送開始に備え空きチャンネルにしておくこと。」との同意条件を付した（再送信同意書〔甲17〕の同意条件(3)）。

これは、翌平成15年に讀賣テレビ放送がデジタル放送を開始するのを目前にして、かつ、その後の平成23年には同放送が完全にデジタル放送に移行することを踏まえて、デジタル方式移行後も引き続き、異議申立人をして、アナログ方式のときと同様に同放送を再送信させるための措置であった。

4 異議申立人が讀賣テレビ放送との間で約4年9か月間、協議を行った経緯

- (1) 平成18年になると、平成23年7月24日のデジタル方式への完全移行まで残り期間が5年を切った。

そこで、異議申立人は、平成18年9月15日、徳島県内の有線放送事業者十数社と一緒に大阪市に出向き、讀賣テレビ放送との間で、再送信同意に

かかる協議を行った。

さらに、異議申立人は、同年11月16日、讀賣テレビ放送に対し、正式に再送信同意を申し込んだ。

- (2) 以後、異議申立人は、讀賣テレビ放送に対し、1、2か月に一度、定期的に再送信同意に応じるように要請するとともに、近畿地方の他の放送事業者から再送信同意が得られた都度に、その旨を報告して同様に再送信同意に応じるように要請し、もって、讀賣テレビ放送との協議を継続した。

しかし、讀賣テレビ放送は、デジタル方式への移行が近付き、時間が切迫しているにもかかわらず、区域外再送信については、未だ社内合意には至っていない等と回答し、結論を出さないままずるずると協議を引き延ばした。

また、讀賣テレビ放送は、平成20年7月1日、異議申立人に対し、受付済みの再送信同意申込書を一方的に送り返してきた。

- (3) その後、異議申立人も加盟する徳島県CATVネットワーク機構は、讀賣テレビ放送との間で団体協議を行った。

しかし、四国放送株式会社は、デジタル放送への完全移行（平成23年7月24日）が1年5か月後に迫った平成22年2月に至って、讀賣テレビ放送と四国放送とが同じネットワーク（日本テレビ系列）に属することを強調し、讀賣テレビ放送の放送は四国放送の放送と重複している等と称して、自社の経営を理由に、讀賣テレビ放送の再送信に反対する方針を明らかにした。

- (4) この間、総務省は、平成20年4月、「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。甲13）を策定した。

再送信ガイドラインは、地元民放局の同意を再送信の要件としていないのみならず、地元放送事業者等の経営に与える影響は、「正当な理由」の判断に関して考慮しないと明記している（Ⅲの２の（３）のイ〔１１頁〕）。

しかるに、讀賣テレビ放送は、遅くとも平成１８年９月には異議申立人との協議を開始したにもかかわらず、約５年近くもの長期間、自社の方針で区域外再送信については未だに検討段階ではない等という不誠実な対応に終始し、デジタル放送への完全移行まで２か月を切った平成２３年５月２８日時点でさえ、まだ、話し合う猶予がある等と主張して、再送信ガイドラインが「正当な理由」として考慮しない旨明記している四国放送の経営状況等を理由に、再送信に同意せず、かつ、再送信の協議を引き延ばす意向を示した。

- (5) そこで、異議申立人は、平成２３年５月３０日付通知書（甲１８）をもって、讀賣テレビ放送に対し、四国放送が同意しない限り再送信には応じない旨の讀賣テレビ放送の主張が、再送信ガイドラインに反する不当なものであることを指摘した上で、かかる主張を直ちに撤回し、異議申立人の同意申請に任意に同意するか否かについてその意向を質した。

これに対し、讀賣テレビ放送は、同年６月６日付回答書（甲１９）をもって、異議申立人に対し、四国放送が同意しない限り再送信には応じない旨の主張に固執しているわけではない、これまで誠意をもって協議に応じてきたし、今後も協議に応じる姿勢に変わりはない等と弁明した上で、異議申立人本人と直接協議したい旨回答した。

- (6) こうして、異議申立人は、平成２３年６月１０日、讀賣テレビ放送の本社を訪れて、同社と協議を行った。

このとき、異議申立人がこれまでアナログ方式で視聴できていた放送についてデジタル方式での視聴を認めない理由について質したところ、讀賣テレ

ビ放送は、従前どおり四国放送の経営状況等を挙げた。

また、異議申立人が四国放送の経営状況等と再送信に同意しない「正当な理由」とは結び付かないことを指摘しても、讀賣テレビ放送は、法的にはそうであっても、地元の四国放送の同意を考慮しないことはできない旨回答した。

最終的に、讀賣テレビ放送は、異議申立人が求めるデジタル放送のデジタル方式での再送信に同意する意向はなく、同年7月24日のデジタル放送への完全移行をもって、従前の再送信同意を更新せずに打ち切る、ただし、経過措置として、一定期間限りのデジアナ変換によるアナログ方式での再送信に限っては検討する旨を明らかにした。

- (7) それでも、異議申立人は、念のため、讀賣テレビ放送に対し、同社の最終的な意向を書面で明らかにするように求めた（通知書〔甲20〕）。

これに対し、讀賣テレビ放送は、平成23年6月21日付回答書（甲21）をもって、異議申立人に対し、「「DA変換による激変緩和措置（経過措置）」以外には弊社デジタル放送の区域外再送信同意は困難である」旨を明確に回答した。

5 総務大臣裁定申請、第1次異議申立ての経緯

- (1) 有線テレビジョン放送法は、再送信につき、原則として放送事業者の同意を要求するとともに（13条2項）、同意を巡る争いを解決するために、次のとおり総務大臣による裁定制度を設けていた。

すなわち、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者に対し、同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができ（同条3項）、総務大臣は、放送事業者が再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を

除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする（同条5項）という制度である。

そこで、異議申立人は、平成23年6月21日、同規定に基づき、総務大臣に対し、讀賣テレビ放送につき再送信同意をすべき旨の裁定を申請した（裁定申請書〔甲2〕）。

- (2) なお、平成23年6月24日、有線テレビジョン放送法を取り込む形で放送法が改正され、同月30日から施行された（なお、有線テレビジョン放送法は、同日廃止された。）。

改正放送法は、有線テレビジョン放送法13条の大臣裁定制度をそのまま取り込み（144条）、経過措置として施行日前になされた裁定申請につき、同法144条1項の規定による裁定の申請とみなすとした（改正法の附則5条2項）。なお、改正放送法では、再送信を「再放送」と呼んでいる。

それゆえ、本件裁定は、かかる経過措置により、改正放送法による大臣裁定の申請とみなされることとなった。

- (3) また、総務省は、平成23年7月、放送法の改正を踏まえて、再送信ガイドライン（甲13）につき、「再送信」を「再放送」に改めるなどの用語の改定を行うとともに、名称を「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（以下「再放送ガイドライン」という。甲14）に改めた。ただし、その実質的内容には、変更はない。

- (4) しかし、総務大臣は、平成23年10月20日、放送法144条1項の「協議に応じず、又は協議が整わないとき」の要件に該当しないとして、大臣

裁定の申請を拒否する旨の処分を行った（拒否処分通知書〔甲3〕）。

このため、異議申立人は、同年11月7日、総務大臣に対し、同処分を取り消し、再送信同意をすべき旨の裁定を求める旨の異議申立てを行った（異議申立書〔甲4〕）。

- (5) これを受けて、総務大臣は、平成23年12月9日、電波監理審議会に同異議申立て事案を付議した。

電波監理審議会は、平成24年2月27日以降、佐藤歳二主任審理官を中心に審理を行い、同主任審理官が作成した報告書に基づき、同年11月28日開催の同審議会（第986回）で、本件裁定拒否処分を取り消す旨の決定案を議決した。

そこで、総務大臣は、平成24年12月5日、同決定案に従い、本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手することを決定した（甲5）。

- 6 日本テレビ放送網、讀賣テレビ放送、四国放送が意思を相通じてなりふり構わぬ大臣裁定手続の妨害措置に出た経緯

- (1) ところで、電波監理審議会は、平成24年11月14日開催の同審議会（第985回）で、本件異議申立て事案を審理し、同審議会会長において、その頃、その審理の状況を明らかにする会長会見を行った。

このため、日本テレビ放送網株式会社、讀賣テレビ放送、四国放送は、同月28日開催の同審議会（第986回）より前に、総務大臣が本件裁定拒否処分を取り消し、大臣裁定手続に着手する蓋然性が高いことを聞知した。それゆえ、日本テレビ放送網、讀賣テレビ放送、四国放送は、意思を相通じて、異議申立人の大臣裁定手続を妨害するための措置に出た。

- (2) すなわち、日本テレビ放送網と讀賣テレビ放送は、いずれも平成24年1

1月22日付通知書をもって、突如として、異議申立人に対し、異議申立人が讀賣テレビ放送の放送を同時再送信していることが、日本テレビ放送網の公衆送信権を侵害する違法な行為であるとして、直ちに同時再送信を中止すること、書面をもって同時再送信を行わない旨誓約することを要求するとともに、1週間以内に回答がなければ法的手段を講じる旨一方的に通知してきた。

そこで、異議申立人は、日本テレビ放送網の通知書が到達した同月23日の1週間後である同月30日、日本テレビ放送網に対し、異議申立人の同時再送信は、再送信ガイドラインに基づく経過措置として適法なものであり、日本テレビ放送網の公衆送信権を何ら侵害しないこと等を回答した。しかるに、日本テレビ放送網は、同年12月3日、かかる回答を全く無視して、大阪地方裁判所に対し、異議申立人が、大臣裁定申請に際し、讀賣テレビ放送の再送信を継続していることについて、著作権侵害を理由に、その差止めを求める仮処分を申し立てた（同庁平成24年(ヨ)第20017号仮処分命令申立事件）。

- (3) これに対し、大阪地裁は、平成25年5月30日、次のとおり、徳島県内の有線放送事業者、視聴者が讀賣テレビ放送の再放送を強く希望していること、四国放送と日本テレビ放送網が共同して、四国放送の利益のために、本件裁定を妨害するために仮処分を申し立てたものであることを認定し、日本テレビ放送網の主張を排斥して、仮処分申立てを却下した（決定〔甲7〕）。

「徳島県内における有線放送事業者と有線放送視聴者は、讀賣テレビの再放送の継続を強く希望している。」（19頁）

「債権者（注：日本テレビ放送網）は、（中略）基幹放送事業者（中略）であり、（中略）公益上の観点から特別な利益を図られている立場にある。

そのような立場にある債権者としては、放送の普及を図り、受信者の利益を保護するという放送法144条の総務大臣による同時再送信に関する裁定の制度及びそれに伴う著作権等の制限については、公益上の要請に基づく、やむを得ない制限として受忍すべきである。」（24頁）

「むしろ、本件申立ては、四国放送の利益のために、総務大臣による裁定手続に影響を及ぼす目的でされたものである。」（25頁）

7 本件裁定の概要及び問題点

- (1) かかる経過を経て、総務大臣は、平成25年7月23日、讀賣テレビ放送につき、異議申立人の対象地域のうち、上板町を除外して、北島町・松茂町の区域についてのみ再送信同意をすべき旨の裁定（以下「本件裁定」という。甲6）を行った。

- (2) この点、讀賣テレビ放送は、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等を再放送に同意しない「正当な理由」に掲げていたが、本件裁定は、次のとおり、かかる讀賣テレビ放送の主張を完全に排斥している。

「6 讀賣テレビと四国放送の番組の同調率を考慮することについて

（中略）四国放送が同社と同調している番組は全国ネットの番組がほとんどであり、仮にそれらの番組の中に近畿広域圏の地域情報が含まれていたとしても、当該番組を全体として捉えた場合に、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報」を提供する番組として位置づけることは妥当ではない。

他方、同時期の讀賣テレビの番組表では、四国放送が制作した番組が放送されている時間帯に、讀賣テレビでは近畿広域圏に生活する視聴者のために制作し放送していると思われる番組が放送されていることから、当該

番組については、読賣テレビの再放送を視聴することによる受信者の利益が相当程度存在すると認められる。」（１９、２０頁）

「 7 地元基幹放送事業者（四国放送）の経営基盤との関係について

（中略）再放送ガイドラインは、「地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の『番組編集上の意図』の保護や『受信者の利益』の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については『正当な理由』の判断に関して考慮しない」としており、電気通信紛争処理委員会もこれを適当と考えるとの判断が示されたものであり、これを踏まえるものである。

（中略）本件については、仮に再放送を認めたとしても、従来から申請人も含めた徳島県内の他の主要なケーブルテレビ事業者が読賣テレビのアナログ放送を再放送しており、これにより再放送される地域が拡大するものではなく、四国放送の業務の継続が困難になるとは想定されない。」（２０頁）

したがって、本件裁定及びそれに先立つ大阪地裁決定によって、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等は再放送に同意しない「正当な理由」に当たらないこと（かえって、四国放送の利益のために、再放送に同意しないことは、公益に反すること）が明らかになったといえる。

(3) 他方で、本件裁定には重大な問題点がある。

すなわち、再放送ガイドラインに基づいて判断した結果、過去には同様の事案で同意裁定がなされていたのに、本件では上板町だけを再放送のエリアから除外している点である。

しかし、同じ徳島県内で、しかも、同じケーブルテレビ局のエリア内で、上板町のみを除外するのは不当・不合理な差別というほかない。

- (4) そこで、異議申立人は、本件裁定のうち、上板町の区域にかかる部分を取り消し、同部分につき再送信同意をすべき旨の裁定を求めて、異議申立てに及んだ。

8 本書面の目的

本書面は、次の諸点を述べ、もって、本件裁定が取消しを免れないことを明らかにするものである。

記

- (1) 本件裁定は、再放送ガイドラインに基づき、上板町における再放送が、讀賣テレビ放送の「放送等の地域性に係る意図」を侵害するとして、讀賣テレビ放送がこれに同意しない「正当な理由」があることを認めた点で、放送法の解釈適用を誤った違法があること
- (2) 本件裁定は、一方で、過去の裁定例に反して「放送の地域性に係る意図」の名目で「番組編集上の意図」の侵害を認め、他方で、受信者の利益を著しく過小評価することにより、上板町において前者の侵害の程度が受忍限度を超えるとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があること

第2 本件裁定は、再放送ガイドラインに基づき、上板町における再放送が、讀賣テレビ放送の「放送等の地域性に係る意図」を侵害するとして、讀賣テレビ放送がこれに同意しない「正当な理由」があることを認めた点で、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取消しを免れない

1 「正当な理由」の判断に際しての基本的な視点

- (1) 有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日公布、平成23年6月30日廃止）は、再送信につき、原則として放送事業者の同意を要求するとともに（13条2項）、同意を巡る争いを解決するために、郵政大臣によるあっせん制度を設けた（同条3項、4項）。

しかし、実際には放送事業者が再送信に頑強な抵抗を示す事例が多く、強制力のないあっせん制度は、機能しなかった。

そこで、同法は、昭和61年5月20日改正で、従前のあっせん制度に換えて、新たに郵政大臣による裁定制度を導入した。

- (2) すなわち、昭和61年改正による有線テレビジョン放送法13条は、次のとおり定めている。

「（前略）

- 3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。）は、放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、郵政大臣の裁定を申請することができる。

4 （略）

- 5 郵政大臣は、前項の放送事業者がそのテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

（以下略）

」

- (3) かかる条文の構造から明らかなとおり、有線テレビジョン放送法上の大臣裁定制度においては、大臣は、原則として、同意をすべき旨の裁定をしなけ

ればならないのであって、例外的に、放送事業者が「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」に限って、同意をすべき旨の裁定をしないことができることになっている。

そうすると、「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」は、本則に反する例外的な場合であるから、本来の同意裁定の原則を没却しないように限定的に解釈されなければならない。

また、かかる例外的な「正当な理由」の主張立証責任は、当然、放送事業者が負うのであって、いやしくも、放送事業者が明確に主張立証していないにもかかわらず、安易・軽々に「正当な理由」の存在を認めるようなことは、本来の同意裁定の原則を没却し、殊更に有線放送事業者を不利益に取り扱うものとして、許されない。

2 「正当な理由」の具体的な基準

(1) この点、昭和61年改正法制定時の第104回国会では、政府答弁として、

「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」について、次の5つの場合がこれに当たるという基準（以下、単に「5基準」という。

）を明示している（国会議事録〔甲22〕）。

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再送信される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再送信が期待できない場合

(2) これらは、いずれも放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わるものである。

また、この5基準は、「再送信」全般に及ぶものであって、いわゆる区域内再送信か区域外再送信かで区別されることはない。

- (3) このように、大臣裁定制度を導入する昭和61年改正法は、その立法過程で、国会答弁において、「正当な理由」の具体的内容として前記5基準が明示され、これを前提に成立している。

そして、他に「正当な理由」に関する具体的な議論はなされていない。

また、同法は、「正当な理由」の解釈、要件に関して、政令に委任していない。

- (4) かかる立法経過に鑑みれば、昭和61年改正法における13条5項の「正当な理由」とは、基本的に、放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害するものとして国会答弁で具体的に明示された前記5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準と同等程度に放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害する場合（5基準に準じる場合）が認められる余地があるにすぎないというべきである。

そして、前述の「正当な理由」の判断に際しての基本的な視点に照らせば、放送事業者が5基準に準じる場合に当たることを理由に「正当な理由」があると主張するときは、単に当該事実を主張立証するのみならず、当該事実が5基準に準じる場合に当たると評価すべき法的根拠を明らかにしなければならないというべきである。

3 放送法における「正当な理由」の判断も、有線テレビジョン放送法におけるものと何ら変わらない

- (1) 平成23年6月24日、有線テレビジョン放送法を取り込む形で放送法が改正され、同月30日から施行された。

同改正による放送法144条は、次のとおり定めている。

「1 第142条第1項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。（以下略）

2 （略）

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

（以下略）

」

(2) このように、改正放送法は、有線テレビジョン放送法13条の大臣裁定制度をそのまま取り込み、経過措置として施行日前になされた裁定申請につき、同法144条1項の規定による裁定の申請とみなすとした（改正法の附則5条2項）。

本件では、異議申立人は、平成23年6月21日、本件裁定を申請したが（甲2）、かかる経過措置により、本件裁定申請は、改正放送法による大臣裁定の申請とみなされる。

(3) この点、放送法144条3項においても、有線テレビジョン放送法13条5項と同様に、総務大臣は、原則として、同意をすべき旨の裁定をしなければならないのであって、例外的に、基幹放送事業者（放送事業者）が「再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」に限って、同意をすべき旨の裁定をしないことができることになっている。

すなわち、放送法144条3項は、放送法が有線テレビジョン放送法を取

り込む形で改正されたことに伴う用語の変更（たとえば、「放送事業者」を「基幹放送事業者」に改めるなど）等、所要の措置を講じたに留まり、有線テレビジョン放送法１３条５項と内容的には全く変更されていない。

したがって、放送法１４４条３項にいう「正当な理由」についても、有線テレビジョン放送法１３条５項における解釈がそのまま当てはまる。

４ 再放送ガイドラインの策定に至る経緯

- (1) 本件裁定は、再放送ガイドラインにつき、放送法１４４条３項がいう放送事業者が再送信同意を拒否する「正当な理由」の解釈を補完するものとの考え方の下、再放送ガイドラインの判断枠組みに依拠して判断を行っている。

そこで、以下では、本件裁定の是非を検討する前提として、再放送ガイドラインの策定に至る経緯を踏まえて、その合理性につき、検討する。

- (2) 有線テレビジョン放送法が昭和６１年に改正されて大臣裁定制度が導入されて以後、大臣裁定は、視聴者の利益を無視して頑強に再送信を拒絶する放送事業者に対して、有線放送事業者が対抗する最後の砦として機能し、もって、視聴者の利益を守ってきた。

すなわち、別紙「過去の裁定例一覧表」のとおり、昭和６２年７月２１日になされた裁定例を皮切りに、本件裁定までに多数の裁定例が蓄積されている。それは、いずれも同意裁定であった（申請の取り下げがあった事案を除く）。

- (3) これに対し、別紙「過去の裁定例一覧表」の番号３～６の事案に関し、相手方の放送事業者が頑強に再送信に反対したこと等から、総務省は、平成１９年１０月から「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催し、大臣裁定におけるガイドラインの策定を企てた。

そして、総務省は、平成20年3月の同研究会の「最終とりまとめ」を元に、翌4月、再送信ガイドラインを策定したのである。

- (4) そして、再送信ガイドライン（甲13）は、前記5基準に加えて、区域外再送信につき、「番組編集上の意図」の一要素として「放送等が受信される地域についての意図（放送等の地域性に係る意図）」を考慮する、具体的には、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断するという新しい基準を設けた（Ⅲの2の(2)〔10頁〕）。

これが実質的に5基準の変更に当たることは、再送信ガイドラインが「地域間の関連性が低い場合であっても、過去適法に同意が得られていた再送信については、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、一定期間の経過措置（激変緩和措置）を講ずる」（Ⅲの2の(3)〔11頁〕）と述べて、過去に同意が得られた場合であっても、新しい基準では同意が得られない場合があり得ることを示唆していることから明らかである。

- (5) 前述のとおり、総務省は、平成23年7月、放送法の改正に伴い、再送信ガイドラインの文言を一部改正して、再放送ガイドライン（甲14）とした。しかし、その内容は、従前の再送信ガイドラインと実質的な変更はない。

5 総務大臣が、裁定における「正当な理由」の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、少なくとも、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分をそのまま新たな基準として用いることは、放送法に違反して許されない

- (1) 前記「有線放送による放送の再送信に関する研究会の最終とりまとめ」は、正当な理由の判断につき、区域内再送信と区域外再送信とを区別し、かつ、後者に「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとする理由として、次の

とおri述べている（25、26頁）。

「放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたいという「放送の地域性に係る意図」については、遠隔地の地上放送をネットワークにより伝送し有線テレビジョン放送で再送信することが経済面等から困難であったことから、これまでは「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定されず、基準として示す必要性はそれほどなかったと考えられる。

しかしながら、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再送信として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきた。また、交通や通信手段の発達等を背景として、国民の生活圏等の広域化は大きく進展しており、従来の県域の枠組みを超えて情報を得ようとする受信者のニーズが増大してきている。

こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。」

- (2) しかし、同記述のうち、情報通信技術の発達や受信者のニーズの変更等によって区域外再送信の必要性、重要性が以前とは比較にならないほど増大したとの指摘は正しいものの、「これまでは「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定され」ていなかった旨の指摘は、全く事実を誤認している。

すなわち、我が国の最初の大臣裁定例は、島根県の有線放送事業者が、兵庫県の放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、島根県と兵庫県とは、県境を接せず、約210kmも離れている（別紙「過去の裁定例一覧表」の番号1、裁定書〔甲8〕）。

また、平成20年の裁定例も、島根県の有線放送事業者が、岡山県の放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、島根県と岡山県も、県境を接していない（同番号11、12、裁定書〔甲11、12〕）。

このように、大臣裁定制度が始まった当初から、同一地方（中国地方）はもちろん、隣接地方（中国地方と近畿地方）でも再送信が認められてきたのであるから、少なくともその程度の「遠隔地」間での区域外再送信は、当然の許容範囲として、大臣裁定上も想定されてきたといえる。

- (3) そうすると、前記「有線放送による放送の再送信に関する研究会の最終とりまとめ」は、誤った事実認識を前提に、過去の裁定例に反する新たな基準の追加を答申し、総務省は、その誤った答申内容そのままに再放送ガイドラインを策定したことになる。

この点で、再放送ガイドラインのうち、少なくとも、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分は、誤った事実認識に基づくものであって、合理性を欠くというほかない。

- (4) そもそも、有線テレビジョン放送法13条5項、放送法144条3項の「正当な理由」とは、基本的に、放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害するものとして国会答弁で具体的に明示された前記5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準と同等程度に放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害する場合（5基準に準じる場合）が認められる余地があるにすぎない。

そして、昭和61年改正以来、再送信ガイドラインの策定に至るまでの約22年間にわたり、実際の大臣裁定も、5基準に則って行われてきたのであって、5基準は、「正当な理由」の判断に際して、既に確立している。

これに対し、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮

すべきとした部分は、5基準のいずれにも当たらず、かつ、5基準に準じる場合にも当たらないのであって、実質的に5基準を変更して、新たな要件を加重したものというほかない。

しかし、同法は、「正当な理由」の解釈、要件に関して、政令に委任していない。そうすると、総務省が、再送信ガイドライン、再放送ガイドラインにおいて、5基準に関係がない裁定の手續を定めたり、5基準の内容をより具体化する形で明確にしたりするのはともかく、それを超えて、区域外再送信につき、「放送等の地域性に係る意図」を要件として新たに加重し、もって、実質的に5基準を変更することは、行政庁の恣意的な解釈によって同法を事実上改正し（解釈改正）、かつ、過去22年間に確立した法的安定性を著しく害するものとして、違法である。

- (5) それゆえ、総務大臣が、裁定における「正当な理由」の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、少なくとも、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分をそのまま新たな基準として用いることは、放送法に違反して許されないというべきである。

- 6 本件裁定は、再放送ガイドラインに基づき、上板町における再放送が、讀賣テレビ放送の「放送等の地域性に係る意図」を侵害するとして、讀賣テレビ放送がこれに同意しない「正当な理由」があることを認めた点で、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取消しを免れない

このように、総務大臣が、裁定における「正当な理由」の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、少なくとも、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分をそのまま新たな基準として用いることは、放送法144条3項に違反して許されない。

しかるに、本件裁定は、まさに当該部分をそのまま適用し、上板町における

再放送が、讀賣テレビ放送の「放送等の地域性に係る意図」を侵害し、かつ、その侵害の程度が受忍限度内にあるとは言えない場合に当たり、讀賣テレビ放送には、再送信に同意をしない正当な理由があると結論づけた。

以上によれば、本件裁定は、再放送ガイドラインに基づき、上板町における再放送が、讀賣テレビ放送の「放送等の地域性に係る意図」を侵害するとして、讀賣テレビ放送がこれに同意しない「正当な理由」があることを認めた点で、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取消しを免れない。

第3 本件裁定は、一方で、過去の裁定例に反して「放送の地域性に係る意図」の名目で「番組編集上の意図」の侵害を認め、他方で、受信者の利益を著しく過小評価することにより、上板町において前者の侵害の程度が受忍限度を超えるとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取り消しを免れない

1 「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断する際の基本的な視点

(1) 万一、大臣裁定の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、区域外再放送において、「番組編集上の意図」の一要素として「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分を用いるとすれば、5基準や過去の裁定例と整合性を有するように、解釈しなければならない。なぜなら、昭和61年以降、有線テレビジョン放送法13条3項、5項が何ら改正されておらず、平成23年6月30日施行の改正放送法144条1項、3項も同内容である以上、5基準や過去の裁定例と全く整合性を有さない新たな基準を設けることは、実質的に行政の解釈をもって同条項を改正するに等しく、行政の裁量の限界を超えるからである。

(2) かかる観点から検討するに、本件では、次の2点を指摘できる。

① 再放送ガイドラインは、「「正当な理由」の有無の判断は、最終的には

個別事案に関する総合判断となるが、例示をすれば、少なくとも、基幹放送事業者の放送対象地域に隣接する市町村における再放送の場合については、一般に「正当な理由」に該当しないものと考えられる。他方、一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる地域における再放送の場合については、原則として「正当な理由」に該当するものと考えられる。」としている（Ⅲの2の(2)のイ〔11頁〕）。

ここでは、隣接する市町村であれば、一般に「正当な理由」がない、一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方であれば、原則として「正当な理由」がない、という両極端の例しか示されていない。

- ② 過去の裁定例は、県境を接していない島根県と兵庫県との間（約210 km）、島根県と岡山県との間で、「正当な理由」の存在を否定し、再送信を認めている。

すなわち、同一地方（中国地方）はもちろん、隣接地方（中国地方と近畿地方）でも再送信が認められてきている。（前述）

- (3) これらの事実を勘案すれば、仮に、再放送ガイドラインが言うように「番組編集上の意図」の一要素として「放送等の地域性に係る意図」を考慮するとしても、たとえば、北海道と沖縄県のように、一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあるのであればともかく、そうでないときは、単に、隣接する市町村ではないからといって、直ちに「放送等の地域性に係る意図」が侵害されるなどということとはできない。

かえって、過去の裁定例に照らして、島根県と兵庫県との間、島根県と岡山県との間の程度の距離（すなわち、同一地方ないし隣接地方程度）であれば、原則として、「放送等の地域性に係る意図」が侵害されるとはいえない

というべきである。

- (4) また、再放送ガイドラインが、放送対象地域から一見明白に遠方にあれば、必ず「正当な理由」がないとはせず、原則として「正当な理由」がないとするに留まっていることに鑑みれば、仮に、明白に遠隔地であっても、そののみをもって「正当な理由」がないとすることはできない。

むしろ、かかる遠隔地であっても、あえて有線放送事業者が再放送をしようとしているのは、実際には、当該放送につき、遠隔地で視聴しても何ら問題がないことを示している。

- (5) この点、我が国では、東京キー局を中心とする5大放送ネットワークが存在し、ネットワーク内の各局では、ほぼ全てキー局が制作した同一の番組が全国的に放送されている。それは、当該番組を全国のどこで放送しても、文化的に受け入れられない等ということとはあり得ないからである。

また、我が国において、地域によって、激しい文化的対立があるなどの事情は特に認められない。そもそも、放送法は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に際し、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること等の基準を定めているところ（4条）、およそこの基準に合致して編集された番組である限り、少なくとも国内の他の地域で視聴されることによって、放送の意図について誤解を招く等の事態は考えられない。

そうすると、単に放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断するのは相当ではなく、放送事業者において、当該放送が再放送されることによって地域性に係る意図が侵害されるとする具体的内容について、明確に主張立証する必要がある。

- (6) これに対し、本件裁定は、「再放送ガイドラインでは、判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求めている。」（16頁）として、あたかも、放送法上、侵害の具体的内容を検討しないことが当然であるかのように論じている。

しかし、再放送ガイドラインが侵害の具体的内容につき言及していないからといって、大臣裁定に係る判断において、侵害の具体的内容を当然に検討しなくてよいことにはならない。

前述したとおり、「正当な理由」は、本則に反する例外的な場合であるから、本来の同意裁定の原則を没却しないように限定的に解釈されなければならないこと、その「正当な理由」の主張立証責任は、当然、放送事業者が負うこと等に鑑みれば、単に放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断することは許されず、更に進んで、放送事業者に対し、侵害の具体的内容を明確に主張立証させなければならない。

- (7) 以上によれば、「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断する際には、基本的な視点として、次の点を踏まえる必要がある。

- ① 単に、隣接する市町村ではないからといって、直ちに「放送等の地域性に係る意図」が侵害されるなどということはできない。

かえって、同一地方ないし隣接地方程度であれば、原則として、「放送等の地域性に係る意図」が侵害されるとはいえない。

- ② 単に、放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断することは許されない。

放送事業者は、侵害の具体的内容を明確に主張立証しなければならない。

2 徳島県は、近畿地方（近畿広域圏）と極めて密接な関係を有している

- (1) 本件では、放送対象地域が近畿地方（近畿広域圏）、再放送対象地域が徳島県であるところ、徳島県は、海域（鳴門海峡、播磨灘、紀伊水道等）を挟んで、近畿地方たる兵庫県、和歌山県、大阪府と接している。

そして、徳島県と近畿地方とは、以下に述べるとおり、昔から、相互に行政、経済、文化的に極めて密接な関係を有している。

- (2) まず、地域間における人・物等の交流状況については、徳島県へ転入する人の転入元、徳島県から転出する人の転出先の約3割を近畿地方が占めている（甲23）。

また、徳島県民で、近畿広域圏（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）に通勤・通学する者は計1211名で、他県への通勤・通学者の2割を占めている（甲24）。

のみならず、徳島県は、関西（近畿）の2府8県の一員として、関西広域連合（甲25）、近畿ブロック知事会（甲26）に参加して広域行政を推進し、関西地域振興財団（甲27）、近畿高等学校総合文化祭（甲28）など文化的にも密接な交流がある。

ことに、大鳴門橋・明石海峡大橋が開通した現在では、徳島県から兵庫県（淡路島）まではわずか数分、神戸・大阪等へも約1時間半～2時間で移動可能である。そして、両地域を結ぶ高速バス・フェリーなど公共交通機関も発達し、年間約200万人もの人の移動がある。（甲29、30）

- (3) 次に、両地域間の経済的取引状況、両地域の関係を巡る歴史的経緯については、徳島県産の農産物は、約520億円分（販売金額の約50%）が京阪神市場に出荷され、大阪中央卸売市場での全入荷量の4位を占めるなど、両地域には、大きな経済的取引がある（甲31）。

そもそも、徳島県は、四国の中で最も関西に近く、歴史的、文化的、経済的に関西と密接な交流があり、近年では、大鳴門橋・明石海峡大橋の開通で関西と陸続きになり、極めて活発な経済的取引がある（甲 3 2）。

3 視聴の実態に照らしても、徳島県で近畿広域圏の放送（読売テレビ放送を含む）が再放送されても、「放送等の地域性に係る意図」が侵害される余地はない

(1) 前述のとおり、徳島県は、近畿地方（近畿広域圏）と極めて密接な関係を有しており、文化、経済的交流も非常に盛んである。それゆえ、徳島県で近畿広域圏の放送が再放送されても、「放送等の地域性に係る意図」が侵害される余地はない。

(2) 現に、徳島県では、昭和 3 0 年代（四国放送のテレビ放送開始より前）から現在まで、半世紀以上にわたり、読売テレビ放送を含む近畿広域圏のテレビ放送が視聴されてきた（新聞テレビ欄〔甲 3 3〕）。

現在も、徳島県では、近畿広域圏のテレビ放送（毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送）、及び、近畿の県域のテレビ放送（テレビ大阪、サンテレビジョン、テレビ和歌山）がアンテナで受信され、かつ、読売テレビ放送以外は再放送同意もなされ、広く徳島県民の視聴の対象となっている。これは、異議申立人においても、全く同様である。（新聞テレビ欄（現在）〔甲 3 4〕、毎日放送・朝日放送・関西テレビ放送〔近畿広域圏〕の再送信同意書〔甲 3 5～3 7〕、テレビ大阪〔大阪府〕・サンテレビジョン〔兵庫県〕・テレビ和歌山〔和歌山県〕の再送信同意書〔甲 3 8～4 0〕、テレビ受信概念図〔甲 4 1〕）

他方、近畿広域圏の放送事業者は、かかる実態を踏まえて、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に、徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県

の出来事や天気など徳島に関する情報を放送している（甲４２～４５）。

- (3) このように、異議申立人の加入者は、現に、近畿広域圏のデジタル放送、大阪府・兵庫県・和歌山県のデジタル放送を全て視聴している。すなわち、加入者は、過去半世紀以上にわたり近畿広域圏の住民と全く同じ番組（読売テレビ放送を含む）を視聴してきており、現在も、近畿広域圏の住民（ことに、大阪府・兵庫県・和歌山県の住民）とは全く同じ番組を視聴しているのであって、放送にかかる文化的基盤を全く同一にしている。

逆に、異議申立人の加入者と近畿広域圏の住民とは、過去半世紀以上にわたり全く同じ番組を視聴してきており、現にそうであるにもかかわらず、読売テレビ放送だけ視聴できないとすべき理由は全くないのであって、かかる事態になれば、「受信者の利益」は著しく害される。

- (4) 上記の視聴の経緯、実態は、読売テレビ放送についても何ら変わらない。

すなわち、読売テレビ放送は、他の近畿広域圏の放送事業者（毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送）と同様に、徳島県の出来事や天気など徳島に関する情報を放送している（天気予報〔甲４６〕）。

また、新聞のテレビ欄では、現在も、読売テレビ放送の番組表が、四国放送と並んで大きく掲げられ（なお、他の近畿広域圏の放送〔毎日放送・朝日放送・関西テレビ放送〕、テレビ大阪・サンテレビジョンなども同様である。）
、番組紹介の欄でも、四国放送ではなく読売テレビ放送の番組が紹介されている（甲４７）。

のみならず、読売テレビ放送は、徳島県内で発行される新聞に、自社の番組の広告を掲載しており、今も、徳島県を事実上の放送対象地域として重視している。すなわち、平成２５年３月２５日付新聞（甲４８）では、「朝から大激論！なんでやねんサミット」、「読売テレビ開局５５年記念 ３夜連

続ドラマ 泣いたらアカンで通天閣」という2本の番組、及び、「読売テレビ開局55年「GO!GO!春まつりキャンペーン」実施中」のカラー広告を掲載している。なお、これらの番組は、四国放送では放送されていない。

これは、読売テレビ放送自身が、今も、徳島県を自己の事実上の放送対象地域として重視していることの表れである。

現に、読売テレビ放送は、徳島県については、当然に番組及びCMの放送範囲として扱ってきており、営業的な観点からも重視している（議事録〔甲60〕4頁）。

- (5) のみならず、異議申立人の営業区域では、デジタル化後も読売テレビ放送の放送がアンテナで良好に受信でき、現に、25～40%の世帯は、ケーブルテレビに加入することなく、アンテナで直接受信して読売テレビ放送の放送を視聴している（調査報告書〔甲49〕、アンテナ受信状況図〔甲50〕）。

アンテナで直接受信して視聴することによって、特に問題が生じていない放送が、ケーブルテレビで再放送されることによって問題が生じるはずがない。

- (6) 以上のとおり、視聴の実態に照らしても、徳島県で近畿広域圏の放送（読売テレビ放送を含む）が再放送されても、「放送等の地域性に係る意図」が侵害される余地はない。

- 4 異議申立人の加入者や地元自治体等も、読売テレビ放送の再放送を強く要望しており、極めて大きな「受信者の利益」の存在を裏付けている

- (1) まず、徳島県は、平成22年6月22日、読売テレビ放送に対し、地上デジタル放送移行後も、その放送を徳島県民が視聴できるように、徳島県内の

有線放送事業者に対して、速やかに再送信同意をするように要請した（要望書〔甲５１〕）。

なお、議事録（甲６１）によれば、徳島県CATVネットワーク機構が平成２２年５月１３日に開催した臨時会で、徳島県は、四国放送を訪問して協議したり、６月中には讀賣テレビ放送を訪問して県民の願いとして要望書を提出したりして協力していくことを説明しているが（１頁）、甲５１号証がまさにその要望書である。

- (2) また、徳島県知事の議会答弁によれば、徳島県は、デジタル放送への移行後も、ケーブルテレビの同時再送信によって、アナログ放送時と同様に近畿広域圏の放送が視聴できるようにするべく、「全県CATV網構想」を強力に推進しており、単独で、あるいは、全国知事会を通じて、国・総務省に対し、讀賣テレビ放送などの放送事業者が再送信に同意するべく、適切な指導、対策を講じるように強く要望してきている（徳島県議会議事録〔平成１８年６月定例会〕〔甲５２〕）。

- (3) 実際に、全国知事会（徳島県知事が情報化推進対策特別委員会の委員長）は、総務省に対し、「従来から視聴されている区域外放送事業者については、CATV事業者等に対する区域外再送信の同意を速やかに行うよう、関係する放送事業者に対し適切な指導を行うこと」を強く要望してきた（全国知事会の「平成２０年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望の概要（総務省関係）」〔甲５３〕１３頁）。

- (4) 次に、徳島市担当者の議会答弁によれば、徳島市は、讀賣テレビ放送が再送信同意をしないために、デジタル放送の視聴ができない状態であること、地上デジタル化によって近畿広域圏（讀賣テレビ放送）の放送が受信できな

くなる可能性があることは、市民にとって到底理解しがたい事態であると認識しており、今後、国・徳島県とともに、総務省とも連携しながら、地上デジタル放送完全移行後も、現状と同様のチャンネル（読賣テレビ放送を含む）が視聴できるように強く要望してきた（徳島市議会議事録〔平成21年第1回定例会〕〔甲54〕）。

- (5) 当然、異議申立人の営業区域たる北島町、松茂町、上板町でも、町民の強い要望を受けて、平成22年6月22日、読賣テレビ放送に対し、地上デジタル放送移行後も、その放送を徳島県民が視聴できるように、徳島県内の有線放送事業者に対して、速やかに再送信同意をするように要請している（甲55～57）。

なお、内容は、徳島県の要望書（甲51）と同様である。

- (6) また、徳島県CATVネットワーク機構、会員各社は、平成22年2月10日、読賣テレビ放送に対し、再送信の同意を求める要望書（甲59）を提出している（議事録〔甲60〕1頁参照）。

なお、甲59号証は、同機構の平成22年1月22日の臨時総会で決議する前の文面である。同総会では、総務省の強い要望で、甲59号証の末尾の文章中、総務省に言及する部分を削った形に修正の上、原案どおり決議されている（同総会の議事録〔甲58〕3、4頁、議事録〔甲60〕1頁）。

- (7) そして、徳島県CATVネットワーク機構、会員各社が、読賣テレビ放送に対し、同要望書を提出した際のやり取りを記載した議事録（甲60）によれば、徳島県の有線放送事業者は、視聴者から読賣テレビ放送のデジタル放送が視聴できないことにつき、多数の苦情が寄せられ、対応に苦慮してきた（3、4頁）。

これに対し、讀賣テレビ放送も、アナログで視聴できた番組が、デジタルで視聴できないのは理屈に合わない不合理な事態であると認めた（３、４頁）。

また、徳島県には、讀賣テレビ放送の再送信がなされないことに対して、県民から、問い合わせ、苦情の電話が毎日必ずかかってくる、その電話は、１回３０分以上に及んでいる（５頁）。

そして、徳島県は、讀賣テレビ放送に対し、アナログ時代と同様にデジタルでも視聴したいという徳島県民の強い要望、各市町村長の認識等を伝えて、全面的に徳島県内の有線放送事業者を支援するので、ぜひとも再送信に同意されたい旨申し入れている（２、５、６頁）。

- (8) しかるに、讀賣テレビ放送は、地元民放である四国放送の反対、その経営に与える影響を理由に、再放送に応じなかった。

このため、徳島県には、県民から、讀賣テレビ放送が再送信されないことに対する苦情が再三寄せられている（甲６２～６７）。これらは、多数の県民の不満の声のうち、氷山の一角にすぎない。

すなわち、徳島県民にとっては、あくまで讀賣テレビ放送は四国放送とは別個のチャンネルであり、四国放送があれば不要である等とは全く考えていない。

- (9) そのことを如実に示すものとして、本件裁定申請を知った徳島県民から、異議申立人に寄せられた激励の手紙（甲６８）がある。

この手紙には、次の記載があり、徳島県民の視聴の利益を裏付けている。

「 貴社（ひのき・キューテレビ）が読売テレビの再送信で、地域住民の受信者のために奮闘している事を見て、私達地域住民も同じ気持です。」（１頁）

「 ケーブルテレビにおいても、自分達が経営し、一番に利用者（受信者）
していただいている各お客様に対し、読売テレビの再送信がなくなる事につ
いて、ケーブルテレビを通じて具体的に説明するかをしなくてはならな
い事を忘れているのにはほんとうにびっくりし、おかしく感じる次第です。
お客様の声を集約して四国放送と協議すべきであると考えます。」（3 頁）

「 新聞紙上では、日本テレビ系列の四国放送があるため、読売テレビが再
送信を認めないとなっているが、ほんとうは四国放送が読売テレビに再送
信をしないように働きかけをしているのではないか？

四国放送が企業努力しなくて、当然あるべき再送信の読売テレビがなく
なる事をひたすらに県民である受信者の方々に隠すよう影において、各ケ
ーブルテレビ12社に対し無言の圧力をかけ、各社が屈服しているよう
に見えてこない、ほんとうになさけない姿である。」（3、4 頁）

「 どうか現在貴社のみが、地域住民（受信者）の事を思い熱い気持で再送
信に努力されている事に対し、大いに拍手を送りたい。がんばって下さい。
」（4 頁）

「 ほんとうにご苦労様です。大いにがんばって下さい。」（4 頁）

- (10) 以上のとおり、異議申立人の加入者や地元自治体等も、読売テレビ放送の
再放送を強く要望しており、極めて大きな「受信者の利益」の存在を裏付け
ている。

5 讀賣テレビ放送が再放送同意をしない真の理由たる地元民放たる四国放送の経営に与える影響等は、過去の裁定例でも、「正当な理由」に当たらないことが明らかであり、主張自体失当である

(1) これに対し、本件裁定は、「同意をしない」理由とその正当性にかかる讀賣テレビ放送の主張について、次のとおり摘示している。

「ア 讀賣テレビが「同意をしない」理由とその正当性

讀賣テレビがその放送対象地域に放送することを前提として制作した番組放送の意図が侵害されるだけでなく、放送法及び基幹放送普及計画に基づく現在の放送秩序及び放送文化が損なわれる。

徳島県唯一の地上基幹放送事業者である四国放送の経営基盤が脅かされ、ひいては地元受信者に不利益がもたらされる。」（8頁）

(2) 既に詳しく述べたとおり、讀賣テレビ放送は、協議段階、本件裁定申請段階、第1次異議申立段階を通じて、一貫して、地元民放たる四国放送の同意が得られないこと、四国放送の経営に与える影響等をもって、再放送に同意しない「正当な理由」と主張してきた。

本件裁定の上記摘示に照らしても、讀賣テレビ放送のかかる姿勢は、一貫して全く変わっていない。

(3) しかし、地元民放の同意が得られないこと、地元民放の経営に与える影響等が「正当な理由」に当たらないことは、過去の裁定例が一貫して明示してきたところである。

たとえば、別紙「過去の裁定例一覧表」の番号2の裁定（甲9）は、高知ケーブルテレビ株式会社がテレビせとうち株式会社の番組を高知県内で再送信することにつき、次のとおり、地元民放の同意がないからといって、テレビせとうちの放送の意図が害され、又は歪曲される恐れがないことを明確に

述べ、もって、テレビせとうちが再送信に同意しない「正当な理由」がないとしている。

「再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合は法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合に該当する。

しかしながら、本件申請に係る再送信が区域外再送信であり、地元同意がないことを再送信に同意しない理由とするテレビせとうちの主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実はなく、本件において地元同意のないことは再送信に同意しない正当な理由とは認められない。」（6頁）

- (4) 同裁定がいう「放送の意図が害され、又は歪曲される」とは、まさに再放送ガイドラインがいう「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される」（Ⅲの1〔8頁〕）と同じ場合を指す。

なぜなら、再放送ガイドラインが、「放送法上、他の放送事業者の放送の再放送は、当該他の放送事業者の「同意」を要することとされており、これは放送に対する国民の信頼を背景として、放送事業者の「番組編集上の意図」を保護することを放送法上明らかにしたものである。」（Ⅲの1〔8頁〕）と説明するとおり、「番組編集上の意図」自体は、再放送ガイドラインによって新たに出現した概念ではなく、有線テレビジョン放送法制定当初からの同法13条2項が、再送信につき、放送事業者の同意を要するとした理由そのものであって、同裁定がいう「放送の意図」と同一だからである。

このように、過去の裁定例において、地元民放の同意が得られないこと、地元民放の経営に与える影響等を理由に、「放送の意図」、すなわち、「番組編集上の意図」が害されることはない旨、明示されている以上、本件でも、異議申立人の再放送によって「番組編集上の意図」（及び、その一要素とし

での「放送等の地域性に係る意図」が害されないことは明らかである。

6 本件裁定は、讀賣テレビ放送の番組を上板町内で再放送することによって讀賣テレビ放送の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される恐れがあるとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適法を誤った違法があるから、取り消しを免れない

(1) 前述のとおり、放送事業者は、再放送によって「放送等の地域性に係る意図」が侵害されるとして例外的な「正当な理由」の存在を主張する以上、その侵害の具体的内容を明確に主張立証しなければならない。

讀賣テレビ放送の場合、再放送に同意しない真の理由は、地元民放たる四国放送の同意が得られないこと、四国放送の経営に与える影響等である。しかし、それに理由がないことは過去の裁定例でも明らかであり、それだけでは主張自体失当である。

それゆえ、本件裁定によれば、讀賣テレビ放送は、無理矢理、次のような理由を捻出している。

「申請人により讀賣テレビの区域外再放送が行われることになると、広告収入等で経営に多大な影響を及ぼすCMに関してトラブルが生じる可能性があるので、讀賣テレビは区域外再放送をしたくないとの意図を有している。

近畿のみで放送されることを条件に出演者（一般人も含む）が取材やインタビューに応じるような場合に、区域外再放送されると讀賣テレビとしては予期せず、深刻な人権侵害などを引き起し、コンプライアンス上の問題を抱えることになる。

その他、懸賞広告では、販売促進のため、対象地域、選考方法、応募方法と条件など細かく規定されていたり、エリアによって実施時期が調整されていたりすることがあるが、区域外再放送がなされることにより、販売

促進の効果が薄れるなどして、讀賣テレビとしては予期せず、スポンサー企業との間でトラブルを発生させてしまうおそれもある。」（９、１０頁）

「 讀賣テレビは、平成２５年１月９日付けの意見書等において、再放送による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

- ・ 業務協定や契約によって形成されている権利関係の毀損・侵害に関するトラブル
- ・ CMに関するトラブル
- ・ 想定外のリスク負担やコンプライアンス上の問題

が生じるとし、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。」（１６頁）

- (2) 讀賣テレビ放送の主張は、要するに、自社の放送及びCMが、放送対象地域のみでの放送を想定して制作、放送されており、他の地域で放送されると、混乱、トラブルを招くというものである。これは、過去の裁定例でも、放送事業者が、再放送に同意しない形式的な理由として主張したものと同じである。

しかし、かかる主張は、過去の裁定例で、既に明確に否定されている。

- (3) たとえば、別紙「過去の裁定例一覧表」の番号３の裁定（甲１０）は、福岡県の放送事業者の番組を大分県内で再送信することにつき、同放送事業者が讀賣テレビ放送と同様の主張を行なったのに対し、次のとおり述べて、これを明確に排斥している。

「(3) 地元発の地域情報、災害情報が見過ごされるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

(中略)

しかしながら、緊急災害情報及び地域情報を含め、どの情報を摂取するかは、本来、情報の受け手である視聴者の自主的な選択が尊重されるべきものであり、放送事業者が十分な合理的理由なく、一方的に決定・制限できる事項とは認められない。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。」（８頁）

「(7) CMの地域性ということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

(中略)

しかしながら、「広告主の意図に反する」という主張には、具体的事例や証拠が挙げられておらず、放送事業者の放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実とは認められない。また、「視聴者の混乱を招く」という主張については、大分県知事に意見照会を行ったところ、逆に、大分県知事からは「本県内の視聴者（消費者）が福岡波の区域外送信で福岡地区に限定したCMを視聴したとしても、そのこと（福岡地区のCMであること）は十分に理解し得ると思われ、これまで（アナログ時）も大きな混乱やトラブルが生じたケースは聞き及んでいないことから、今後もそのような事態は発生しにくいと考える。」という意見が提出されている。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。」（１０頁）

- (4) また、テレビせとうち（香川県、岡山県を放送地域とする放送事業者）は、その番組を、県境を接していない島根県で再送信することの是非が争われた

事案（別紙「過去の裁定例一覧表」の番号１１、１２）において、再送信に反対する理由として、次のとおり主張していた。

「今回、再送信の同意をしない理由は、申請者がＴＳＣに免許を与えられた放送区域外での再送信を希望しているためであり、区域外再送信についてはＴＳＣの放送責任が負えないためである。

地域免許制度は、現在の地上放送制度の根幹をなすものとする。地上放送事業者は免許を与えられた地域での放送を前提に報道、番組制作、ＣＭ放送などの放送サービスを実施しており、そして、地域免許制度のもと、地上放送事業者は報道機関として様々な責任を負っている。いわゆる国民保護法において、ＴＳＣは指定地方公共機関として放送エリアである岡山県、香川県において指定されており、区域外の県については指定されていない。政見放送においても、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されるべきものであり、国政選挙等において、区域外での放送が行われることは結果として区域外において公職選挙法で定められた政党の政見放送が回数を超えて放送されることにもつながるのではないかと考える。また、災害報道の面においてもＴＳＣは放送区域内の地方自治体との連携を深め、その報道に努めているが、区域外の放送についてはその範囲外であり対応はできない。ＴＳＣは社会的使命として、より地域に密着した放送サービスの実現に努めており、区域外での再送信の放送は地域密着というＴＳＣの放送目的とは違うものである。」（裁定書〔甲１１〕５、６頁、裁定書〔甲１２〕５、６頁）

しかし、これらの事案の裁定は、いずれも、かかるテレビせとうちの主張につき、「しかしながら、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されているものとは言えず、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。」（甲１１の８、

9 頁、甲 1 2 の 9 頁) として明確に排斥している。

- (5) なお、テレビせとうち自身も、同事案において、次のとおり、再送信によって「放送の意図」が害され、又は歪曲されることを懸念していないことを認めている。

「 T S C は、平成 5 年にも高知ケーブルテレビ株式会社からの大臣裁定を受けており、裁定の判断基準として、第 1 0 4 回通常国会衆議院通信委員会（昭和 6 1 年）において政府答弁している、いわゆる「5 基準」については充分承知している。今回の意見書提出にあたって T S C の同意しない理由は、「5 基準」に合致しないことも承知している。T S C の放送を再送信する有線テレビジョン放送事業者によって、T S C の放送意図が阻害ないしは歪曲されることを懸念しているわけではない。また、有線テレビジョン放送事業者の経営状態や技術水準に疑念を持っているわけでもない。」（甲 1 1 の 7 頁、甲 1 2 の 7 頁）

このように、テレビせとうち自身が、香川県、岡山県で放送されている番組が隣接していない島根県で再送信されることにつき、「放送の意図」が害され、又は歪曲されないことを自認している。これが、放送事業者の認識の実態である。

すなわち、放送事業者は、再放送に同意しない真の理由が、地元民放の同意が得られないこと、地元民放の経営に与える影響等でありながら、それに理由がないことが過去の裁定例でも明らかであることから、再放送に同意しない形式的な理由として、自社の放送及び CM が、放送対象地域のみでの放送を想定して制作、放送されており、他の地域で放送されると、混乱、トラブルを招くなどという主張を行っているにすぎない。

本件における讀賣テレビ放送の主張も、これと全く同じである。

(6) このように、過去の裁定例は、地元発の地域情報、緊急災害情報、CMの地域性を理由に、「放送の意図」が害され、又は歪曲されることを明確に否定している。

何より、過去の裁定例は、「放送の意図」が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実の主張立証責任を放送事業者に負わせている。

これは、「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断する際の基本的な視点の②（単に、放送対象地域と再送信対象地域との物理的な距離関係をもって「放送等の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断することは許されず、放送事業者は、侵害の具体的内容を明確に主張立証しなければならない）に合致する判断であって、有線テレビジョン放送法、放送法の正しい解釈である。

これに対し、讀賣テレビ放送は、本件において、抽象的に、自社の放送及びCMが、放送対象地域のみでの放送を想定して制作、放送されており、他の地域で放送されると、混乱、トラブルを招くことを述べるだけで、侵害の具体的内容を明確に主張立証していない。

そもそも、前述のとおり、徳島県民（当然、上板町の住民を含む）は、過去半世紀以上にわたり近畿広域圏の住民と全く同じ番組（讀賣テレビ放送を含む）を視聴してきており、現在も、近畿広域圏の住民（ことに、大阪府・兵庫県・和歌山県の住民）とは全く同じ番組を視聴しているのであって、放送にかかる文化的基盤を全く同一にしている。しかし、その間、讀賣テレビ放送が主張するような混乱、トラブルが発生したことは全くない。この明確な客観的事実に照らせば、讀賣テレビ放送の主張が、単に反対する「ためにする」主張、机上の空論であることは、一目瞭然である。

それゆえ、かかる讀賣テレビ放送の主張は、当然に排斥されなければならない。

- (7) しかるに、本件裁定は、次のとおり述べて、讀賣テレビ放送の番組を上板町内で再送信することによって讀賣テレビ放送の「番組編集上の意図」（の一要素としての「放送等の地域性に係る意図」）が害され、又は歪曲される恐れがあることを認めた。

「再放送ガイドラインに従えば、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われる全ての事業者について生じうるものであり、讀賣テレビの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、一般的に生じる程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害を認めることはできる。」（16頁）

- (8) 上記引用部分のうち前半の判断（讀賣テレビ放送の主張は、区域外再送信全般に生じることであって、本件の特別な事情とはいえないとの判断）は、全く正しい。そうであれば、本件裁定は、当然、過去の裁定例と同様に、讀賣テレビ放送の主張を排斥しなければならなかった。

これに対し、後半の判断（讀賣テレビ放送の主張は、一般に生じる程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害が認められるとの判断）は、前半の判断と論理的に矛盾するばかりか、過去の裁定例にも反しており、合理的根拠がない。

しかるに、本件裁定は、後半の判断、すなわち、本件再放送が讀賣テレビ放送の「番組編集上の意図」を侵害するという誤った前提に基づき、同侵害と受信者の利益との比較衡量に論を進めているのであって、この点で、根本的に誤っているという他ない。

- (9) ことに、前述のとおり、徳島県民（当然、上板町の住民を含む）は、過去

半世紀以上にわたり近畿広域圏の住民と全く同じ番組（讀賣テレビ放送を含む）を視聴してきており、讀賣テレビ放送も、異議申立人に対し、その開局以来、地デジ化までの約23年半以上もの長期間にわたり再放送に同意してきた事実、その間、讀賣テレビ放送が、「放送等の地域性に係る意図」を害されるなどとは全く主張してこなかった事実を照らせば、本件で、讀賣テレビ放送の「番組編集上の意図」（の一要素としての「放送等の地域性に係る意図」）が害され、又は歪曲される恐れは全く存在しないというほかない。

(10) この点、放送の形態がデジタル放送かアナログ放送かによって、「正当な理由」の存否が変わることはない。

すなわち、前出の大分の裁定例（甲10）は、次のとおり述べて、アナログ放送とデジタル放送は別であるという放送事業者の主張を排斥している。

「(8) アナログ放送とデジタル放送は別であるということを理由に再送信に係る同意をしないことについて

（中略）

たしかに、免許上は、アナログ放送とデジタル放送は技術的理由によって別のものとなっているが、現在アナログ放送とデジタル放送はサイマル放送で基本的には同一内容の放送が行われており、さらに2011年のアナログ放送の停波後はデジタル放送に一本化されることから、アナログ放送とデジタル放送とで異なる取扱いをする合理的理由は一般的にはないと考えるべきである。そのため、この主張には、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が指摘されていない。したがって、再送信に同意しない正当な理由とは認められない。」（10、11頁）

(11) これに反し、前述のとおり、本件裁定は、「再放送ガイドラインでは、判

断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求めている。」（16頁）として、あたかも、放送法上、侵害の具体的内容を検討しないことが当然であるかのように論じている。

これは、過去の裁定例の判断に180度反し、過去の判断を実質的に変更するものである。しかし、有線テレビジョン放送法、放送法が改正されていないにもかかわらず、総務省が自ら策定した再放送ガイドラインを理由に、同法の解釈を改めることは本末転倒であって、行政の合理的裁量の範囲を超えた実質的な法改正に等しく、違法である。

逆にいえば、本件では、かかる過去の判断の実質的な変更をしない限り、「番組編集上の意図」の侵害、引いては、「正当な理由」を認めることができないことを如実に裏付けている。

(12) 以上によれば、本件裁定は、讀賣テレビ放送の番組を上板町内で再放送することによって讀賣テレビ放送の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される恐れがあるとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適法を誤った違法があるから、取り消しを免れない。

7 本件裁定は、異議申立人の対象地域を市町村単位で分断し、松茂町及び北島町については「正当な理由」がないが、上板町については「正当な理由」があるとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取り消しを免れない

(1) 本件裁定は、次のとおり述べて、市町村単位で「正当な理由」を判断するものとした。

「現在のケーブルテレビ事業者の業務区域が基本的に市町村を単位としていること、過去の裁定においても同一市町村内において受信者の利益は原則として一体的に捉えることが適当としていること、また、同一市町村内

であれば、一般に地域内の交流は多いと考えられることから、市町村の一体性を確保する観点からも、再放送に係る同意を判断すべき区域の単位については、原則として市町村とすることが適当であると認められる。」（15頁）

- (2) しかし、交通が不便で、地域間の人・物・情報の移動・交流が著しく妨げられていた時代であればともかく、交通が著しく発達し、地域間の人・物・情報の移動・交流が非常に活発になり、いわゆる「平成の大合併」を経て、行政単位の広域化が図られ、更には、関西広域連合が府県の域を超えた広域行政を推進し、道州制の導入さえ唱えられる現代においては、市町村単位で「正当な理由」の有無を区別すべき合理的理由はない。

また、放送事業者（有線放送事業者を含む）は、その放送地域において同じ番組を放送するのであるから、複数の市町村を対象とする放送事業者において、放送地域を更に区切った市町村単位で放送内容を区別することは、技術的にも経営的にも不可能である。

万一、そのようなことを要求すれば、同じ放送事業者の放送地域であるにもかかわらず、ある市町村では、あるチャンネルで、Aという放送が流れているのに、他の市町村では、同じチャンネルで、Bという別の放送が流れているという事態が生じてしまう。かくては、総務大臣裁定によって、かえって、5基準（③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合）に抵触する事態を生じさせることになるのであって、本末転倒となる。

- (3) それゆえ、再放送ガイドラインがいう「正当な理由」の有無の判断における地理的な要件との整合性の観点からも、同じ放送事業者の放送地域であれば、市町村単位で区分けするのではなく一括して「正当な理由」を判断すべ

きであり、例外的に、市町村単位で区分けする正当かつ合理的な理由がある場合（たとえば、「一般的な国民の視点から見て」、当該市町村同士が「一見明白に遠方にある」ような場合、すなわち、全国規模の有線放送事業者における北海道内の市町村と沖縄県内の市町村など）にのみ、市町村単位で区分けして「正当な理由」を判断することが許されるというべきである。

したがって、本件裁定は、異議申立人の対象地域を市町村単位で分断し、松茂町及び北島町については「正当な理由」がないが、上板町については「正当な理由」があるとした点で、放送法の解釈適用を誤っている。

8 本件裁定は、一方で、過去の裁定例に反して「放送の地域性に係る意図」の名目で「番組編集上の意図」の侵害を認め、他方で、受信者の利益を著しく過小評価することにより、上板町において前者の侵害の程度が受忍限度を超えるとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取り消しを免れない

(1) 前述のとおり、徳島県は、近畿地方（近畿広域圏）と極めて密接な関係を有しており、文化、経済的交流も非常に盛んである。それゆえ、徳島県で近畿広域圏の放送が再放送されても、「放送等の地域性に係る意図」が侵害される余地はない。

現に、異議申立人の加入者は、近畿広域圏のデジタル放送、大阪府・兵庫県・和歌山県のデジタル放送を全て視聴している。すなわち、加入者は、過去半世紀以上にわたり近畿広域圏の住民と全く同じ番組（読賣テレビ放送を含む）を視聴してきており、現在も、近畿広域圏の住民（ことに、大阪府・兵庫県・和歌山県の住民）とは全く同じ番組を視聴しているのであって、放送にかかる文化的基盤を全く同一にしている。

したがって、再放送ガイドラインがいう地域間の関連性は明らかであり、また、地域間の関連性に係る「受信者の利益」に鑑みれば、視聴者において、

讀賣テレビ放送の再放送を視聴すべき高度の利益がある。

逆に、異議申立人の加入者と近畿広域圏の住民とは、過去半世紀以上にわたり全く同じ番組を視聴してきており、現にそうであるにもかかわらず、讀賣テレビ放送だけ視聴できないことになれば、「受信者の利益」は著しく害される。

- (2) これに対し、本件裁定は、次のとおり述べて、かかる受信者の利益が極めて小さいものであると過小評価し、異議申立人の対象地域のうち、松茂町及び北島町については讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」がないが、上板町においては讀賣テレビ放送には再放送に同意しない「正当な理由」があるとした。

「上板町においても、松茂町及び北島町と同様に、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再放送が行われる場合に一般的に生じる程度に生じると言うべきである。

他方、上板町における受信者の利益について見ると、松茂町及び北島町と同様に、讀賣テレビの電波のスピルオーバーの状況については、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町と同様に上板町でも、過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。

しかしながら、① 上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。

さらに、② 上板町については、鳴門市とも隣接していない。

以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関して見ると、上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできな

い。」（１９頁）（注：①、②は異議申立人代理人が挿入）

(3) しかし、上記引用部分のうち「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度に関する評価（かかる侵害は、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度に生じる、との評価）は、過去の裁定例の判断と相反するのみならず、本件裁定自身が、「讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われる全ての事業者について生じるものであり、讀賣テレビの「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えない」（１６頁）としていることと首尾一貫せず、矛盾する。

(4) また、上記引用部分のうち受信者の利益に関する評価（讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない、との評価）は、上板町における讀賣テレビ放送の視聴実態等を認めながら、事実上、これを無視して、受信者の利益を、単に、① 通勤・通学等の人の移動の状況及び経済的取引、② 地理的状况（上板町が鳴門市と隣接していないこと）に矮小化する点で極めて不合理である。

そもそも、再放送ガイドラインは、「地域関連性」の判断要素として、通勤・通学等人の移動状況、両地域間の経済的取引状況、電波のスピルオーバーの状況、両地域の関係を巡る歴史的経緯、再送信に関する視聴実態、視聴習慣等を掲げているところ、同評価では、そのうちのごく一部のみを採り上げ、他の諸事項を無視している。

(5) のみならず、内容的にも、次のとおり不合理であって、判断を誤っている。

① 「上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極め

て少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。」との点について

本件裁定は、「上板町については、同町から近畿広域圏への就業者・通学者数の割合は約0.2%あるものの、その人数は10人にとどまり、また、近畿広域圏に常住し同町において就業・通学する者の人数は1人しかおらず、割合としても約0.02%と極めて小さいと評価できる。」(17頁)と述べる。

しかし、(ア) 上板町から近畿広域圏への約0.2%という数値は、本件裁定が比較例として掲げる「山口裁定」における最低の数値たる約0.1%を上回っている。

それにもかかわらず、本件裁定は、(イ) 近畿広域圏から上板町への約0.02%という数値を殊更に取り上げて、一方方向((ア)の方向)では「山口裁定」以上の数値であるのに、逆方向((イ)の方向)の数値のみを理由にして、地域間の事情(たとえば、近畿広域圏には多数の大学があるのに対し、上板町には大学が存在しないため、大学の関係での移動は、当然、(ア)の方向のみとなるなど)を一切考慮しないまま、否定的な結論を下しているのであって、その判断は不合理極まりない。

さらに、別紙「地域関連性対照表」のとおり、過去の同意裁定例では、同じ統計数値につき、0.008%(別紙「過去の裁定例一覧表」の番号2)、0.0009%、0.006%(同番号7)、0.005%(同番号9)、0.009%(同番号10)、0.002%、0.003%(同番号11)、0.001%、0.009%(同番号12)など、約0.02%をはるかに下回る数値であるにもかかわらず、同意裁定がなされている。この過去の裁定例の基準に従えば、上板町においても、人の移動が極めて少ない等とは到底認められない。

なお、別紙「地域関連性対照表」によれば、過去の裁定例では、裁定

以前の視聴実績はないか、あるとしても、ごく一部に留まっているのに対し、本件では、昭和30年代から現在まで半世紀以上にわたる視聴実績がある。それゆえ、本件では、読賣テレビ放送が徳島県で再放送されることによって、「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」が侵害される余地は全くないこと、過去の裁定例と比較しても、本件について同意裁定をすべきことがより一層明らかである。

したがって、本件裁定の上記判断は、誤っている。

② 「上板町については、鳴門市とも隣接していない。」との点について

本件裁定は、当該部分に先立ち、松茂町及び北島町について、次のとおり述べている。

「 両町に隣接する徳島県鳴門市は、読賣テレビの放送対象地域に含まれる兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置しており、かつ、同島と神戸淡路鳴門自動車道によって直接結ばれていることから、同市は読賣テレビの放送対象地域に隣接する市町村として扱うべきものと認められる。両町は、いずれも同市に隣接していることに加え、同市の中心部からの距離も比較的近い。

以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関しては、両町において、読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害の程度を上回る受信者の利益があると評価することが適当である。」（19頁）

前述のとおり、徳島県は、海域（鳴門海峡、播磨灘、紀伊水道等）を挟んで、近畿地方たる兵庫県、和歌山県、大阪府と接している。それを踏まえて、本件裁定は、松茂町及び北島町については、淡路島と隣接している鳴門市と隣接していることを有利な事情に掲げ、これに対し、上板町については、鳴門市と隣接していないことを不利な事情に掲げている。

しかし、上板町と河川を挟んで隣接する徳島市は、海峡を挟んで近畿地方たる兵庫県、和歌山県、大阪府と接している（甲69）。なお、徳島県は、和歌山県との間で、古くから航路（フェリー等）で結ばれて頻繁に人・物が往来してきたのみならず、文化的・経済的に活発な交流があり、近畿広域圏の放送も、主に和歌山県の御坊中継局の電波を受信している（甲70、71）。

それゆえ、上板町は、海峡を挟んで兵庫県、和歌山県、大阪府と隣接する徳島市に隣接するのであって、松茂町及び北島町と地理的状况は何ら異ならない。

したがって、本件裁定の上記判断は、誤っている。

- (6) このように、本件裁定は、一方で、過去の裁定例に反して、区域外再送信によって、「放送の地域性に係る意図」の名目で「番組編集上の意図」の侵害がある程度生じるとし、他方で、受信者が区域外再送信に求める目的を無視し、受信者の利益を著しく過小評価している。

そして、本件裁定は、かかる誤った前提に基づき、両者を「比較衡量した総合的な判断」として、「上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない。」（19頁）、「上板町については、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度の範囲内にあるとは言えない場合に該当することから、再放送に同意をしない正当な理由があると認められる。」（21頁）と結論づける。

しかも、本件裁定が、異議申立人の対象地域のうち、上板町についてのみ、「正当な理由」があるとした実質的根拠は、① 約0.02%という数値、② 上板町が鳴門市に隣接していないことのみにすぎず、これらに理由がないことは、上記のとおりである。しかるに、本件裁定は、①・②を実質的根

拠として、上板町では、「再放送を認めるに足る程度の受信者の利益」がなく、「讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度の範囲内にあるとは言えない」とするのであって、受信者が区域外再放送に求める目的を無視し、意図的に問題をすり替えており、その判断の不合理性、論旨の破綻は明らかである。

かかる結論は、全く不合理であって、本来の受信者の利益を没却しているという他ない。

- (7) 以上によれば、本件裁定は、一方で、過去の裁定例に反して「放送の地域性に係る意図」の名目で「番組編集上の意図」の侵害を認め、他方で、受信者の利益を著しく過小評価することにより、上板町において前者の侵害の程度が受忍限度を超えるとした点で、過去の裁定例に相反し、放送法の解釈適用を誤った違法があるから、取り消しを免れない。

第4 結 論

以上の次第で、本件裁定は、取消しを免れない。

以 上

過去の裁定例一覧表

番号	申請日	裁定日	証拠	申請者(有線放送事業者)	所在地	相手方(放送事業者)	所在地	種類
1	S62.6.3	S62.7.21	甲8	山陰ケーブルビジョン株式会社	島根県	株式会社サンテレビジョン	兵庫県	アナログ
2	H5.2.23	H5.6.10	甲9	高知ケーブルテレビ株式会社	高知県	テレビせとうち株式会社	香川県・岡山県	アナログ
3			甲10 (一部)	大分ケーブルテレビコム株式会社		アール・ケー・ビー 毎日放送株式会社		
4	H19.3.23	H19.8.17		シーティービーメディア株式会社	大分県	九州朝日放送株式会社	福岡県	デジタル
5				株式会社ケーケーブルテレビ佐伯		株式会社テレビ西日本		
6				大分ケーブルネットワーク株式会社		株式会社福岡放送		
7				日本海ケーブルネットワーク株式会社				
8	H19.5.30	H20.2.8		株式会社鳥取テレビピア	鳥取県			
9				株式会社中海テレビ放送				
10				鳥取中央有線放送株式会社				
11			甲11	山陰ケーブルビジョン株式会社	島根県	テレビせとうち株式会社	香川県・岡山県	アナログ
12			甲12	出雲ケーブルビジョン株式会社				
13	H19.5.30	H20.2.8		三原テレビ放送株式会社	広島県			
14				株式会社東広島ケーブルメディア				
15				尾道ケーブルテレビ株式会社				
16				Kビジョン株式会社	山口県	株式会社広島ホームテレビ	広島県	アナログ
17						株式会社テレビ新広島		
18	H19.5.30	H20.2.8		株式会社アイ・キャン		広島テレビ放送株式会社		
19						株式会社中国放送		

地域関連性対照表
(放送対象地域と再送信区域との地域関連性)

番号	1	2	7	9	10	11	12	本件
申請者	山陰ケーブルビジョン(株)	高知ケーブルテレビ(株)	日本海ケーブルネットワーク(株)	(株)中海テレビ	鳥取中央有線放送(株)	山陰ケーブルビジョン(株)	出雲ケーブルビジョン(株)	(株)ひのき
所在地	島根県松江市	高知県高知市	鳥取県鳥取市	鳥取県米子市	鳥取県東伯郡琴浦町	島根県松江市	島根県出雲市	徳島県板野郡北島町・松茂町・上板町
裁定日	昭和62年7月21日	平成5年6月10日	平成20年2月8日					—
放送事業者	(株)サンテレビジョン	テレビせとうち(株)						読賣テレビ放送(株)
所在地(県)	兵庫県	岡山県・香川県						近畿広域
通勤・通学 人の移動	【通勤・通学】 裁定当時の昭和60年の国勢調査による通勤・通学データ 松江市→兵庫県 36人 (松江市の通勤・通学者の0.03%)	【通勤・通学】 裁定当時の平成2年の国勢調査による通勤・通学データ 高知市→香川県 135人 (高知市の通勤・通学者の0.07%) 高知市→岡山県 20人 (高知市の通勤・通学者の0.01%) 香川県→高知市 87人 (高知市への通勤・通学者の0.04%) 岡山県→高知市 16人 (高知市への通勤・通学者の0.008%)	【通勤・通学】 裁定当時の平成17年の国勢調査による通勤・通学データ 鳥取市→香川県 1人 (鳥取市の通勤・通学者の0.0009%) 鳥取市→岡山県 91人 (鳥取市の通勤・通学者の0.08%) 香川県→鳥取市 8人 (鳥取市への通勤・通学者の0.006%) 岡山→鳥取市 147人 (鳥取市への通勤・通学者の0.12%)	【通勤・通学】 裁定当時の平成17年の国勢調査による通勤・通学データ 米子市→香川県 4人 (米子市の通勤・通学者の0.005%) 米子市→岡山県 102人 (米子市の通勤・通学者の0.13%) 香川県→米子市 5人 (米子市への通勤・通学者の0.005%) 岡山県→米子市 111人 (米子市への通勤・通学者の0.12%)	【通勤・通学】 裁定当時の平成17年の国勢調査による通勤・通学データ 琴浦町→香川県 0人 (琴浦町の通勤・通学者の0%) 琴浦町→岡山県 10人 (琴浦町の通勤・通学者の0.09%) 香川県→琴浦町 1人 (琴浦町への通勤・通学者の0.009%) 岡山県→琴浦町 4人 (琴浦町への通勤・通学者の0.04%)	【通勤・通学】 裁定当時の平成17年の国勢調査による通勤・通学データ 松江市→香川県 2人 (松江市の通勤・通学者の0.002%) 松江市→岡山県 34人 (松江市の通勤・通学者の0.03%) 香川県→松江市 4人 (松江市への通勤・通学者の0.003%) 岡山県→松江市 69人 (松江市への通勤・通学者の0.05%)	【通勤・通学】 裁定当時の平成17年の国勢調査による通勤・通学データ 出雲市→香川県 1人 (出雲市の通勤・通学者の0.001%) 出雲市→岡山県 28人 (出雲市の通勤・通学者の0.03%) 香川県→出雲市 7人 (出雲市への通勤・通学者の0.009%) 岡山県→出雲市 30人 (出雲市への通勤・通学者の0.04%)	【通勤・通学】 平成22年国勢調査による通勤・通学データ 北島町・松茂町・上板町→兵庫県 126人 (3町の通勤・通学者数合計の0.57%) 松茂町→兵庫県 117人 (松茂町の通勤・通学者数の1.23%) 松茂町→近畿広域 122人 (松茂町の通勤・通学者数の1.31%) 北島町→南あわじ市 19人 (北島町の通勤・通学者の0.23%) 松茂町→南あわじ市 14人 (松茂町の通勤・通学者の0.15%) 南あわじ市→北島町 4人 (南あわじ市の通勤・通学者の0.01%) 南あわじ市→松茂町 56人 (南あわじ市の通勤・通学者の0.21%)
経済的取引 状況	「全国に自慢できる島根の農産物」(島根県水産部農畜産振興課HP)の主な出荷先は県内を除くと、主に京阪神が中心であり、岡山県や香川県に出荷は少ない。農産物の取引は少ない。	未調査	農産物の出荷先は、県内消費を除くと、名京阪神が主であり岡山県・香川県との取引は少ない。 (鳥取県農林水産部資料参照)			「全国に自慢できる島根の農産物」(島根県水産部農畜産振興課HP)の出荷先は県内を除くと主に京阪神が中心であり、岡山県や香川県に出荷は少ない。農産物の取引は少ない。		恵まれた立地条件を活かしながら、多様化した消費者動向に即応して、近畿圏等への生鮮食料品の安定供給を続けている。 また徳島県産の農産物は、約520億円分(販売金額の約50%)が京阪神市場に出荷され、大阪中央卸売市場での全入荷量の4位を占めるなど、両地域には大きな経済取引がある。
歴史的背景	7・9・10と同じ	岡山県真庭市との交流以外は本件と同じ	県民の気質は、歴史的に閉鎖的・排他的な鳥取人と、開放的で明るい米子人に分かれる。現在は東・中(倉吉)・西の三地区のバランスの下に考える傾向にある。県外との流通については、古くは大阪商船会社が大阪への航路の確立や、阪鶴鉄道の開通ともに境港と舞鶴の間に航路を作り、京阪神への物流の歴史を作る。(「鳥取県の歴史」山川出版) この流れは、交通網が整備された現在でも農産物を中心に物流を確立している。			県民の気質は、現状維持が優先され波風の立つことはさける。そのため保守的・消極的・ことなかれ主義の気風が形成され、波風を立てるかも知れない混入者や新しいイデオロギーに対しては排他的・閉鎖的となる。歴史的に、岡山・広島 の山陽道の諸都市との往復は困難と認識されており、現に交流もほとんどない。(「島根県の歴史」山川出版)		徳島は四国の中で最も関西に近く、歴史的、文化的、経済的にも関西と密接な交流があり、近年では大鳴門橋・明石海峡大橋の開通で関西と陸続きになっている。
アンテナ受信	エリア内平地での受信は不可	エリア内平地での受信は不可	エリア内平地での受信は不可	エリア内平地での受信は不可	エリア内平地での受信は不可	エリア内平地での受信は不可	エリア内平地での受信は不可	地上波デジタル化移行後も エリア内で受信可能。
視聴習慣 視聴実績	裁定以前の視聴実績はない。	裁定以前の視聴実績はない。	ごく一部(山間部)を除き視聴 実績はない。	ごく一部(山間部)を除き視聴 実績はない。	ごく一部(山間部)を除き視聴 実績はない。	ごく一部(山間部)を除き視聴 実績はない。	ごく一部(山間部)を除き視聴 実績はない。	徳島では昭和30年代から現在まで、半世紀以上 にわたって読賣テレビを含む近畿広域圏の テレビ放送が視聴されてきており、県民の文化 生活に欠かせないコンテンツとなっている。 ケーブルテレビでもこれまでアナログ再放送が 行われてきた実績がある。

平成25年8月28日付け付議第1号事件



準備書面 (2)

平成26年 3月17日

主任審理官 榮 春彦 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

異議申立人 株式会社 ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

異議申立代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁護士 中 田 祐 男

弁護士 島 尾 大 次

弁護士 高 木 誠 一 郎

弁護士 益 田 歩 美

弁護士 妹 尾 祥

弁護士 川 城 政 人

電波監理審議会の審理における準備書面(2)を提出する。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりである。

記

第1 本書面の目的

本書面は、前回の審理を踏まえて、まず、再放送ガイドラインの法的性質について述べた上で、本件不同意裁定部分は、違法、不当であるから、取消しを免れないことにつき、その概要（骨子）を明らかにするものである。

第2 再放送ガイドラインの法的性質

- 1 行政機関が定立する規範（行政立法）は、講学上、国民の権利義務に関わる規範たる「法規命令」と、国民の権利義務に関わらない行政の内部基準に留まる規範たる「行政規則」とに区別される。

法規命令には、権利義務の内容自体ではなく、その内容を具体的に実施するために必要な手続や形式の細目を定めるだけの「執行命令」（憲法73条6号本文に根拠）、法律の委任を受けて国民の権利義務の内容自体を定める「委任命令」（憲法73条6号但し書きに根拠）とがある。

行政規則には、法律の解釈を示す「解釈基準」、行政裁量の行使にかかる「裁量基準」、行政指導の基準たる「行政指導指針」、補助金や融資にかかる「給付基準」などがある。

（塩野宏「行政法Ⅰ 行政法総論 第5版補訂版」〔有斐閣〕92～110頁、櫻井敬子＝橋本博之「行政法」〔弘文堂〕57～72頁、稲葉馨ほか「行政法」〔有斐閣〕48～57頁など）

- 2 本件で問題となっている再放送ガイドライン（甲14）は、その表題に「協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」と明記されていること、冒頭の「Ⅰ 本ガイドラインの目的等」にも同趣旨の記載があること（1、2頁）等から明らかなとおり、放送法144条1項の大臣裁定申請の要件（協議が調わないとき等）の解釈基準、同条3項の不同意の「正当な理由」の解釈基準を定めている。これは、その前身の再送信ガイドライン（

甲13) も同じである。

再放送ガイドラインは、放送法の具体的な委任を受けていない点で「委任命令」ではなく、また、単に手続や形式の細目を定めるだけではなく、放送法の解釈に踏み込んでいる点で「執行命令」でもないのであって、「法規命令」であるとはいえない。

むしろ、同ガイドラインは、大臣裁定申請の要件、「正当な理由」の各解釈基準を定めている点で、行政の内部基準たる「行政規則」にすぎないと認められる。

- 3 この点、最高裁昭和43年12月24日判決（民集22巻13号3147頁）は、次のとおり判示して、通達の法規範性を否定している。

「元来、通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎないから、これらのものがその通達に拘束されることはあつても、一般の国民は直接これに拘束されるものではなく、このことは、通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大なかわりをもつようなものである場合においても別段異なるところはない。

このように、通達は、元来、法規の性質をもつものではないから、行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、その処分の効力が左右されるものではない。また、裁判所がこれらの通達に拘束されることのないことはもちろんで、裁判所は、法令の解釈適用にあたっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは独自にその違法を判定することもできる筋合である。」

4 また、同判例は、上記引用部分に引き続き、次のとおり判示して、仮に、通達が従来採られていた法律の解釈や取扱いを変更したとしても、正当な法律解釈に影響しないとしている。

「本件通達は従来とられていた法律の解釈や取扱いを変更するものではあるが、それはもつぱら知事以下の行政機関を拘束するにとどまるもので、これらの機関は右通達に反する行為をすることはできないにしても、国民は直接これに拘束されることはなく、従つて、右通達が直接に上告人の所論墓地経営権、管理権を侵害したり、新たに埋葬の受忍義務を課したりするものとはいえない。

また、墓地、埋葬等に関する法律21条違反の有無に関しても、裁判所は本件通達における法律解釈等に拘束されるものではないのみならず、同法13条にいわゆる正当の理由の判断にあたつては、本件通達に示されている事情以外の事情をも考慮すべきものと解せられるから、本件通達が発せられたからといって直ちに上告人において刑罰を科せられるおそれがあるともいえず、さらにまた、原審において上告人の主張するような損害、不利益は、原判示のように、直接本件通達によつて被つたものということもできない。」

5 前述のとおり、再放送ガイドラインは、大臣裁定申請の要件、「正当な理由」の各解釈基準を定める解釈基準（行政規則の一種）にすぎず、その実質は、通達（国家行政組織法14条2項参照）ないしこれに準ずるものである。

それゆえ、再放送ガイドラインは、同判例が判示するとおり、法規の性質をもつものではなく、裁判所は、同ガイドラインに拘束されず、同ガイドラインに示された解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、同ガイドラインに基づく取扱いが放送法の趣旨に反するときは独自にその違法を判定することもできる。

また、同ガイドラインが、従来の取扱いを変更するものであっても、国民は直接これに拘束されない。

- 6 この点、別件異議申立事件における佐藤歳二主任審理官・中道正仁補佐審理官の意見書（甲72）も、「もとより、再送信ガイドラインは、あくまで行政指針に過ぎないから、これにより法の趣旨を超えた解釈はできない」（24頁）、「裁定制度の制定後に区域外再送信を取り巻く制度・環境等の変化があって行政庁のガイドラインの策定がなされたものであっても、それによって上位法規の趣旨を超えた解釈ができるものではない。」（同頁）、「総務大臣は、「正当な理由」の解釈について裁量権がある旨主張するが、（中略）行政庁の裁量により法解釈の枠を超えることはできないというべきである。」（同頁）と同旨を述べている。

なお、電波監理審議会は、同意見書及び調書に基づき、決定案を議決しなければならない（放送法180条、電波法93条の4）、総務大臣は、同議決があったときは、その議決の日から7日以内に、その議決により異議申立てについての決定を行わなければならない（同法94条1項）。

この点、同事件は、平成24年7月30日付で意見書が提出されたにもかかわらず（甲72の3頁）、電波監理審議会において、約1年4か月も決定案の議決を怠ったため、異議申立人が異議申立てを取り下げる形という異例の経過で終了したが、本来であれば、同意見書のと通りの異議申立てについての決定がなされたものと認められる。それゆえ、同意見書は、実質的に過去の大臣裁定例に準じるものとして十分に斟酌されるべきである。

- 7 本件は、放送法144条1項の総務大臣裁定についての異議申立てであって（同法180条、電波法第7章）、講学上の行政審判に当たり、公開の口頭審理の機会が保障されているなど準司法的手続が採られ、取消訴訟との関係でも

審級が省略されるなど（電波法 97 条）、実質的に取消訴訟の第 1 審的な性質を有している（塩野宏「行政法Ⅱ 行政救済法 第 5 版補訂版」〔有斐閣〕 42～53 頁、前掲・櫻井＝橋本「行政法」 238、239 頁、前掲・稲葉ほか「行政法」 80 頁など）。

また、その審理の対象は、本件裁決の違法または不当である（行政不服審査法 1 条 2 項、同条 1 項、40 条 3～5 項、室井力ほか「コンメンタール行政法 I 行政手続法・行政不服審査法」〔日本評論社〕 270、271、402 頁参照）。

それゆえ、前掲最高裁昭和 43 年 12 月 24 日判例が司法判断について述べる趣旨は、本件審理にも当然に妥当するのであって、本件において、審理官、電波監理審議会は、当然、再放送ガイドラインに拘束されずに、本件裁定のうち、徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分、すなわち、同町の区域について再放送同意を認めなかった主文第 2 項の部分（以下「本件不同意裁定部分」という。）の違法、不当を判断することになる。

8 以上によれば、再放送ガイドラインは、法規の性質をもつものではなく、審理官、電波監理審議会は、当然、同ガイドラインに拘束されずに、本件不同意裁定部分の違法、不当を判断することになる。

第 3 本件不同意裁定部分は、違法、不当であるから、取消しを免れない

1 はじめに

第 2 で述べた点を踏まえて、以下では、本件不同意裁定部分につき、その違法、不当を検討する。

2 「正当な理由」の主張立証責任の所在

まず、放送法 144 条 3 項は、「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその

地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。」として、同意裁定が原則であり、ただ、「正当な理由」がある場合に限り、総務大臣は不同意裁定ができる旨を明示している。

それゆえ、いわゆる法律要件分類説に照らせば、本件において、総務大臣は、本件不同意裁定部分が違法、不当ではないというためには、障害の抗弁として、同条項にいう「正当な理由」の存在、より具体的には、「正当な理由」は規範的要件であるので、その内容となるべき具体的事実（評価根拠事実）を主張立証しなければならない（司法研修所「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」〔法曹会〕5～15、30～33頁）。

この点、別件異議申立事件における佐藤歳二主任審理官らの意見書（甲72）も、「終局的に「正当な理由」の存在が証明できない場合には、その不利益を放送事業者が負担することになるのであり、大臣は原則どおりに再送信同意の裁定をしなければならないことになる。」と同旨を述べている（20頁）。

すなわち、総務大臣は、同条項にいう「正当な理由」を基礎付ける具体的な事実（評価根拠事実）について、主張立証責任を負っている。

3 「正当な理由」の具体的な解釈の基準 — 立法者意思

(1) 次に、放送法144条3項の「正当な理由」の具体的な解釈について、検討する。

(2) まず、「正当な理由」は、放送法144条3項という具体的な法律の条項における文言（要件）である以上、その解釈においては、立法者が、その具体的な内容、趣旨についていかに考えていたかという立法者意思を探究することが非常に重要であることは明らかである。

(3) この点、政府は、第104回国会において、大臣裁定制度を導入する有線テレビジョン放送法の改正法案を提出するに際し、「正当な理由」の具体的な解釈につき、次の5つの場合（以下「5基準」という。）がこれに当たる旨を答弁している（国会議事録〔甲22〕）。

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再送信される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再送信が期待できない場合

このように、大臣裁定制度を導入する昭和61年改正法は、その立法過程で、国会答弁において、「正当な理由」の具体的内容として5基準が明示され、これを前提に成立している。

(4) そして、放送法は、平成23年6月24日、有線テレビジョン放送法を取り込む形で改正された際、同法13条の大臣裁定制度をそのまま取り込み、経過措置として施行日前になされた裁定申請につき、放送法144条1項の規定による裁定の申請とみなすとしている（改正法の附則5条2項）。

このように、放送法144条の大臣裁定制度は、有線テレビジョン放送法13条の大臣裁定制度をそのまま引き継いだものであるから、放送法144条3項の「正当な理由」の解釈においても、前述の立法者意思がそのまま妥当する。

そうすると、立法者意思に照らせば、5基準に該当する事実が認められる場合には「正当な理由」があり、そうでない場合には「正当な理由」がないことが推定されるというべきである。

4 「正当な理由」の具体的な解釈の基準 — 過去の大臣裁定例

- (1) 次に、大臣裁定制度においては、昭和61年の導入以後、準備書面(1)の別紙「過去の裁定例一覧表」のとおり、昭和62年7月21日になされた裁定例を皮切りに、本件裁定までに多数の裁定例が蓄積されてきている。

これらの裁定は、総務大臣（ないし郵政大臣）自身が、「正当な理由」の解釈を示して行ったものであり、かつ、そのまま異議申立て等がなされずに確定し、当事者間にその内容どおりの協議が調ったものとみなされている（放送法144条7項参照）。

- (2) また、行政は、憲法14条1項に基づき、国民を差別することなく、平等に取り扱わなければならない（平等原則）（最高裁昭和30年6月24日判決〔民集9巻7号930頁〕、最高裁大法廷昭和39年5月27日判決〔民集18巻4号676頁〕参照）。

かかる平等原則は、行政処分の時期によって不平等な取り扱いをすることを許さないという時期による差別的取り扱いの禁止の趣旨をも含む。なぜなら、行政処分の時期によって不利に扱われるのでは、行政の一貫性を欠き、国民の予測可能性を失わせるのみならず、時期という不合理な理由で国民を不平等に取り扱うことになるからである。

- (3) そうすると、平等原則等に照らして、過去の大臣裁定例において「正当な理由」があるとされたのと同様の事実が認められる場合には「正当な理由」があり、そうでない場合には「正当な理由」がないことが推定されるというべきである。

5 「正当な理由」の具体的な解釈の基準 — 本件同意裁定との比較

本件裁定は、主文第1項において、徳島県板野郡松茂町、北島町の区域につき、不同意の「正当な理由」がないとして再放送同意をすべきとしているところ、同部分（以下「本件同意裁定部分」という。）は、讀賣テレビ放送株式会社からの異議申立てもなく、そのまま確定し、当事者間にその内容どおりの協議が調ったものとみなされている（放送法144条7項参照）。

本件の具体的な事実関係の下で、総務大臣が、上板町と同じ徳島県板野郡内の松茂町、北島町において「正当な理由」の存在を否定したという裁定例（本件同意裁定部分）が存在すること、しかも、利害関係人たる讀賣テレビ放送もそれに異議を申し立てず、その結果、松茂町、北島町において再放送がなされるに至ったことは、当然、本件の審理においても、「正当な理由」の解釈に大きく影響する。

また、前述の平等原則は、行政処分を受ける当事者や地域等によって不平等な取り扱いをすることを許さないという当事者等による差別的取り扱いの禁止の趣旨を当然に含む。

そうすると、平等原則等に照らして、上板町について、松茂町、北島町と異なる差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由、言い換えれば、本件同意裁定部分と本件不同意裁定部分とで差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由が認められる場合には「正当な理由」があり、そうでない場合には「正当な理由」がないことが推定されるというべきである。

6 本件では、「正当な理由」がないことが推定される

- (1) かかる観点から検討するに、本件では、上板町での再放送につき、5基準に該当する事実は認められない（当事者間に争いがない）。

そうすると、立法者意思に照らせば、5基準に該当する事实在認められない以上、「正当な理由」がないことが推定される。

(2) 次に、過去の裁定例は、地元民放の同意が得られないこと、地元民放の経営に与える影響等は「正当な理由」に当たらないこと等を一貫して明示している。

他方で、我が国の最初の大臣裁定例は、島根県の有線放送事業者が、兵庫県放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、島根県と兵庫県とは、県境を接せず、約210kmも離れている（準備書面(1)の別紙「過去の裁定例一覧表」の番号1、裁定書〔甲8〕）。

また、続く平成5年の裁定例も、高知県の有線放送事業者が、香川県の放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、高知県と香川県とは、県境を直接、接してはいない（同一一覧表の番号2、裁定書〔甲9〕）。

さらに、平成20年の裁定例も、島根県の有線放送事業者が、岡山県の放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、島根県と岡山県も、県境を接していない（同番号11、12、裁定書〔甲11、12〕）。

このように、大臣裁定制度が始まった当初から、同一地方（中国地方）はもちろん、隣接地方（中国地方と近畿地方）でも再送信が認められてきたのであるから、少なくともその程度の「遠隔地」間での区域外再送信は、当然の許容範囲として、大臣裁定上も想定されてきたといえる。

したがって、本件裁定が、一方では、松茂町、北島町については、両町に隣接する徳島県鳴門市が、讀賣テレビの放送対象地域に含まれる兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置していること等を理由に「正当な理由」がないとして同意裁定をしながら（同意裁定部分）、上板町については、鳴門市に隣接していないこと等を理由に「正当な理由」があるとして不同意裁定をしたことは、過去の裁定例に反する。なぜなら、過去の裁定例は、たとえば、島根県と兵庫県とにつき、県境を接せず、約210kmも離れていても、その距離を理由に「正当な理由」があるとはしなかったのであるから、隣接する徳島県と兵庫県とで、距離を理由にして「正当な理由」があるとは到底いえない

からである。

そうすると、過去の大臣裁定例に照らせば、「正当な理由」があるとされたのと同様の事実が認められず、かえって、「正当な理由」がないとされたのと同様の事実が認められる以上、「正当な理由」がないことが推定される。

- (3) また、上板町について、松茂町、北島町と異なる差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由は、何ら窺われない。ことに、過去の裁定例が、島根県と兵庫県とのように、県境を接せず、約210kmも離れている場合等でさえ、「正当な理由」があるとはしなかったことに照らせば、松茂町、北島町について「正当な理由」がないとしながら、上板町についてのみ「正当な理由」があるとするべき実質的・合理的な理由は、尚更、見出せない。

のみならず、本件同意裁定部分によれば、異議申立人が松茂町、北島町において讀賣テレビ放送を再放送することについて、讀賣テレビ放送の「番組編集上の意図」、「放送の地域性に係る意図」等の侵害なるものは発生せず、讀賣テレビ放送は、松茂町、北島町における再放送を受忍しなければならならず、現に、讀賣テレビ放送は、これを受忍している。

すなわち、近畿広域圏を対象として制作されたという讀賣テレビ放送の放送につき、徳島県内の松茂町、北島町における再放送が現に行われても、特段の問題は何ら発生しておらず、今後も再放送が継続する事実には照らせば、同じ徳島県内の上板町で再放送された途端に、再放送をさせるのが相当でないほどの重大な問題が発生するとは到底考えられない。少なくとも、本件同意裁定部分に基づき松茂町、北島町における再放送が問題なく行われている実態に照らせば、上板町における再放送を認めない本件不同意裁定部分は、不当であるというほかない。

そうすると、平等原則等に照らして、上板町について、松茂町、北島町と異なる差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由、言い換えれば、本件

同意裁定部分と本件不同意裁定部分とで差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由が認められず、かえって、平等原則に基づき同じ取り扱いをすべきである以上、「正当な理由」がないことが推定される。

- (4) 以上のとおり、本件では、「正当な理由」がないことが推定されるというべきである。

7 総務大臣が、「正当な理由」の存在につき、主張立証していない以上、「正当な理由」は認められない

- (1) これに対し、総務大臣は、「正当な理由」の存在について、何ら主張立証できていない。

特に、総務大臣自身が、本件裁定において、本件同意裁定部分と本件不同意裁定部分とを並存させている以上、上板町につき、松茂町、北島町と異なる差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由、言い換えれば、本件同意裁定部分と本件不同意裁定部分とで差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由について、具体的に主張立証すべきところ、かかる主張立証を行っていない。

- (2) この点、総務大臣は、再放送ガイドラインに基づく主張を縷々行っている。

しかし、前述のとおり、再放送ガイドラインは、法規の性質をもつものではなく、審理官、電波監理審議会は、当然、同ガイドラインに拘束されずに、本件不同意裁定部分の違法、不当を判断するのであって、同ガイドラインは、いわば、本件の一方当事者たる処分庁における「正当な理由」の解釈にかかる主張の域を出るものではない。

なお、別件異議申立事件の意見書（甲72）は、同ガイドラインにつき、「正当な理由」を解釈する上での参考として位置付けた上で、同ガイドライ

ンに依拠した別件裁定の判断について、次のとおり、違法の疑いがあり、少なくとも、不当なものであると評価している。

「 本件不同意裁定は、「放送の地域性の意図の侵害」と「受信者の利益」とをいわば同価値のものとして比較衡量し、前者の侵害が他の区域外再放送と同様の一定程度に留まると認定しながら、後者の利益は極めて低いとの理由により再放送を拒否する「正当な理由」があると判断している（乙9）。しかし、こうした判断手法は、再送信拒否の「正当な理由」がなければ原則同意とする裁定制度を定めた旧有テレ法第13条第3項（放送法第144条第5項）（注：「旧有テレ法第13条第5項（放送法第144条第3項）」の誤記）の趣旨に反するものとして違法の疑いがあり、少なくともその具体的な適用解釈については不当なものと評価することができる。」（32頁）

- (3) 前述のとおり、総務大臣は、放送法144条3項にいう「正当な理由」を基礎付ける具体的な事実（評価根拠事実）について、主張立証責任を負っている。

しかし、総務大臣は、かかる主張立証を果たしていない以上、上板町における再放送を不同意にすべき「正当な理由」は認められない。

8 まとめ

以上によれば、本件において、上板町における再放送を不同意にすべき「正当な理由」は認められず、また、本件同意裁定部分に基づき松茂町、北島町における再放送が問題なく行われている実態に照らせば、上板町における再放送を認めない本件不同意裁定部分は、違法であり、少なくとも不当である。

それゆえ、本件不同意裁定部分は、取消しを免れず、総務大臣は、同部分につき、再放送同意の裁定をすべきである。

第4 結 論

以上のとおり、本件不同意裁定部分は、違法、不当であるから、取消しを免れない。

なお、異議申立人は、「正当な理由」にかかる総務大臣の主張立証の整理を踏まえて、更に主張立証する所存である。

以 上

平成25年8月28日付け付議第1号事件



準備書面 (3)

平成26年 4月 // 日

主任審理官 榮 春彦 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

異議申立人 株式会社 ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

異議申立代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁護士 中 田 祐 児

弁護士 島 尾 大 次

弁護士 高 木 誠 一 郎

弁護士 益 田 歩 美

弁護士 妹 尾 祥

弁護士 川 城 政 人

電波監理審議会の審理における準備書面(3)を提出する。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりである。

記

第1 本書面の目的

本書面は、異議申立人の主張について、改めて整理して行うものである。

第2 総務大臣は、讀賣テレビ放送が上板町での再放送に同意しない「正当な理由」があることを基礎付ける具体的な事実（評価根拠事実）について何ら主張立証していないから、本件不同意裁定部分は、取消しを免れない

- 1 既に詳しく述べたとおり、再放送ガイドラインは、法規の性質をもつものではなく、審理官、電波監理審議会は、当然、同ガイドラインに拘束されずに、本件不同意裁定部分の違法、不当を判断することになる。

また、総務大臣は、本件不同意裁定部分が違法、不当ではないというためには、放送法144条3項の構造に照らし、障害の抗弁として、同条項にいう「正当な理由」の存在、より具体的には、「正当な理由」は規範的要件であるので、その内容となるべき具体的事実（評価根拠事実）を主張立証しなければならない。

すなわち、総務大臣は、同条項にいう「正当な理由」を基礎付ける具体的な事実（評価根拠事実）について、主張立証責任を負っている。

- 2 しかし、総務大臣は、かかる「正当な理由」を基礎付ける具体的な事実について何ら主張立証できていない。

したがって、その余について検討するまでもなく、「正当な理由」は認められず、総務大臣は、同意裁定をしなければならないことに帰するのであって、本件不同意裁定部分は違法、不当であり、取消しを免れない。

第3 かえって、讀賣テレビ放送が上板町での再放送に同意しない「正当な理由」がないことを基礎付ける具体的な事実（評価障害事実）が多数存在することに照らしても、「正当な理由」は認められないから、本件不同意裁定部分は、取

消しを免れない

1 はじめに

- (1) さらに、以下に述べるとおり、「正当な理由」が存在しないことを基礎付ける具体的事実（評価障害事実）が多数存在する。

これらの評価障害事実によれば、「正当な理由」が存在しないことが、より一層明らかである。

- (2) なお、前述のとおり、総務大臣が「正当な理由」の存在について主張立証責任を負うのであって、総務大臣が「正当な理由」の存在を基礎付ける評価根拠事実について主張立証をしたときに初めて、異議申立人が、抗弁として、「正当な理由」が存在しないことを基礎付ける評価障害事実を主張立証することになる。

すなわち、評価根拠事実と評価障害事実とを合わせて総合的に「正当な理由」の存否を判断するのではなくて、総務大臣がまず評価根拠事実を主張立証して初めて、抗弁としての評価障害事実の存否が問題となるにすぎない（司法研修所「増補 民事訴訟における要件事実 第1巻」〔法曹会〕30～37頁）。

しかし、実際には、総務大臣は、「正当な理由」の評価根拠事実を何ら主張立証していないのであるから、本来、評価障害事実の存否について検討するまでもなく、本件不同意裁定部分は取り消され、上板町についても、同意裁定がされなければならない（同36、37頁）。

この点で、以下に述べる評価障害事実は、異議申立人において、総務大臣による評価根拠事実の主張立証がない現段階で、あくまで念のために、前もって主張するものにすぎない。

2 過去半世紀にわたり、讀賣テレビ放送が徳島県内（上板町を含む）で視聴さ

れてきた実績に照らして、「正当な理由」は存在しない（過去の実績の観点）

- (1) 徳島県民は、昭和30年代に讀賣テレビ放送が放送事業を開始した当初から現在まで約半世紀にわたり、近畿地方の住民と何ら変わることなく同社の放送を受信し、視聴してきた。

異議申立人も、昭和63年1月の開局当初から現在まで四半世紀にわたり、同様に、同社の放送を再放送（再送信）してきた（再送信同意書〔甲15～17〕）。（準備書面(1)1、2頁）

- (2) しかし、その間、徳島県内での視聴によって、讀賣テレビ放送の「放送の地域性に係る意図」が侵害された事実は全くない。

そもそも、かかる侵害があれば、讀賣テレビ放送が、アナログ、デジタル、デジアナ変換など形態の如何を問わず、再放送に同意するはずがない。しかし、実際には、讀賣テレビ放送は、現在に至るまで再放送に同意している。

- (3) 異議申立人との関係でも、讀賣テレビ放送は、過去四半世紀にわたり、再放送に同意してきた実績がある。これは、異議申立人の放送対象地域たる上板町で再放送しても、同社の「放送の地域性に係る意図」が侵害されることなどあり得ないという証左である。

アナログであればかかる意図が侵害されないのに、デジタルになった途端に、かかる意図が侵害されるはずがない。

- (4) また、徳島県内では、現在でも、一部の県民が、アンテナを立てて讀賣テレビ放送のデジタル放送を視聴しているが、それによって、同社の「放送の地域性に係る意図」が侵害された事実は全くない。

アンテナ受信であればかかる意図が侵害されないのに、再放送になった途端に、かかる意図が侵害されるはずがない。

(5) 以上のとおり、讀賣テレビ放送の放送が、過去半世紀にわたり、アンテナ受信、再放送（アナログ、デジタル、デジアナ変換）など形態の如何を問わず、同社の「放送の地域性に係る意図」を侵害することなく徳島県内（上板町を含む）で視聴されてきた実績、異議申立人との関係でも、過去四半世紀にわたり、かかる意図を侵害することなく平穩に再放送されてきた実績に鑑みれば、同社が、デジタル放送になった途端に、再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

3 過去半世紀にわたり、近畿地方の各放送事業者の放送が徳島県内で視聴され、現在も視聴されている実績に照らして、「正当な理由」は存在しない（他の放送事業者との比較の観点）

(1) 徳島県民が視聴してきたのは、讀賣テレビ放送の放送だけではない。

すなわち、徳島県民は、昭和30年代に近畿地方で各放送事業者が放送事業を開始した当初から現在まで約半世紀にわたり、近畿地方の住民と何ら変わることなく各放送を受信し、視聴してきた（テレビ受信概念図〔甲41〕）。

異議申立人も、昭和63年1月の開局当初から現在まで四半世紀にわたり、同様に、各放送を再放送（再送信）してきた。

その対象は、讀賣テレビ放送以外に、朝日放送・関西テレビ放送・毎日放送（近畿広域圏）、サンテレビジョン（兵庫県）、テレビ大阪（大阪府）、テレビ和歌山（和歌山県）などの各放送である（かっこ内は放送対象地域）。
（再放送同意書〔甲35～40〕）

(2) しかし、その間、徳島県内での視聴によって、各放送の「放送の地域性に係る意図」が侵害された事実は全くない。

そもそも、かかる侵害があれば、各放送事業者が、アナログ、デジタル、デジアナ変換など形態の如何を問わず、再放送に同意するはずがない。しかし、実際には、各放送事業者は、現在に至るまで再放送に同意している。

- (3) 異議申立人との関係でも、近畿地方の各放送事業者は、過去四半世紀にわたり、再放送に同意してきた実績がある。これは、異議申立人の放送対象地域たる上板町で再放送しても、各放送事業者の「放送の地域性に係る意図」が侵害されることなどあり得ないという証左である。

特に、朝日放送・関西テレビ放送・毎日放送は、讀賣テレビ放送と同じく近畿広域圏を放送対象地域としている（いわゆる近畿キー局）。同じ近畿地方の各放送事業者（近畿キー局を含む）のうち、讀賣テレビ放送以外の再放送であればかかる意図が侵害されないのに、同社の再放送に限って、かかる意図が侵害されるはずがない。

- (4) 以上のとおり、近畿地方の各放送事業者の放送が、過去半世紀にわたり、アンテナ受信、再放送（アナログ、デジタル、デジアナ変換）など形態の如何を問わず、各社の「放送の地域性に係る意図」を侵害することなく徳島県内（上板町を含む）で視聴されてきた実績、異議申立人との関係でも、過去四半世紀にわたり、かかる意図を侵害することなく平穩に再放送されてきた実績に鑑みれば、讀賣テレビ放送に限って、再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

- 4 長年にわたり、讀賣テレビ放送が、その放送対象地域以外の地域（三重県、石川県、香川県、岡山県など）で視聴されてきた実績に照らして、「正当な理由」は存在しない（他の地域における視聴・再放送との比較の観点）

- (1) 讀賣テレビ放送の放送を視聴してきたのは、徳島県民だけではない。

すなわち、たとえば、三重県、石川県、香川県、岡山県など、読賣テレビ放送の電波が届く地域では、各住民が、長年にわたり、近畿地方の住民と何ら変わることなく同社の放送を受信し、視聴してきた。

なお、三重県は、放送行政上、行政官庁・裁判所の管轄などと同じく、近畿広域圏ではなく中京広域圏（岐阜県・愛知県・三重県）に属しており、日本テレビ系列でいえば、読賣テレビ放送ではなく、中京テレビ放送株式会社の放送対象地域となっている。

- (2) これを有線放送事業者による再放送に限ってみても、三重県の伊賀上野ケーブルテレビ株式会社（伊賀市）・株式会社アドバンスコープ（名張市、伊賀市）・株式会社ZTV（熊野市、御浜町、紀宝町）、石川県の加賀テレビ株式会社（加賀市）、香川県のさぬき市ケーブルネットワーク（さぬき市）、岡山県の日生有線テレビ株式会社（備前市）などが挙げられる（かつこ内は放送対象地域）。

特に、三重県の伊賀上野ケーブルテレビ、アドバンスコープ、ZTVは、現在も、同じ日本テレビ系列の中京テレビ放送の再放送と並んで、読賣テレビ放送のデジタル放送を再放送しているのみならず、中京広域圏の各系列局の再放送と並んで、近畿広域圏の朝日放送・関西テレビ放送・毎日放送・NHKの放送を再放送している。

また、石川県の加賀テレビ、香川県のさぬき市ケーブルネットワークは、いずれも放送対象地域が近畿広域圏と接するどころか、遠く離れている。

（以上につき、甲73～76）

- (3) しかし、これらの再放送によって、読賣テレビ放送の「放送の地域性に係る意図」が侵害された事実は全くない。

特に、再放送が同じ日本テレビ系列の再放送と並存する場合（三重県）、

放送対象地域が近畿広域圏と接していない場合（石川県、香川県）であっても、それによって、放送の秩序が乱され、引いては、「放送の地域性に係る意図」が侵害された事実は全く認められない。

そもそも、かかる侵害があれば、読賣テレビ放送が、アナログ、デジタル、デジアナ変換など形態の如何を問わず、再放送に同意するはずがない。しかし、実際には、読賣テレビ放送は、現在に至るまで再放送に同意している。

- (4) 読賣テレビ放送の放送対象地域以外の地域で視聴されても、「放送の地域性に係る意図」が侵害されないのに、徳島県の上板町に限って、かかる意図が侵害されるはずがない。

特に、同じ日本テレビ系列の再放送と並存する場合（三重県）、放送対象地域が近畿広域圏と接していない場合（石川県、香川県）であっても、かかる意図が侵害されないことに鑑みても、徳島県の上板町に限って、かかる意図が侵害されるなどという余地は全くない。

- (5) 以上のとおり、読賣テレビ放送の放送が、長年にわたり、アンテナ受信、再放送（アナログ、デジタル、デジアナ変換）など形態の如何を問わず、同社の「放送の地域性に係る意図」を侵害することなく、同社の放送対象地域以外の地域（三重県、石川県、香川県、岡山県など）で視聴されてきた実績に鑑みれば、同社が、徳島県の上板町に限って、再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

- 5 政府が、「正当な理由」の具体例として、遠隔地である場合等を挙げずに、5基準を掲げて大臣裁定制度を導入したという事実を照らして、「正当な理由」は存在しない（立法者意思の観点）

- (1) 電波は、周波数の兼ね合いから、天然資源と同様に有限・希少な資源であ

って、「国民の共有財産」とされる。放送事業は、その国民の共有財産たる電波を、国民の負託を受けて利用して初めて成立するのであって、その公共性は極めて大きい。

大臣裁定制度は、かかる放送の公共性と視聴者の利益に鑑みて、放送事業者は、「正当な理由」がない限り、再放送に同意すべきものとして、構築されている。

そもそも、大臣裁定制度が導入されたのは、放送事業者が、地元民放の同意が得られない、地元民放の経営に影響を与える等の理由で再放送に任意に同意をせず、強制力のないあっせん制度では機能しなかったために、再放送を促進するべく、より強力な制度を構築する必要があったからである。

(2) この点、政府は、昭和61年、第104回国会において、大臣裁定制度を導入する有線テレビジョン放送法の改正法案を提出するに際し、「正当な理由」の具体的な解釈につき、次の5つの場合（以下「5基準」という。）がこれに当たる旨を答弁している（国会議事録〔甲22〕）。

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再送信される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再送信が期待できない場合

(3) 昭和61年、大臣裁定制度は、かかる答弁を踏まえて導入された。

その直後の昭和62年7月、最初の大臣裁定（同意裁定）がなされたが、同事案は、島根県の有線放送事業者が、兵庫県の放送事業者の放送を再送信することを求めたものであった。なお、島根県と兵庫県とは、県境を接せず、

約210kmも離れている。(準備書面(1)の別紙「過去の裁定例一覧表」の番号1、裁定書〔甲8〕)

また、続く平成5年の裁定例(同意裁定)も、高知県の有線放送事業者が、香川県の放送事業者の放送を再送信することを求めた事案であった。なお、高知県と香川県とは、県境を直接、接してはいない。(同一一覧表の番号2、裁定書〔甲9〕)

これらの事実は、大臣裁定制度の導入以前から、県境を接していない場合、数百km離れた地域間の場合などについても、再放送のニーズが存在し、放送事業者と有線放送事業者とが再放送について交渉していたこと、その一部は任意の同意がなされたり、大臣裁定に至ったりしたことを示している。

- (4) 実際に、前述のとおり、たとえば、三重県、石川県、香川県、岡山県などで讀賣テレビ放送の再放送がなされ、各住民は、長年にわたり、近畿地方の住民と何ら変わることなく同社の放送を視聴してきた。

この事実からも、大臣裁定制度の導入以前から、県境を接していない場合、数百km離れた地域間の場合でも、再放送の同意が交渉され、現に、任意の同意がなされてきたことが裏付けられる。

- (5) また、過去の裁定例は、地元民放の同意が得られないこと、地元民放の経営に影響を与えることなどは「正当な理由」に当たらない旨を一貫して明示している。

再送信ガイドライン(甲13)、再放送ガイドライン(甲14)も、地元民放局の同意を再送信、再放送の要件としていないのみならず、地元放送事業者等の経営に与える影響は、「正当な理由」の判断に関して考慮しないとわざわざ明記している(Ⅲの2の(3)のイ〔11頁〕)。

これらの事実、及び、大臣裁定制度が導入された経緯から明らかなとおり、

大臣裁定制度の導入以前から、放送事業者が、地元民放の同意が得られないこと、地元民放の経営に影響を与えること等を理由に、再放送に同意しないことが問題になっていた（だからこそ、過去の裁定例、再送信ガイドライン等は、これらを「正当な理由」の判断に関して考慮しない旨繰り返し述べてきたのである。）。

- (6) しかるに、政府は、「正当な理由」の具体例として、遠隔地である場合、県境を接していない場合、地元民放の同意が得られない場合、地元民放の経営に影響を与える場合などを挙げず、かえって5基準のみを掲げて大臣裁定制度を導入した。この事實は、政府は、これらの場合が「正当な理由」に当たらないと扱っていたこと、だからこそ、国会答弁でこれらの場合を「正当な理由」の具体例として挙げず、そのことによって「正当な理由」に当たらないことを明らかにしたことを如実に示している。

- (7) 本件では、上板町での再放送につき、5基準に該当する事實は認められない（当事者間に争いがない）。

また、上板町と近畿広域圏とが直接接していない、四国放送の同意が得られない、四国放送の経営に影響を与えるなど、讀賣テレビ放送が「正当な理由」として主張する事由は、5基準に全く該当せず、かつ、大臣裁定制度の導入に際し、放送事業者の主張として当然に想定されていたのに、政府があえて「正当な理由」として掲げなかったものである。

それゆえ、上板町での再放送につき、讀賣テレビ放送が同意しない「正当な理由」は認められない。

- (8) 以上のとおり、政府が、「正当な理由」の具体例として、遠隔地である場合等を挙げずに、5基準を掲げて大臣裁定制度を導入したという事実に鑑み

れば、上板町での再放送につき、5基準に該当する事実が認められないにもかかわらず、上板町と近畿広域圏とが直接接していない、四国放送の同意が得られない、四国放送の経営に影響を与える等の理由で、再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

6 過去の裁定例が、地元民放の同意が得られない場合、県境を接していない場合などを「正当な理由」として認めなかったことに照らして、「正当な理由」は存在しない（過去の裁定例との比較の観点）

(1) 前述のとおり、過去の裁定例は、地元民放の同意が得られないこと、地元民放の経営に影響を与えること等は「正当な理由」に当たらない旨を一貫して明示している。

(2) また、我が国の最初の大臣裁定例は、前述のとおり、島根県の有線放送事業者が、兵庫県の放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、島根県と兵庫県とは、県境を接せず、約210kmも離れている（準備書面(1)の別紙「過去の裁定例一覧表」の番号1、裁定書〔甲8〕）。

続く平成5年の裁定例も、前述のとおり、高知県の有線放送事業者が、香川県の放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、高知県と香川県とは、県境を直接、接してはいない（同一一覧表の番号2、裁定書〔甲9〕）。

さらに、平成20年の裁定例も、島根県の有線放送事業者が、岡山県の放送事業者の放送を再送信することを認めているところ、島根県と岡山県も、県境を接していない（同番号11、12、裁定書〔甲11、12〕）。

(3) このように、大臣裁定制度が始まった当初から、同一地方（中国地方）はもちろん、隣接地方（中国地方と近畿地方）でも再放送が認められてきたの

であるから、少なくともその程度の「遠隔地」間での区域外再放送は、当然の許容範囲として、大臣裁定上も想定されてきたといえる。

このことは、讀賣テレビ放送が、たとえば、三重県、石川県、香川県、岡山県などでの再放送に同意してきたことから裏付けられる。

これに対し、総務大臣、讀賣テレビ放送は、最近の技術の発達等によって初めて「遠隔地」での再放送が問題になったかのように主張するが、事実全く反する。

- (4) したがって、讀賣テレビ放送が、四国放送の同意が得られないこと、四国放送の経営に影響を与えること等を理由に、「正当な理由」があると主張するのは、過去の裁定例に反して、到底、認められない。

また、本件不同意裁定部分が、上板町は、兵庫県の淡路島と海峡を挟んで位置する鳴門市に隣接していないこと等を理由に「正当な理由」があるとして不同意裁定をしたことは、過去の裁定例に反する。なぜなら、過去の裁定例は、たとえば、島根県と兵庫県とにつき、県境を接せず、約210kmも離れていても、その距離を理由に「正当な理由」があるとはしなかったのであるから、隣接する徳島県と兵庫県とで、距離を理由にして「正当な理由」があるとは到底いえないからである。

そうすると、過去の大臣裁定例に照らせば、上板町については、「正当な理由」があるとされたのと同様の事実が認められず、かえって、「正当な理由」がないとされたのと同様の事実が認められる以上、「正当な理由」がないというべきである。

- (5) 以上のとおり、過去の裁定例が、地元民放の同意が得られない場合、県境を接していない場合などを「正当な理由」として認めなかったことに鑑みれば、上板町での再放送につき、四国放送の同意が得られない、四国放送の経

営に影響を与える、上板町と近畿広域圏とが直接接していない等の理由で、再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

7 本件同意裁定部分が、松茂町、北島町での再放送につき、不同意の「正当な理由」がないとしたこと、讀賣テレビ放送もこれを受け入れて、今後とも松茂町、北島町での再放送が継続することに照らして、「正当な理由」は存在しない（本件同意裁定部分との比較の観点）

(1) 本件裁定は、松茂町、北島町につき、「正当な理由」がないとしながら（本件同意裁定部分）、上板町につき、鳴門市に隣接していないこと等を理由に「正当な理由」があるとしている（本件不同意裁定部分）。

しかし、上板町につき、松茂町、北島町と異なる差別的取り扱いをすべき実質的・合理的な理由は、何ら窺われない。ことに、過去の裁定例が、島根県と兵庫県とのように、県境を接せず、約210kmも離れている場合等でさえ、「正当な理由」を認めなかったことに照らせば、松茂町、北島町について「正当な理由」がないとしながら、上板町についてのみ「正当な理由」があるとするべき実質的・合理的な理由は、尚更、見出せない。

(2) また、本件同意裁定部分によれば、異議申立人が松茂町、北島町において讀賣テレビ放送の放送を再放送することについて、著しい「放送の地域性に係る意図」等の侵害は発生せず、同社は、松茂町、北島町における再放送を受忍しなければならない。

すなわち、本件裁定自身が、近畿広域圏を対象として制作されたという讀賣テレビ放送の放送につき、徳島県内の松茂町、北島町での再放送が行われても、著しい「放送の地域性に係る意図」の侵害が発生しないことを認めている。

そうすると、上板町での再放送についてのみ、「放送の地域性に係る意図

」が侵害され、その程度が再放送に同意しない「正当な理由」があるといえるほど著しいとは到底考えられない。

- (3) さらに、本件同意裁定部分は、讀賣テレビ放送からの異議申立てもなく、そのまま確定し、当事者間にその内容どおりの協議が調ったものとみなされている（放送法144条7項参照）。

すなわち、讀賣テレビ放送は、徳島県内の松茂町、北島町での再放送によって「放送の地域性に係る意図」が侵害されないことを自認し、同再放送を受忍している。その結果、松茂町、北島町では、今後とも、再放送が継続する。

このように、現に、松茂町、北島町、上板町での再放送（異議申立人は、裁定申請に伴う措置として、現在も上板町での再放送を続けている。）によって特段の問題は何ら発生しておらず、かつ、本件同意裁定部分によって今後も松茂町、北島町での再放送が継続する事実を照らせば、今後、上板町に限って、再放送をさせるのが相当でないほどの重大な問題が発生するとは到底考えられない。

- (4) 以上のとおり、本件同意裁定部分が、松茂町、北島町での再放送につき、不同意の「正当な理由」がないとしたこと、讀賣テレビ放送もこれを受け入れて、今後とも松茂町、北島町での再放送が継続することに鑑みれば、上板町での再放送に限って、再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

- 8 異議申立人の加入者や地元自治体等も、讀賣テレビ放送の再放送を強く要望しており、極めて大きな視聴者の利益が存在すること、これに対し、「放送の地域性に係る意図」なるものは、放送の公共性等に基づき、一定の制限を免れ

ないことに照らして、「正当な理由」は存在しない（放送の公共性、視聴者の利益による制約の観点）

- (1) まず、徳島県は、平成22年6月22日、讀賣テレビ放送に対し、地上デジタル放送移行後も、その放送を徳島県民が視聴できるように、徳島県内の有線放送事業者に対して、速やかに再送信同意をするように要請している（要望書〔甲51〕）。

また、徳島県は、デジタル放送への移行後も、ケーブルテレビの同時再送信によって、アナログ放送時と同様に近畿広域圏の放送が視聴できるようにするべく、「全県CATV網構想」を強力に推進しており、単独で、あるいは、全国知事会を通じて、国・総務省に対し、讀賣テレビ放送などの放送事業者が再送信に同意するべく、適切な指導、対策を講じるように強く要望している（徳島県議会議事録〔平成18年6月定例会〕〔甲52〕）。

- (2) 次に、徳島市は、讀賣テレビ放送が再送信同意をしないために、デジタル放送の視聴ができない状態であること、地上デジタル化によって近畿広域圏（讀賣テレビ放送）の放送が受信できなくなる可能性があることは、市民にとって到底理解しがたい事態であると認識しており、今後、国・徳島県とともに、総務省とも連携しながら、地上デジタル放送完全移行後も、現状と同様のチャンネル（讀賣テレビ放送を含む）が視聴できるように強く要望している（徳島市議会議事録〔平成21年第1回定例会〕〔甲54〕）。

- (3) 異議申立人の営業区域たる北島町、松茂町、上板町でも、町民の強い要望を受けて、平成22年6月22日、讀賣テレビ放送に対し、地上デジタル放送移行後も、その放送を徳島県民が視聴できるように、徳島県内の有線放送事業者に対して、速やかに再送信同意をするように要請している（甲55～57）。

(4) また、徳島県CATVネットワーク機構、会員各社は、平成22年2月10日、讀賣テレビ放送に対し、再送信の同意を求める要望書（甲59）を提出している（議事録〔甲60〕1頁参照）。

(5) さらに、徳島県には、県民から、讀賣テレビ放送が再放送されないことに対する苦情が再三寄せられている（甲62～67）。これらは、多数の県民の不満の声のうち、氷山の一角にすぎない。

異議申立人にも、本件裁定申請を知った徳島県民から、激励の手紙（甲68）が寄せられている。

(6) これに対し、讀賣テレビ放送が主張する「放送の地域性に係る意図」なるものは、非常に曖昧なものにすぎない。

現に、長年にわたり、同社の放送が、その放送対象地域以外の地域（三重県、石川県、香川県、岡山県など）で視聴されてきたが、それによってかかる意図が侵害されたという事実は存在しない。

特に、同じ日本テレビ系列の再放送と並存する場合（三重県）、放送対象地域が近畿広域圏と接していない場合（石川県、香川県）であっても、かかる意図が侵害されないのであって、だからこそ、讀賣テレビ放送は、これらの地域での再放送に同意してきたし、現に同意しているのである。

そうすると、「放送の地域性に係る意図」なるものは、少なくとも、放送の公共性、視聴者の利益という公益上の要請に基づき、一定の制限を免れない。

(7) この点、大阪地裁は、平成25年5月30日、次のとおり、徳島県内の有線放送事業者、視聴者が讀賣テレビ放送の再放送を強く希望していること、

四国放送と日本テレビ放送網が共同して、四国放送の利益のために、本件裁定を妨害するために仮処分を申し立てたものであることを認定し、日本テレビ放送網の主張を排斥して、仮処分申立てを却下した（決定〔甲7〕）。

「徳島県内における有線放送事業者と有線放送視聴者は、讀賣テレビの再放送の継続を強く希望している。」（19頁）

「債権者（注：日本テレビ放送網）は、（中略）基幹放送事業者（中略）であり、（中略）公益上の観点から特別な利益を図られている立場にある。そのような立場にある債権者としては、放送の普及を図り、受信者の利益を保護するという放送法144条の総務大臣による同時再送信に関する裁定の制度及びそれに伴う著作権等の制限については、公益上の要請に基づき、やむを得ない制限として受忍すべきである。」（24頁）

「むしろ、本件申立ては、四国放送の利益のために、総務大臣による裁定手続に影響を及ぼす目的でされたものである。」（25頁）

大阪地裁が的確に判示するとおり、大臣裁定制度は、放送の普及を図り、受信者の利益を保護するという公益上の要請に基づくものであって、仮に、讀賣テレビ放送の主張する「放送の地域性に係る意図」なるものにごくわずかの制限（もっとも、本件不同意裁定部分も讀賣テレビ放送も、かかる制限の具体的な内容を何ら明らかにしていない。）があったとしても、それは、公益上の観点から特別な利益を図られている立場にある讀賣テレビ放送としては、公益上の要請に基づく、やむを得ない制限として受忍すべきものというほかない。

(8) 以上のとおり、異議申立人の加入者や地元自治体等も、讀賣テレビ放送の

再放送を強く要望しており、極めて大きな視聴者の利益が存在すること、これに対し、「放送の地域性に係る意図」なるものは、少なくとも、放送の公共性、視聴者の利益という公益上の要請に基づき、一定の制限を免れないことに鑑みれば、上板町での再放送に限って、曖昧かつ抽象的な「放送の地域性に係る意図」の侵害を理由に再放送に同意しないという「正当な理由」は全く存在しない。

9 まとめ

以上のとおり、讀賣テレビ放送が上板町での再放送に同意しない「正当な理由」がないことを基礎付ける具体的な事実（評価障害事実）が多数存在する。

このことから、「正当な理由」は認められないから、本件不同意裁定部分は、取消しを免れない。

第4 結 論

以上のとおり、本件不同意裁定部分は、違法、不当であるから、取消しを免れない。

第5 求釈明

1 求釈明事項

参加人讀賣テレビ放送、総務大臣において、讀賣テレビ放送が、現在までに区域外再送信、区域外再放送に同意した事例につき、① 同意した相手方たる有線放送事業者の名称、② 本店所在地、③ 同意した区域、④ 同意した期間を明らかにされたい（徳島県内の有線放送事業者、及び、本書面で指摘済みの徳島県外の有線放送事業者を除く。）。

2 求釈明を求める理由

総務大臣、讀賣テレビ放送は、「正当な理由」として、讀賣テレビ放送の放送が、その放送対象地域以外の地域で視聴されると、「放送の地域性に係る意図」が侵害される等と主張する。

しかし、前述のとおり、実際には、徳島県だけではなく、たとえば、三重県、石川県、香川県、岡山県などでも、讀賣テレビ放送の放送は視聴、再放送されてきた。その中には、同じ日本テレビ系列の再放送と並存する場合（三重県）、放送対象地域が近畿広域圏と接していない場合（石川県、香川県）もある。

そこで、上記主張が全く実態に反して理由がないことをより一層明らかにするため、本求釈明に及んだ。

なお、総務大臣は、監督官庁として、求釈明事項について十分に把握しているはずである。

以　上



平成25年8月28日付け付議第1号事件

準備書面 (4)

平成26年 4月14日

主任審理官 榮 春彦 殿

〒771-0205 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の8

異議申立人 株式会社 ひのき

代表者代表取締役 檜 悟

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目29番地

電話 088 (622) 3750

FAX 088 (623) 9250

異議申立代理人 弁護士法人中田・島尾法律事務所

弁護士 中 田 祐 男

弁護士 島 尾 大 次

弁護士 高 木 誠 一郎

弁護士 益 田 歩 美

弁護士 妹 尾 祥

弁護士 川 城 政 人

電波監理審議会の審理における準備書面(4)を提出する。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりである。

記

第1 本書面の目的

本書面は、総務大臣、参加人の各主張について、反論を述べることを目的とする。

第2 総務大臣の準備書面(1)に対する反論

1 同第2（1～5頁）について

- (1) まず、総務大臣は、放送法令においては、放送法144条3項に規定された再送信（注：「再放送」の誤り）に同意をしない「正当な理由」に該当するか否かに係る要件を何ら規定しておらず、この点について、総務大臣の裁量権が認められている等と主張する（4頁）。

しかし、放送法は、同法144条3項の「正当な理由」の具体的内容を定めることを行政機関に委任していない。それゆえ、「委任命令」たる同法施行令において、「正当な理由」の内容について何ら規定していないのは当然である。

また、放送法144条3項は、総務大臣は、「正当な理由」がある場合を除き、同意裁定をする（「できる」ではない）旨を明示しているのであって、総務大臣に何らの裁量も与えていない。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、放送法144条3項を正解せず、法律上の根拠なく行政の裁量権を主張するものであって、理由がない。

- (2) 次に、総務大臣は、本件裁定が「正当な理由」の判断に際して再放送ガイドラインに依拠したことは全く正当なものである等と主張する（5頁）。

しかし、本件裁定が、「正当な理由」の判断に際して、再放送ガイドラインに依拠したことが、正当であるとはいえない。再放送ガイドラインは、あくまで、行政庁たる総務省が、昭和61年に大臣裁定制度が導入された約二十数年後に示した一解釈にすぎず、それが放送法144条3項の「正当な理

由」の内容を定めるわけではなく、異議申立人を拘束することもないからである。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、再放送ガイドラインの法的性質を正解しないものであって、理由がない。

2 同第3（5～8頁）について

(1) 同1、2項（6、7頁）について

総務大臣は、放送法144条3項の規定ぶりを根拠にした「同意裁定の原則」という一種の文理解釈は誤っている、むしろ「当事者間の協議が基本」とされていたからである等と主張する。

しかし、放送法144条3項は、総務大臣は、「正当な理由」がある場合を除き、同意裁定をする旨を明示していること、それゆえ、総務大臣は、本件不同意裁定部分が違法、不当ではないというためには、「正当な理由」を基礎付ける評価根拠事実を具体的に主張立証しなければならないことは、既に詳しく述べたとおりである。なお、別件異議申立事件における佐藤歳二主任審理官らの意見書（甲72）も、同旨を述べている（20頁）。

また、本件では、放送法144条1項の大臣裁定申請の形式的要件（協議が調わないとき等）を満たしていることは争いがなく、総務大臣自身も認めている（決定書〔甲5〕）。そもそも、かかる形式的要件を満たしているからこそ、実体的要件たる同条3項の「正当な理由」の解釈が問題となっているのである。したがって、同条3項の「正当な理由」の解釈に際し、同条1項の当事者間の協議を改めて持ち出すのは、全般的外れである。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、放送法144条1項、3項の基本的な文理解釈を誤った独自の見解にすぎず、理由がない。

(2) 同3項（7、8頁）について

① 総務大臣は、「同意裁定の原則」は、基幹放送事業者の再放送の同意が簡単に擬制されるという点で、その表現の自由の制約を極限まで過重したものである、現在では、「同意裁定の原則」を正当化する根拠は存在しない等と主張する。

② しかし、放送事業は、国民の共有財産たる電波を、国民の負託を受けて利用して初めて成立するのであって、その公共性は極めて大きい。大臣裁定制度は、かかる放送の公共性に鑑みて、放送の普及を図り、受信者の利益を保護するという公益上の要請に基づくものであって、公益上の観点から特別な利益を図られている立場にある基幹放送事業者としては、公益上の要請に基づく、やむを得ない制限として受忍すべきものというほかない。

なお、有線放送事業者が行う再放送は、放送事業者の放送をそのまま同時に放送するもの（同時再放送）であり、放送の内容を一切改変しないのみならず、放送の時間も一切変更しない。5基準も、(ア) 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合、(イ) 意に反して、異時再送信される場合、(ウ) 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合には、「正当な理由」があるとして再放送を認めていない。このように、再放送は、放送事業者の放送（表現）の内容には一切手を加えないのであって、表現の自由の根幹部分に対する制約ではない。

それゆえ、放送法144条3項の定める同意裁定の原則が、憲法21条の表現の自由の制約を極限まで過重したものであるとは到底いえない。

③ そもそも、行政活動は、法律に基づき、法律に従って行われなくてはならない（法治行政の原則）。

しかるに、放送法144条3項が現に存在し、かつ、同条項が、総務大

臣は、「正当な理由」がある場合を除き、同意裁定をする旨を明示しているにもかかわらず、総務大臣が、同条項を無視したり、同条項の正当性を否定したりすることは、極めて不当であって、到底許されない。

- ④ 以上によれば、総務大臣の上記主張は、放送を主管する総務省の長でありながら、大臣裁定制度の意義、放送の公共性等を正解せず、およそ公益を離れて私企業たる基幹放送事業者の主張を代弁するかの如き立場に立ち、放送法144条3項を無視するものであって、表現の自由、法治行政の原則、放送法144条3項を正解しない独自の見解にすぎず、理由がない。

第3 総務大臣の準備書面(2)に対する反論

1 同第1(2～12頁)について

総務大臣は、ケーブルテレビ事業はもはや「揺籃期」ではないなどとして、再放送ガイドラインは、その内容についても手続についても正当なものである等と主張する(12頁)。

しかし、本件の争点は、放送法144条3項の「正当な理由」があるか否かであって、再放送ガイドラインが定める事実があるか否かではない。

そもそも、再放送ガイドラインは、あくまで、行政庁たる総務省が、昭和61年に大臣裁定制度が導入された約二十数年後に示した一解釈にすぎず、それが放送法144条3項の「正当な理由」の内容を定めるわけではないから、その内容や手続が正当なものである等といっても、本件の判断においては何の意味もない。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、再放送ガイドラインの法的性質を正解しないものであって、理由がない。

2 同第2(12～15頁)について

総務大臣は、再放送ガイドラインに基づき、上板町においては、讀賣テレビ放送の「放送の地域性に係る意図」の侵害が受信者の利益を上回る等と主張する（15頁）。

しかし、本件の争点は、放送法144条3項の「正当な理由」があるか否かであって、再放送ガイドラインが定める事実があるか否かではない。それゆえ、総務大臣は、上板町が鳴門市と隣接していないこと等の事実につき、これが放送法144条3項の「正当な理由」があることを基礎付ける評価根拠事実であることを具体的に主張立証すべきなのであって、これを再放送ガイドラインに当てはめても意味はない。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、「正当な理由」の主張立証方法を正解しないものであって、理由がない。

第4 総務大臣の準備書面(3)に対する反論

1 同第1（2頁）について

総務大臣は、「正当な理由」の存否は、結局、「受信者の利益」と「基幹放送事業者の表現の自由」のバランスで決まる等と主張する。

しかし、放送法144条3項は、同意裁定の要件としてそのようなことを全く述べていない。現に、5基準にも、かかる利益衡量による基準は存在しない。

総務大臣の主張は、放送法144条3項の「正当な理由」の内容を正解しないものであって、理由がない。

2 同第2（2、3頁）について

- (1) 総務大臣は、本件裁定は、区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、地域全体の「受信者の利益」を損なう場合には、「正当な理由」の判断に当たり考慮すべきと明言している等と主張する。

しかし、本件裁定が当該部分でどのように述べていようとも、本件の結論には影響しない。

- (2) また、本件で問題となる「受信者の利益」とは、讀賣テレビ放送の放送を視聴することであって、四国放送の業務が継続するかどうかではない。

さらに、讀賣テレビ放送の放送の再放送によって四国放送が倒産する事態は全く考えられない。現に、徳島県内では、過去半世紀にわたり、讀賣テレビ放送の放送が視聴されてきたのであるから、尚更である。

万一、四国放送が何らかの事情で倒産したとしても、倒産には様々な要因があるから、その直接の原因が同再放送にあるなどという事態は、到底考えられない。

そもそも、四国放送の経営に与える影響なるものは、万一、それがあつたとしても、同再放送による反射的效果にすぎないのであって、放送法144条3項の「正当な理由」に際し、考慮すべきものとは認められない。

- (3) 結局、本件裁定の当該部分は、讀賣テレビ放送の放送の再放送によって四国放送が倒産するという通常あり得ない事態を想定し、万一、かかる事態があつても、単なる反射的效果にすぎず、「正当な理由」の解釈に際して考慮すべき事実（評価根拠事実）であるとは到底いえないにもかかわらず、讀賣テレビ放送の放送を視聴するという本来の「受信者の利益」を、四国放送が倒産しない利益に勝手に置き換えて、強引に考慮すべき事実であるとするものであって、論理が破綻しており、失当である。

- (4) 以上によれば、総務大臣の上記主張は、本件裁定の誤った判断を引用して異議申立人の主張を論難するものであって、理由がない。

3 同第3（3、4頁）について

総務大臣は、再放送ガイドラインが「放送の地域性に係る意図」を区域外再放送における「正当な理由」の判断要素としたことは、立法時に示された総務省の裁量権を正しく行使するものであり、何ら問題はない等と主張する。

しかし、前述のとおり、放送法144条3項は、総務大臣は、「正当な理由」がある場合を除き、同意裁定をする旨を明示しているのであって、総務大臣に裁量権など存在しない。

総務大臣の主張は、放送法144条3項を正解せず、法律上の根拠なく行政の裁量権を主張するものであって、理由がない。

4 同第4（4、5頁）について

- (1) まず、総務大臣は、再放送ガイドラインでは、「放送の地域性に係る意図」の侵害の内容を具体的に認定することは求めている、これは、同意図が基幹放送事業者の表現の自由の根幹だからである等と主張する（4頁）。

しかし、既に詳しく述べたとおり、総務大臣は、放送法144条3項の「正当な理由」を基礎付ける評価根拠事実を具体的に主張立証しなければならない。それゆえ、仮に、総務大臣が、「放送の地域性に係る意図」が侵害されることが評価根拠事実であると主張するならば、その具体的な内容を主張立証すべきは当然である。

これに反し、再放送ガイドラインは、総務省が示した一解釈にすぎないから、再放送ガイドラインの規定ぶりを理由に、総務大臣が「放送の地域性に係る意図」の侵害の内容を具体的に主張立証しなくてよいことにはならない。

そもそも、「放送の地域性に係る意図」が基幹放送事業者の表現の自由の根幹であるという前提自体が誤っていることは、既に述べたとおりである。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、放送法144条3項を正解せずに、「正当な理由」がないことにつき、自己の主張立証責任を否定するものであ

って、理由がない。

- (2) 次に、総務大臣は、放送事業者の表現の自由が公共の福祉によって制限される場合には、むしろ、公共の福祉の内容こそが具体的に明らかにされなければならない、放送事業者が不利益を立証しなければならないことにはなり得ない等と主張する（４頁）。

しかし、既に詳しく述べたとおり、放送法１４４条３項は、総務大臣は、「正当な理由」がある場合を除き、同意裁定をする旨を明示している。それゆえ、総務大臣は、「正当な理由」があると主張するのであれば、それを基礎付ける評価根拠事実を具体的に主張立証すべきは当然である。

このように、本件で問題となっているのは、あくまで放送法１４４条３項の「正当な理由」の解釈であって、公共の福祉による表現の自由の制約などという憲法論ではない。

そして、総務大臣が「正当な理由」の主張立証責任を負うことの帰結として、総務大臣がその主張立証をできないときは、当然、同意裁定がなされる。この点、別件異議申立事件における佐藤歳二主任審理官らの意見書（甲７２）も、「終局的に「正当な理由」の存在が証明できない場合には、その不利益を放送事業者が負担することになるのであり、大臣は原則どおりに再送信同意の裁定をしなければならないことになる。」と同旨を述べている（２０頁）。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、放送法１４４条３項の「正当な理由」の主張立証責任を正解せずに、本来、再放送に同意しない讀賣テレビ放送、及び、これを是認する総務大臣において「正当な理由」の主張立証責任を負うにもかかわらず、同責任を異議申立人に転嫁するものであって、理由がない。

5 同第5（5頁）について

総務大臣は、ケーブルテレビ事業者の事業環境が激変したなどとして、過去の裁定との整合性がなくても構わない等と主張する。

しかし、行政は、憲法14条1項に基づき、国民を差別することなく、平等に取り扱わなければならない（平等原則）。

かかる平等原則は、行政処分の時期によって不平等な取り扱いをすることを許さないという時期による差別的取り扱いの禁止の趣旨をも含む。なぜなら、行政処分の時期によって不利に扱われるのでは、行政の一貫性を欠き、国民の予測可能性を失わせるのみならず、時期という不合理な理由で国民を不平等に取り扱うことになるからである。

他方、放送法144条3項は、大臣裁定制度が導入された当初の有線テレビジョン放送法13条5項から何ら変更されていない。

このように、法律が同一である以上、法治行政の原則、平等原則等に照らし、過去の大臣裁定例において「正当な理由」があるとされたのと同様の事実が認められる場合には「正当な理由」があることが推定される。

以上によれば、総務大臣の上記主張は、法治行政の原則、平等原則等を正解せず、法律が何ら変わっていないのに、裁量と称して実質的に放送法144条3項の内容を変容させるものであって、理由がない。

第5 参加人の準備書面(1)に対する反論

1 同第4の2項（先のもの）（10～28頁）について

(1) まず、参加人の主張は、たとえば、次の諸点で、総務大臣の主張と食い違っている。

- ① 放送法144条3項の「正当な理由」の解釈に当たり、再放送同意制度の趣旨として「放送秩序の維持」を取り上げず、「放送事業者の利益保護」だけとする再放送ガイドラインは誤っているとする点（14頁）

② 放送事業者による「放送の地域性に係る意図」は最大限に尊重されるべきであり、放送法144条3項の「正当な理由」の解釈に当たり、同意図を保護する必要性が相対的に低いとする再放送ガイドラインは誤っているとする点（15、16頁）

③ 地元基幹放送事業者の経営基盤の確保は重要であり、放送法144条3項の「正当な理由」の解釈に当たり、これを考慮しない再放送ガイドラインは誤っているとする点（19頁）

④ 大臣裁定制度は、違憲の疑いがあるとする点（21頁）

しかし、総務大臣は、前述のとおり、再放送ガイドラインの内容は適正であり、本件裁定がこれに依拠して「正当な理由」を判断したのも正当である等と主張しているのであって（準備書面(1)5頁等）、参加人の各主張は、総務大臣の主張と整合しないというほかない。

以上によれば、参加人の上記各主張は、再放送ガイドライン、大臣裁定制度の解釈1つをとっても総務大臣の主張と合致しておらず、的外れである上、更に、違憲の主張まで行うものであって、理由がない。

(2) 次に、参加人は、大臣裁定制度は、違憲の疑いがある以上、「正当な理由」がないことの解釈は制限的に行われるべきであり、少なくとも、「正当な理由」がないことが具体的事実裏付けられている必要があるものであって、総務大臣は、権限の発動については謙抑的に行うべきである等と主張する（21頁）。

しかし、大臣裁定制度が違憲の疑いがあるなどというのは、総務大臣の主

張に反するのみならず、何らの根拠もない決めつけにすぎない。

また、既に詳しく述べたとおり、放送法144条3項は、総務大臣は、「正当な理由」がある場合を除き、同意裁定をする旨を明示しているのであつて、総務大臣に、権限を発動するか否かの決定権（裁量権）が与えられているわけではない。

さらに、既に詳しく述べたとおり、総務大臣が、「正当な理由」があることの主張立証責任を負っているのであつて、異議申立人が「正当な理由」がないことの主張立証責任を負っているわけではない。

以上によれば、参加人の上記主張は、放送法144条3項の「正当な理由」の主張立証責任を正解せずに、本来、再放送に同意しない参加人、及び、これを是認する総務大臣において「正当な理由」の主張立証責任を負うにもかかわらず、同責任を異議申立人に転嫁するものであつて、理由がない。

(3) さらに、参加人は、結論部分においても、次のとおり不合理な主張をしている（27、28頁）。

① 再放送ガイドラインを否定しながら、再放送ガイドラインに依拠した本件裁定の判示が正当であるとする点

② 本件裁定につき、受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益の存在が立証されなければ、同意裁定の要件事実を満たさないことを判示したものと解する点

③ 放送事業者は、「正当な理由」の主張立証責任を負わないとした点

これらは、再放送ガイドライン、本件裁定、放送法144条3項の解釈を誤った独善的な主張であつて、理由がない。

2 同第4の2項（後のもの）（28～52頁）について

参加人は、番組、CM等につき、近畿広域圏（近畿2府4県）以外で放送されることを想定しておらず、区域外再放送をしたくないという強い意図を有している、同意裁定により区域外再放送が認められれば、この参加人の意図を大きく害する、もし、同意裁定により区域外再放送が認められると、参加人としては、区域外再放送を想定した番組作りをしなければならなくなり、表現の自由に対する重大な侵害となる等と主張する（33頁）。

しかし、既に詳しく述べたとおり、参加人の放送は、徳島県だけではなく、たとえば、三重県、石川県、香川県、岡山県などでも、視聴、再放送されている。その中には、同じ日本テレビ系列の再放送と並存する場合（三重県）、放送対象地域が近畿広域圏と接していない場合（石川県、香川県）もある。

そして、参加人は、同意裁定のみならず、現在まで、任意の再放送同意を行っている。しかし、万一、参加人が主張するような区域外再放送の弊害があり、表現の自由に対する重大な侵害が生じるほどであれば、参加人が任意に再放送同意をするはずがない。

以上によれば、参加人の上記主張は、是が非でも上板町での再放送を妨害しようとする「ため」にする主張にすぎず、事実全く反するものであって、理由がない。

第6 結 論

以上によれば、総務大臣、参加人の各主張は、いずれも理由がなく、失当である。

特に、総務大臣は、大臣裁定を主管する立場にありながら、大臣裁定制度、放送法144条3項、法治行政の原則などに対する無理解、無視等が甚だしいのであって、これらに反する総務大臣の主張は、到底容認できない。本件裁定

も、かかる総務大臣（引いては総務省）の無理解等に基づきなされたものであって、同様に到底容認できない。

このことから、本件不同意裁定部分が、違法、不当であり、取消しを免れないことが裏付けられる。

以 上



準 備 書 面 (1)

総 情 域 第 8 0 号

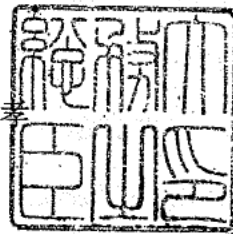
平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣

新 藤 義 孝



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門 40MTビル 9 階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書を提出する。

なお、平成 2 5 年 7 月 2 3 日付総情域第 4 5 号で総務大臣が行った裁定（以下「本件裁定」という。）に対して、株式会社ひのき（以下「申立人」という。）からなされた平成 2 5 年 8 月 9 日付異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、下記のとおり陳述する。

記

第1 異議申立ての趣旨に対する陳述

本件異議申立ては、棄却されるべきである。

第2 異議申立ての理由について

1 申立人の主張

申立人は、本件裁定のうち、同意をすべき旨の裁定をしなかった徳島県板野郡上板町の区域にかかる部分は、放送法第144条第3項の「正当な理由」の解釈適用を誤り、同条項に違反して、同意をすべき旨の裁定をしなかった点で、違法不当であるとする。しかしながら、以下のとおり、申立人のこの主張は誤りである。

2 本件裁定における「正当な理由」の解釈

(1) 再放送ガイドラインによる「正当な理由」の解釈

本件裁定（乙第1号証。なお、本件裁定に係る電気通信紛争処理委員会の答申書は乙第2号証）は、平成20年4月に総務省が策定し、平成23年7月に一部改定した「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（以下「再放送ガイドライン」乙第3号証）に基づくものである。すなわち、再放送ガイドラインは、区域外再放送に係る同意をしないことについての「正当な理由」の判断においては、「放送の地域性に係る意図」の侵害についても考慮の対象となとしたうえで、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、「受信者の利益」との比較衡量において受忍限度内にあると言えない場合には、「正当な理由」を認めるべきであるとする。また、「受

信者の利益」の利益の程度の判断においては、(ア) 地域間における人・物等の交流状況¹を基本としつつ (イ) その他地域間の関連性を示す要素²も併せて配慮すべきであるとする。

(2) 本件裁定によるあてはめ

ア 判断すべき区域の単位

本件裁定は、「放送の地域性に係る意図」の侵害についても、「受信者の利益」の程度の判断についても、判断すべき区域の単位は市町村であるとする。

イ 放送の地域性に係る意図の侵害

本件裁定は、本件区域外再放送に伴って本件基幹放送事業者である読賣テレビ放送株式会社（以下「読賣テレビ」という。）の受ける「放送の地域性に係る意図」の侵害については、区域外再放送によって生じる一般的な程度の侵害があるとする。

ウ 受信者の利益の程度

本件裁定は、「受信者の利益」の程度について、(1) 地域間における人・物の交流状況を検討したうえで、(2) その他の地域間の関連性を示す要素についても検討し、その結果として、本件裁定の判断の対象となった3町のうち、徳島県板野郡松茂町および同県同郡北島町においては、読賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度を上回る程度の「受信者の利益」があるとし、同県同郡上板町については、読賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害

¹ 具体的には、通勤・通学等人の移動状況、両地域間の経済的取引状況、電波のスピルオーバーの状況等である。

² 具体的には、両地域の関係を巡る歴史的経緯、再放送に関する視聴実態、視聴習慣等である。

の程度を上回る程度の「受信者の利益」があるとはいえないとして、松茂町および北島町については同意裁定をし、上板町については同意裁定をしなかった。

(3) 再放送ガイドラインと本件裁定

本件裁定は、以上のとおり、再放送ガイドラインに忠実に依拠して、同意をしないことについての「正当な理由」を判断するものであるといえる。したがって、本件裁定の「正当な理由」の判断に誤りがあるか否かは、再放送ガイドラインが本件に適用されることが正当であるか否かの問題に帰着する。

3 再放送ガイドラインの正当性

(1) 再放送ガイドライン策定に係る総務省の裁量権について

ア 法律の規定による裁量権

放送法令においては、放送法第144条第3項に規定された再送信に同意をしない「正当な理由」に該当するか否かに係る要件をなんら規定しておらず、この点について、総務大臣の裁量権が認められていると解される。

イ 立法時に示された判断基準に係る裁量権

裁定制度を創設した昭和61年の旧有線テレビジョン放送法（以下「有線法」という。）改正の審議に係る国会答弁（乙第4号証）において、「正当な理由」がある場合の判断については、「一応の目安」として5つの判断の基準の例示がなされている。5つの判断の基準が「一応の目安」とされたのは、時代の進展により「正当な理由」についての弾力的な解釈が図られるべきとの考えによるものであり、「正当な理由」の判断基準は、環境の変化等に応じて、追加、変更等がなされることが立法時においても当然に想定されていたものである。

(2) 区域外再放送をめぐる「環境の変化」

従来の5つの判断の基準に加えて、区域外再放送の場合には、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当であるとの判断を、再放送ガイドラインに先だって示したのは、平成19年に開催された「有線放送による放送の再送信に関する研究会」（以下「再送信研究会」）の最終とりまとめ（以下「再送信研究会最終とりまとめ」乙第5号証）である。

再送信研究会最終とりまとめは、①伝送にかかるコストの低廉化、②区域外送信の一般化といった、制度創設時点以降の環境の変化について検討した結果、再放送に同意をしない「正当な理由」として、「放送の地域性に係る意図」を基準とすべきであるとしつつ、併せて③国民（受信者）の生活圏の広域化という環境の変化も考慮して、「正当な理由」の認定においては、「放送の地域性に係る意図」と「受信者の利益」の比較衡量によるべきものとしたのである。

このような再送信研究会最終とりまとめの考え方は、まさしく、前記（1）イで述べた立法時に示された裁量権を正しく行使する方向を示したものであり、再放送ガイドラインは、この考え方を採用したものである。

(3) ガイドライン策定手続の正当性

再放送ガイドラインは、30日間の意見募集を行った上で公表したものであり（当時は「再送信ガイドライン」）、その策定手続も正当なものであった。

4 小括

以上に述べたとおり、本件裁定が「正当な理由」の判断に際して再放送ガイドラインに依拠したことはまったく正当なものであり、「本件裁定が「正当な理由」の解釈を誤っている」とする申立人の主張は誤りである。

第3 有線テレビジョン放送と受信者を取り巻く環境の変化と「正当な理由」の解釈

1 放送法第144条第3項の文言と文理解釈

放送法第144条第3項は、「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」と規定する。この規定ぶりを根拠に、「裁定においては同意が原則」「同意裁定の原則」といった言及がなされることがあるが、このような一種の文理解釈は、裁定制度の趣旨を誤解するものであり、誤りである。

2 放送法第144条第3項の沿革

放送法第144条第3項は、有テレ法第13条第5項を承継したものである。

有テレ法制定当時には、同法第13条には第1項から第4項までしかなかったが、昭和61年改正で追加されたのが、同法同条第5項である。昭和61年改正時の国会答弁では、民間事業者同士で話すことが重要であり、裁定の発動を極力避けたいとの説明がなされており、「公権力の拡大にはあたらない」「当事者間の協議が基本である」等の説明がなされている。

ところが、前記のような同項の文理解釈を前提にすると、協議の余地はほとんどなくなるのである。

まず、再放送の同意を求める一般放送事業者（本件裁定では申立人）としては、「再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる」（放送法第144条第1項、有テレ法第13条第3項同旨）のであるから、基幹放送事業者が同意してくれなければ、早々に裁定を申請すればよい。なぜなら、裁定においては、「同意裁定が原則」であり、容易に同意裁定が得られるからである。「同意裁定の原則」を前提とする限り、一般放送事業者としては、協議によって時間を浪費する理由はなく、早々に裁定申請をすることが企業としての合理的な選択肢となる。

前記昭和61年改正時の国会答弁は、このような状況を想定したものではありえな

い。事業者同士の話し合いが原則であることおよび裁定の権力作用を拡大しないことと、「同意裁定の原則」とは両立しないのである。

このことから、「同意裁定の原則」は誤りであることが明らかである。有テレ法第13条第5項の立法時において「同意裁定の原則」を裏付けるような立法事実はどこにも存在せず、むしろ「当事者の協議が基本」とされていたからである。

3 近時の環境変化による文理解釈の問題性の拡大

(1) ケーブルテレビ事業の環境の変化

ケーブルテレビは、わが国におけるサービス開始以来、長く難視聴解消の役割を担ってきた。そのケーブルテレビ事業の経営は容易なものではなかった。事業の性質上、初期投資は高額であるのに対して広域をカバーすることができず、初期投資の回収と期間損益の黒字化は、長らく困難であった。

しかしながら、近時においては、共通のインフラでのインターネットサービスの提供が可能となったこと、伝送コストが低減したこと、規制緩和が進んだことなどの理由により、ケーブルテレビの経営状況は大きく改善されている（この点については、追って主張を追加する。）。

(2) 裁定制度の今日的意義

裁定制度は、言うまでもなく、基幹放送事業者の表現の自由に対する制約である。同制度の誤った把握である「同意裁定の原則」は、基幹放送事業者の再放送の同意が簡単に擬制されるものであるという点で、その表現の自由の制約を極限まで加重したものである。

難視聴解消という重要な役割を担ってきたケーブルテレビ事業の保護の必要性が、仮に「同意裁定の原則」を正当化するものであったとしても、それはケーブルテレビ事業が揺籃期にあった過去のことであり、現在においては「同意裁定の原

則」を正当化する根拠は存在しないことに注意を要する。

以 上

平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件



準備書面(2)

総情域第 2 号

平成 26 年 1 月 15 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣臨時代理

国 務 大 臣 田村 憲久



同 代 理 人

森 亮 二

〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門 40MTビル 9 階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

なお、平成 25 年 7 月 23 日付総情域第 45 号で総務大臣が行った裁定（以下「本件裁定」という。）に対して、株式会社ひのき（以下「申立人」という。）からなされた平成 25 年 8 月 9 日付異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、下記のとおり陳述する。

記

第1 再放送ガイドラインの正当性に関する補足

平成20年4月に総務省が策定し、平成23年7月に一部改定した「有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」

（以下「再放送ガイドライン」という。乙3）の正当性について以下のとおり準備書面

（1）で述べた陳述も含め以下の1から4までのとおり補足する。

1 大臣裁定制度の趣旨に関する視点

放送法（昭和25年法律第132号）第11条は、放送事業者の放送番組が他の放送事業者により再放送（有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「有テレ法」という。）では「再送信」といい、以下特段の説明がなければ「再放送」と同義で用いる。）される際、無断で改編されたり、放送事業者が意図しない地域において無断で再放送されたりすれば、当該放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることとなるため、当該放送事業者に再放送の方法等をチェックさせて当事者間で調整を行わせることにより、放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることがないように担保し、もって放送秩序の維持を図ることを目的として規定されている。

また、放送法第144条第1項においては、ケーブルテレビ事業者のうち要件を満たす者が、基幹放送事業者の行う地上基幹放送の再放送に係る同意につき協議を求めたが、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該ケーブルテレビ事業者は総務大臣の裁定を申請することができると定められている。同項の規定は、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）により廃止された有テレ法の規定を踏襲したものであり、昭和61年の有テレ法改正法制定時の第1

04回国会において、大臣裁定制度の趣旨や運用方法に関し以下のとおり答弁等がなされている。

「(森島政府委員) そのCATV、確かに先生おっしゃいますように、私どもも将来は大きな発展を遂げるだろうと思っておりますが、何分にも現在はいわば揺籃期でございまして、まだまだほかの方の番組を再送信する、それで成り立っているというものがほとんどでございます。そういうところでCATVもやっていくためには、民放の事業者と両方がお互いによく話し合っ解決するというのが本来望ましいわけでございまして、従来もあっせんで、事実上私どもも両者間の話がうまくいくように非常に努力をしてきたわけでございますけれども、なかなかそれが進まないという場合に、やはりこの裁定というような制度で一つけりをつける手段を置いておけば、お互いの話もそういうことを見ながら促進されるだろう、こういうふうに考えておるわけでございます。」

「(佐藤国務大臣) 実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定に持っていく、こう基本的に考えた次第でございます。」

「(森島政府委員) 仮に裁定の申請があった場合におきましても、両当事者が十分に議論を尽くしたかどうか、それから当事者の話し合いで協議が成立する余地は本当はないのかといった点につきまして慎重な判断をしたいというふうに考えております。」

「(佐藤(祐)委員) 私が今挙げました二つの基本的な点、この点はそういう認識でいいと思うのですが、重ねてお伺いします。つまり、公権力の介入を拡大しようとするものではないのだ、あくまで限定的なものだというのが第一点ですね。第二番目には、法改正をしても当事者間の協議が基本だ、裁定は万やむを得ない場合だ、この二点なんですが……。」

(佐藤国務大臣) そういうぐあいにお考えになって結構だと思います。」

「(森島政府委員) 裁定の例といたしましては、著作権法におきまして放送事業者と著作権者との間の放送の許諾

に関するもの。それから特許法におきましては、特許発明の実施を希望する者と特許権者または専用実施権者との間の通常実施権の許諾に関するもの。こういったもの等、数にして七十を超える例があるように承知しております。また、この著作権法ですとか特許法におきまして、裁定というものは伝家の宝刀ということにしておりまして、その実際の適用はほとんどないというふうに聞いております。」

「(佐藤国務大臣) 今回の裁定の制度を導入したからといってもこれは最後の手段でありまして、それに至るまでの段階で何とか話し合いで解決するように最大限の努力を省としても行わなければならないと考えております。したがって、裁定の制度は、その話し合いを進めるため、いわば後ろ盾としての重要な役割を果たすことに期待して運用していきたいと、こういうぐあいに考えております。」

「(片山甚市委員) しかれば、あつせんをあきらめ裁定を行使する場合とはどのような場合か、具体的に局長の方から答えてください。」

(森島政府委員) 一方の当事者があつせんに応じないとか、あるいは両当事者は十分に議論を尽くしましたが、その当事者の話し合いではもはや協議が成立する余地がないのではないか判断されるような場合に、御指摘のようなことに該当するというふうに思います。」

このように、政府側は、立法時において、ケーブルテレビ事業が「いわば揺籃期」であり、「ほかの方の番組を再送信する」ことで成り立っていると指摘しつつ、再放送同意の問題は、「民間同士で話すことが第一義」であり、大臣裁定は、「両当事者が十分に議論を尽くしたかどうか、それから当事者の話し合いで協議が成立する余地は本当はないのかといった点に」についての「慎重な判断」をした上で行うべき手続であること等を繰り返し答弁していることから、大臣裁定制度は、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間で十分な協議がなされた上で行使されるべきものと考えている。

このような考え方は、再放送同意については放送法第11条により原則として放送事業者に任意の同意権が与えられており、放送法第144条第3項において例外的に

同意を強制するという仕組みとなっていることも踏まえたものである。

また、放送法令においては、放送法第144条第3項の「正当な理由」に該当するか否かに係る要件をなんら規定しておらず、この点について総務大臣の裁量権があると解される。裁定制度を創設した昭和61年の有テレ法改正法の審議に係る国会答弁（乙4）において、「正当な理由」がある場合の判断については、「一応の目安」として5つの判断の基準を例示しているものであり、当該判断基準については時代の進展により弾力的に考えられ、環境変化等に応じて追加・変更等されることが想定されていたものである。

2. 放送普及基本計画における地域性に関する視点

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）第2条の2第2項第2号において、平成23年総務省告示第242号による改正前の放送普及基本計画（以下、単に「放送普及基本計画」という。乙6）により「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」（放送対象地域）を定めることとされており、放送普及基本計画第1の3において、「地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。」と定められている。当該旧放送法第2条の2は裁定制度創設後に規定され、地上放送事業者は、放送対象地域において地域住民や地域社会のための放送を行うことが制度上明確に求められるようになったものである。

大臣裁定制度における再放送ガイドラインの策定に際しては、こうした点も踏まえて「放送の地域性に係る意図」が明確化され、『放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送等が、それ以外の地域で無断で再放送されることにより、放送事業者等の放送等が受信される地域についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される場合がある』ことと規定されているのである。なお、今日においては

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）により、有テレ法は放送法に統合されている。

3 ケーブルテレビ事業を取り巻く環境の変化に関する視点

大臣裁定申請に係る平成19年情報通信審議会の答申（乙7）において「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき」とされた。これを受けて開催された「有線放送による放送の再送信に関する研究会」（以下「再送信研究会」という。）の最終とりまとめ（乙5）において、『有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当』とし、「環境の変化」の具体的内容について、高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再放送として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきたこと、交通や通信手段の発達等を背景として、国民の生活圏等の広域化が進展していることを挙げている。また、当該最終とりまとめでは「再送信を取り巻く環境の変化」のうち「有線テレビジョン放送の変化」として「経営状況」にも言及している。従って、次の（1）から（4）のとおり、大臣裁定制度において考慮されるべき環境の大きな変化を踏まえ、再放送ガイドラインを策定・運用していることの正当性を補足したい。

（1）伝送に係るコストの低廉化等について

伝送に係るコストの低廉化等に関しては、再送信研究会最終とりまとめ8～9ページに、次のとおり記載されている。

「⑥ 伝送路の広帯域化、多様化

ICTの進展による広帯域伝送路導入に係るコストの低下により、放送のデジタル化及びインターネット接続のブロードバンド化に対応するため、有線テレビジョン放送施設の伝送路の光化及び伝送容量の広帯域化が進展している。

有線テレビジョン放送施設の伝送路は、かつては同軸方式が主体だったが、今日ではHFC方式や光ファイバ方式を取り入れる施設も増えてきており、2007（平成19）年においては、自主放送を行う許可施設（704）のうち、幹線に光ファイバを導入している施設数は543施設（77.1%）にのぼる。また、2007（平成19）年の幹線の光化率は約40%となっているほか、1999（平成11）年から2007（平成19）年の8年間で、光ファイバ幹線の延長距離は4.9倍となっている（図2）。

図2 有線テレビジョン放送施設の幹線光化率

	1999.3	2007.3	1999～2007年 の伸び
幹線路 (km)	96,228	213,105	2.2 倍
（うち光ファイバ (km)）	17,080	84,506	4.9 倍
幹線光化率	17.7%	39.7%	+22%

なお、ICTの進展は電気通信回線のコストを著しく低減させている。具体的には、1975（昭和50）年の時点で、東京～大阪間で4.8Kbpsのデータ通信専用回線（電電公社の提供する特定通信回線）を利用する場合、月額基本回線料は210万円だったものが、1986（昭和61）年にはNTTが提供する64Kbpsの専用サービスで月額基本回線料が110万円、2007（平成19）年にはNTTコミュニケーションズが提供する同サービスが約11万円となっている。」

更に、2013（平成25）年には、有線テレビジョン放送の自主放送を行う施設（706）のうち幹線に光ファイバを導入している施設数については665施設（94.2%）となっており（乙8）、NTTコミュニケーションズが提供する東京～大阪間で64Kbpsの専用サービスの月額基本回線料については約6万円となっている（乙9）。

（2）区域外再放送の一般化について

区域外再放送の一般化に関しては、昭和61年の裁定制度創設時に、区域外再放送

について協議が行われていたものが15件であったのに対して、平成20年7月末時点で、アナログ放送の区域外再放送について協議が行われていたものは133件と大幅に増加していることから、有線テレビジョン放送事業者にとって区域外再放送の実施が一般化してきていることがうかがえる。

また、この133件中、有線テレビジョン放送事業者の業務区域と隣接していない地域を放送対象地域とする放送を再放送しようとするものが32件あり、遠隔地における区域外再放送が増加していることもうかがえる¹。

(3) 国民の生活圏等の広域化について

国民の生活圏の広域化に関しては、再送信研究会最終とりまとめ12ページには、次のとおり記載されている。

「(3) 国民の生活環境の変化

新幹線等による鉄道の高速化、高速道路の整備の進展等による道路環境の高度化・普及等により、生活圏も拡大している。例えば、高速自動車国道の整備延長は、1972（昭和47）年には全国で710km だったのが、1986（昭和61）年には3,721km、2007（平成19）年には7,422km となっている。

また、新幹線も、1964（昭和39）年に東海道新幹線が東京～新大阪間で開業した後、1972（昭和47）年に山陽新幹線、1982（昭和57）年に東北新幹線と上越新幹線、1992（平成4）年に山形新幹線、

¹ 当省が有線テレビジョン放送事業者に対して実施した「区域外再送信同意に関する調査（第1回）」結果に基づき、平成20年7月末時点で、アナログ再送信について有効な同意がなく、放送事業者との協議実施中の案件（133件）を算出したもの。なお、この133件について、有線テレビジョン放送事業者の業務区域と放送事業者の放送対象地域との間の位置関係については、

- ・全て隣接 52件
- ・一部市町村が隣接 10件
- ・海峡をまたいで全て隣接 27件
- ・海峡をまたいで一部市町村が隣接 5件
- ・非隣接 32件
- ・その他 7件

となっている。

1997（平成9）年に長野新幹線と秋田新幹線、2004（平成16）年に九州新幹線が開業しており、県境をまたぐ通勤・通学、日常生活の広域化に貢献してきた。

こうした交通の高度化に伴い、人の日常生活における移動距離も長距離化し、生活圏が広域化しつつある。例えば、他の都道府県を就業地・通学地とする人（15歳以上）は、1970（昭和45）年には293万人（15歳以上の就業者・通学者全体の4.9%）に過ぎなかったのが、1985（昭和60）年には478万人（同7.1%）、2005（平成17）年には583万人（同8.5%）と着実に増加している。」

（4）ケーブルテレビ事業者の経営状況について

ケーブルテレビ事業者の経営状況については、再送信研究会最終とりまとめ8ページには、次のとおり記載されている。

「④ 経営状況

営利を目的として有線テレビジョン放送を行う者の経常収入は、1987（昭和62）年度において約114億円であったが¹⁸、これは当時の民間放送事業者（ラジオ放送等を含む。）の経常収入（約1兆3,500億円）の約0.8%に過ぎなかった。2006（平成18）年度においては、自主放送を行う許可施設で、営利法人のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする者の営業収益（有線テレビジョン放送事業以外の事業を含む。）は、約6,500億円となり、同年度の地上民間放送事業者（ラジオ放送等を含む。）の営業収益約2兆6,000億円の約25%に相当している。」

更に、2012（平成24）年度には売上高は約1兆300億円となり（表1参照²、乙8）、これは地上系民間放送事業者と比較しても伸び率が高い（表2参照）³。

² より詳細な数値については乙12を参照。

³ 民間放送事業者の経営状況について、平成25年12月27日現在で意見募集中の「「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ（案）」（乙13）では「テレビについても、売上は現在「一息ついている」状況と考えられるが、リーマンショックのような大きな経済ショックがあった場合に、経営が急激に悪化する可能性も否定できないなど、先行きに不透明感も漂っており、デジタル化による伝送路・デバイス間の競争激化なども踏まえれば、テレビの経営状況も引き続き厳しくなっていくものと予想される。」と指摘している。

また、営業損益で見ても、1987（昭和62）年度では約18億円の赤字であったが（乙10）、2012（平成24）年度では約1170億円に上っている（表3参照、乙8）。加入世帯数について見ても1987（昭和62）年度では約43万世帯であったが（乙11）、2012（平成24）年度では約2800万世帯に上っている（表4参照、乙8）。このような状況に鑑みれば、ケーブルテレビ事業はもはや「揺籃期」ではないと考えられる。

表1. 売上高の推移（※1）

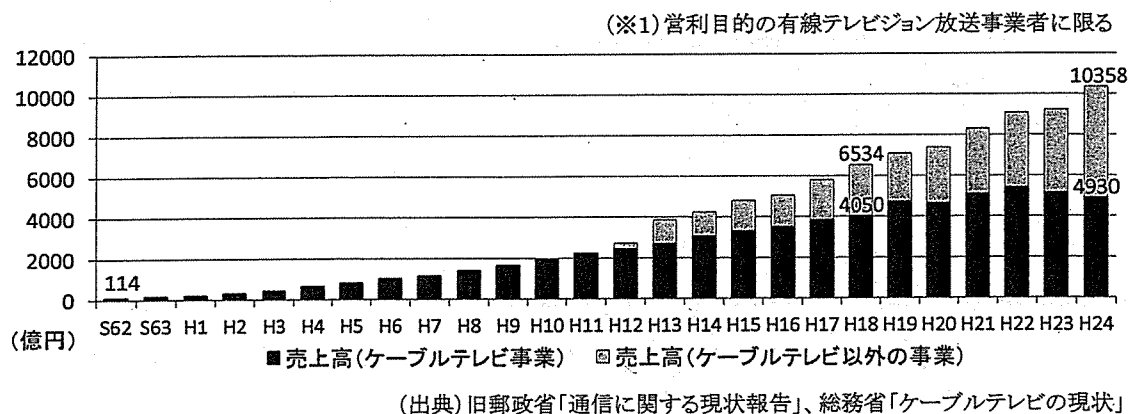


表2. 地上系民間放送事業者との売上高変化率の比較（※2）

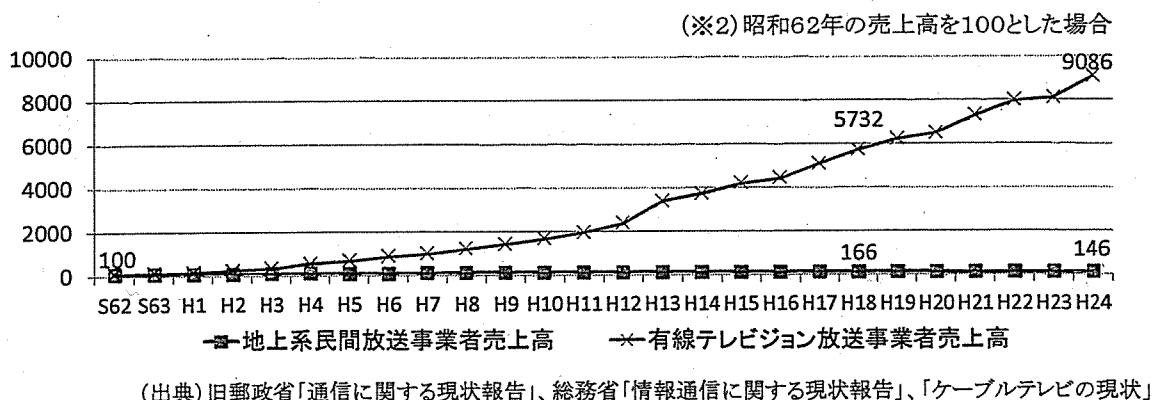


表3. 営業損益の推移（※3）

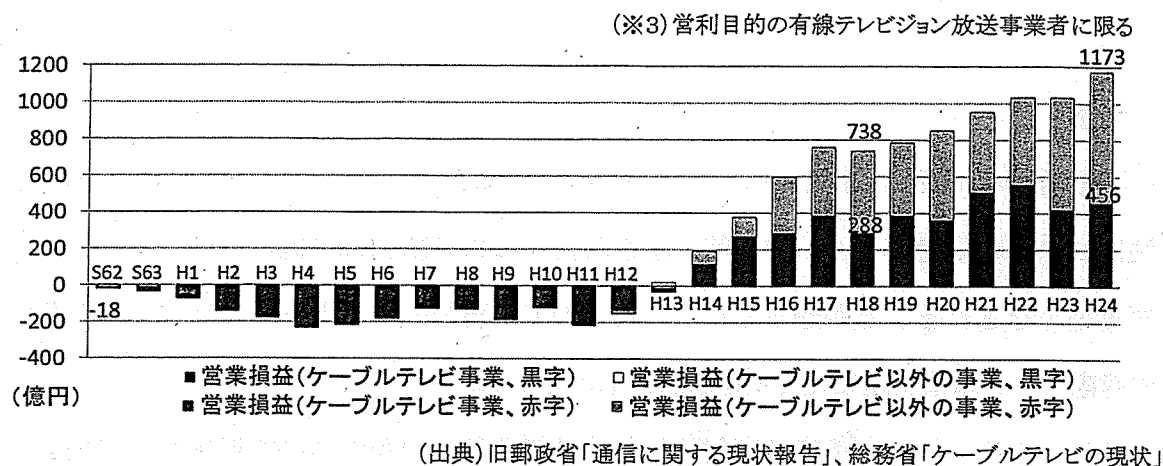
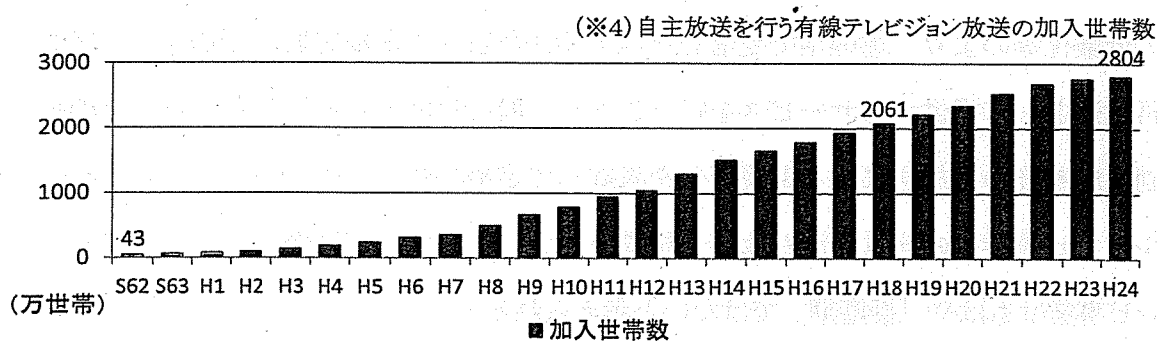


表4. 加入世帯数の推移 (※4)



4 再放送ガイドラインの策定手続に関する視点

再放送ガイドラインについては、前述のとおり、大臣裁定申請に係る平成19年情報通信審議会の答申において「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき」とされたことを受けて開催された再送信研究会の中間とりまとめについての意見募集を経た最終とりまとめを踏まえ、30日間の意見募集を行った上で公表したものである。従って、再放

送ガイドラインは、その策定手続の面からみても正当なものである。

5 小括

再放送ガイドラインについては、1のとおり、放送法令には「正当な理由」の該当性についての規定がなく、立法時に示された5つの判断基準の例示については、追加、変更等がなされることが想定されていたもので、再放送ガイドラインは環境の変化等の考慮すべき事情を踏まえて策定されたものである。

また、2のとおり、裁定制度創設後に放送普及基本計画について追加された旧放送法第2条の2の趣旨を踏まえたものである。

更に、3のとおり、再放送ガイドラインの「放送の地域性に係る意図」に関する規定は、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等のより、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再放送として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきたことなどの裁定制度創設後の再放送に係る環境変化を考慮して定められたものである。また、ケーブルテレビ事業者の経営状況が改善し規模が拡大してきたことに鑑みれば、ケーブルテレビ事業はもはや「揺籃期」ではないと考えられる。

加えて、4のとおり再放送ガイドラインは策定の手続上も正当なものである。

従って、再放送ガイドラインはその内容についても手続についても正当なものである。

第2 本件裁定の正当性に関する補足について

本件裁定では、「讀賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域（中略）については、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない」としており、以下の（1）から（3）までのとおり補足する。

(1) 再放送に係る同意を判断すべき区域の単位

本件裁定においては、「現在のケーブルテレビ事業者の業務区域が基本的に市町村を単位としていること、過去の裁定においても同一市町村内において受信者の利益は原則として一体的に捉えることが適当としていること、また、同一市町村内であれば、一般に地域内の交流は多いと考えられることから、市町村の一体性を確保する観点からも、再放送に係る同意を判断すべき区域の単位については、原則として市町村とすることが適当であると認められる」としている。従って、例えば、「受信者の利益」の程度に関する検討に当たっても、上板町について個別に判断をしたところである。大臣裁定は、前述のとおり、地上放送事業者の再放送に関する同意権を強制的に制限することとなる例外的な扱いのものであることから、大臣裁定に当たり、「受信者の利益」を考慮する場合には都道府県等の単位など広く捉えるべきではないということである。加えて、申立人の業務区域については、讀賣テレビ放送株式会社（以下「讀賣テレビ」という。）の放送対象地域から見れば、松茂町及び北島町と上板町が地理的に連続していない点で特殊性を有する業務区域であることから、それぞれの町に係る業務区域ごとに検討したものである。

(2) 「受信者の利益」の程度

本件裁定では、平成22年国勢調査を基に、「上板町については、同町から近畿広域圏への就業者・通学者数の割合は約0.2%あるものの、その人数は10人に留まり、また、近畿広域圏に常住し同町において就業・通学する者の人数は1人しかおらず、割合としても約0.02%と極めて小さいと評価できる」としている。

また「電波のスピルオーバーの状況については、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町と同様に上板町でも、過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる」とし、「しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとや

や少ない。さらに、上板町については、鳴門市とも隣接していない」と評価している。鳴門市については、兵庫県淡路島に大鳴門橋がかかっており、神戸淡路鳴門自動車道でつながっていることと、それを利用しての通勤・通学等人の移動についても平成22年国勢調査により一定程度確認できることから、同市は讀賣テレビの放送対象地域に隣接する市町村と評価したものであるが、上板町については同市に隣接していないことから、松茂町及び北島町と異なる評価を下した。この点に関し、上板町は徳島市と隣接していると申立人は主張する。しかしながら、申立人も含めた関係者からの主張を基になされた電気通信紛争処理委員会の答申（乙2）においては徳島市が讀賣テレビの放送対象地域に隣接しているとの評価はされていないことはもとより、そもそも上板町は徳島市に隣接していないため、申立人の主張は失当である（乙14）。

表5. 上板町・松茂町・北島町から近畿広域圏及び鳴門市への従業・通学者数

常住地	当地に常住する全従業者・通学者数	大阪府への従業・通学者数(割合)	兵庫県への従業・通学者数(割合)	和歌山県への従業・通学者数(割合)	滋賀県への従業・通学者数(割合)	京都府への従業・通学者数(割合)	奈良県への従業・通学者数(割合)	鳴門市への従業・通学者数(割合)
上板町	6,158人	3人(0.05%)	6人(0.10%)	0人(0%)	0人(0%)	1(0.02%)	0人(0%)	241(3.9%)
松茂町	7,768人	9人(0.12%)	36人(0.46%)	0人(0%)	0人(0%)	4(0.05%)	1(0.01%)	1,091(14%)
北島町	10,868人	8人(0.07%)	50人(0.46%)	0人(0%)	1(0.01%)	5(0.05%)	0人(0%)	1,093(10.1%)

(出典) 平成22年国勢調査

表6. 近畿広域圏及び鳴門市から上板町・松茂町・北島町への従業・通学者数

従業地	当地で従業・通学者数	当地で従業・通学者のうち、大阪府に常住する者(割合)	当地で従業・通学者のうち、兵庫県に常住する者(割合)	当地で従業・通学者のうち、和歌山県に常住する者(割合)	当地で従業・通学者のうち、滋賀県に常住する者(割合)	当地で従業・通学者のうち、京都府に常住する者(割合)	当地で従業・通学者のうち、奈良県に常住する者(割合)	当地で従業・通学者のうち、鳴門市に常住する者(割合)
上板町	4,186人	0人(0%)	1人(0.02%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	94(2.2%)
松茂町	9,464人	3人(0.03%)	117人(1.24%)	0人(0%)	0人(0%)	2(0.02%)	0人(0%)	1,768(18.7%)
北島町	8,420人	3人(0.04%)	8人(0.10%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	1(0.01%)	871(10.3%)

(出典) 平成22年国勢調査

(3) 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

本件裁定においては、再放送ガイドラインに従って、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」の侵害について『一般的に生じる程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害を認めることはできる』としている。この点、再放送ガイドラインでは、『「放送の地域性に係る意図」は、広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である』としており、判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することを求めているが、これは「放送の地域性に係る意図」が基幹放送事業者の主観的な利益であると共に、基幹放送事業者の表現の自由の根幹であるからである（準備書面（3）で詳述する。）。

以上を踏まえ、本件裁定における放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量では、申立人の特殊な業務区域を踏まえ、それぞれについて再放送ガイドラインに当てはめて判断をした結果、「再放送ガイドラインに規定された項目に関して見ると、上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない」と、2町と1町で判断が分かれたものである。

以 上

平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件



準 備 書 面 (3)

総 情 域 第 2 号

平成 26 年 1 月 15 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣臨時代理

国 務 大 臣 田村 憲久



同 代 理 人

森 亮 二

〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門 40MTビル 9 階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

総務大臣は、申立人の平成 25 年 10 月 21 日付準備書面 (1) (以下、「申立人準備書面 (1) という」) に対し、下記のとおり反論する。

記

第1 はじめに

本件において留意されるべきは、「正当な理由」の存否は、結局のところ、「受信者の利益」と「基幹放送事業者の表現の自由」のバランスで決まるということである。

裁定制度は、「受信者の利益」が「基幹放送事業者の表現の自由」に優先する場合があります。ありうることを前提として、後者の制限を許容するものであり、同意裁定においては、「基幹放送事業者の表現の自由」の制限を正当化するだけの「受信者の利益」が認められることが当然に必要とされているのである。

このため、再放送ガイドラインには『基幹放送事業者が再放送の同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合の考え方については、再放送同意制度による基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の確保と裁定制度による「受信者の利益」の確保との調和を図る観点から』定められているところであり、「放送の地域性に係る意図」については、再放送ガイドライン上、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により「正当な理由」として認められることが明記されているのである。

第2 四国放送の経営問題が「正当な理由」にあたらないこと

申立人は、申立人準備書面（1）第1の7（2）本において、「本件裁定及びそれに先立つ大阪地裁決定によって、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等は再放送に同意しない「正当な理由」に当たらないこと（かえって、四国放送の利益のために、再放送に同意しないことは、公益に反すること）が明らかになったといえる」と主張する。しかしながら、「四国放送の利益のために、再放送に同意しないことは、公益に反すること」などは、まったく明らかになっておらず、申立人のような解釈は、本件裁定の趣旨を曲解するものである。

本件裁定は、「区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する必要がある」と明言しており、地元基幹放送事業者による業務の継続の困難は、「正当

な理由」の有無の判断にあたって考慮すべきことを正面から肯定している（本件裁定第2の7 20頁）。ただし、本件裁定は、「しかし、本件については、仮に再放送を認めたとしても（中略）四国放送の業務の継続が困難になるとは想定されない」として、本件においては、たまたま四国放送の業務の継続が困難とはならないとの事情があったため、「正当な理由」が否定されることとなったのである（本件裁定第2の7 20頁）。

常識的に考えても、地域密着型の放送番組の制作する地元放送事業者の業務の継続が困難になることは、明らかに申立人の業務区域の「受信者の利益」に反するものであろう。

第3 「放送の地域性に係る意図」を「正当な理由」の判断要素とすること

総務大臣準備書面（1）第2の3（1）においても述べたとおり、再放送ガイドラインが「放送の地域性に係る意図」を区域外再放送における「正当な理由」の判断要素としたことは、立法時に示された総務省の裁量権を正しく行使するものであり、何ら問題はない。

この点について、申立人は、再放送ガイドラインの作成経緯に言及し、再送信研究会最終とりまとめにおいて事実誤認があったため、再送信研究会最終とりまとめに基づいて作成された再放送ガイドラインも誤りであるとする。すなわち、再送信研究会最終とりまとめが、「これまでは、「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定されず、基準として示す必要性はそれほどなかったと考えられる」としたことに対し、申立人は、昭和62年の同意裁定が島根県の有線放送事業者による兵庫県の放送事業者の放送の再送信であったこと、および平成20年の同意裁定が島根県の有線放送事業者による岡山県の放送事業者の放送の再送信であったこと、を挙げて、再送信研究会最終とりまとめが遠隔地間の区域外再送信が想定されていなかったとするのは誤りであるとする。しかしながら、再送信研究会最終とりまとめは、単に遠隔地間の区域外再送信が一般に想定されていなかったとするに過ぎず、皆無であったとするわけではない。むしろ申立人の挙げる遠

隔地間の再送信の同意裁定の例は、20年以上もの間における2例であって、遠隔地間の区域外再送信が一般的に想定されていないことに対する反論とはならない。

第4 「放送の地域性に係る意図」の侵害の立証

申立人は、「単に放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送の地域性に係る意図」の侵害の有無を判断するのは相当ではなく、放送事業者において、当該放送が再放送されることによって地域性に係る意図が侵害されるとする具体的内容について、明確に主張立証する必要がある」とする。しかしながら、本件裁定が述べるとおり、「再放送ガイドラインでは、判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求めている」のである。再放送ガイドラインは、「放送の地域性に係る意図」の侵害については、受信者の利益との比較衡量において判断することを求めているものの、その侵害の内容を具体的に認定することは求めている。これは、「放送の地域性に係る意図」が基幹放送事業者の主観的な利益であると共に、基幹放送事業者の表現の自由の根幹であるからである。放送は表現行為の典型であって、放送事業者が放送対象地域を主観的に決めることについては、当然に表現の自由の保障が及ぶ。もとより、放送事業者の表現の自由は、様々な公共の福祉によって制限を受けるものではあるが、その場合には、むしろ公共の福祉の内容こそが具体的に明らかにされねばならないのであり、放送事業者が放送対象地域に関する希望を制限されることの不利益を立証しなければならない、などということにはなりえない。

この点、申立人は、放送法第144条3項の「総務大臣は（中略）正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」との条文の規定ぶりのみを根拠に、「放送の地域性に係る意図」の侵害についての具体的な立証を求めるものである。しかしながら、このような解釈は、総務大臣準備書面（1）第3で述べたとおり、放送法第144条3項の誤った文理解釈に基づくものであり、同意裁定が基幹放送事業者の表現の自由に対する重大な制限となりうることを看過するものである。

また、放送法のような行政法規については、民事実体法のように立証責任の分配を考

慮して法文が作られているわけではないことにも注意を要する（乙17 『行政法Ⅱ』塩野宏（有斐閣）165頁）。放送法の文言にのみ依拠して「放送等の地域性に係る意図」の具体的な立証を要求する申立人の主張は、この点においても誤りである。

第5 過去の裁定との整合性について

申立人は、申立人準備書面（1）第3の6において、過去の裁定例において「放送の地域性に係る意図」の具体的な立証が求められたことを理由として、本件においても同様の判断がなされるべきであるとする。しかしながら、本準備書面第一において述べたとおり、裁定制度は、「受信者の利益」が「基幹放送事業者の表現の自由」に優先する場合があります。ありうることを前提として、後者の制限を許容するものであり、同意裁定においては、「基幹放送事業者の表現の自由」の制限を正当化するだけの「受信者の利益」が認められることが当然に必要とされているのであって、その判断の基礎となるべき諸般の事情については、当然に社会環境に応じた考慮がなされるべきである。たとえば、再放送ガイドライン制定時において、それまで明確化されていなかった「放送の地域性に係る意図」が保護の対象として認識されるようになったことはこの好例である。

過去において、揺籃期にあるケーブルテレビ事業者の保護を通じて「受信者の利益」を実現した経緯があるからといって、ケーブルテレビ事業者の事業環境が激変した現在においても、同様の判断をすべきであることにはならない。裁定の判断の一貫性は、社会環境に応じて「基幹放送事業者の表現の自由」の制限を正当化するだけの「受信者の利益」が認められるか否かという点において保たれるべきものであって、考慮すべき周辺事情の変化があつたにも関わらず、これを無視すべき理由はどこにも存在しない。

以 上

平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件



準備書面(4)

総情域第 15 号

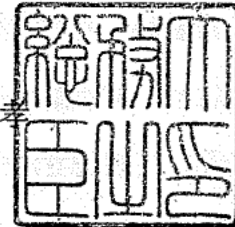
平成 26 年 2 月 13 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣

新 藤 義 孝



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門 40MTビル 9 階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

総務大臣は、申立人の平成 25 年 10 月 21 日付準備書面 (1) (以下、「申立人準備書面 (1) という」) に対する認否は以下のとおりである。

記

1 第1の1について

認める。

2 第1の2について

徳島県の地理的環境及び徳島県民の多くが近畿広域圏を対象とする各放送を受信してきたことは認め、その電波を良好に受信できることについては否認する。申立人の開業の経緯については認めるが、「同時再送信」に関する記述については否認する。アンテナを用いて視聴者が受信できてしまうことと、放送法第11条の規定に基づき同意を得た上でケーブルテレビ事業者が再放送することは、制度上根本的に異なるものであり、申立人の主張は失当である。

3 第1の3について

(1) については、申立人が同時再放送を継続してきたことについては認めるが、その余は不知。

(2) については認める。

(3) については申立人に対する再放送同意に際し、読賣テレビ放送株式会社（以下「読賣テレビ」という。）が同意条件を付したことは認めるが、その余は不知。

4 第1の4について

(2) のうち、申立人が読賣テレビとの協議を継続したことは認め、その余は否認する。

(1) 及び(4) から(7) までについては、申立人と読賣テレビとの協議に関する事実関係については、平成24年12月5日付け総情域第88号で行った異議申立てに係る決定（乙18）のとおりであり、放送法第144条第3項の「正当な理由」の有無の判断に係る事実関係については、平成23年6月21日付け総情域第82号

の申立人の裁定申請に係る平成25年7月23日付け裁定書(乙1)第2に記載のとおりであることから、その限りにおいて認める。また、(4)のうち、総務省が再放送ガイドラインを策定したこと及びその記載内容については認める。

5 第1の5について

認める。

6 第1の6について

電波監理審議会が平成24年11月14日開催の同審議会において「株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立て」事案を審議したこと及び同審議会会長が会長会見を行ったことは認め、その余は不知。

7 第1の7について

本件裁定があったこと及び裁定の引用部分については認め、その余はすべて争う。

第2

1 第2の1について

(1) 及び (2) については認める。

(3) は争う。

2 第2の2について

(1) 及び (2) については認める。

(3) については、昭和61年改正法が「正当な理由」について政令に委任していないことは認め、その余は否認する。

(4) については争う。放送法第144条第3項の「正当な理由」のある場合の判

断については、「一応の目安」として5つの判断の基準の例示がなされているものであって、申立人が主張するように「5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準と同等程度に放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害する場合（5基準に準じる場合）が認められる余地があるにすぎない」という趣旨の答弁はなされていない。

3 第2の3について

(1) 及び (2) については認める。

(3) については争う。申立人は、放送法第144条第3項の「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」との規定ぶりを根拠に、「原則として、同意をすべき旨の裁定をしなければならない」と主張しているが、総務大臣準備書面(3)にあるとおり、このような一種の文理解釈は、裁定制度の趣旨を誤解するものであり、誤りである。

4 第2の4について

(1) については認める。

(2) については、申立人準備書面(1)の別紙「過去の裁定例一覧表」記載の事実については認め、その評価については争う。なお、平成23年になされたよさこいケーブルネット株式会社とテレビせとうち株式会社を当事者とする大臣裁定については、「テレビせとうち株式会社は、同社のテレビジョン放送をよさこいケーブルネット株式会社が再送信することに同意しなければならないとは認められない」となっていることから(乙19)、「本件裁定までに多数の裁定例が蓄積されている。それは、いずれも同意裁定であった」とある部分については否認する。

(3) については、総務省が「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催したこと及びその「最終とりまとめ」を元に再放送ガイドラインを策定したことは

認め、同研究会開催の経緯については否認する。同研究会は、大臣裁定申請に係る平成19年情報通信審議会の答申（乙7）において「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき」とされたことを受けて開催されたものである。

（4）については、再放送ガイドラインが区域外再放送につき、「放送の地域性に係る意図」を考慮要素としたことは認め、その評価については争う。特に「実質的に5基準の変更に当たる」とする点については、5基準を限定的なものとしてとらえる前提が誤りである。

（5）については認める。

5 第2の5について

（1）については認める。

（2）については争う。「再送信研究会最終とりまとめ」（乙5）は、単に遠隔地間の区域外再送信が一般に想定されていなかったとするに過ぎず、皆無であったとするわけではない。むしろ申立人の挙げる遠隔地間の再送信の同意裁定の例は、20年以上もの間における2例であって、遠隔地間の区域外再送信が一般的に想定されていないことに対する反論とはならない。また、大臣裁定は、個々の事案におけるそれぞれの判断であることから、過去の裁定例に照らして『少なくともその程度の「遠隔地」間での区域外再送信は、当然の許容範囲として、大臣裁定上も想定されてきたといえる』などと言うことはできない。

（3）から（5）までについてはすべて争う。

6 第2の6について

すべて争う。放送法第144条第3項の「正当な理由」のある場合の判断について

は、「一応の目安」として5つの判断の基準の例示がなされているものであって、申立人が主張するように「5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準と同等程度に放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害する場合（5基準に準じる場合）が認められる余地があるにすぎない」という趣旨の答弁はなされていない。立法時に示された5つの判断基準の例示については、追加、変更等がなされることが想定されていたもので、再放送ガイドライン（乙3）は環境の変化等の考慮すべき事情を踏まえて策定されたものである。総務大臣準備書面（2）で述べているとおり、再放送ガイドラインはその内容についても策定手続についても正当なものであることから、これに依拠した判断も当然に正当なものである。

第3

1 第3の1について

（1）については争う。放送法令には「正当な理由」の該当性についての規定がなく、立法時に示された5つの判断基準の例示については、追加、変更等がなされることが想定されていたもので、再放送ガイドラインは環境の変化等の考慮すべき事情を踏まえて策定されたものである。

（2）については、②の「同一地方（中国地方）はもちろん、隣接地方（中国地方と近畿地方）でも再送信が認められてきている。」とある部分については否認し、その余は認める。

（3）については争う。大臣裁定は、個々の事案におけるそれぞれの判断であることから、過去の裁定例に照らして『島根県と兵庫県との間、島根県と岡山県との間の程度の距離（すなわち、同一地方ないし隣接地方程度）であれば、原則として「放送等の地域性に係る意図」が侵害されとはいえない』などと言うことはできない。

（4）についても争う。「遠隔地であっても、あえて有線放送事業者が再放送しようとしている」ことがなぜ、「遠隔地で視聴しても何も問題がないことを示してい

る」ことになるのか不明である。

(5) についても争う。「地域によって、激しい文化的対立があるなどの事情」が認められないことと「放送の地域性に係る意図」は、基本的に無関係である。

(6) 及び (7) についても争う。申立人は、「正当な理由は本則に反する例外的な場合であるから、本来の同意裁定の原則を没却しないように限定的に解釈しなければならない」と主張し、「放送の地域性に係る意図」の侵害についての具体的な立証を求めるものであるが、総務大臣準備書面 (3) のとおり、このような一種の文理解釈は、裁定制度の趣旨を誤解するものであり、誤りである。再放送ガイドラインは、

「放送の地域性に係る意図」の侵害については、受信者の利益との比較衡量において判断することを求めているものの、その侵害の内容を具体的に認定することは求めている。これは、「放送の地域性に係る意図」が基幹放送事業者の主観的な利益であると共に、基幹放送事業者の表現の自由の根幹であるからである。放送は表現行為の典型であって、放送事業者が放送対象地域を主観的に決めることについては、当然に表現の自由の保障が及ぶ。もとより、放送事業者の表現の自由は、様々な公共の福祉によって制限を受けるものではあるが、その場合には、むしろ公共の福祉の内容こそが具体的に明らかにされねばならないのであり、放送事業者が放送対象地域に関する希望を制限されることの不利益を立証しなければならない、などということにはならない。

2 第3の2について

徳島県と近畿地方の交流状況等については不知。両者が極めて密接な関係を有しているとの評価については争う。

3 第3の3について

(1) については争う。再放送ガイドラインは、「放送の地域性に係る意図」の侵害については、受信者の利益との比較衡量において判断することを求めているもの

の、その侵害の内容を具体的に認定することは求めている。これは、「放送の地域性に係る意図」が基幹放送事業者の主観的な利益であると共に、基幹放送事業者の表現の自由の根幹であるからである。従って、申立人の業務区域と放送対象地域における地域間の関連性が高いことをもって「放送の地域性に係る意図」が侵害される余地がないとは言えない。

(2) については不知。

(3) については争う。

(4) については不知。

(5) 及び (6) については争う。「放送の地域性に係る意図」の侵害という観点から見れば、アンテナを用いて視聴者が受信できてしまうことと、放送法第11条の規定に基づき同意を得た上でケーブルテレビ事業者に再放送されることは自ずから違いがあるものであり、申立人の主張は失当である。

4 第3の4について

(1) から (9) については不知。

再放送ガイドラインは、「『受信者の利益』は、具体的には、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できることである」としており、ケーブルテレビ事業者のサービス加入者の具体的な希望が直ちに「受信者の利益」となるわけではない。サービス加入者は、料金の変更がなければ、視聴できる番組が増えることを希望するものであり、それはたとえば海外の番組などであっても同様である。(10)において、申立人が「極めて大きな『受信者の利益』の存在を裏付けている」とする点については、強く争う。

5 第3の5について

(1) 及び (2) については認める。

(3) 及び (4) の過去の裁定例の紹介については認め、評価について争う。本件

裁定は「区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の「受信者の利益」を損なうような場合には、「正当な理由」の有無の判断に当たり考慮する余地がある」と明言しており、地元基幹放送事業者による業務の継続の困難は、「正当な理由」の有無の判断にあたって考慮すべきことを正面から肯定しているのであって、申立人の主張は誤りである。

6 第3の6について

(1) 及び (2) については争う。

(3) 及び (4) については、過去の裁定例一覧表の紹介の限度で認め、評価について争う。

(5) については不知。テレビせとうちの自認があること、放送事業者が再放送に同意しない理由が形式的なものであることと等の評価について争う。

(6) については争う。

(7) については認める。

(8) 及び (9) については争う。

(10) については認める。確かに、デジタル放送かアナログ放送かという区別のみにおいて「正当な理由」の存否が変わることはない。ただし、ケーブルテレビ事業を取り巻く社会情勢の変化によって、「正当な理由」の存否は当然に変わりうる。

(11) 及び (12) については争う。また、申立人は「総務省が自ら策定した再放送ガイドラインを理由に、同法の解釈を改めることは本末転倒であって、行政の合理的裁量の範囲を超えた実質的な法改正に等しく、違法である」と主張するが、総務大臣準備書面(2)で述べているとおり、再放送ガイドラインはその内容についても手続についても正当なものであることから、これに依拠した判断も当然に正当なものである。

7 第3の7について

(1) については認める。

(2) 及び (3) については争う。総務大臣準備書面 (2) で述べているとおり、大臣裁定は、地上放送事業者の再放送に関する同意権を強制的に制限することとなる例外的な扱いのものであることから、大臣裁定に当たり、「受信者の利益」を考慮する場合には都道府県等の単位など広く捉えるべきではない。加えて、申立人の業務区域については、讀賣テレビの放送対象地域から見れば、松茂町及び北島町と上板町が地理的に連続していない点で特殊性を有する業務区域であることから、それぞれの町に係る業務区域ごとに検討することが適当である。

8 第3の8について

(1) については争う。

(2) については「過小評価」としている点については否認し、その余は認める。

(3) については争う。

(4) については否認する。「受信者の利益」について、再放送ガイドラインでは、これを評価するための考慮事項として、地域間における通勤・通学等人の移動状況、電波のスピルオーバーの状況等の項目について検討をすることとしており、本件裁定においても「地域間における人・物等の交流状況」として「通勤・通学等人の移動状況」、「両地域間の経済的取引状況」及び「電波のスピルオーバーの状況」並びに「その他地域間の関連性を示す要素」について検討を加えている。従って、受信者の利益に関して「上板町における讀賣テレビ放送の視聴実態等を認めながら、事実上、これを無視して、受信者の利益を（中略）矮小化」している、「同評価では、そのうちのごく一部のみを採り上げ、他の諸事項を無視している」との申立人の主張は誤りである。

(5) については争う。①については、本件裁定では、平成22年国勢調査を基に、「上板町については、同町から近畿広域圏への就業者・通学者数の割合は約0.2%

あるものの、その人数は10人に留まり、また、近畿広域圏に常住し同町において就業・通学する者の人数は1人しかおらず、割合としても約0.02%と極めて小さいと評価できる」としている。従って、申立人の主張するように「近畿広域圏から上板町への約0.02%という数値を殊更に取り上げて（中略）否定的な結論を下している」わけではなく、割合と人数の両方を考慮しているのである。②については、そもそも上板町は、物理的に徳島市に隣接しておらず（乙14）、また、申立人も含めた関係者からの主張を基になされた電気通信紛争処理委員会の答申（乙2）においては徳島市が讀賣テレビの放送対象地域に隣接しているとの評価はされていない。さらに言えば、徳島市と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動の割合は、鳴門市と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動の割合と比べ、わずか半分程度に過ぎず（乙20）、徳島県は和歌山県との間で古くから航路で結ばれて頻繁に人・物が往来してきたと申立人は主張するが、徳島市と和歌山市を結ぶ当該航路の南海フェリーは利用者が減少し「厳しい経営環境に置かれている」との報道もなされている（乙21）。

（6）及び（7）についても争う。

第4

第4については争う。

以 上

平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件



準備書面 (5)

総情域第 60 号

平成 26 年 5 月 19 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣

新 藤 義 孝



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門 40MTビル 9 階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

電波監理審議会の審理における準備書面を提出する。

総務大臣は、申立人の平成 26 年 3 月 17 日付準備書面 (2) (以下、「申立人準備書面 (2)」という。)、平成 26 年 4 月 11 日付準備書面 (3) (以下、「申立人準備書面 (3)」という。)) 及び平成 26 年 4 月 14 日付準備書面 (4) (以下、「申立人準備書面 (4)」という。)) に対し、下記のとおり反論する。

記

第1 再放送ガイドラインの法的性質について

一般的に、行政機関が定める「ガイドライン」等の法的な位置付けについては、講学上の「行政規則」に該当するものであり、再放送ガイドラインについても同様に「行政規則」たる性質を有しているものと解する。

従って、再放送ガイドラインについては、「もとより裁判所を拘束するものではないが、現実の法の実現の過程では極めて重要な機能を有している」ものであり（「行政法Ⅰ第五版」（塩野宏、有斐閣））、訴訟等の場において再放送ガイドラインが参考にされることなどはあり得るものであり、かつ総務大臣準備書面（3）で述べた再放送ガイドラインの正当性に鑑みれば、積極的にこれに依拠して判断するべきと考える。

（参考）「行政法Ⅰ第五版」（塩野宏、有斐閣）（抜粋）

- ・ 行政法の解釈に当たっても、その最終的解釈権は、裁判所にある。しかし、行政法に際しては、行政機関が第一次的に法の解釈適用に当たることが多い（括弧内略）。さらに、個別事例の解釈適用に先立って、当該法規に関する行政機関の解釈が通達という形式でなされることも多いし（括弧内略）、より一般的に政府の統一の解釈を示すという見地から、内閣法制局の意見が出されることもある。これら、いわゆる政府の公的解釈はもとより裁判所を拘束するものではないが、現実の法の実現の過程では極めて重要な機能を有している点に注意しなければならない。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策関係会議幹事会申合せ）（抜粋）

- ・ （1）本指針の対象や法的性格

本指針は、あらゆる企業を対象として、反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応を定めたものであり、法的拘束力はない。

したがって、本指針の内容を完全に実施しなかったからといって、直ちに、罰則等の何らかの不利益が、与えられるものではない。また、中小企業や零細企業においては、これらの内容を忠実に実施することは困難を伴うため、適宜、企業規模に応じて、指針の5つの基本原則を中心とした適切な対応をすることが大切である。

なお、法的拘束力はないが、本指針策定後、例えば、取締役の善管注意義務の判断に際して、民事訴訟等の場において、本指針が参考にされることなどはあり得るものと考えている（例えば、東証一部上場のミシン等製造販売会社の取締役に対する損害賠償請求訴訟における最高裁判決（平成18年4月10日）が参考となる）。

第2 松茂町及び北島町における再放送について

申立人は、申立人準備書面（3）において「そもそも、かかる侵害があれば、讀賣テレビが、アナログ、デジタル、デジアナ変換など形態の如何を問わず、再放送に同意するはずがない。しかし、実際には、讀賣テレビ放送は、現在に至るまで再放送に同意している」（4頁、6頁）と主張する。

この主張の趣旨は明らかでないが、仮に申立人について同意があったとするものであれば、デジタル及びデジアナ変換による放送について、総務省に対し、讀賣テレビ放送の同意書を提示するなどその同意を取得したという事実の説明はこれまでなされたことはない。

また、讀賣テレビ放送の同意を得て再放送を実施しているわけではないことについては、申立人自身も申立人準備書面（3）「松茂町、北島町、上板町での再放送（異議申立人は、裁定申請に伴う措置として、現在も上板町での再放送を続けている。）」（15頁）として認めている。

以上について念のため主張しておく。

第3 放送の地域性に係る意図の侵害について

申立人は、申立人準備書面（3）において、徳島県内における過去の視聴の実績からして、讀賣テレビの「放送の地域性に係る意図」は侵害されないと主張する（第3の2

「過去の実績の観点」、具体的には、「異議申立人との関係でも、讀賣テレビ放送は、過去四半世紀にわたり、再放送に同意してきた実績がある。これは、異議申立人の放送対象地域たる上板町で再放送しても、各放送事業者の「放送の地域性に係る意図」が侵害されることなどあり得ないという証左である。」（４頁）等）。また、近畿地方の他の放送事業者が徳島県における再放送に同意していることから、讀賣テレビ放送に限って「放送の地域性に係る意図」が害されるとは考え難いと主張する（第３の３「他の放送事業者との比較の観点」具体的には、「同じ近畿地方の各放送事業者（近畿キー局を含む）のうち、讀賣テレビ放送以外の再放送であればかかる意図が侵害されないのに、同社の再放送に限って、かかる意図が侵害されるはずがない」（６頁）等）。

準備書面（３）でも主張しているとおり、再放送ガイドラインは、受信者の利益との比較衡量において判断することを求めているものの、その侵害の内容を具体的に認定することは求めていない。これは、「放送の地域性に係る意図」が基幹放送事業者の主観的な利益であると共に、基幹放送事業者の表現の自由の根幹であるからである。放送事業者が放送対象地域を主観的に決めることについては、表現の自由の保障が及ぶのであって、これが公共の福祉により制限される場合には、その公共の福祉の具体的内容が明らかにされる必要がある。

また、比較衡量の対象となる受信者の利益については、当然に周辺環境の変化を考慮すべきであって、過去にケーブルテレビ事業者の保護を通じて受信者の利益の保護が図られた経緯があるとしても、周辺環境の変化を考慮することなく、同じ比較衡量が妥当するわけではない。

従って、讀賣テレビの現在の「放送の地域性に係る意図」は、過去の讀賣テレビの再放送や他の放送事業者の再放送といった事情からは独立して評価すべき事項であり、申立人の主張は誤りである。

第４ 再放送ガイドラインの正当性について

申立人は、申立人準備書面（４）において「本件の争点は、放送法１４４条３項の「正当な理由」があるか否かであって、再放送ガイドラインが定める事実があるか否かではない」「再放送ガイドラインは、あくまで、行政庁たる総務省が、昭和６１年に大臣裁定制度が導入された約二十数年後に示した一解釈にすぎず、それが放送法１４４条３項の「正当な理由」の内容を定めるわけではないから、その内容や手続が正当なものである等といっても、本件の判断においては何の意味もない。」（５頁）等と主張する。

しかしながら、再放送ガイドラインが正当なものであることについては、これまで総務大臣が一貫して主張してきているとおりであり、本件裁定がこれに依拠して判断されたことは当然である。

第５ 申立人準備書面（３）第５について

本書面第３で主張しているとおり、讀賣テレビの現在の「放送の地域性に係る意図」は、過去の讀賣テレビの再放送や他の放送事業者の再放送といった事情からは独立して評価すべき事項であることから、申立人が求釈明している事項については本審理とは無関係である。

以 上



平成25年8月28日付け付議第1号事件

異議申立人 株式会社ひのき

相手方 総務大臣

平成25年10月18日

参加申立書

電波監理審議会

主任審理官 榮 春彦 殿

〒540-8510

大阪市中心区城見2-2-33

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 望月 規夫

[担当窓口

電話番号

FAX

第1 申立の趣旨

参加申立人讀賣テレビ放送株式会社（以下「讀賣テレビ」という。）は、株式会社ひのき（以下「ひのき」という。）及び讀賣テレビ放送株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て（平成25年8月28日付け付議第1号）の電波監理審議会の審理に関する手続に参加人として参加することを申立てるとともに、参加についての許可を求める。

第2 申立の理由（参加の趣旨）

1 本件異議申立ての結果によって生ずる讀賣テレビの利害

平成23年6月21日付けで、放送法第144条第1項の規定に基づき、ひのきから讀賣テレビを申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、総務大臣は「讀賣テレビ放送株式会社は、株式会社ひのきが再放送の業務を行おうとする区域のうち徳島県板野郡上板町の区域（別添のとおり）については、同社のテレビジョン放送を株式会社ひのきが再放送することに同意しなければならないとは認められない。」との裁定（以下「本件裁定」という。）を行った。

もし、本件裁定に対する本件異議申立てが認められ、讀賣テレビが、徳島県板野郡上板町の区域において、同社のテレビジョン放送をひのきが再放送することに同意しなければならないとされると、放送法及び基幹放送普及基本計画に基づく地域免許制度が損なわれ、また、讀賣テレビがその放送対象地域に放送することを前提とした番組（放送法上の定義と同じくCMも含む。）放送の意図が害されるだけでなく、讀賣テレビが有する放送及び放送番組に対する著作権及び著作隣接権が侵害されることとなる。

したがって、讀賣テレビは本件異議申立ての結果に利害関係を有する。

2 審理に際し述べようとする意見の概要

（1）放送法144条3項の「正当な理由がないこと」の解釈について

ア 放送事業者による再放送同意（放送法11条）の制度趣旨を踏まえるべきこと

放送法第11条に定める放送事業者による再放送同意制度の制度趣旨は、憲法上保障された放送事業者の表現の自由（放送の自由）を保護すると共に地域免許制を前提とした放送秩序の維持であるところ、この放送事業者による同意権を制約する総務大臣の同意裁定の発動要件である「正当な理由がないこと」（放送法第144条第3項）の有無の判断

の際には、再放送同意制度で保護されている放送事業者の権利と放送秩序の維持（それを支える地元基幹放送事業者の経営基盤の確保を含む。）を十分に考慮し尊重して判断すべきである。総務大臣の同意裁定が民主主義の根幹を担う憲法上保障された重要な権利である表現の自由を制限する制度である以上、その権限発動は謙抑的に行使されるべきであり、そのため「正当な理由がないこと」の解釈は制限的に行われるべきであるし、少なくとも「正当な理由がないこと」が具体的事実によって裏付けられている必要があるというべきである。

イ 立法事実の変化を踏まえるべきこと

同意裁定制度は、かつて、まだ営利事業として立ち上げ段階にあった有線テレビジョン放送の健全な発展を図る必要があるという時代背景の下で制定されたものであった。ところが、現在では有線テレビジョン放送事業も営利事業として確固たる基盤を築き大規模化が進んでおり、保護の必要性が無くなってきている。このような立法事実の変化に照らせば、本来、例外的措置である同意裁定の発動は可及的に抑制されるべきであり、「正当な理由がないこと」の解釈においても、上記立法事実の変化が十分に反映されるべきである。

ウ 受信者の利益としては具体的な内実を備えるべきこと

同意裁定制度は受信者の利益を図ることを趣旨としているが、ここでいう「受信者の利益」の具体的な内実とは、受信者にとって生活等に必要な情報は、受信者の居住区を放送対象地域とする地元基幹放送事業者によって当該放送地域の内外の情報を問わず提供されているという実態を踏まえれば、区域外再放送によってしか取得できない受信者の生活等に必要な地域情報（以下「区域外特有情報」という。）の取得であると解すべきである。この区域外特有情報の有無の判断についても、具体的事実によって裏付けられている必要があることは再放送同意制度の趣旨からして当然であるが、その判断に際しては、地元基幹放送事業者によ

る区域外特有情報の発信・提供の有無，つまり，番組の同調率も考慮すべきである。

エ 小括

放送法第144条3項の「正当な理由がないこと」の解釈にあたっては，単にガイドライン（有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン。以下「ガイドライン」という。）の考え方によるだけではなく，放送事業者の放送の意図及び既存の放送秩序の維持を重視しながら，もちろん，放送秩序を支える地元の基幹放送事業者の経営への影響も考慮して，受信者に区域外再放送によってしか得られない生活等に必要ない地域情報を取得させる等やむにやまれぬ事情がない限り，放送事業者が不同意としていけば，原則として「正当な理由」があると判断すべきである。また，少なくとも「正当な理由がない」と認定するためにはそれを基礎付ける具体的な事実が明示される必要がある。

（２）具体的な利益衡量について

ア 読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害

同意裁定により区域外再放送が認められれば，①業務協定や契約によって形成されている権利関係を毀損・侵害すること，②CMに関してスポンサー企業の意図や利益に反するなどのトラブルが生ずること，③近畿地区のみで放送されることを条件に取材やインタビューに応じた取材対象者との信頼関係を損ない，ひいては読賣テレビの取材の自由を阻害する結果となることがあるため，読賣テレビは区域外再放送をしたくないという強い意図を有している。もし，同意裁定により区域外再放送が認められると読賣テレビとしては区域外再放送を想定した番組作りをしなければならなくなるが，それは読賣テレビにとって時間的にも，経費

的にも大きな負担となる。このような結果をもたらす区域外再放送を強制的に認めることは讀賣テレビが有する表現の自由に対する重大な侵害となる。

イ 上板町における再放送を認める受信者の利益

上記のとおり、「受信者の利益」としては受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められる必要があるところ、その観点から国勢調査等の客観的資料に基づいてみれば、近畿地区（讀賣テレビの放送対象地域）と上板町（ひのきの加入者の在住地）との間の人・物等の交流状況は極めて低く、地域間の関連性が極めて低い状況にある。すなわち、通勤・通学等人の移動状況は、極めて少ない。また、買い物等の両地域間の経済的取引状況でも交流は極めて低い。さらに電波のスピルオーバーの状況としても、電界強度計算ソフトを用いた徳島県域への放送波のスピルオーバーを試算したところでは、上板町では讀賣テレビの放送波を安定的に受信し視聴することは不可能である。このように近畿と上板町との地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る上板町の受信者の利益はわずかであり、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、上板町には、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があるとはいえない。

（３）本件裁定の判断について

本件裁定は、放送法の関係規定のほか、ガイドラインの各項目に照らし「正当な理由」の有無を判断し、「上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない。」と結論付けている。

本件裁定の理由付けは、ガイドラインを過度に重視している点に問題があるものの、地域間における人・物等の交流状況、地域間の経済的取引状況、電波のスピルオーバーの状況、その他地域間の関連性を示す要素に

ついて、詳細かつ具体的な事実認定を行った上で、ガイドラインを重視した場合ですら「上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない。」と結論付けたのであって、その結論自体は正当である。

(4) 結論

以上のとおり、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図も民主主義の根幹を担う表現の自由の一内実であるから、比較衡量をする際には優越的に考慮すべきであるが、仮にその放送の再放送に係る受信者の利益との間で等価値的に比較衡量するとしても、上記(2)イのとおり、上板町については、再放送を認める受信者の利益があるとは言えない。

また、本件裁定も正当に認定・判断しているとおおり、本件における具体的事実関係の下では、ガイドラインの考え方を重視して判断したとしても、再放送を認める受信者の利益があるとは言えない。

したがって、讀賣テレビが再放送には同意をしない正当な理由があるのであって、ひのきの異議申立てには理由がないから、本件異議申立ては速やかに棄却されるべきである。

第3 結語

以上の次第で、讀賣テレビは、本件審理に参加することを申立てるとともに、参加について許可を求めるものである。

以 上



平成25年8月28日付け付議第1号事件



準備書面(1)

平成26年1月31日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参 加 人

〒540-8510 大阪府中央区城見2-2-33

電話番号

FAX

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 望月 規夫

同 代 理 人

〒530-0017 大阪府北区角田町8-1

梅田阪急オフィスタワー34階

電話番号 06-6311-8800

FAX

弁護士	岩	井	泉
同	や	い	一
同	谷	井	健
	せ		一
	關	健	

電波監理審議会の審理における準備書面を提出します。

目 次

第1 はじめに

第2 本件裁定の判断構造

第3 異議申立人株式会社ひのきの異議理由の概要

第4 参加人讀賣テレビ放送株式会社の意見

1 概要

2 放送法第144条第3項の解釈について

(1) 「正当な理由」の解釈

ア 総論

イ 再放送ガイドラインの位置づけ

ウ 放送法第11条の再放送同意制度

(7) 制度趣旨

(イ) 放送事業者の利益保護（憲法上保障された放送の自由）

(ウ) 放送秩序の維持

i) 放送秩序及び地上テレビジョン放送の制度的基盤を維持すべき こと

ii) 地元基幹放送事業者の経営基盤確保の必要性

(エ) 小括

エ 制約根拠

(7) 大臣裁定制度の趣旨

(イ) 違憲の疑いがあること

(ウ) 立法事実の変化

i) 有線テレビジョン事業の揺籃期は過去のものであること

ii) デジタル化・ネットワーク化の進展

iii) 小括

(エ) 受信者の利益

オ 「正当な理由」の判断基準

(2) 結論

2 具体的な利益衡量について

(1) 概要

(2) 讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害

ア 区域外再放送により発生するトラブル・問題

(ア) 業務協定や契約によって形成されている権利関係の毀損・侵害
に関するトラブル

(イ) CMに関するトラブル

(ウ) 想定外のリスク負担やコンプライアンス上の問題

(エ) 小括

イ 本件裁定の評価

ウ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(3) 地域間の関連性に係る受信者の利益

ア 通勤・通学等人の移動状況

イ 両地域間の経済的取引状況

ウ 電波のスピルオーバーの状況

エ 再放送に関する視聴実態，視聴習慣

オ その他

カ まとめ

キ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(4) 結論

3 その他の株式会社ひのきの主張に対する反論

第5 結語

本 文

第1 はじめに

本件異議申立手続きは、平成25年7月23日付総情域第45号で総務大臣が行った裁定（以下「本件裁定」という。）のうち、同意をすべき旨の裁定をしなかった徳島県板野郡上板町の区域に係る部分のみを対象として異議申立がなされたものであるから、取消変更されうる範囲は当然上記範囲に限られる。

しかしながら、本件の争点は、放送法第144条第3項の「正当な理由」の有無であり、上板町の区域に係る個別事項に限定されることなく、本件裁定が上板町の区域に係る部分の結論を導くに当たって前提とした「正当な理由」の解釈適用の当否も、当然、本件異議申立手続において審理されるべきものである。異議申立人株式会社ひのき（以下「株式会社ひのき」という。）も、異議申立の理由として本件裁定の上板町の区域に係る個別の認定判断だけを問題として取り上げるのではなく、本件裁定が上板町の区域に係る部分の結論を導くに当たって前提とした「正当な理由」の解釈適用についても問題として取り上げている。

そこで、参加人も、上板町の区域に係る個別事項に関する意見に限定して述べるのではなく、大前提である放送法第144条第3項の解釈についての意見を述べ、それと併せて同条項を適用した本件個別事項に関する意見を述べる。

もう1点、手続き上の問題について指摘しておく、株式会社ひのきは、過去の裁定例及び別件の異議申立手続きにおける審理官の意見書を書証として提出し主張の中でも引用しているが、これらは、いずれも本件とは全く関連性がないから、証拠調べの必要性がなく、証拠採用すべきではない。なぜなら、そもそも過去の裁定例には、法的にも事実的にも先例拘束性はない。また、当事者も対象とする社会的事実も全く異なる事案の過去の裁

定例には、証拠としても本件との間に全く関連性がなく、証拠として最低限の証明力もないからである。ましてや当事者も異なる別件での審理官の意見書は、行政庁として公にされたものでもなく、なおいっそう本件との間に関連性がなく、証明力が全く認められないからである。

第2 本件裁定の判断構造

平成25年7月23日付総情域第45号で総務大臣が行った本件裁定の判断構造は、以下のとおりである。

① 基本的な考え方

本件裁定は、ケーブルテレビによる再放送のうち、「区域外再放送については、放送法第91条に基づく基幹放送普及計画において地上基幹放送の放送対象地域は各県の区域を原則とするものであること、また、地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望に応えることにより地上基幹放送に関する当該社会の要望を充足することが基本的事項として規定されていること等に鑑み、受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められない場合に、再放送に係る同意を行わない『正当な理由』があるものと考えるのが適当である」（本件裁定14～15頁）として、例外的に受信者の具体的な利益が認められない限り、原則的に再放送に係る同意を行わない正当な理由が具備されていると考えるべきとの放送法144条第3項の「正当な理由」の解釈適用に関する基本的な考え方を示した。

② 受信者の具体的な利益の必要性

また、本件裁定は「区域外再放送に係る同意につき判断するに当たっては、5基準への該当性に加え、受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められるか否かを検討す

ることが必要となる」（本件裁定15頁）として、受信者の利益については具体的に認定判断されることが必要であるとした。

③ 受信者の利益の判断方法・判断要素

そして、「再放送ガイドラインにおいて、区域外再放送は、地上基幹放送事業者の『放送の地域性に係る意図』の侵害の程度が、再放送に係る『受信者の利益』の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあると言えない場合に、再放送に係る同意をしないことの『正当な理由』があると言えるとしているとともに、『受信者の利益』を評価するための考慮事項として、地域間における通勤・通学等人の移動状況、電波のスピルオーバーの状況等の項目を掲げている」ところ、本件裁定は「これらの再放送ガイドラインの規定を妥当なものであると認め、放送法の関係規定のほか、再放送ガイドラインの各項目に照らし、『正当な理由』の有無を判断する」（本件裁定15頁）とした。

④ 放送の地域性に係る意図の侵害の程度

そして、「再放送ガイドラインでは、『放送の地域性に係る意図の侵害』の判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求めている」ことも考え合わせ、本件では「再放送ガイドラインに従えば 読賣テレビの『放送の地域性に係る意図』の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われるすべての事業者について生じうるものであり、・・・，一般的に生じる程度の『放送の地域性に係る意図』の侵害を認めることはできる」（本件裁定16頁）と認定した。

⑤ 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

また、「上板町においても、松茂町及び北島町と同様に読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再放送が行われる場合に一般的に生じる程度に生じると言うべきである。他方、上板町における受信者の利益についてみると、松茂町及び北島町と同様に、読賣テレビの電

波のスピルオーバーの状況については、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町と同様に上板町でも、過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域館の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。さらに、上板町については、鳴門市とも隣接していない。以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関して見ると、上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない」（本件裁定19頁）と認定判断した。

第3 異議申立人株式会社ひのきの異議理由の概要

株式会社ひのきは、本件裁定が放送法第144条第3項の「正当な理由」について上記第2の①、②及び③のように判示したのに対し、下記④及び⑤の批判をして、本件裁定の解釈適用が違法であると主張する。

また、本件裁定が本件で具体的な利益衡量をするに当たって上記第2の④及び⑤のように認定判示したのに対し、下記⑥及び⑦の批判をして、本件裁定の認定判断が誤っていると主張する。

しかしながら、後記第3において詳論するとおり、本件裁定の放送法第144条第3項の解釈は正当であり、これを批判する株式会社ひのきの主張は誤っている。また、これも後記第3において詳論するが、本件の具体的な利益衡量の結果、上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできないとした本件裁定の認定は結論において正当であり、これを批判する株式会社ひのきの主張は誤っている。

記

- ④ 放送法 144 条 3 項は、有線テレビジョン放送法 13 条 5 項と同様に、条文の構造から、総務大臣は、原則として、同意裁定をしなければならない、「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」は、本則に反する例外的な場合であるから、同意裁定の原則を没却しないように限定的に解釈されなければならない。また、かかる例外的な「正当な理由」の主張立証責任は、放送事業者が負うので、放送事業者が明確に主張立証しないにもかかわらず、「正当な理由」の存在を認めることは、有線放送事業者を不利益に取扱うものとして許されない。
- ⑤ 放送法 144 条 3 項の「正当な理由」とは、基本的に、放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害するものとして国会答弁で明示された 5 基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5 基準に準ずる場合が認められる余地があるにすぎないのであって、総務大臣が、裁定における「正当な理由」の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分を新たな基準として用いることは放送法に違反して許されない。
- ⑥ 仮に再放送ガイドラインのうち「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分を用いるとすれば、5 基準や過去の裁定例と整合性を有するように解釈しなければならない。過去の事例からすると放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送などの地域性に係る意図」の侵害の有無を判断するのではなく、その具体的な内容について放送事業者において明確に主張立証させなければならない。
- ⑦ 徳島県は、近畿地方（近畿広域圏）と極めて密接な関係を有しており、視聴の実態に照らし、徳島県で近畿広域圏の放送（讀賣テレビ放送を含む）が再放送されても、「放送などの地域性に係る意図」が侵害される余地はない。また、異議申立人の加入者や地元自治体等は、讀賣テレビ

放送の再放送を強く要望して「受信者の利益」が存在しており、上板町において前者の侵害の程度が受忍限度を超えず、讀賣テレビ放送が同意しない「正当な理由」が認められない。

第4 参加人讀賣テレビ放送株式会社の意見

1 概 要

まず、放送法第144条第3項の解釈にあたっては、同条の大臣裁定により制約される放送事業者の再放送同意（放送法第11条）の制度趣旨及び大臣裁定制度の制度趣旨、並びに、立法事実の変化を踏まえるべきであることから、それらについて明らかにしつつ同条項の解釈について意見を述べる。そして、放送法第144条第3項の解釈としては受信者に具体的な利益が認められない限り「正当な理由」があると認められ、具体的な利益の存在が立証されなければ同意裁定の要件を満たさないとした本件裁定の判示（上記第2の①及び②）が正当であり、逆に、「正当な理由」があるのは5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準に準ずる場合が認められる余地があるにすぎないとし、「正当な理由」の主張立証責任も、放送事業者が負うので、放送事業者が明確に主張立証しないかぎり正当な理由は認められないとする株式会社ひのきの解釈（上記第3の④及び⑤）が誤りであることを詳論する。

また、再放送ガイドラインにしたがって放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量をしたとしても、本件における具体的事実関係の下では、少なくとも上板町においては讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできず、その結論において本件裁定の判示（上記第2の④及び⑤）が正当であって、逆に受信者の利益が存在し、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害の程度が受忍限度を超えていないとする

株式会社ひのきの主張が誤りであることを詳論する。

2 放送法第144条第3項の解釈について

(1) 「正当な理由」の解釈

ア 総論

放送法第144条第3項には、「総務大臣は前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」と定められている。この「正当な理由」というのは不確定概念であることから、文理解釈ができず、その文言からはどのような事情があれば「正当な理由」があると認められるのかを判断することができない。

したがって、「正当な理由」については、放送法制の基本構造、大臣裁定制度及びその前提となる再放送同意制度の趣旨・目的及び効果を分析し、どういった事情があれば「正当な理由」があると認められるのかを解釈すべきことになる。

以下、「正当な理由」の解釈について、再放送ガイドラインの位置づけ（再放送ガイドラインの問題点を含む）、再放送同意制度（放送法第11条）及びその制約根拠を踏まえて検討する。

イ 再放送ガイドラインの位置づけ

同意裁定における「正当な理由」の解釈に関しては、総務省が平成20年4月（平成23年7月に一部改訂）、再放送ガイドラインを策定している。

再放送ガイドラインによると「『正当な理由』がある場合の考え方については、再放送同意制度による基幹放送事業者の『番組編集上の意図』の確保と裁定制度による『受信者の利益』の確保との調和を図る観点から以

下のとおりとする」として「正当な理由」について

① まず、以下の場合については、基本的には「受信者の利益」の内容や程度にかかわらず、常に同意をしないことについての「正当な理由」に該当する。

㊦ 放送番組が基幹放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合

㊧ 基幹放送事業者の意に反して、異時再放送される場合

㊨ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合

㊩ 有線電気通信設備の設置計画が合理的でなく、又は実施が確実でないと認められる等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合

㊪ 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再放送が期待できない場合

② 次に、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」が害される場合には、それは①の場合に比べて保護すべき必要性は相対的に低いとして、その侵害の程度が、その地上基幹放送の再放送に係る「受信者の利益」（「地域間における人・物等の交流状況〔・通勤・通学等人の移動状況、・両地域間の経済的取引状況、・電波のスピルオーバーの状況、等〕」を基本としつつ、「その他地域間の関連性を示す要素〔・両地域の関係を巡る歴史的経緯、・再放送に関する視聴実態、視聴習慣、等〕」も併せて、地域間の関連性に係る受信者の利益）の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあるといえない場合には、同意しないことの「正当な理由」があるとしている。

③ そして、地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしている。

しかしながら、再放送ガイドラインについては、後に詳述するとおり、再放送同意制度の意義の解釈に問題があること、放送事業者の自らの放送対象地域以外で表現しない自由を軽視していること、地元基幹放送事業者の経営に与える影響を無視していること、大臣裁定制度を支える立法事実の変化を考慮していないといった問題点がある。そのため、放送法144条3項の「正当な理由」の解釈に当たっては、再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

ウ 放送法第11条の再放送同意制度

(7) 制度趣旨

再放送ガイドラインでは、放送法第11条の再放送同意制度の意義について「放送事業者の『番組編集上の意図』を保護することを放送法上明らかにしたものである。」として、再放送同意制度の意義について、放送事業者の「番組編集上の意図」の保護のみを趣旨とすると捉えている。

しかしながら、放送法第11条の趣旨については、「本条は、放送事業者が他の放送事業者の放送番組の放送を受信して再放送する場合、・・・放送事業者の番組編集の意図を害し、歪曲する可能性があるとの理由から、このようなことが生じないように当該放送事業者の同意を得なければならないとしたものである。」「本法は放送秩序の維持、放送番組編集権に対する侵害の排除の視点からの規律であ」ると説明されている（金澤薫「放送

法逐条解説（改訂版） 82頁」・資料1）。

この点については、同意裁定制度が導入された旧有テレ法改正の立法過程で、参議院逋信委員会において、政府委員により、同意条項の趣旨に関し「CATVによる再送信という行為によりまして、放送事業者の放送の意図がその意に反して害される、または歪曲されるというような事態を防止しまして放送秩序の維持を図ることが趣旨でございます。」と明言されているところである（第104回国会参議院逋信委員会議事録第十号昭和61年5月13日・資料4-2）。

また、放送法における再放送同意制度の立法趣旨については、同意条項に関する国会での審議過程及び（行政）解釈的文獻を辿り立法理由を明らかにしたうえで、「その立法趣旨については、必ずしも意見の一致を見ないところがある。再言するならば、同意制度が、放送事業者の利益保護を第1の目的とする見解—この筋からは、その法技術的意義は明確ではないが、当該条項と著作権等の権利の關係が強調される—と、より客観的な放送秩序の維持を第1の目的とする見解—この立場からは、同意制度と著作権法上の制度の違ひが強調されるが、その違ひが、法技術的に見てどのような点に現れるかは、明らかにされていない—の対立である。」（塩野宏「放送法制の課題」197頁～198頁・資料2）として、どちらを主とするかにつき対立があるものの、番組編集上の意図などの「放送事業者の利益」だけでなく、「放送秩序の維持」も同意制度の立法趣旨であることが客観的資料から明らかにされている。さらに、区域外再放送に関しては「区域外再送信には、2つの異なった利益状況がある。第1に、区域外再送信によって直接発生する原放送事業者の著作隣接権及び原放送事業者の放送に含まれている著作権との關係がある。第2に、区域外再送信により、視聴者を奪われることにより、自己の経営基盤の確保がおびやかされるという地元放送事業者との關係であり、これはひいては、現在の放送

秩序に関連する事柄である（仮に、再送信区域が放送区域と一致するほどになれば、放送局の数が再送信のチャンネル数ほど増え、かつ、それは本来、当該区域を対象とする放送ではない）。」（塩野宏「放送法制の課題」164頁・資料2）として、再放送同意制度の制度趣旨について、「放送事業者の利益保護」と「放送秩序の維持」が存在することを前提に説明されている。

以上によれば、放送法第11条の解釈として、再放送同意制度の趣旨は「放送事業者の利益保護」と「放送秩序の維持」の両方にあることは明らかである。放送法144条3項の「正当な理由」の解釈に当たっては、これを「放送事業者の利益保護」だけとする再放送ガイドラインのような考え方のみを重視することは適切ではない。

(イ) 放送事業者の利益保護（憲法上保障された放送の自由）

再放送ガイドラインでは、番組編集上の意図のうち「放送の地域性に関わる意図」を保護する必要性が相対的に低いとしている。

しかしながら、放送法制における放送事業者の権利の重要な側面として、表現の自由の一環としての放送の自由が挙げられることはいうまでもない（塩野宏「放送法制の課題」187頁・資料2）。また、「再放送の同意制度は、すでに、昭和22年の放送事業法案にみられる。すなわち、同法案の総則には、『放送事業者は、他の放送事業者の放送を、その者の許可を得ないで中継放送し、又は、録音その他の方法により、再生放送をしてはならないこととすること』という規定が用意されていたことが記録されている。その後の放送法制定過程における同意条項の取扱いは、なお審らかでないところがあるが、現在の放送法が法案として国会で審議される以前にも、同意制度が関係者の間で、放送法の内容として取り入れられるべきものと了解されていたことは事実であろう」（塩野宏「放送法制の課題」

189頁・資料2)と説明されていることから、再放送同意制度（現放送法第11条）は、わが国の放送法制の基本法である放送法の立法時から規定されているものであり、放送法で具体化された（憲法上放送事業者に保障された）放送の自由の一内実であることは明らかである。

ところで、放送される著作物については、放送事業者を含む著作権者が著作権を享有し、また、放送事業者には、一般的に、その放送について著作隣接権が認められている。しかし、再放送同意制度の「立案関係者の解説は、『本条は、著作権法についての例外を規定したのではないから、著作権者との関係は著作権法によって規律される。この規定は著作権とは、別個に、再放送をする放送事業者は、その受信する放送の放送事業者の同意を得ることを必要としているのである。従って放送事業者が自ら所有する著作権を使用した放送であっても著作権に関係のない放送事業者の放送についても、その放送事業者の同意を受けなければ、これを受信して再放送することができないのである』と述べている。このように、ここでは、同意権と著作権が関係がないことが明らかにされている」（塩野宏「放送法制の課題」190頁・資料2、なお、金澤薫「放送法逐条解説（改訂版）82頁」・資料1参照）と説明されている。すなわち、放送法上の再放送同意制度は、財産権的な色彩を含む著作権法上の権利とは別に、著作権がない者にも同意権を与え、表現の自由（放送の自由）という憲法上の重要な権利の保障の一内実として、放送事業者の利益を保護したものであることに留意すべきである。

以上のとおり、再放送同意制度における放送事業者の同意権は、憲法上放送事業者に保障された表現の自由（放送の自由）の一内実であることからすると、放送事業者による「放送の地域性に関わる意図」は最大限に尊重されるべきである。放送法144条3項の「正当な理由」の解釈に当たっては、「放送の地域性に関わる意図」を保護する必要性が相対的に低い

とする再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

(ウ) 放送秩序の維持

i) 放送秩序及び地上テレビジョン放送の制度的基盤を維持すべきこと

放送は、①電波の有限希少性、②放送の社会的影響力の2点から放送免許制度がとられている。

放送法は、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること等を目的とし、第91条第1項で、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定めることを、放送の所管大臣である総務大臣に求めている。基幹放送普及計画では、①基幹放送を国民に最大限普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、②放送の区分、放送の種類による区分、放送対象地域（総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域）、③放送対象地域ごとの放送系の数の目標を、定めることとされている（放送法第91条第2項）。基幹放送普及計画の策定にあたっては、放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情等を勘案することとされている（同条第3項）。そして、基幹放送普及計画に基づき、総務省令である「放送法施行規則」別表第5号で放送の区分（放送対象地域）が定められており、地上テレビジョン放送の場合、県域放送を基本として、関東・中京・近畿のみ広域圏として複数の都府県にまたがるエリアが決められている。また、放送法第92条は、特定地上基幹放送事業者に対し、

放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努める責務を定めている。さらに免許手続の電波法関係審査基準では、「地域社会の要望を充足する放送がより多く設けられていること」を要請しており、1週間の放送時間中の「ローカル番組」（出演者、番組内容等から見て、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの）の比率を高めることを要請し、より高い比率を有する者が比較審査においては有利になる仕組みとなっている。以上のとおり、放送法は、「放送秩序」として県域放送を基本とする地域免許制度をとることにより、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること等の実現を図っているのである。

その結果、地上テレビジョン放送については、「視聴者の立場から考えると、①公共放送（NHK）と商業放送（民放）が二元体制で存在しかつ並立している、②全国およそどこでも複数のチャンネルを視聴でき、③しかも無料（民放）もしくは廉価（NHK）であって、④原則として県毎の地域に根ざした情報発信を基礎としつつNHKとともに民放もネットワーク化によりおよそ全国放送が実現している—といった制度的な基盤に立っている。」（鈴木秀美等「放送法を読みとく」130頁・資料3）とされているのである。

つまりは、原則として県毎に、NHKの他にも民放によって、「無料」で、地域に根ざした情報発信がなされるということが地上テレビジョン放送の制度的な基盤なのであり、上記のような「放送秩序」とこのような制度的基盤を維持することが、放送法の大原則となっているのである。したがって、再放送同意制度（放送法第11条）の解釈としても、「放送秩序（及び地上テレビジョン放送の制度的基盤）の維持」という観点から検討が必要不可欠であり、これを考慮しない再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

ii) 地元基幹放送事業者の経営基盤確保の必要性

上記のとおり、再放送同意制度の解釈としては、「放送秩序（及び地上テレビジョン放送の制度的基盤）の維持」という観点から検討が必要不可欠である。そうすると、上記の制度的基盤を支える地元基幹放送事業者の経営基盤の確保というのも、地上テレビジョン放送の放送秩序維持のためには不可欠な要素となる。

このことは、放送法が「基幹放送が日常生活に必要な情報の提供、民主主義の健全な発達等にとって極めて有用なものであることに鑑み、これが安定的かつ継続的に提供され、その業務が適切に行われる必要がある」として、法93条第1項第2号で、基幹放送事業者の認定要件として、『経理的な事業遂行能力』を挙げていること、電波法関係審査基準でも「事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること」が要請されていることから明らかである。

さらに、同意裁定制度が導入された旧有テレ法改正の立法過程では、参議院通信委員会において、政府委員により「CATVによります区域外再送信が民放の経営に与える影響ということでございますが、少なくとも現状に関する限り、CATVの規模等から考えまして実質的にそういった経営のダメージということはないものと考えております。また、このCATVを設置いたしますには多額の資金を要しますばかりでなくて、計画から建設まで相当期間がかかりますので、そういった経営にダメージを与えるというような状況が近い将来において急に変わっていくというようなことではないものと見ております。」との見解が表明されている（第104回国会参議院通信委員会議事録第十号昭和61年5月13日・資料4-2）。すなわち、（再放送同意制度の例外となる）同意裁定制度の導入にあたっては、当時の有線放送事業者の規模やその発展の可能性を前提にして、近い

将来地元基幹放送事業者に生ずる不利益は少ないとの判断がなされているのであって、まさに地元基幹放送事業者の利益が考慮要素となっていたのである。

したがって、再放送同意制度の解釈としては、地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素になるのであって、これを考慮しない再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視することは適切ではない。

この点、本件裁定でも「区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の『受信者の利益』を損なうような場合には、『正当な理由』の有無の判断に当たり考慮する余地がある」（本件裁定20頁）として「基幹放送事業者の経営に与える影響等は『正当な理由』の判断に際しては考慮しない」としている再放送ガイドラインの不当性を認め、受信者利益の観点からも区域外再放送の弊害を排除して地元基幹放送事業者の経営基盤の確保することの重要性を確認している。

(I) 小 括

以上のとおり、再放送同意制度の制度趣旨は、憲法上保障された放送事業者の表現の自由（放送の自由）を保護すると共に地域免許制を前提とした放送秩序の維持である。この点で再放送同意制度の制度趣旨につき問題のある解釈をしている再放送ガイドラインの考え方を重視することは適切ではない。そして、再放送同意制度の制度趣旨が上記の2点であることからすれば、表現の自由（放送の自由）の保護の観点からは、番組編集上の意図のうちの放送の地域性にかかる意図についても憲法上保障された放送の自由の内実として、他の放送の自由の内実と等しく保護する必要性が高いことは明らかであるし、また、放送秩序維持の観点から再放送同意制度

(その制約としての同意裁定制度)が十分に検討されることが不可欠となる。そして、地域免許制度の下では、県毎に、NHKの他に、無料で、当該地域全域において、あまねく受信できる放送をする民放の存在は不可欠であり、それゆえ、その地元基幹放送事業者の経営基盤の確保もまた放送秩序の維持には不可欠である。

以上のような再放送同意制度の趣旨・目的に鑑みれば、「正当な理由」の有無の判断の際には、再放送同意制度で保護されている放送事業者の権利と放送秩序の維持(それを支える地元基幹放送事業者の経営基盤の確保)を十分に考慮し尊重すべき必要がある。

エ 制約根拠

(7) 大臣裁定制度の趣旨

放送法第144条は、再放送同意制度の例外として総務大臣による裁定制度を定めている。この大臣裁定制度では、基幹放送事業者が再放送に係る同意をしないことにつき「正当な理由」が認められない限り、総務大臣は法的拘束力を伴う同意裁定を下す仕組みがとられており、放送法第11条で認められる放送事業者の再放送に関する意図(再放送不同意)を制約することになるが、その趣旨については、「受信者の利益を保護し、ひいては、放送の健全な発達を図ることを目的としているものである。」(金澤薫「放送法逐条解説(改訂版)」361頁・資料1)とされている。本条は、旧有テレ法の裁定制度が平成22年改正により放送法に引き継がれたものであるが、旧有テレ法の裁定制度の目的については「再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、『受信者の利益』を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである」とされていた(金澤薫「放送法逐条解説(改訂版)」361頁・資料1)。

したがって、現行の大臣裁定制度の趣旨は、「有線テレビジョン放送」のみの健全な発達が考慮されるべきではないという点を除けば、基本的には旧有テレ法における大臣裁定制度の趣旨と同じであるから、以下ではこれを前提として検討する。

(イ) 違憲の疑いがあること

上記のとおり放送法11条の再放送同意制度は、憲法上保障された放送事業者の表現の自由（放送の自由）を保護したものであるから、大臣裁定制度は、憲法上の表現の自由に対して行政庁である総務大臣が重大な制限を課す制度である。にもかかわらず、その要件として「放送事業者の再放送不同意につき『正当な理由』がないこと」という漠然とした概念でしか定めていない。

したがって、同意裁定制度は、憲法上保障された、特に、民主主義の根幹を担う重要な表現の自由を制限する制度であるにもかかわらず、その行政権の権限発動要件を漠然性のある概念でしか規制しておらず、文面上違憲の疑いがある。

大臣裁定制度がこのように違憲の疑いのあるものである以上、「放送事業者の再放送不同意につき『正当な理由』がないこと」の解釈は制限的に行われるべきであり（少なくとも、「『正当な理由』がないこと」が具体的事実に裏付けられている必要がある）、総務大臣は権限の発動については謙抑的に行使すべきである。

(ウ) 立法事実の変化

ⅰ) 有線テレビジョン事業の揺籃期は過去のものであること

大臣裁定制度は、まだ営利事業として立ち上げ段階にあった「有線テレビジョン放送の健全な発展を図ること」を目的として制定されたものであ

った。また、大臣裁定制度は、再放送同意制度の制度趣旨である「放送秩序の維持」に対して影響を与えないという前提で導入されたものであった。これらの点については、大臣裁定制度が導入された立法過程の議論からも明らかである。すなわち、「第104回国会衆議院通信委員会議事録第10号昭和61年4月23日」（資料4-1）によれば、国務大臣（郵政大臣）が「・・・現実というものを考えて、CATVがまだ発展過程で、ほんの小さいものですから、そういうような組織に対してやむを得ずという制度を導入するならば、これはもうやむを得ないんじゃないだろうかという印象は受けております。そういうことでご審議を願っておる、こういうぐあいに私は考えておる次第でございます。」と答弁し、政府委員が「・・・放送区域を越えてCATV側が再送信をいたしますとチャンネルプランが形骸化するのではないか、こういうご指摘でございますけれども、CATVのカバーする世帯数というのは、何分にもまだ非常にわずかでございますので、こういった形骸化ということは実際には起こっていないし、また、近い将来を見ますと、このCATVの世帯数の急速な増加ということもそう急には起こらないと考えますので、形骸化ということがすぐに問題になるとは考えておりません。」と答弁しているのである（第104回国会衆議院通信委員会議事録第十号昭和61年4月23日・資料4-1）。

しかしながら、今日では有線テレビジョン放送事業も営利事業として確固たる基盤を築いて大規模化が進んでおり（総務省作成「ケーブルテレビの現状」・資料5-1、総務省四国総合通信局作成統計資料「ケーブルテレビの普及推移」・資料5-2）、基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を侵害してまで過剰な保護を与える必要がない状況となっている。すなわち、大臣裁定制度が導入された昭和61年当時、有線テレビジョン放送の加入世帯数は約34万世帯、普及率は0.9%であったのに対し、平成24年度末の加入世帯数は約2865万世帯（昭和61年度末の84倍）、

普及率は52.9%に及んでいる。特に徳島県においては、平成24年度末の加入世帯数は29万1528世帯、普及率は90.0%と全国平均に比べても断然高い状況にある。

また、有線テレビジョン放送事業者（ただし、自主放送を行う事業者に限る）全体の経営状況については、平成14年度末から完全に黒字化し、平成24年度末においては、営業収益4930億円、営業費用4474億円、営業利益456億円（前年比108.6%）となっている。

ii) デジタル化・ネットワーク化の進展

他方で、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、放送を含むコンテンツ等を取り巻く環境が急激に変化してきた（デジタル化によって高質化、大容量化、複製の容易化が進み、他方で違法複製されたコンテンツがネット上にあふれるなど、著作物等の違法利用が常態化する一方で、違法利用全体の補足、摘発が現実的には難しく、著作権、とりわけネット上の利用にかかる権利〔複製権、公衆送信権など〕の実効性の低下が強く指摘される事態となってきた）。それに対応しデジタルコンテンツの流通促進のために著作権法などが改正され法整備が進められてきた。放送法の分野においても地上デジタル放送への完全移行を控え、デジタル地上放送時代における再放送のあり方を整理する必要に迫られ、日本ケーブルテレビ連盟と民放連との間で、再放送ガイドライン及び地域毎の具体的事情を踏まえて、平成22年（2010年）3月まで意見交換が行われた。この意見交換では、日本ケーブルテレビ連盟と民放連とがいわゆる「民－民」の協議による区域外再放送問題の早期解決に向けた取組みを行っていくことになり、全国の数多くの問題の状況把握や整理などが集中的に行われ、その過程において、「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」（資料6）とのタイトルの合意書が両連盟間で取り交わされた。同合意書では「地上テレビ

放送が放送法および放送普及基本計画に基づく地域免許制度（広域放送と県域放送）の下で行われていることを尊重し、有線放送による放送の再送信も、これに則って行われることが原則である」（地域免許制度の尊重）、「有線テレビジョン放送法が定める『再送信同意制度』に基づき、ケーブルテレビ事業者は、再送信を行う場合には区域内外を問わず同意手続きをとることが、引き続き適当であると考え」（再送信同意制度の維持）、「地上民放事業者はそれぞれが提供する放送番組の著作権、著作隣接権を有しており、ケーブルテレビ事業者が区域内外を問わず再送信同意を求める場合には、この点にも十分留意する必要がある」（著作権・著作隣接権の尊重）、「違法再送信を解消することが必要とされることは当然であり早期解消に努力する。重大な法令違反、契約違反があった場合は同意が取り消され、その後の同意がなされないことは当然である。こうした不正常な再送信を一掃するため、国には今後も適切な措置を要望する」（違法再送信の解消）、「協議には、双方とも法令を遵守し、誠意を持って臨むことは当然である」といったことが基本事項として合意されている。実際にも、徳島県内にはアナログ放送では株式会社ひのきと同様に讀賣テレビの再放送を実施してきた多数のケーブルテレビ事業者が存在するが、上記両連盟間の合意書のとおり、誠実に協議を行い、讀賣テレビの不同意の意向を尊重している。讀賣テレビと誠実に協議せず、讀賣テレビの不同意の意向を無視して、地上デジタル放送の違法再放送を行っているケーブルテレビ事業者は株式会社ひのき以外には1者もない状態である。

iii) 小 括

以上のように大臣裁定制度を取り巻く社会環境や状況は変化しているのである。

したがって、「正当な理由」の解釈にあたってもこのような立法事実の変

化を十分に考慮すべきであり、また、総務大臣としては、このような立法事実の変化を反映させて、可及的に、例外的措置である同意裁定の発動を抑制すべきなのである。

(I) 受信者の利益

大臣裁定制度は、「受信者の利益」を図ることを趣旨とした同意制度の例外的措置であるとされている。

この「受信者の利益」に関しては、再放送ガイドラインは、再放送される地上基幹放送を視聴することによって得られる受信者の利益とは、「具体的には、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できることである」と捉えて、区域外再放送が基幹放送事業者の放送の地域性に係る意図を害する場合には、①地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、②その他地域間の関連性を示す要素も併せて、地域間の関連性に係る受信者の利益に配慮して「正当な理由」の有無を判断すべきであるとしている。

しかし、この再放送ガイドラインの考え方は、地元基幹放送事業者が当該放送対象地域内の情報しか放送により情報発信していないという誤った実態認識を基にした見解であり妥当とはいえない。なぜなら、地域免許制度の下では、地域に根ざした情報発信を、当該地域の地元基幹放送事業者が放送することとされており、放送対象地域の受信者の生活等に必要な地域情報は、地元基幹放送事業者によって十分提供される体制となっている。もし、ある放送対象地域の住民の多くが近隣の都道府県などに通勤・通学等しており、近隣の都道府県などの地域情報が必要であれば、当然に地元基幹放送事業者は、放送対象地域の住民にとって必要な地域情報として放送して、当該放送地域内の情報に加えて、近隣の都道府県等の地域情報も受信者に提供しているのが実態なのである。

そこで、実態に即して、同意裁定制度が保護する「受信者の利益」の具体

的内容を考えると、区域外再放送によって得られる受信者の利益とは、区域外再放送によってしか取得できない受信者の生活等に必要な地域情報（以下「区域外特有情報」という。）の取得ということになる。この「受信者の利益」（区域外特有情報）の有無の判断についても、具体的事実によって裏付けられている必要があることは再放送同意制度の趣旨からして当然であるが、その判断に際しては、住民にとって必要な地域情報か否かを判断する「地域間における人・物等の交流状況、地域間の関連性を示す要素」だけでなく、区域外再放送に拠ってしか取得できないか否かを判断する「地元基幹放送事業者による情報発信・情報提供の有無」、つまり「番組の同調率」も考慮すべきことになる。

このように考えると、地元基幹放送事業者によって近隣の都道府県 の地域情報が提供され、また、全国ネットワーク番組も数多く放送されている現状においては、区域外再放送によってしか取得できない受信者の生活等に必要な地域情報というものはほとんど想定できず、あったとしてもそのような情報の需要者は、ごく少数に限られると考えられる。仮にそのような情報需要者がいたとしても、そのような情報を、基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を制約するものとして、同意制度の例外的措置である区域外再放送という手段を通じて当該情報需要者に取得させなくても、インターネットや携帯電話等が普及するなど情報収集手段が多様化している今日、基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を制限することのない代替手段により情報を取得することは十分に可能である。

さらに上板町について言えば、読売テレビと同じ近畿広域圏をエリアとする毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送だけでなく、テレビ大阪（大阪府を放送対象地域とする県域局）、サンテレビ（兵庫県を放送対象地域とする県域局）、テレビ和歌山（和歌山県を放送対象地域とする県域局）も加えて6つの近畿地方のテレビが区域外再放送されており、読売テレビという特定チ

チャンネル（以下「特定チャンネル」という。）でしか取得できない情報は極めて少なく、なおさらである。

オ 「正当な理由」の判断基準

大臣裁定制度は、上記のとおり、再放送同意制度（放送法第11条）で保護されている放送事業者の利益（憲法上の表現の自由）及び放送秩序の維持を、地元の受信者が区域外再放送（上板町では特定チャンネル）でなければ取得できない生活等に必要な地域情報を取得させる必要から制限するものである。したがって、放送法第144条3項の「正当な理由」がないことの解釈に当たっては、単に再放送ガイドラインの考え方によるだけではなく、放送事業者の放送の意図及び既存の放送秩序の維持を重視しながら、もちろん、放送秩序を支えている地元の基幹放送事業者の経営への影響も考慮して、受信者に区域外再放送（上板町では特定チャンネル）によってしか得られない生活等に必要な地域情報を取得させる等やむにやまれぬ事情がない限りは原則として「正当な理由」があると判断すべきであるし、少なくとも、「正当な理由」がないと認定するためには、「『正当な理由』がないこと」を基礎づける具体的事実が明示される必要がある。

（２）結 論

以上のとおり、放送法144条3項の「正当な理由」の法的解釈としては「受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められない場合に、再放送に係る同意を行わない『正当な理由』があるものとするのが適当である」とする本件裁定の判示が正当であり、「正当な理由」があるのは5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準に準ずる場合が認められる余地があるにすぎないとする株式会社ひのきの解釈は誤りである（上記第3の⑥）。また、区域外再放送に係る同

意につき判断するに当たっては、「上記の5基準への該当性に加え、このような具体的な利益が認められるか否かを検討することが必要となる」として上記の具体的な利益の存在が立証されなければ同意裁定の要件事実を満たさないとした本件裁定の判示は正当であり、他方で「正当な理由」の主張立証責任は、放送事業者が負うので、放送事業者が明確に主張立証しないかぎり正当な理由は認められないとする株式会社ひのきの解釈は誤りである（上記第3の㉔）。

2 具体的な利益衡量について

（1）概 要

本件裁定は、地域間における人・物等の交流状況、地域間の経済的取引状況、電波のスピルオーバーの状況、その他地域間の関連性を示す要素について、詳細かつ具体的な事実認定を行っている。このような本件における具体的事実関係の下では、本件裁定のように再放送ガイドラインを重視した場合ですら上板町においては讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできず、本件裁定の判示する結論（上記第2の④及び⑤）自体は正当である。そして、本件裁定のこの部分の判示を批判する株式会社ひのきの上記第3の㉔及び㉕の批判は、失当である。

以下、詳述する。

（2）讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害

ア 区域外再放送により発生するトラブル・問題

讀賣テレビは、次のようなトラブルや問題を惹き起こすことから、自らの放送対象地域以外で再放送されたくないという放送の地域性に係る意図を有しているが、同意裁定により区域外再放送が認められれば、讀賣テレビの

放送の意図を大きく害することになる。このような讀賣テレビの放送の意図に対する侵害は、とりもなおさず讀賣テレビの表現の自由（放送の自由）の侵害にほかならない。

(7) 業務協定や契約によって形成されている権利関係の毀損・侵害に関するトラブル

それぞれの基幹放送事業者は、業務協定や番組販売契約などに基づき、ネットワークに所属する基幹放送事業者の個々の製作著作物を放送する権利を有しているが、上記業務協定等の締結にあたって、必要な個々の番組の著作権・著作隣接権も処理を行っている。例えば、日本テレビの製作著作番組を近畿で放送する権利は、通常、讀賣テレビのみが保有し、徳島県で放送する権利は四国放送のみが保有し、讀賣テレビは徳島県では放送することはできない。したがって、讀賣テレビの番組が区域外再放送されることになれば、このような業務協定や契約に基づいて形成された権利関係を結果的に毀損・侵害することになってしまう。

そもそも、再放送同意制度を定める放送法第11条については、「本条は著作権法の特例を規定したものではないことから、著作権等に関する権利義務関係は著作権法によって規律される。本法は、放送秩序の維持、放送番組編集権に対する侵害の排除の視点からの規律であり、著作権法のように著作者の権利を保護し、文化の発展を図る視点からの規律とはその目的を異にする、このため再放送について両法が適用されることは当然のことである」（金澤薫「放送法逐条解説（改訂版）」82頁・資料1）と説明されている。したがって、再放送同意制度の例外的措置である放送法第144条の総務大臣の同意裁定が下ったとしても、放送法第144条第3項により放送法上の再放送同意があったこととなるものの、著作権法上の権利関係には法的拘束力は及ばない。つまり、同

意裁定が下ると区域外再放送は放送法上適法になったとしても著作権法上は「許諾があった」という法的効力は生じない。そのため、著作権法上の権利処理がなされないまま同意裁定が下ると讀賣テレビの放送している番組に関して著作権もしくは著作隣接権を有する権利者と株式会社ひのきの間で著作権法上の紛争が起きるおそれが大きく、場合によっては著作権法上の権利者と讀賣テレビとの間にも期せずして紛争を発生させる可能性がある。

しかもデジタル放送の場合、複製によって画質や音質が劣化するアナログ放送とは異なり、高画質・高音質のまま複製可能な番組が広く出回るため、著作権者も権利保護を強化している。そのため、デジタル放送では著作権侵害の問題が深刻化している。

そこで、もともと讀賣テレビは区域外で再放送したくないとの意図を有しているが、デジタル放送に移行してからはなお一層のこと区域外で再放送したくないとの意図を強く有している。

なお、株式会社ひのきは、大阪地裁平成25年5月31日決定（大阪地方裁判所平成24年（ヨ）第20017号 仮処分命令申立事件）を証拠として提出している（甲7）。同決定には多くの事実誤認が見られるが、その点はさておくとしても、同決定では、株式会社ひのきによる番組の有線放送の差し止めを求める仮処分が却下されたに過ぎず（同決定書24頁では、「本件申立てにかかる被保全権利の行使は、債務者が、総務大臣に対する再送信（再放送）に関する同意をすべき旨の裁定を申請し、その手続中であることから、権利濫用に当たるといふべきである」とされているに過ぎない。）、株式会社ひのきによる有線放送が合法であることが確認されたわけではない。むしろ、このような紛争が発生すること自体が、上述した讀賣テレビが懸念する著作権を巡る紛争発生の可能性があることを物語っているのである。

(イ) CMに関するトラブル

基本的にCMも番組同様に放送対象地域で放送されることを前提としており、区域外で放送されると、トラブルや損害などを惹き起こしたり、スポンサー企業の意図や利益に反する結果が生じるおそれがある。例えば、特に外国人タレントの場合、出演CMの放送回数や時期などが契約で細かく規定されていることが多く、違反すると基幹放送事業者だけでなく、スポンサー企業や広告代理店までも責任を問われることになってしまう。また、例えば、あるスーパーがセールのためのCMを放送する場合で、徳島県に店舗があるがそこではセールを行わないという場合に、徳島県の視聴者が区域外再放送されたCMを視聴して当該スーパーに出掛けてスーパー側とトラブルになったり、そのことから讀賣テレビとスポンサーとの間でトラブルが発生したりすることになる。さらに、例えば、全国ネットのCMの場合でも放送地域は重要であり、コンビニエンスストアやファミリーレストランのような全国的にチェーン展開する企業の全国ネットCMでは、ある県で店舗が存在しないときには、当該県を放送対象地域とする基幹放送事業者では、スポンサーとの協議によりわざわざ別のCMや公共広告に切り替えることがある。そういった場合に、CMが区域外再放送されてしまうと讀賣テレビとスポンサーとの間でトラブルが発生することになる。このような問題が生じることは、再放送に関する同意条項をおく旧有線テレ法制定の際にも指摘されている。すなわち、衆議院通信委員会の旧有テレ法の審議に際して、参考人より「コマーシャルについては、スポンサーの意向により地域の指定がある場合もあって、無断で再送信をするということになれば、たとえば、現在でもスポンサーがその地方に商品を送っていないのにCMが出て、スポンサーに迷惑をかける事態がたまに起ってまいりますから、これが続

発するということになるとたいへん混乱を来す。また、地方へ番組を流します場合、スポンサーづきでいわゆるネット番組として送るか、あるいは番組販売として売り渡しておりますが、有線テレビは野放しということになりますと、商業放送というものが成立しなくなるおそれがあります。また、いわゆるチャンネルプランというのも無意味になって、両面から放送界の秩序を乱すということになります」との説明がなされている（塩野宏「放送制度の課題」194頁・資料2）。

以上のとおり、株式会社ひのきにより讀賣テレビの区域外再放送が行われることになると、広告収入等で経営に多大な影響を及ぼすCMに関してトラブルが生じる可能性があるので、讀賣テレビは区域外再放送をしたくないとの意図を有している。

(ウ) 想定外のリスク負担やコンプライアンス上の問題

讀賣テレビのローカル番組の場合、近畿2府4県以外で放送されることを想定して製作されておらず、番組内容、出演者（タレント、一般人）、使用楽曲などもこれを前提にしている。そのため、例えば、近畿のみで放送されることを条件に出演者（一般人も含む）が取材やインタビューに応じるような場合に、区域外再放送されると讀賣テレビとしては予期せず、深刻な人権侵害などを引き起し、コンプライアンス上の問題を抱えることになる。現に、例えば、近時の裁判例には、産業廃棄物収集車の運転手として稼働していた者が、民放テレビ局が企画及び製作する番組で、全国に生中継されていることを告げられずにインタビューされ無断で顔や作業の様子等を全国に放送されたという事案において、民放テレビ局による肖像権やプライバシーの侵害を認めたものがあるが（東京地判平成21年4月14日判例タイムズ1305号183頁・資料7）、同様の問題は、近畿のみで放送されることを条件に取材やインタビュー

が行われた場合にも生じうるものであり、このような問題は、対象者のプライバシーなどを侵害するのみならず、讀賣テレビの取材の自由をも侵害する重大なものである。

その他、懸賞広告（懸賞募集広告や景品付き販売など）では、販売促進のため、対象地域、選考方法、応募方法と条件など細かく規定されていたり、エリアによって実施時期が調整されていたりすることがあるが、区域外再放送がなされることにより、販売促進の効果が薄れるなどして、讀賣テレビとしては予期せず、スポンサー企業との間でトラブルを発生させてしまうおそれもある。このような想定外のリスク負担回避や法令遵守の観点から、讀賣テレビは、区域外再放送をしたくないという強い意図を有している。

(I) 小 括

以上のようなトラブルや問題を回避するために讀賣テレビは区域外再放送をしたくないという強い意図を有しているが、同意裁定により区域外再放送が認められれば、この讀賣テレビの意図を大きく害することになる。また、もし、同意裁定により区域外再放送が認められると讀賣テレビとしては区域外再放送を想定した番組作りをしなければならなくなるが、それは讀賣テレビにとって時間的にも、経費的にも大きな負担となるこのような結果をもたらす区域外再放送を強制的に認めることは讀賣テレビが有する表現の自由に対する重大な侵害となる。

イ 本件裁定の評価

本件裁定は、上記第2の④のように「再放送ガイドラインに従えば、讀賣テレビの『放送の地域性に係る意図』の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われる全ての事業者について生じうるものであり、讀賣テ

レビの『番組編集上の意図』が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、一般的に生じる程度の『放送の地域性に係る意図』の侵害を認めることはできる」と判示しているが、この点の本件裁定の判断は基本的には正当である。なぜなら、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図も民主主義の根幹を担う表現の自由の一内実であるから、そもそも比較衡量をする際には優越的に考慮すべきであるが、仮にその放送の再放送に係る受信者の利益との間で等価値的に比較衡量するとしても、少なくとも一般的に生じる程度の放送の地域性に係る意図の侵害が認められれば足りるとし、個別具体的な侵害が認められなければならないとすべきではないからである。もし、これを個別具体的な侵害が認められなければ（立証できなければ）保護されないとすると憲法上、優越的な地位を有する表現の自由の保障が弱まることは明らかである。

ウ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(ア) 株式会社ひのきは、過去の事例からすると放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送などの地域性に係る意図」の侵害の有無を判断するのではなく、その具体的な内容について放送事業者において明確に主張立証させなければならないと主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）25頁参照）（上記第3の批判㉔）。

しかし、まず、本件裁定は放送対象地域と区域外再放送エリアとの物理的な距離関係をもって、「放送などの地域性に係る意図」の侵害の有無を判断しておらず、上記のとおり、区域外再放送されることにより讀賣テレビに放送の地域性に係る意図の侵害が一般的に生じるかどうかを判断しているのであって、全般的な批判である。また、具体的な内容について放送事業者において主張立証させなければならないという点は、上記のとおり、放送法第144条第3項の解釈を誤っており失当である。

(イ) 株式会社ひのきは、甲41号証の「テレビ受信概念図」を基に徳島県では近畿広域圏のテレビ放送、及び近畿の県域のテレビ放送がアンテナで受信され、広く視聴の対象となっており、他方で、近畿広域圏の放送事業者は、係る実態を踏まえて、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に、徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県の出来事や天気など徳島に関する情報を放送しており、読売テレビについてもそれは変わらないと主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）27～28頁）。

しかし、甲41号証の内容は誤っており信用性がない。読売テレビをはじめとする広域4局のエリアは法令で近畿2府4県と定められており、実際に放送電波もそのエリア内に極力収まるよう調整されている。ところが、甲41号証のテレビ受信概念図では、例えば、読売テレビの電波があたかも図示されたエリアまで幅広くカバーし、西は鳥取県・岡山県・香川県・徳島県、東は三重県全域・愛知県・岐阜県・福井県をも包含しているように図示されているが、これは明らかに誤りである。また、全てのテレビ局の電波がほぼ徳島県全域を包含した形で図示されているが、これも誤りである。

また、読売テレビと同じ準キー局である近畿広域テレビ局の毎日放送や朝日放送、関西テレビ放送が徳島県内にそれぞれ支局を持っているのとは異なり、同じ近畿広域の準キー局でありながら徳島県内に支局はなく、ニュースのローカル枠で徳島県に関するニュースを取り上げたことは一度もない。他の3テレビ局と異なりそもそも徳島県を放送対象地域としたり、見做したりしていないからである。大雨警報や土砂災害情報が出たとしても徳島県に関するものは取り上げない。例えば、読売テレビは非常災害放送マニュアルを策定して大地震に関する緊急放送体制の確立についてルールを決めているが、あくまで対象は近畿2府4県と規定されている（非常災害放送マニュアル・資料8）。天気予報についても予報図が画面には映るが徳島県について

は取り上げず、徳島県の天気の情報報道したことはない。天気予報の画面は全国どこでもテレビ局のローカル天気予報の画面に自社放送対象地域を取り巻くエリアがある程度は付随的に表示されるのは一般的なことであり、読売テレビでも徳島県だけでなく三重県、福井県そして香川県を表示しているが、これをもって読売テレビが放送対象地域としているとは到底いえないのである。

(り) 株式会社ひのきは、新聞のテレビ欄では現在でも読売テレビ放送の番組表が大きく掲げられ、番組紹介の欄でも読売テレビ放送の番組が紹介されている。のみならず、読売テレビは徳島県内で発行される新聞に、自社の番組の広告を掲載しており、今も、徳島県を事実上の放送対象地域として重視していると主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）28頁～29頁参照）。

しかし、上記主張は事実と反する。朝日新聞や読売新聞などのいわゆる全国紙では、新聞社のシステム上例えば徳島県などの特定のエリアごとに特化したきめ細かな編集はしておらず、ラジオ・テレビ欄は大阪本社版と同じ構成になっている。そのためラジオ・テレビ欄の番組表の割り付けが大阪本社版と同じレイアウトで読売テレビの番組表が上段の右端に置かれている。これに対し徳島県で8割以上の圧倒的なシェアを誇る地元紙の徳島新聞のラジオ・テレビ欄では、読売テレビは片隅に小さく追いやられている（徳島新聞のラジオ・テレビ欄・資料9）。これも現在はデジアナ変換による区域外再放送が複数のケーブルテレビで行われていることに配慮したものに過ぎず、2015年3月末のデジアナ変換の終了とともに徳島新聞のラジオ・テレビ欄から読売テレビの番組表も消える可能性が高い。また、番組紹介も同様の理由で大阪本社版が使われるために読売テレビの名前がそのまま使われる。全国紙のラジオ・テレビ欄での番組広告は、大阪本社版と同じ扱いに

なり、徳島県版のみ外すことができず、甲48号証の場合、近畿2府4県に加え、四国4県と三重県、北陸3県（富山県、石川県、福井県）、中国地方の4県（広島県、島根県、鳥取県、岡山県）に一斉に掲載されることになってしまう（資料10）。つまり、番組紹介などは新聞社のシステム上（編集上）の問題であり、読売テレビの意思に基づくものではないから、読売テレビが徳島県を事実上放送対象地域として重視しているなどとはいえない。そもそも、もし、読売テレビが徳島県を営業エリアとして重視しているのであれば、新聞広告を打つ場合、地元で8割以上のシェアを持つ徳島新聞に掲載するはずであるが、これまでそのようなことは一度としてない。

(エ) 株式会社ひのきは、読売テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に関する主張は、過去の裁定例で、既に明確に否定されていると主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）37頁以下）。

しかし、読売テレビの地域性に係る意図の侵害という事実認定が問題となっているのに全く別の放送事業者の事案の裁定例が証拠となることはありえない。事案や状況も全く異なるのであって間接証拠にもならない。また、裁定例に先例拘束性もなければ、規範を定立するものでもないので、過去の裁定例がどのような判断をしていようが本件での判断に対し何らの法的効力もない。

例えば、CMの地域性については、ある企業のCMを扱う場合、その企業の店舗があるかどうかや営業エリアと明確にみなしているか否かで扱いが異なってくる。CMが放送されるエリアに店舗が存存在しなかったりすればそのエリアだけは別のCMに差し替えるのである。また、例えば、かつてのエディオン・グループのように地域によってストアブランドがミドリ電化（近畿）であったり、デオデオ（中国、四国）であったり、石丸電気（関東）であったりと異なった場合にも対応が必要となる。このようにCMの地域性

は実際に認められ、状況が異なる別の事案の過去の裁定例で認められなかったからといって何の意味も無いのである。

したがって、株式会社ひのきの主張は失当である。

(3) 地域間の関連性に係る受信者の利益

上記のとおり、「受信者の利益」としては受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められる(立証される)必要がある。

その観点から、国勢調査等の客観的資料に基づいてみれば、近畿地区(讀賣テレビの放送対象地域)と徳島県との間はもとより、特に上板町(株式会社ひのきの加入者の在住地)との間の人・物等の交流状況は、極めて低い。本件裁定が認定するところでは上板町から近畿広域圏への就業者・通学者数の割合は約0.2%あるものの、その人数は10人にとどまり、また、近畿広域圏に常住し同町において就業・通学する者の人数は1人しかおらず、割合としても約0.02%と極めて小さいと評価でき、地域間の関連性が極めて低い状況にある。更に上板町にはこの町を事業エリアとする別の有線放送事業者が存在することから、上板町でのひのきの加入者を対象にすれば通勤や通学等の人の移動上は上記の数字より低くなる。また、買い物等の両地域間の経済的取引状況でも交流は極めて低い。さらに電波のスピルオーバーの状況としても、電界強度計算ソフトを用いた徳島県域への放送波のスピルオーバーを試算したところでは、上板町では讀賣テレビの放送波が安定的に受信し視聴することは不可能である。このように近畿と上板町との地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る上板町の受信者の利益は極わずかである。このように、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、上板町には、再放送を認めるに足る程度の受信者

の利益があるとはいえない（もし、この場合に受信者の利益を認めると、たった数人のために放送事業者の表現の自由を直接制約する大臣裁定の権限を発動する事態となってしまう）。

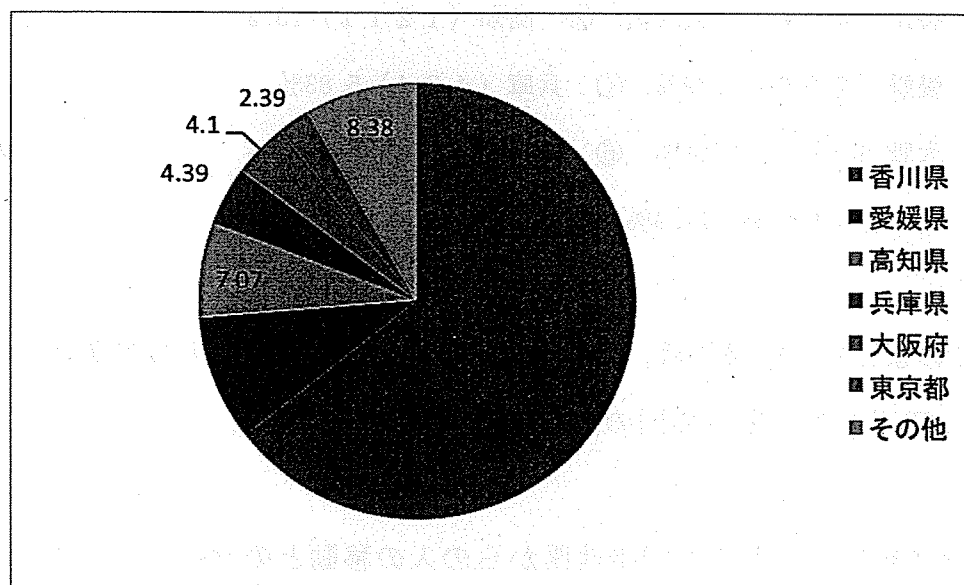
なお、地域間の関連性の有無を議論する際には、出典の信頼性はもとより、資料自体が統計的あるいは科学的な比較検証に耐えうるものであることが必要不可欠である。この観点から、以下ではまず国勢調査のデータを用いた。また、電波の漏れ具合を示すスピルオーバーの状態を検証するために用いたシミュレーションは、地上波デジタル化にあたって全国各地で使われた信頼のおける手法であることを付言しておく。

ア 通勤・通学等人の移動状況

(7) 国土交通省・第5回全国幹線旅客流動データ（2010年 H22）（資料11）

a 徳島県と近畿との間の流動人数

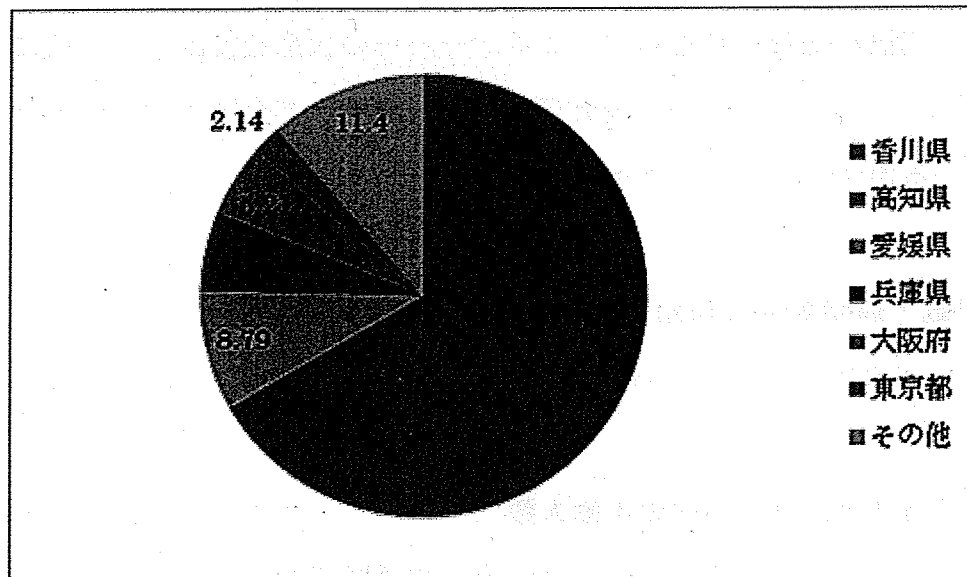
(a) 当該データによると徳島県居住者の交通機関による目的地別の流動人数の上位地域は以下のとおりである。



【全交通機関】（合計：11364）【単位：千人】

- ① 香川（7319）64.4%，② 愛媛（1053）9.27%，
 ③ 高知（803）7.07%，④ 兵庫（499）4.39%
 ⑤ 大阪（466）4.10%，⑥ 東京都（272）2.39%
 ⑦ その他（952）8.38%

(b) 徳島県を目的地とする旅客の居住地域の上位地域は以下のとおりである。



【全交通機関】（合計：7958）〔単位：千人〕

- ① 香川（4089）51.4%，② 高知（1211）15.2%
 ③ 愛媛（700）8.79%，④ 兵庫（464）5.83%
 ⑤ 大阪（415）5.21%，⑥ 東京都（170）2.14%
 ⑦ その他（909）11.4%

(c) このように、徳島県は、近畿圏の兵庫・大阪との間に人の移動はあるものの、四国の外3県との間の人の移動が圧倒的に多い。

b 近畿を目的地とする隣接他県からの人の移動との比較

近畿（大阪，兵庫，京都，滋賀，奈良，和歌山）を目的地とする近畿隣

接他県及び徳島県の流動人数とその県外流動人数における割合は次のとおりである。

- ① 徳島県→近畿：1206千人，10.6%（総数11364千人中）
- ② 香川県→近畿：1217千人，9.3%（総数12947千人中）
- ③ 岡山県→近畿：8617千人，29.9%（総数28804千人中）
- ④ 鳥取県→近畿：1759千人，15.6%（総数11268千人中）

このように、近畿を目的地とする流動人数では、徳島県は、近畿隣接他県と比べて特段多いとはいえず、岡山県と比べればその8分の1しかなく、圧倒的に少ない。また、県外流動人数における割合を見ても、約10%しかおらず、特段近畿を目的地とする人の移動が多いというわけでもなく、これも岡山県と比べれば、3分の1しかない。そして、ここで重要なことは、徳島県よりも近畿を目的地とする流動人数及びその割合が多く、人の移動の点で地域間の関連性が強いと考えられる岡山県及び鳥取県の有線テレビジョン放送事業者は1社も讀賣テレビに区域外再放送の同意を求めているということである。つまり、岡山県及び鳥取県よりも地域関連性が弱い徳島県の受信者にとって、敢えて区域外再放送という手段によってまで近畿の情報を得なければならないという必要性はないと言えるのである。

(4) 平成22年度国勢調査（資料12）

平成22年度国勢調査によると、徳島県を常住地とする就業者・通学者のうち、近畿に就業・通学する者の数は、811人であり、全就業・通学者数38万1905人のうち、0.21%にすぎない。これも岡山県を常住地とする就業者・通学者数と比べても人数は5分の1であり、割合も2分の1である。

この資料からも前述と同様に、徳島県と近畿は人の移動の点で地域間の関連性が強いとはいえず、岡山県と比べれば、地域関連性が格段に弱い徳島県の受信者にとって、敢えて区域外再放送という手段によってまで近畿の情報を得なければならないという必要性はないと言えるのである。

常住地の就業者・通学者の内、近畿に就業・通学する者				
常住地	徳島県	岡山県	香川県	鳥取県
就業・通学者数	381,905	1,000,911	505,813	315,692
近畿に就業・通学者数	811	4,109	732	703
割合	0.21%	0.41%	0.14%	0.22%
滋賀県	4	51	14	6
京都府	30	209	83	53
大阪府	192	1,245	385	145
兵庫県	530	2,563	230	486
奈良県	32	33	13	10
和歌山県	23	8	7	3

そして、讀賣テレビの放送対象地域である近畿と株式会社ひのきの加入者の在住地域（松茂町、北島町、上板町）（以下、「三町」という。）との関係性は、平成22年度の国勢調査では、三町から近畿への就業者・通学者数は、124人（全体比率0.5%）であり、近畿から三町への就業者・通学者数は135人（全体比率0.61%）であり、実数としても、比率としても極めて低いものである（「常住地における就業者数、通学者数（H22年国勢調査）」、「松茂町、北島町、上板町を従業地・通学地とする者の常住地（H22年国勢調査）」・資料13）。しかも124人中92人、135人中126人が徳島県と近接した淡路島のある兵庫県との間の通勤・通学であり、同じ近畿といってもかなり地域限定的である（ちなみに、前述のように株式会社ひのきは兵庫県の県域放送局であるサンテレビの区域外再放送

をしており、兵庫県の地域情報の取得という観点からは受信者に不足は無いはずである) (「常住地における就業者数, 通学者数 (H 2 2 年国勢調査)」, 「松茂町, 北島町, 上板町を従業地・通学地とする者の常住地 (H 2 2 年国勢調査)」・資料 1 3)。したがって, 近畿と三町との通勤・通学等の人の移動状況による交流状況は関連性が極めて低いものである。

イ 両地域間の経済的取引状況

(7) 豊田哲也「徳島県における小売業と購買行動の変化—明石海峡大橋開通のインパクト」(資料 1 4 の 1 ~ 4)

当該資料において引用されている「資料：平成 8 年度・平成 1 0 年度お買い物アンケート調査 (徳島県)」(スライド 4) (資料 1 4 の 3) によると, アンケート対象者の買い物のうち阪神方面での購入割合が 0 %, つまり阪神方面で買い物を全くしない人の割合が徳島市においては, 平成 8 年度は 9 8 % (1 2 6 3 人 / 1 3 1 5 人中), 平成 1 0 年度に 9 1 . 8 % (1 2 8 4 人 / 1 3 9 9 人中), 鳴門市においては, 平成 8 年度は 9 5 . 7 % (7 6 4 人 / 7 9 8 人中), 平成 1 0 年度は 8 9 . 9 % (7 1 9 人 / 8 0 0 人中) である。徳島県の小売業年間販売額の 4 3 . 3 % を占める県内第 1 位の購買力のある徳島市 (売上額 : 3 6 3 6 億円) の市民と県内第 2 位の購買力のある鳴門市の市民でさえ, 阪神方面で買い物を全くしない人が約 9 割もいる。しかも同調査のサンプルとして使われた婦人・子供服は, 同調査の別項目での「京阪神地域で買い物に関する徳島県消費者の意向」(スライド 2) (資料 1 4 の 2) の調査において最上位に位置した「衣料品」カテゴリーに含まれるものであり, 他の買い物対象品を含めた全商品での割合に引き直すとさらに増えるものと考えられる。

また, 当該資料の「阪神方面への購買流出率 (婦人・子供服)」(スライド 5) (資料 1 4 の 4) によると, 金額ベースでの流出率は徳島市で 2 . 2

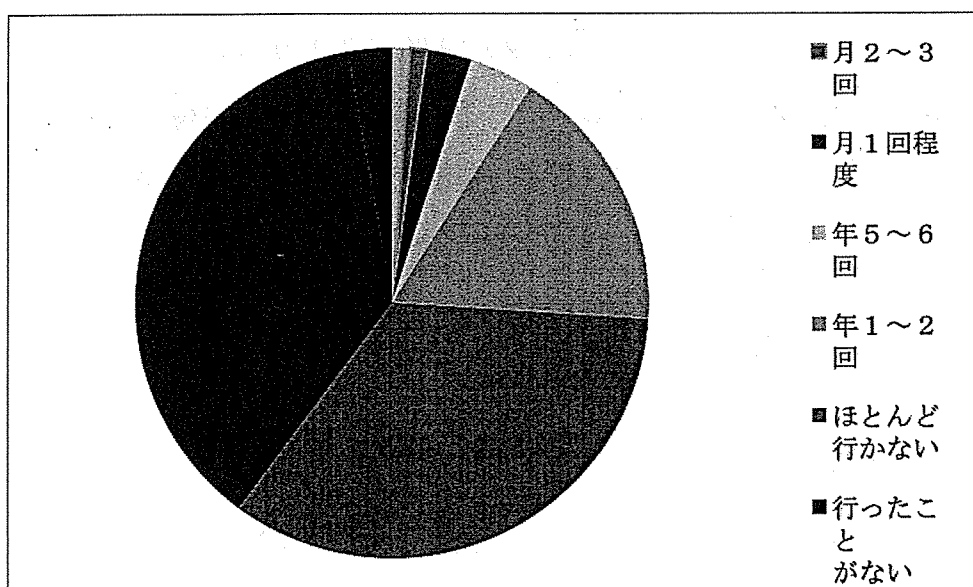
%であり、鳴門市でさえ2.8%で、株式会社ひのきの事業地域である三町では1%未満である。

したがって、徳島県の消費者にとって阪神地域は購買地域としての重要度は低く、阪神地域の情報は徳島県民、特に株式会社ひのきの事業地域の三町の住民にとって自らの生活等に必要な地域情報とはいえない。

(イ) 徳島県・(財)徳島産業振興機構が平成14年3月に公表した「『中小小売店支援のための1万人アンケート』調査結果報告書」(資料15)

上記調査結果報告書の『質問5(1)』の結果を図形化した次の円グラフから明らかなとおり、上板町の住民の90%以上が(円グラフで青系色の部分)、月1回程度も京阪神を訪れることがないことからすれば、京阪神を日常生活上訪れることはなく、阪神地域の情報は、上記地域の住民にとって自らの生活等に必要な地域情報とはいえない。

上板町 月1回以上=5%(緑系色)、月1回未満=92%(青系色)



ウ 電波のスピルオーバーの状況

「読賣テレビ放送・放送電波の徳島県におけるスピルオーバーの検討」(資料16)の図面から明らかなとおり、電界強度計算ソフトを用いて徳島県域への放送波のスピルオーバー(電界強度)を試算したところ、徳島県の内陸部はもとより沿岸部でさえ、読賣テレビのデジタルテレビジョン放送の電波は届いていない。また、このシミュレーションではフェージング(気象条件の変動により受信レベルが時間とともに変動する現象)を考慮していないため、安定的に受信可能という結果が出ている地区でも、実際には受信電界の落ち込みが発生し受信困難な状況になることがあり、常に視聴できるというわけではない。よって、徳島県地区では読賣テレビの放送波を安定的に受信して視聴することはほぼ不可能である。

したがって、電波のスピルオーバーの状況としては、近畿と三町との間の交流状況は存在しないといえる。

なお、念のため付言するに、ガイドラインの定める「地域間における人・物等の交流状況」を示す電波のスピルオーバーの状況を判断する際には、次の点については必ず留意する必要がある。まず、受信者の利益については、当該有線テレビジョン放送事業者の事業地域の受信者一般の利益を判断するものであるから、事業地域の一地点を捉えて受信可能状態かを判断するのではなく、事業地域全域のいずれの地点であっても受信可能状態かを判断すべきである。つまり、点ではなく面での受信状態を判断すべきである。また、受信者の立場での受信状態を判断するものであるから、高額な投資をして設置した事業者の受信設備を前提として受信状態を判断するのではなく、一般家庭の一般的アンテナ設備を前提として電波の受信状態を判断すべきである。さらに春から秋に不定期に発生するフェージング(気象条件の変動により受信レベルが時間とともに変動する現象)(総務省・関東総合通信局HP「電波の異常伝搬によるテレビの受信障害」・資料17)の実態を考慮する

ことも客観的判断をする上で不可欠である。

エ 再放送に関する視聴実態、視聴習慣

(7) 読賣テレビ視聴者相談窓口に寄せられた 2011 年 7 月以降の徳島関連の問合せの推移

徳島県における読賣テレビの区域外再放送は、地上放送デジタル化を契機に、地元の有線テレビジョン放送事業者との協議の結果、見直しが行われ、平成23年（2011年）7月24日のアナログ放送終了にともなうデジタル放送完全移行（＝完全地デジ化）をもって、徳島県ではこれ以降、読賣テレビの区域外再放送は、激変緩和措置としての「デジアナ変換による激変緩和措置」による再放送を除き、行われていない。

このような事情を背景に、地デジ完全移行を挟んで、一時期、徳島県の視聴者から読賣テレビに対し、デジタル放送の区域外再放送に関する問い合わせやクレームがあったものの、その後、短期間に事態は収束し、平成24年（2012年）以降は、ほとんど問い合わせ等はない状態が続いている。

視聴者相談窓口に寄せられた徳島関連問合せ件数(読賣テレビ集計)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011年							30	8	4	2	1	1
2012年	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0
2013年	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0

このような事実からすれば、徳島県における読賣テレビの再放送に関する視聴実態はなく、視聴習慣も消失したものといえる。

(イ) 株式会社ひのきの事業地域周辺の有線テレビジョン放送事業者からの聴き取り

株式会社ひのきの事業地域周辺の有線テレビジョン放送事業者である国府町農事放送農協、エーアイテレビ、石井町有線放送農協によると、デジタル再放送停止の直後を除き、讀賣テレビの再放送の要望も再放送停止に対するクレームも無い状態が現在でも継続しているとのことである。

このような事実からすれば、株式会社ひのきの事業地域周辺の受信者には、讀賣テレビ放送の再放送に関する視聴実態も視聴習慣も現在では消失しているものといえる。

(ウ) 讀賣テレビの再放送なしのCATV事業者の躍進

株式会社ひのきと競合する有線テレビジョン放送事業者（株式会社オプティキャスト）は、讀賣テレビのデジタル再放送もデジアナ変換による激変緩和措置によるアナログ再放送すら実施していないが、平成20年7月のサービス提供開始以降、徳島県全域で加入者が急増している（資料18）。

同社は、株式会社ひのきの事業地域である北島町、松茂町で平成22年2月から、上板町では平成25年7月からサービス提供を開始しているが、「ひのき業務区域における（株）オプティキャストの契約世帯数推移」（資料18）によれば、平成25年9月時点で2549世帯に達しており、同地域においても契約世帯数を急激に伸ばしてきている。一方、株式会社ひのきの契約世帯数はここ数年減少、横ばい傾向であることから、株式会社ひのきのサービス内容に視聴者が魅力を感じていない、或いは一部の視聴者がひのきからオプティキャストに乗り換えていると考えられる（資料18「ひのき業務区域（北島町、松茂町、上板町）における事業者別契約世帯数推移」参照）。

このように讀賣テレビの放送が（讀賣テレビの同意を得ることなく）再放送されている株式会社ひのきの事業地域においても、讀賣テレビの放送の再

放送をしていない株式会社オプティキャストが躍進していることからしても、読賣テレビの放送の再放送に関する視聴実態や視聴習慣は希薄化しているか、消失しているものといえる。

オ その他

地域住民（受信者）の生活にとって必要不可欠といわれるものには公共的なインフラやライフラインがある。再放送ガイドラインに例示されていないが、地域間の関連性を測る重要な指標としては、このような公共インフラやライフラインと呼ばれるようなものが、地域ごとにどのように構築されて運営されているかを検討することが重要である。

以下、主なものを例示する。

（7）電力供給

電力供給は、関西地域は、関西電力株式会社が電力供給を行っているのに対し、徳島県には、四国電力株式会社が電力供給を行っている。従前より、発電及び送電のインフラは電力会社毎に異なっているが、特に、東日本大震災以降、どの電力会社から電力を供給されているかが市民生活上重大な影響を及ぼすことが顕著となっており、その点から徳島県と関西地域とでは地域間の関連性がないものといえる。

（イ）通信設備

電気通信事業についても、関西地域は、株式会社NTT西日本が電話回線網を供給しているのに対し、徳島県では、株式会社NTT西日本とは別会社である株式会社NTT西日本-四国が電話回線網を供給している。

（ロ）鉄道網

鉄道運送事業においても、JR線の鉄道網は、関西地域では、JR西日本が運営しているが、徳島県ではJR四国が運営している。そのため、JR西日本が発行している電子マネーであるICOCAは、現在では一部で利用は

可能となったもののＪＲ四国管内では利用できない。この点でも徳島県と関西地域では地域間の関連性が希薄といえる。

カ まとめ

このように近畿と上板町との地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る上板町の受信者の利益はわずかである。このように、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、上板町には、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があるとはいえない。

キ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(ア) 株式会社ひのきは「徳島県は海域（鳴門海峡，播磨灘，紀伊水道等）を挟んで、近畿地方足る兵庫県，和歌山県，大阪府と接している。」と主張する（平成２５年１０月２１日付異議申立人準備書面（１）２６頁）。

しかし、地理的に海域を挟んでいれば、隣接しているとは言わないし、海域があれば人・物の交流は大きく分断されるのであって、決して密接な関係にあるとは言えない。

また、株式会社ひのきは「徳島県民で、近畿広域圏に通勤・通学する者は計１２１１名で、他県への通勤。通学者の２割を占めている」と主張する（平成２５年１０月２１日付異議申立人準備書面（１）２６頁）。

しかし、２割というのは決して大きな比率と言えないし、絶対数でみても１２１１名というのは、近畿の経済規模等を考慮すれば数値としては極めて低いといわざるをえない。

さらに、株式会社ひのきは「徳島県は関西(近畿)の２府８県の一員として、関西広域連合（甲２５），近畿ブロック知事会に参加して」と主張する（平成２５年１０月２１日付異議申立人準備書面（１）２６頁）。

しかし、徳島県は近畿圏ではなく、この点の主張は事実と反する。しかも

関西広域連合等に参加していることで文化的に密接な交流がある旨主張するが、政治的な団体に参加しているからといって、文化的に密接な交流があるとは言えない。近畿圏の一員である奈良県でさえ参加していない関西広域連合という政治的な団体に参加しているからと言って近畿圏の一員であるとは到底言えない。

さらに株式会社ひのきは「徳島県産の農産物は、約520億円（販売金額の約50%）が京阪神市場に出荷され、大阪中央卸売市場での全入荷量の4位を占めるなど、両地域には、大きな経済的取引がある」と主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）26頁）。

しかし、徳島県産の農産物が数多く出荷されているのは、京阪神市場が国内有数の消費地だからであって、他の農産物を出荷している県でも同様のことが言え、徳島県に限ったものではない。京阪神市場の全入荷量で1位の北海道と近畿が密接な関係を有していないことから明らかなとおり、農産物の出荷量は密接な関係を有しているかどうかとは関係ないのである。そもそも京阪神市場の規模が大きいので上記出荷額は決して大きいものとはいえない。

(イ) 株式会社ひのきは、その営業区域では、デジタル化後も讀賣テレビ放送の放送がアンテナで良好に受信できていると主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）29頁）。

しかし、甲49号証では3町で各1箇所の測定しかしておらず、この結果をもってアンテナで良好に受信できると結論づけることはできない。むしろ、大臣裁定の審理において総務省が行った「ひのきの業務区域における讀賣テレビ放送（株）の地上デジタル放送波に関するスピルオーバーの状況調査」では、上板町は「電波の状況から、視聴者宅で区域内放送を通常の受信方法で視聴している場合は、ブースターを用いての区域外放送を視聴すること

困難な状況である」とされている。

(ウ) 株式会社ひのきは加入者や地元自治体等も讀賣テレビ放送の再放送を強く要望しており、極めて大きな「受信者の利益」の存在を裏付けていると主張する(平成25年10月21日付異議申立人準備書面(1)29頁～33頁)。

しかし、まず、株式会社ひのきが県民からの激励の手紙と称する甲68号証は、防池組合長の手紙であって、一般視聴者からのものではない。また、そもそも受信者の利益とは、上記のとおり、受信者の具体的な利益が認められることが必要であるところ、自治体等からの要望書では上板町の受信者の具体的な利益を何ら裏付けられるものではない。さらに現在株式会社ひのき以外のケーブルテレビでは協議の結果、デジアナ変換激変緩和措置あるいは一部ではデジアナ変換さえせずデジタル区域外再放送が行われていない状態が継続しているにもかかわらず事業者からも自治体からも要望書や不平不満の声も讀賣テレビには寄せられていないことからすると現在では讀賣テレビ放送の再放送を要望する声は消失したといえる。

(4) 結 論

以上のとおり、上板町において、近畿と上板町との地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る上板町の受信者の利益はわずかである。讀賣テレビの放送の地域性に係る意図も民主主義の根幹を担う表現の自由の一内実であるから、比較衡量をする際には優越的に考慮すべきであるが、仮にその放送の再放送に係る受信者の利益との間で等価値的に比較衡量するとしても、上板町については、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、上板町には、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があるとはいえない。本件裁定も、放送法の関係規定のほか、再放送ガイドラインの各項目に照らし「正当な理由」の有無を判断し、「上板町においては、讀賣

テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない。」と結論付けているが、本件における具体的事実関係の下では、再放送ガイドラインの考え方を重視して判断したとしても、再放送を認める受信者の利益があるとは言えない。

したがって、讀賣テレビが再放送には、同意をしない正当な理由があるのであって、株式会社ひのきの異議申立には理由がないから、本件異議申立は速やかに棄却されるべきである。

3 その他の株式会社ひのきの主張に対する反論

これまで反論したものの他にも株式会社ひのきの主張には、事実反するものや歪曲したものがあるので、最後にまとめて反論を加えておく。

- (1) 株式会社ひのきは「同じ再送信によって、視聴者は、個人ないし共同でアンテナを立てて放送を視聴するのと同様に、有線ケーブルを通じて放送を視聴できる。すなわち、同時再送信の実態は、放送の中継行為に他ならない。」(準備書面2頁)と主張する。

しかし、そもそも個人がアンテナなどを用意して電波をとらえて放送を視聴する行為と、営利事業者が高額な受信施設や伝送設備、放送設備を備え、加入者から対価を取って営利事業として行うケーブルテレビの同時再放送とは、その性格をまったく異にする行為である。性格が全く異なるからこそ電波法や放送法では有線放送事業者に様々な条件を課す許認可制度が採られているのである。

したがって、株式会社ひのきのこの点の主張は失当である。

- (2) 株式会社ひのきは「平成14年7月25日の異議申立人に対する再送信同意に際し讀賣テレビは、『デジタル放送に割り当てられる予定であるUHF

チャンネル14ch～17chをデジタル放送開始に備え空きチャンネルにしておくこと。』との同時条件を付した。・・・これは、・・・デジタル方式移行後も引き続き、異議申立人をして、アナログ放送のときと同様に同放送を再送信させるための措置であった。」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）3頁）と主張する。

しかし、読売テレビがこの同意条件を付した趣旨は、デジタル放送で近畿広域4局に割当られる予定であったUHFチャンネル14～17chを、デジタル放送開始後も株式会社ひのきが何らかの目的で使用継続すると、スピルオーバーが発生した場合に混信が生じる恐れがあることから、予め使わないように注意喚起のために付したものであって、株式会社ひのきに読売テレビのデジタル放送の再放送をさせるために求めたものではない。

したがって、同意を前提に再放送をさせるための措置であったという株式会社ひのきの上記の主張は、事実を歪曲したものである。

（3）株式会社ひのきは「日本テレビ放送網、読売テレビ放送、四国放送は、意思を相通じて、異議申立人の大臣裁定手続を妨害するための措置に出た。すなわち、日本テレビ放送網と読売テレビ放送は、いずれも平成24年11月22日付通知書をもって、突如として、異議申立人に対し、異議申立人が読売テレビ放送の放送を同時再送信していることが、日本テレビ放送網の公衆送信権を侵害する違法な行為であるとして、直ちに同じ再送信を中止すること、書面をもって同じ再送信を行わない旨誓約することを要求するとともに、1週間以内に回答がなければ法的手段を講じる旨一方的に通知してきた。」

（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）7～8頁）と主張する。

しかし、読売テレビが日本テレビ放送と意思を相通じて、株式会社ひのきの大臣裁定手続を妨害するための措置に出た事実はない。そもそも読売テ

レビは、「書面をもって同時再送信を行わない旨誓約することを要求するとともに、1週間以内に回答がなければ法的手段を講じる旨一方的に通知」する通知書など送付していない。

したがって、讀賣テレビが日本テレビと意思を通じて同一日付で同一内容の通知書を同時に株式会社ひのきに送付したとする株式会社ひのきの主張は事実を歪曲したものである。

(4) 株式会社ひのきは「讀賣テレビ放送は、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等を再放送に同意しない『正当な理由』に掲げていたが、本件裁定は、次のとおり、かかる讀賣テレビ放送の主張を完全に排斥している」(平成25年10月21日付異議申立人準備書面(1)10～11頁)「したがって、本件裁定及びそれに先立つ大阪地裁決定によって、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等は再放送に同意しない『正当な理由』に当たらないこと(かえって、四国放送の利益のために、再放送に同意しないことは、公益に反すること)が明らかになったといえる」(平成25年10月21日付異議申立人準備書面(1)11頁)と主張する。

しかし、本件裁定は、「地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、『正当な理由』の判断に関して考慮しない」とする再放送ガイドラインの「正当な理由」の考え方のみを重視するのではなく、「区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が・困難になるなど・、単に経営に影響を与えるにとと・まらず・、当該地域全体の『受信者の利益』を損なうような場合には、『正当な理由』の有無の判断に当たり考慮する余地が・ある。」

(本件裁決20頁第2の7「地元基幹放送事業者(四国放送)の経営基盤との関係について」と判示して、再放送同意制度の解釈としては地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素になるのであって、これを考慮しない再放送ガイドラインの『正当な理由』の考え方のみを重視

することは適切ではないとする讀賣テレビの意見を認容している。したがって、株式会社ひのきの上記主張は、本件裁定の判示を歪曲しており、失当である。

- (5) 株式会社ひのきは「昭和62年7月21日になされた裁定例を皮切りに、本件裁定までに多数の裁定例が蓄積されてきている。それは、いずれも同意裁定であった（申請の取り下げがあった事案を除く）。」と主張する。

しかし、いずれも同意裁定であったとする点は事実と反する。まず、高知のよさこい案件は同意裁定がなされていない。この大臣裁定に対しては異議申立が行われたが、その後異議申立は取り下げられた。また、山口県美祢市の案件も協議が不十分という理由で同意裁定になっていない。

したがって、株式会社ひのきの上記主張は事実と反する。さらにいえば、高知のよさこい案件は株式会社ひのきの代理人弁護士が代理人を務めており、上記の事情を十分知っていることからすれば、上記の株式会社ひのきの虚偽の主張は、意図的になされたものと言え悪質である。

- (6) 株式会社ひのきは「我が国では、東京キー局を中心とする5大放送ネットワークが存在し、ネットワーク内の各局では、ほぼすべてキー局が制作した同一の番組が全国的に放送されている」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）24頁）と主張する。

しかし、ネットワーク所属の各局ではほぼすべてキー局が制作した同一の番組を放送しているとの点は事実と反する。ネットワーク所属の放送局の番組には、キー局が制作した番組であるネット受けの番組の他、自社制作番組と自社が第三者から購入した番組も数多くある。例えば讀賣テレビの場合、平成25年10月期でのネット受けは48.1%であり、自社制作と自社購入を併せた自社編成率は51.9%である。

このように株式会社ひのきの上記主張は事実には反する。

- (7) 株式会社ひのきは「讀賣テレビ放送も、アナログで視聴できた番組が、デジタルで視聴できないのは理屈に合わない不合理であると認めた」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）32頁）と主張する。

しかし、讀賣テレビ放送がアナログで視聴できた番組が、デジタルで視聴できないのは理屈に合わない不合理であると認めたという事実はない。

- (8) 株式会社ひのきは「放送事業者（有線放送事業者を含む）は、その放送地域において同じ番組を放送するのであるから、複数の市町村を対象とする放送事業者において、放送地域を更に区切った市町村単位で放送内容を区別することは、技術的にも経営的にも不可能である。」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）45頁）と主張する。

しかし、複数の市町村を対象とする有線放送事業者において放送地域を区切って市町村単位で放送内容を区別することが不可能というのは事実には反する。ケーブルテレビ放送事業の場合、個別世帯ごとに有線で放送内容を伝送する仕組みになっており、従って契約も個別世帯ごとになされ、契約加入して料金を支払っている個別世帯だけが有線を引き込んで伝送されてきた放送番組を視聴できるのである。このような仕組みであることからすると、個別世帯単位より大きな単位で放送内容を区別することが不可能であるとは到底言えない。

したがって、株式会社ひのきの上記主張は事実には反する。

第5 結語

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

以 上

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

添付資料一覧

1. 資料 1 金澤薫著『放送法逐条解説（改訂版）』81～83頁, 360～367頁
2. 資料 2 塩野宏著『放送法制の課題』151～175頁, 187～212頁
3. 資料 3 鈴木秀美・山田健太・砂川浩慶＝編著『放送法を読みとく』130～133頁
4. 資料 4-1 第104回国会衆議院通信委員会会議事録第10号昭和61年4月23日
5. 資料 4-2 第104回国会参議院通信委員会会議事録第10号昭和61年5月13日
6. 資料 5-1 「ケーブルテレビの現状」（平成24年12月総務省情報流通行政局地域放送推進室作成）
7. 資料 5-2 「ケーブルテレビの普及推移」（総務省四国総合通信局ホームページ「統計資料」）
8. 資料 6 「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」
9. 資料 7 東京地判平成21年4月14日（判例タイムズ1305号183頁）
10. 資料 8 非常災害放送マニュアル
11. 資料 9 徳島新聞ラジオ・テレビ欄
12. 資料 10-1 朝日新聞・大阪本社版の広告掲載エリア
13. 資料 10-2 読売新聞広告掲載エリア
14. 資料 11 国土交通省・第5回全国幹線旅客流動データ（2010年 H22）
15. 資料 12 「常住地における就業者数, 通学者数（H22年国勢調査）」,

「松茂町，北島町，上板町を従業地・通学地とする者の常住地
(H22年国勢調査)」

16. 資料 13 豊田哲也「徳島県における小売業と購買行動の変化－明石海峡
大橋開通のインパクト」
17. 資料 14 徳島県・(財)徳島産業振興機構が平成14年3月に公表した「『中
小小売店支援のための1万人アンケート』調査結果報告書」
18. 資料 15 読賣テレビ作成「読賣テレビ放送・放送電波の徳島県における
スピルオーバーの検討」
19. 資料 16 総務省・関東総合通信局HP「電波の異常伝搬によるテレビの
受信障害」
20. 資料 17 「ひのき業務区域（北島，松茂町）における（株）オプティキ
ヤストの契約世帯数推移」

以 上



平成25年8月28日付け付議第1号事件



準備書面(2)

平成26年5月21日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参 加 人

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 望月 規夫

同 代 理 人

〒530-0017 大阪市北区角田町8-1

梅田阪急ビルオフィスタワー34階

電話番号 06-6311-8800

FAX

弁護士	岩	井	泉
同	やっ	い	健
同	谷	井	健
	せ		一
	關		一

電波監理審議会の審理における準備書面を提出します。

今般、これまでの審理を踏まえ、平成26年1月31日付参加人準備書面(1)の主張を再検討し、参加人の主張を整理し直しましたので、次のとおり、再提出します。

目 次

- 第 1 はじめに
- 第 2 本件裁定の判断構造
- 第 3 異議申立人株式会社ひのきの異議理由の概要
- 第 4 参加人讀賣テレビ放送株式会社の意見
 - 1 概要
 - 2 放送法第 144 条第 3 項の解釈について
 - (1) 「正当な理由」の解釈
 - ア 総論
 - イ 再放送ガイドラインの位置づけ
 - ウ 放送法第 11 条の再放送同意制度
 - (ア) 制度趣旨
 - (イ) 放送事業者の利益保護（憲法上保障された放送の自由）
 - (ウ) 放送秩序の維持
 - i) 放送秩序及び地上テレビジョン放送の制度的基盤を維持すべきこと
 - ii) 地元基幹放送事業者の経営基盤確保の必要性
 - (エ) 小括
 - エ 制約根拠
 - (ア) 大臣裁定制度の趣旨
 - (イ) 制限的に解釈すべきであること
 - (ウ) 立法事実の変化
 - i) 有線テレビジョン事業の揺籃期は過去のものであること
 - ii) デジタル化・ネットワーク化の進展
 - iii) 小括
 - (エ) 受信者の利益

オ 「正当な理由」の判断基準

(2) 結論

2 具体的な利益衡量について

(1) 概要

(2) 讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害

ア 区域外再放送により発生するトラブル・問題

(ア) 業務協定や契約によって形成されている権利関係の毀損・侵害
に関するトラブル

(イ) CMに関するトラブル

(ウ) 想定外のリスク負担やコンプライアンス上の問題

(エ) 小括

イ 本件裁定の評価

ウ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(3) 地域間の関連性に係る受信者の利益

ア 通勤・通学等人の移動状況

イ 両地域間の経済的取引状況

ウ 電波のスピルオーバーの状況

エ 再放送に関する視聴実態、視聴習慣

オ その他

カ まとめ

キ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(4) 結論

3 その他の株式会社ひのきの主張に対する反論

第5 結語

本 文

第1 はじめに

本件異議申立手続きは、平成25年7月23日付総情域第45号で総務大臣が行った裁定（以下「本件裁定」という。）のうち、同意をすべき旨の裁定をしなかった徳島県板野郡上板町の区域に係る部分のみを対象として異議申立がなされたものであるから、取消変更されうる範囲は当然上記範囲に限られる。

しかしながら、本件の争点は、放送法第144条第3項の「正当な理由」の有無であり、上板町の区域に係る個別事項に限定されることなく、本件裁定が上板町の区域に係る部分の結論を導くに当たって前提とした「正当な理由」の解釈適用の当否も、当然、本件異議申立手続において審理されるべきものである。異議申立人株式会社ひのき（以下「株式会社ひのき」という。）も、異議申立の理由として本件裁定の上板町の区域に係る個別の認定判断だけを問題として取り上げるのではなく、本件裁定が上板町の区域に係る部分の結論を導くに当たって前提とした「正当な理由」の解釈適用についても問題として取り上げている。

そこで、参加人も、上板町の区域に係る個別事項に関する意見に限定して述べるのではなく、大前提である放送法第144条第3項の解釈についての意見を述べ、それと併せて同条項を適用した本件個別事項に関する意見を述べる。

もう1点、手続き上の問題について指摘しておく、株式会社ひのきは、過去の裁定例及び別件の異議申立手続きにおける審理官の意見書を書証として提出し主張の中でも引用しているが、これらは、いずれも本件とは全く関連性がないから、証拠調べの必要性がなく、証拠採用すべきではない。なぜなら、そもそも過去の裁定例には、法的にも事實的にも先例拘束性はない。また、当事者も対象とする社会的事実も全く異なる事案の過去の裁

定例には、証拠としても本件との間に全く関連性がなく、証拠として最低限の証明力もないからである。ましてや当事者も異なる別件での審理官の意見書は、行政庁として公にされたものでもなく、なおいっそう本件との間に関連性がなく、証明力が全く認められないからである。

第2 本件裁定の判断構造

平成25年7月23日付総情域第45号で総務大臣が行った本件裁定の判断構造は、以下のとおりである。

① 基本的な考え方

本件裁定は、ケーブルテレビによる再放送のうち、「区域外再放送については、放送法第91条に基づく基幹放送普及計画において地上基幹放送の放送対象地域は各県の区域を原則とするものであること、また、地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望に応えることにより地上基幹放送に関する当該社会の要望を充足することが基本的事項として規定されていること等に鑑み、受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められない場合に、再放送に係る同意を行わない『正当な理由』があるものとするのが適当である」（本件裁定14～15頁）として、例外的に受信者の具体的な利益が認められない限り、原則的に再放送に係る同意を行わない正当な理由が具備されていると考えるべきとの放送法144条第3項の「正当な理由」の解釈適用に関する基本的な考え方を示した。

② 受信者の具体的な利益の必要性

また、本件裁定は「区域外再放送に係る同意につき判断するに当たっては、5基準への該当性に加え、受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められるか否かを検討す

ることが必要となる」（本件裁定15頁）として、受信者の利益については具体的に認定判断されることが必要であるとした。

③ 受信者の利益の判断方法・判断要素

そして、「再放送ガイドラインにおいて、区域外再放送は、地上基幹放送事業者の『放送の地域性に係る意図』の侵害の程度が、再放送に係る『受信者の利益』の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあると言えない場合に、再放送に係る同意をしないことの『正当な理由』があると言えるとしているとともに、『受信者の利益』を評価するための考慮事項として、地域間における通勤・通学等人の移動状況、電波のスピルオーバーの状況等の項目を掲げている」ところ、本件裁定は「これらの再放送ガイドラインの規定を妥当なものであると認め、放送法の関係規定のほか、再放送ガイドラインの各項目に照らし、『正当な理由』の有無を判断する」（本件裁定15頁）とした。

④ 放送の地域性に係る意図の侵害の程度

そして、「再放送ガイドラインでは、『放送の地域性に係る意図の侵害』の判断に当たり、侵害の具体的内容を説明することは求めている」ことも考え合わせ、本件では「再放送ガイドラインに従えば 読賣テレビの『放送の地域性に係る意図』の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われるすべての事業者について生じうるものであり、・・・，一般的に生じる程度の『放送の地域性に係る意図』の侵害を認めることはできる」（本件裁定16頁）と認定した。

⑤ 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

また、「上板町においても、松茂町及び北島町と同様に読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再放送が行われる場合に一般的に生じる程度に生じると言うべきである。他方、上板町における受信者の利益についてみると、松茂町及び北島町と同様に、読賣テレビの電

波のスピルオーバーの状況については、継続的に良好な受信が可能であるとまでは言えないものの、一定の範囲で受信可能であることがうかがわれる。また、両町と同様に上板町でも、過去の讀賣テレビの放送の視聴実態及び視聴習慣が認められる。しかしながら、上板町と近畿広域圏との間の通勤・通学等の人の移動については極めて少ないと認められ、両地域間の経済的取引も他の2町に比べるとやや少ない。さらに、上板町については、鳴門市とも隣接していない。以上のことから、再放送ガイドラインに規定された項目に関して見ると、上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない」（本件裁定19頁）と認定判断した。

第3 異議申立人株式会社ひのきの異議理由の概要

株式会社ひのきは、本件裁定が放送法第144条第3項の「正当な理由」について上記第2の①、②及び③のように判示したのに対し、下記④及び⑤の批判をして、本件裁定の解釈適用が違法であると主張する。

また、本件裁定が本件で具体的な利益衡量をするに当たって上記第2の④及び⑤のように認定判示したのに対し、下記⑥及び⑦の批判をして、本件裁定の認定判断が誤っていると主張する。

しかしながら、後記第4において詳論するとおり、本件裁定の放送法第144条第3項の解釈は正当であり、これを批判する株式会社ひのきの主張は誤っている。また、これも後記第4において詳論するが、本件の具体的な利益衡量の結果、上板町においては、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできないとした本件裁定の認定は結論において正当であり、これを批判する株式会社ひのきの主張は誤っている。

記

- ④ 放送法144条3項は、有線テレビジョン放送法13条5項と同様に、条文の構造から、総務大臣は、原則として、同意裁定をしなければならない、「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」は、本則に反する例外的な場合であるから、同意裁定の原則を没却しないように限定的に解釈されなければならない。また、かかる例外的な「正当な理由」の主張立証責任は、放送事業者が負うので、放送事業者が明確に主張立証しないにもかかわらず、「正当な理由」の存在を認めることは、有線放送事業者を不利益に取扱うものとして許されない。
- ⑤ 放送法144条3項の「正当な理由」とは、基本的に、放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保を侵害するものとして国会答弁で明示された5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準に準ずる場合が認められる余地があるにすぎないのであって、総務大臣が、裁定における「正当な理由」の判断に際し、再放送ガイドラインのうち、区域外再送信において「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分を新たな基準として用いることは放送法に違反して許されない。
- ⑥ 仮に再放送ガイドラインのうち「放送等の地域性に係る意図」を考慮すべきとした部分を用いるとすれば、5基準や過去の裁定例と整合性を有するように解釈しなければならない。過去の事例からすると放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送などの地域性に係る意図」の侵害の有無を判断するのではなく、その具体的な内容について放送事業者において明確に主張立証させなければならない。
- ⑦ 徳島県は、近畿地方（近畿広域圏）と極めて密接な関係を有しており、視聴の実態に照らし、徳島県で近畿広域圏の放送（讀賣テレビ放送を含む）が再放送されても、「放送などの地域性に係る意図」が侵害される余地はない。また、異議申立人の加入者や地元自治体等は、讀賣テレビ

放送の再放送を強く要望して「受信者の利益」が存在しており、上板町において前者の侵害の程度が受忍限度を超えず、讀賣テレビ放送が同意しない「正当な理由」が認められない。

第4 参加人讀賣テレビ放送株式会社の意見

1 概要

まず、放送法第144条第3項の解釈にあたっては、同条の大臣裁定により制約される放送事業者の再放送同意（放送法第11条）の制度趣旨及び大臣裁定制度の制度趣旨、並びに、立法事実の変化を踏まえるべきであることから、それらについて明らかにしつつ同条項の解釈について意見を述べる。そして、放送法第144条第3項の解釈としては受信者に具体的な利益が認められない限り「正当な理由」があると認められ、具体的な利益の存在が立証されなければ同意裁定の要件を満たさないとした本件裁定の判示（上記第2の①及び②）が正当であり、逆に、「正当な理由」があるのは5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準に準ずる場合が認められる余地があるにすぎないとし、「正当な理由」の主張立証責任も、放送事業者が負うので、放送事業者が明確に主張立証しないかぎり正当な理由は認められないとする株式会社ひのきの解釈（上記第3の④及び⑥）が誤りであることを詳論する。

また、再放送ガイドラインにしたがって放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量をしたとしても、本件における具体的事実関係の下では、少なくとも上板町においては讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできず、その結論において本件裁定の判断（上記第2の④及び⑤）が正当であって、逆に受信者の利益が存在し、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害の程度が受忍限度を超えていないとする

株式会社ひのきの主張が誤りであることを詳論する。

2 放送法第144条第3項の解釈について

(1) 「正当な理由」の解釈

ア 総論

放送法第144条第3項には、「総務大臣は前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」と定められている。この「正当な理由」というのは不確定概念であることから、文理解釈ができず、その文言からはどのような事情があれば「正当な理由」があると認められるのかを判断することができない。

したがって、「正当な理由」については、放送法制の基本構造、大臣裁定制度及びその前提となる再放送同意制度の趣旨・目的及び効果を分析し、どういった事情があれば「正当な理由」があると認められるのかを解釈すべきことになる。

以下、「正当な理由」の解釈について、再放送ガイドラインの位置づけ、再放送同意制度(放送法第11条)及びその制約根拠を踏まえて検討する。

イ 再放送ガイドラインの位置づけ

大臣裁定における「正当な理由」の判断に関しては、総務省が平成20年4月(平成23年7月に一部改訂)、再放送ガイドラインを策定している。

再放送ガイドラインによると「『正当な理由』がある場合の考え方については、再放送同意制度による基幹放送事業者の『番組編集上の意図』の確保と裁定制度による『受信者の利益』の確保との調和を図る観点から以下のとおりとする」として「正当な理由」について

- ① まず、以下の場合については、基本的には「受信者の利益」の内容や程度にかかわらず、常に同意をしないことについての「正当な理由」に該当する。
- ㊦ 放送番組が基幹放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
 - ㊧ 基幹放送事業者の意に反して、異時再放送される場合
 - ㊨ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
 - ㊩ 有線電気通信設備の設置計画が合理的でなく、又は実施が確実でないと認められる等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - ㊪ 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再放送が期待できない場合
- ② 次に、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」が害される場合には、それは①の場合に比べて保護すべき必要性は相対的に低いとして、その侵害の程度が、その地上基幹放送の再放送に係る「受信者の利益」（「地域間における人・物等の交流状況〔・通勤・通学等人の移動状況、・両地域間の経済的取引状況、・電波のスピルオーバーの状況、等〕」を基本としつつ、「その他地域間の関連性を示す要素〔・両地域の関係を巡る歴史的経緯、・再放送に関する視聴実態、視聴習慣、等〕」も併せて、地域間の関連性に係る受信者の利益）の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあるといえない場合には、同意しないことの「正当な理由」があるとしている。
- ③ そして、地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、地上基幹放送

に対する国民の信頼を確保するための基幹放送事業者の「番組編集上の意図」の保護や「受信者の利益」の保護と放送法上の制度的関連性を有するものでないため、地元同意の有無を含め、こうした事項については「正当な理由」の判断に関して考慮しないとしている。

このように総務大臣は、裁量決定である大臣裁定に関して、裁量権の公正な行使の確保、平等取り扱いの原則、相手方の信頼保護といった要請から、裁量権行使の内部的基準である再放送ガイドラインを設定し公表している。

ウ 放送法第11条の再放送同意制度

(7) 制度趣旨

再放送ガイドラインでは、放送法第11条の再放送同意制度の意義について「放送事業者の『番組編集上の意図』を保護することを放送法上明らかにしたものである。」として、再放送同意制度の意義について、放送事業者の「番組編集上の意図」の保護をその趣旨とすると捉えている。

もともと、放送法第11条の趣旨については、「本条は、放送事業者が他の放送事業者の放送番組の放送を受信して再放送する場合、・・・放送事業者の番組編集の意図を害し、歪曲する可能性があるとの理由から、このようなことが生じないように当該放送事業者の同意を得なければならないとしたものである。」「本法は放送秩序の維持、放送番組編集権に対する侵害の排除の視点からの規律であ」と説明されている（金澤薫「放送法逐条解説（改訂版）82頁」・丙1）。

この点については、同意裁定制度が導入された旧有テレ法改正の立法過程で、参議院逋信委員会において、政府委員により、同意条項の趣旨に関し「CATVによる再送信という行為によりまして、放送事業者の放送の意図がその意に反して害される、または歪曲されるというような事態を防

止しまして放送秩序の維持を図ることが趣旨でございます。」と明言されているところである（第104回国会参議院通信委員会議事録第十号昭和61年5月13日・丙4-2）。

さらに詳しく見ると、放送法における再放送同意制度の立法趣旨については、同意条項に関する国会での審議過程及び（行政）解釈的文献を辿り立法理由を明らかにしたうえで、「その立法趣旨については、必ずしも意見の一致を見ていないところがある。再言するならば、同意制度が、放送事業者の利益保護を第1の目的とする見解—この筋からは、その法技術的意義は明確ではないが、当該条項と著作権等の権利の関係が強調される—と、より客観的な放送秩序の維持を第1の目的とする見解—この立場からは、同意制度と著作権法上の制度の違いが強調されるが、その違いが、法技術的に見てどのような点に現れるかは、明らかにされていない—の対立である。」（塩野宏「放送法制の課題」197頁～198頁・丙2）として、どちらを主とするかにつき対立があるものの、番組編集上の意図などの「放送事業者の利益」だけでなく、「放送秩序の維持」も同意制度の立法趣旨であることが客観的資料から明らかにされている。さらに、区域外再放送に関しては「区域外再送信には、2つの異なった利益状況がある。第1に、区域外再送信によって直接発生する原放送事業者の著作隣接権及び原放送事業者の放送に含まれている著作権との関係がある。第2に、区域外再送信により、視聴者を奪われることにより、自己の経営基盤の確保がおびやかされるという地元放送事業者との関係であり、これはひいては、現在の放送秩序に関連する事柄である（仮に、再送信区域が放送区域と一致するほどになれば、放送局の数が再送信のチャンネル数ほど増え、かつ、それは本来、当該区域を対象とする放送ではない）。」（塩野宏「放送法制の課題」164頁・丙2）として、再放送同意制度の制度趣旨について、「放送事業者の利益保護」と「放送秩序の維持」が存在することを前提に

説明されている。

以上によれば、放送法第11条の解釈として、再放送同意制度の趣旨は「放送事業者の利益保護」と「放送秩序の維持」の両方にあることは明らかである。。

(イ) 放送事業者の利益保護（憲法上保障された放送の自由）

再放送ガイドラインでは、番組編集上の意図のうち「放送の地域性に関わる意図」を保護する必要性が相対的に低いとしている。

しかしながら、放送法制における放送事業者の権利の重要な側面として、表現の自由の一環としての放送の自由が挙げられることはいうまでもない（塩野宏「放送法制の課題」187頁・丙2）。また、「再放送の同意制度は、すでに、昭和22年の放送事業法案にみられる。すなわち、同法案の総則には、『放送事業者は、他の放送事業者の放送を、その者の許可を得ないで中継放送し、又は、録音その他の方法により、再生放送をしてはならないこととすること』という規定が用意されていたことが記録されている。その後の放送法制定過程における同意条項の取扱いは、なお審らかでないところがあるが、現在の放送法が法案として国会で審議される以前にも、同意制度が関係者の間で、放送法の内容として取り入れられるべきものと了解されていたことは事実であろう」（塩野宏「放送法制の課題」189頁・丙2）と説明されていることから、再放送同意制度（現放送法第11条）は、わが国の放送法制の基本法である放送法の立法時から規定されているものであり、放送法で具体化された（憲法上放送事業者に保障された）放送の自由の一内実であることは明らかである。

ところで、放送される著作物については、放送事業者を含む著作権者が著作権を享有し、また、放送事業者には、一般的に、その放送について著作隣接権が認められている。しかし、再放送同意制度の「立案関係者の解

説は、『本条は、著作権法についての例外を規定したのではないから、著作権者との関係は著作権法によって規律される。この規定は著作権とは、別個に、再放送をする放送事業者は、その受信する放送の放送事業者の同意を得ることを必要としているのである。従って放送事業者が自ら所有する著作権を使用した放送であっても著作権に関係のない放送事業者の放送についても、その放送事業者の同意を受けなければ、これを受信して再放送することができないのである』と述べている。このように、ここでは、同意権と著作権が関係がないことが明らかにされている」（塩野宏「放送法制の課題」190頁・丙2，なお，金澤薫「放送法逐条解説（改訂版）82頁」・丙1参照）と説明されている。すなわち，放送法上の再放送同意制度は，財産権的な色彩を含む著作権法上の権利とは別に，著作権がない者にも同意権を与え，表現の自由（放送の自由）という憲法上の重要な権利の保障の一内実として，放送事業者の利益を保護したものであることに留意すべきである。

以上のとおり，再放送同意制度における放送事業者の同意権は，憲法上放送事業者に保障された表現の自由（放送の自由）の一内実であることからすると，放送事業者による「放送の地域性に関わる意図」は最大限に尊重されるべきである。

（ウ） 放送秩序の維持

ⅰ）放送秩序及び地上テレビジョン放送の制度的基盤を維持すべきこと

放送は，①電波の有限希少性，②放送の社会的影響力の2点から放送免許制度がとられている。

放送法は，放送が国民に最大限に普及されて，その効用をもたらすことを保障すること等を目的とし，第91条第1項で，基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため，基幹放送普及計画を定めることを，放送の

所管大臣である総務大臣に求めている。基幹放送普及計画では、①基幹放送を国民に最大限普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、②放送の区分、放送の種類による区分、放送対象地域（総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域）、③放送対象地域ごとの放送系の数の目標を、定めることとされている（放送法第91条第2項）。基幹放送普及計画の策定にあたっては、放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情等を勘案することとされている（同条第3項）。そして、基幹放送普及計画に基づき、総務省令である「放送法施行規則」別表第5号で放送の区分（放送対象地域）が定められており、地上テレビジョン放送の場合、県域放送を基本として、関東・中京・近畿のみ広域圏として複数の都府県にまたがるエリアが決められている。また、放送法第92条は、特定地上基幹放送事業者に対し、放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努める責務を定めている。さらに免許手続の電波法関係審査基準では、「地域社会の要望を充足する放送がより多く設けられていること」を要請しており、1週間の放送時間中の「ローカル番組」（出演者、番組内容等から見て、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの）の比率を高めることを要請し、より高い比率を有する者が比較審査においては有利になる仕組みとなっている。以上のとおり、放送法は、「放送秩序」として県域放送を基本とする地域免許制度をとることにより、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること等の実現を図っているのである。

その結果、地上テレビジョン放送については、「視聴者の立場から考えると、①公共放送（NHK）と商業放送（民放）が二元体制で存在しかつ並立している、②全国およそどこでも複数のチャンネルを視聴でき、③しかも無料（民放）もしくは廉価（NHK）であって、④原則として県毎の地域に根ざした情報発信を基礎としつつNHKとともに民放もネットワーク化によりおよそ全国放送が実現している—といった制度的な基盤に立っている。」（鈴木秀美等「放送法を読みとく」130頁・丙3）とされているのである。

つまりは、原則として県毎に、NHKの他にも民放によって、「無料」で、地域に根ざした情報発信がなされるということが地上テレビジョン放送の制度的な基盤なのであり、上記のような「放送秩序」とこのような制度的基盤を維持することが、放送法の大原則となっているのである。したがって、再放送同意制度（放送法第11条）の解釈としても、「放送秩序（及び地上テレビジョン放送の制度的基盤）の維持」という観点から検討が必要不可欠である。

ii) 地元基幹放送事業者の経営基盤確保の必要性

上記のとおり、再放送同意制度の解釈としては、「放送秩序（及び地上テレビジョン放送の制度的基盤）の維持」という観点から検討が必要不可欠である。そうすると、上記の制度的基盤を支える地元基幹放送事業者の経営基盤の確保というのも、地上テレビジョン放送の放送秩序維持のためには不可欠な要素となる。

このことは、放送法が「基幹放送が日常生活に必要な情報の提供、民主主義の健全な発達等にとって極めて有用なものであることに鑑み、これが安定的かつ継続的に提供され、その業務が適切に行われる必要がある」として、法93条第1項第2号で、基幹放送事業者の認定要件として、『経

理的な事業遂行能力』を挙げていること、電波法関係審査基準でも「事業計画に記載された計画を確実に実施するための資金計画等経理的基礎が、より確実であること」が要請されていることから明らかである。

さらに、同意裁定制度が導入された旧有テレ法改正の立法過程では、参議院通信委員会において、政府委員により「CATVによります区域外再送信が民放の経営に与える影響ということでございますが、少なくとも現状に関する限り、CATVの規模等から考えまして実質的にそういった経営のダメージということはないものと考えております。また、このCATVを設置いたしますには多額の資金を要しますばかりでなくて、計画から建設まで相当期間がかかりますので、そういった経営にダメージを与えるというような状況が近い将来において急に変わっていくというようなことではないものと見ております。」との見解が表明されている（第104回国会参議院通信委員会議事録第十号昭和61年5月13日・丙4-2）。すなわち、（再放送同意制度の例外となる）同意裁定制度の導入にあたっては、当時の有線放送事業者の規模やその発展の可能性を前提にして、近い将来地元基幹放送事業者に生ずる不利益は少ないとの判断がなされているのであって、まさに地元基幹放送事業者の利益が考慮要素となっていたのである。

したがって、再放送同意制度の解釈としては、地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素になる。

この点、本件裁定でも「区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続が困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとどまらず、当該地域全体の『受信者の利益』を損なうような場合には、『正当な理由』の有無の判断に当たり考慮する余地がある」（本件裁定20頁）として、放送秩序の維持により保護される受信者利益の観点からも区域外再放送の弊害を排除して地元基幹放送事業者の経営基盤の確保することの

重要性を確認している。

(I) 小 括

以上のとおり、再放送同意制度の制度趣旨は、憲法上保障された放送事業者の表現の自由（放送の自由）を保護すると共に地域免許制を前提とした放送秩序の維持である。そして、再放送同意制度の制度趣旨が上記の2点であることからすれば、表現の自由（放送の自由）の保護の観点からは、番組編集上の意図のうちの放送の地域性にかかる意図についても憲法上保障された放送の自由の内実として、他の放送の自由の内実と等しく保護する必要性が高いことは明らかであるし、また、放送秩序維持の観点から再放送同意制度（その制約としての大臣裁定制度）が十分に検討されることが不可欠となる。そして、地域免許制度の下では、受信者の利益確保のため、県毎に、NHKの他に、無料で、当該地域全域において、あまねく受信できる放送をする民放の存在は不可欠であり、それゆえ、その地元基幹放送事業者の経営基盤の確保もまた放送秩序の維持には不可欠である。

以上のような再放送同意制度の趣旨・目的に鑑みれば、再放送ガイドラインの基準に則って「正当な理由」の有無を判断する際には、再放送同意制度で保護されている放送事業者の権利と放送秩序の維持（それを支える地元基幹放送事業者の経営基盤の確保）を十分に考慮し尊重すべき必要がある。

エ 制約根拠

(7) 大臣裁定制度の趣旨

放送法第144条は、再放送同意制度の例外として総務大臣による裁定制度を定めている。この大臣裁定制度では、基幹放送事業者が再放送に係る同意をしないことにつき「正当な理由」が認められない限り、総務大臣

は法的拘束力を伴う同意裁定を下す仕組みがとられており、放送法第11条で認められる放送事業者の再放送に関する意図（再放送不同意）を制約することになるが、その趣旨については、「受信者の利益を保護し、ひいては、放送の健全な発達を図ることを目的としているものである。」（金澤薫「放送法逐条解説（改訂版）」361頁・丙1）とされている。本条は、旧有テレ法の裁定制度が平成22年改正により放送法に引き継がれたものであるが、旧有テレ法の裁定制度の目的については「再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、『受信者の利益』を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである」とされていた（金澤薫「放送法逐条解説（改訂版）」361頁・丙1）。

したがって、現行の大臣裁定制度の趣旨は、「有線テレビジョン放送」のみの健全な発達が考慮されるべきではないという点を除けば、基本的には旧有テレ法における大臣裁定制度の趣旨と同じであるから、以下ではこれを前提として検討する。

（イ） 制限的に解釈すべきであること

上記のとおり放送法11条の再放送同意制度は、憲法上保障された放送事業者の表現の自由（放送の自由）を保護したものであるから、大臣裁定制度は、憲法上の表現の自由に対して行政庁である総務大臣が重大な制限を課す制度である。

したがって、憲法上保障された、特に、民主主義の根幹を担う重要な表現の自由を尊重する観点から、行政権の権限発動要件である「放送事業者の再放送不同意につき『正当な理由』がないこと」の解釈は制限的に行われるべきであり（少なくとも、放送事業者の放送の自由の制約根拠である「受信者の利益」が具体的事実かつ具体的・客観的データによって裏付け

られている必要がある)、総務大臣は権限の発動については謙抑的に行使すべきである。

(ウ) 立法事実の変化

i) 有線テレビジョン事業の揺籃期は過去のものであること

大臣裁定制度は、まだ営利事業として立ち上げ段階にあった「有線テレビジョン放送の健全な発展を図ること」を前提として制定されたものであった。また、大臣裁定制度は、再放送同意制度の制度趣旨である「放送秩序の維持」に対して影響を与えないという前提で導入されたものであった。これらの点については、大臣裁定制度が導入された立法過程の議論からも明らかである。すなわち、「第104回国会衆議院逓信委員会議事録第10号昭和61年4月23日」(丙4-1)によれば、国務大臣(郵政大臣)が「・・・現実というものを考えて、CATVがまだ発展過程で、ほんの小さいものですから、そういうような組織に対してやむを得ずという制度を導入するならば、これはもうやむを得ないんじゃないだろうかという印象は受けております。そういうことをご審議を願っておる、こういうぐあいに私は考えておる次第でございます。」と答弁し、政府委員が「・・・放送区域を越えてCATV側が再送信をいたしますとチャンネルプランが形骸化するのではないか、こういうご指摘でございますけれども、CATVのカバーする世帯数というのは、何分にもまだ非常にわずかでございますので、こういった形骸化ということは実際上は起こっていないし、また、近い将来を見ますと、このCATVの世帯数の急速な増加ということもそう急には起こらないと考えますので、形骸化ということがすぐに問題になるとは考えておりません。」と答弁しているのである(第104回国会衆議院逓信委員会議事録第十号昭和61年4月23日・丙4-1)。

しかしながら、今日では有線テレビジョン放送事業も営利事業として確

固たる基盤を築いて大規模化が進んでおり（総務省作成「ケーブルテレビの現状」・丙5-1，総務省四国総合通信局作成統計資料「ケーブルテレビの普及推移」・丙5-2），基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を侵害してまで過剰な保護を与える必要がない状況となっている。すなわち，大臣裁定制度が導入された昭和61年当時，有線テレビジョン放送の加入世帯数は約34万世帯，普及率は0.9%であったのに対し，平成24年度末の加入世帯数は約2865万世帯（昭和61年度末の84倍），普及率は52.9%に及んでいる。特に徳島県においては，平成24年度末の加入世帯数は29万1528世帯，普及率は90.0%と全国平均に比べても断然高い状況にある。

また，有線テレビジョン放送事業者（ただし，自主放送を行う事業者に限る）全体の経営状況については，平成14年度末から完全に黒字化し，平成24年度末においては，営業収益4930億円，営業費用4474億円，営業利益456億円（前年比108.6%）となっている。

ii) デジタル化・ネットワーク化の進展

他方で，社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い，放送を含むコンテンツ等を取り巻く環境が急激に変化してきた（デジタル化によって高質化，大容量化，複製の容易化が進み，他方で違法複製されたコンテンツがネット上にあふれるなど，著作物等の違法利用が常態化する一方で，違法利用全体の補足，摘発が現実的には難しく，著作権，とりわけネット上の利用にかかる権利〔複製権，公衆送信権など〕の実効性の低下が強く指摘される事態となってきた）。それに対応しデジタルコンテンツの流通促進のために著作権法などが改正され法整備が進められてきた。放送法の分野においても地上デジタル放送への完全移行を控え，デジタル地上放送時代における再放送のあり方を整理する必要に迫られ，日本ケーブルテレビ連盟と民放連との間

で、再放送ガイドライン及び地域毎の具体的事情を踏まえて、平成22年(2010年)3月まで意見交換が行われた。この意見交換では、日本ケーブルテレビ連盟と民放連とがいわゆる「民一民」の協議による区域外再放送問題の早期解決に向けた取組みを行っていくことになり、全国の数多くの問題の状況把握や整理などが集中的に行われ、その過程において、「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」(丙6)とのタイトルの合意書が両連盟間で取り交わされた。同合意書では「地上テレビ放送が放送法および放送普及基本計画に基づく地域免許制度(広域放送と県域放送)の下で行われていることを尊重し、有線放送による放送の再送信も、これに則って行われることが原則である」(地域免許制度の尊重)、「有線テレビジョン放送法が定める『再送信同意制度』に基づき、ケーブルテレビ事業者は、再送信を行う場合には区域内外を問わず同意手続きをとることが、引き続き適当であるとする」(再送信同意制度の維持)、「地上民放事業者はそれぞれが提供する放送番組の著作権、著作隣接権を有しており、ケーブルテレビ事業者が区域内外を問わず再送信同意を求める場合には、この点にも十分留意する必要がある」(著作権・著作隣接権の尊重)、「違法再送信を解消することが必要とされることは当然であり早期解消に努力する。重大な法令違反、契約違反があった場合は同意が取り消され、その後の同意がなされないことは当然である。こうした不正常な再送信を一掃するため、国には今後も適切な措置を要望する」(違法再送信の解消)、「協議には、双方とも法令を遵守し、誠意を持って臨むことは当然である」といったことが基本事項として合意されている。実際にも、徳島県内にはアナログ放送では株式会社ひのきと同様に讀賣テレビの再放送を実施してきた多数のケーブルテレビ事業者が存在するが、上記両連盟間の合意書のとおり、誠実に協議を行い、讀賣テレビの不同意の意向を尊重している。讀賣テレビと誠実に協議せず、讀賣テレビの不同意の意向を無視して、地上デジタル放送の違法再

放送を行っているケーブルテレビ事業者は株式会社ひのき以外には1者もない状態である。

iii) 小 括

以上のように大臣裁定制度を取り巻く社会環境や状況は変化しているものである。

したがって、「正当な理由」の解釈にあたってもこのような立法事実の変化を十分に考慮すべきであり、また、総務大臣としては、このような立法事実の変化を反映させて、可及的に、再放送同意制度（放送法第11条）を基本原則とする放送法制の中において、放送事業者の同意権を制限するという意味で例外的措置であるといえる大臣裁定の発動は抑制すべきなのである。

(I) 受信者の利益

大臣裁定制度は、「受信者の利益」を図ることを趣旨とした同意制度の例外的措置であるとされている。

この「受信者の利益」に関しては、再放送ガイドラインは、再放送される地上基幹放送を視聴することによって得られる受信者の利益とは、「具体的には、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できることである」と捉えて、区域外再放送が基幹放送事業者の放送の地域性に係る意図を害する場合には、①地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、②その他地域間の関連性を示す要素も併せて、地域間の関連性に係る受信者の利益に配慮して「正当な理由」の有無を判断すべきであるとしている。

ところで地域免許制度の下では、地域に根ざした情報発信を、当該地域の地元基幹放送事業者が放送することとされており、放送対象地域の受信者の生活等に必要な地域情報は、地元基幹放送事業者によって十分提供される体制となっている。もし、ある放送対象地域の住民の多くが近隣の都道府県な

どに通勤・通学等しており、近隣の都道府県などの地域情報が必要であれば、当然に地元基幹放送事業者は、放送対象地域の住民にとって必要な地域情報として放送して、当該放送地域内の情報に加えて、近隣の都道府県等の地域情報も受信者に提供しているのが実態なのである。

そこで、実態に即して、大臣裁定制度が保護する「受信者の利益」の具体的内容を考えると、区域外再放送によって得られる受信者の利益とは、区域外再放送によってしか取得できない受信者の生活等に必要な地域情報（以下「区域外特有情報」という。）の取得ということになる。この「受信者の利益」（区域外特有情報）の有無の判断についても、具体的事実（具体的客観的データ）によって裏付けられている必要があることは再放送同意制度の趣旨からして当然であるが、その判断に際しては、住民にとって必要な地域情報か否かを判断する「地域間における人・物等の交流状況、地域間の関連性を示す要素」だけでなく、区域外再放送によってしか取得できないか否かを判断する「地元基幹放送事業者による情報発信・情報提供の有無」、つまり「番組の同調率」も考慮すべきことになる。

このように考えると、地元基幹放送事業者によって近隣の都道府県の地域情報が提供され、また、全国ネットワーク番組も数多く放送されている現状においては、区域外再放送によってしか取得できない受信者の生活等に必要な地域情報というものはほとんど想定できず、あったとしてもそのような情報の需要者は、ごく少数に限られると考えられる。仮にそのような情報需要者がいたとしても、そのような情報を、基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を制約するものとして、同意制度の例外的措置である区域外再放送という手段を通じて当該情報需要者に取得させなくても、インターネットや携帯電話等が普及するなど情報収集手段が多様化している今日、基幹放送事業者の表現の自由や放送秩序の維持を制限することのない代替手段により情報を取得することは十分に可能である。

さらに上板町について言えば、讀賣テレビと同じ近畿広域圏をエリアとする毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送だけでなく、テレビ大阪（大阪府を放送対象地域とする県域局）、サンテレビ（兵庫県を放送対象地域とする県域局）、テレビ和歌山（和歌山県を放送対象地域とする県域局）も加えて6つの近畿地方のテレビが区域外再放送されており、讀賣テレビという特定チャンネル（以下「特定チャンネル」という。）でしか取得できない情報は極めて少なく、なおさらである。

オ 「正当な理由」の判断基準

大臣裁定制度は、上記のとおり、再放送同意制度（放送法第11条）で保護されている放送事業者の利益（憲法上の表現の自由）及び放送秩序の維持を、地元の受信者が区域外再放送（上板町では特定チャンネル）でなければ取得できない生活等に必要な地域情報を取得させる必要（受信者の利益）から制限するものである。したがって、放送法第144条3項の「正当な理由」がないことの解釈に当たっては、放送事業者の放送の意図及び既存の放送秩序の維持を重視しながら、もちろん、放送秩序を支えている地元の基幹放送事業者の経営への影響も考慮して、受信者に区域外再放送（上板町では特定チャンネル）によってしか得られない生活等に必要な地域情報を取得させる等やむにやまれぬ事情がない限りは表現の自由の制約根拠である「受信者の利益」があるとは認めず、「同意をしないことにつき正当な理由がある」（放送法第144条3項）と判断すべきであるし、少なくとも、「受信者の利益」があると認定するためには、それを基礎づける具体的事実及び具体的・客観的データが明示される必要がある。

（2）結 論

以上のとおり、放送法144条3項の「正当な理由」の法的解釈としては

「受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められない場合に、再放送に係る同意を行わない『正当な理由』があるものとするのが適当である」とする本件裁定の判断が正当であり、「正当な理由」があるのは5基準のいずれかを満たす場合に限られ、例外的に、5基準に準ずる場合が認められる余地があるにすぎないとする株式会社ひのきの解釈は誤りである（上記第3の㊸）。また、区域外再放送に係る同意につき判断するに当たっては、「上記の5基準への該当性に加え、このような具体的な利益が認められるか否かを検討することが必要となる」として上記の具体的な利益の存在が立証されなければ同意裁定の要件事実を満たさないとした本件裁定の判断は正当であり、他方で「正当な理由」の主張立証責任は、放送事業者が負うので、放送事業者が明確に主張立証しないかぎり正当な理由は認められないとする株式会社ひのきの解釈は誤りである（上記第3の㊹）。

2 具体的な利益衡量について

（1）概 要

本件裁定は、地域間における人・物等の交流状況、地域間の経済的取引状況、電波のスピルオーバーの状況、その他地域間の関連性を示す要素について、詳細かつ具体的な事実認定を行っている。このような本件における具体的事実関係の下では、再放送ガイドラインの基準に基づいて判断すれば、少なくとも上板町においては讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできず、その点で本件裁定の判示する結論（上記第2の㊴及び㊵）は正当である。そして、本件裁定のこの部分の判示を批判する株式会社ひのきの上記第3の㊸及び㊹の批判は、失当である。

以下、詳述する。

(2) 讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害

ア 区域外再放送により発生するトラブル・問題

讀賣テレビは、次のようなトラブルや問題を惹き起こすことから、自らの放送対象地域以外で再放送されたくないという放送の地域性に係る意図を有しているが、同意裁定により区域外再放送が認められれば、讀賣テレビの放送の意図を大きく害することになる。このような讀賣テレビの放送の意図に対する侵害は、とりもなおさず讀賣テレビの表現の自由（放送の自由）の侵害にほかならない。

(7) 業務協定や契約によって形成されている権利関係の毀損・侵害に関するトラブル

それぞれの基幹放送事業者は、業務協定や番組販売契約などに基づき、ネットワークに所属する基幹放送事業者の個々の製作著作物を放送する権利を有しているが、上記業務協定等の締結にあたって、必要な個々の番組の著作権・著作隣接権も処理を行っている。例えば、日本テレビの製作著作番組を近畿で放送する権利は、通常、讀賣テレビのみが保有し、徳島県で放送する権利は四国放送のみが保有し、讀賣テレビは徳島県では放送することはできない。したがって、讀賣テレビの番組が区域外再放送されることになれば、このような業務協定や契約に基づいて形成された権利関係を結果的に毀損・侵害することになってしまう。

そもそも、再放送同意制度を定める放送法第11条については、「本条は著作権法の特例を規定したものではないことから、著作権等に関する権利義務関係は著作権法によって規律される。本法は、放送秩序の維持、放送番組編集権に対する侵害の排除の視点からの規律であり、著作権法のように著作者の権利を保護し、文化の発展を図る視点からの規律

とはその目的を異にする、このため再放送について両法が適用されることは当然のことである」（金澤薫「放送法逐条解説（改訂版）」82頁・丙1）と説明されている。したがって、再放送同意制度の例外的措置である放送法第144条の総務大臣の同意裁定が下ったとしても、放送法第144条第3項により放送法上の再放送同意があったこととなるものの、著作権法上の権利関係には法的拘束力は及ばない。つまり、同意裁定が下ると区域外再放送は放送法上適法になったとしても著作権法上は「許諾があった」という法的効力は生じない。そのため、著作権法上の権利処理がなされないまま同意裁定が下ると讀賣テレビの放送している番組に関して著作権もしくは著作隣接権を有する権利者と株式会社ひのきの間で著作権法上の紛争が起きるおそれが大きく、場合によっては著作権法上の権利者と讀賣テレビとの間にも期せずして紛争を発生させる可能性がある。

しかもデジタル放送の場合、複製によって画質や音質が劣化するアナログ放送とは異なり、高画質・高音質のまま複製可能な番組が広く出回るため、著作権者も権利保護を強化している。そのため、デジタル放送では著作権侵害の問題が深刻化している。

そこで、もともと讀賣テレビは区域外で再放送したくないとの意図を有しているが、デジタル放送に移行してからはなお一層のこと区域外で再放送したくないとの意図を強く有している。

なお、株式会社ひのきは、大阪地裁平成25年5月31日決定（大阪地方裁判所平成24年（ヨ）第20017号 仮処分命令申立事件）を証拠として提出している（甲7）。同決定には多くの事実誤認が見られるが、その点はさておくとしても、同決定では、株式会社ひのきによる番組の有線放送の差し止めを求める仮処分が却下されたに過ぎず（同決定書24頁では、「本件申立てにかかる被保全権利の行使は、債務者が、

総務大臣に対する再送信（再放送）に関する同意をすべき旨の裁定を申請し、その手続中であることから、権利濫用に当たるといふべきである」とされているに過ぎない。）、株式会社ひのきによる有線放送が合法であることが確認されたわけではない。むしろ、このような紛争が発生すること自体が、上述した讀賣テレビが懸念する著作権を巡る紛争発生の可能性のあることを物語っているのである。

(イ) CMに関するトラブル

基本的にCMも番組同様に放送対象地域で放送されることを前提としており、区域外で放送されると、トラブルや損害などを惹き起こしたり、スポンサー企業の意図や利益に反する結果が生じるおそれがある。例えば、特に外国人タレントの場合、出演CMの放送回数や時期などが契約で細かく規定されていることが多く、違反すると基幹放送事業者だけでなく、スポンサー企業や広告代理店までも責任を問われることになってしまう。また、例えば、あるスーパーがセールのためのCMを放送する場合で、徳島県に店舗があるがそこではセールを行わないという場合に、徳島県の視聴者が区域外再放送されたCMを視聴して当該スーパーに出掛けてスーパー側とトラブルになったり、そのことから讀賣テレビとスポンサーとの間でトラブルが発生したりすることになる。さらに、例えば、全国ネットのCMの場合でも放送地域は重要であり、コンビニエンスストアやファミリーレストランのような全国的にチェーン展開する企業の全国ネットCMでは、ある県で店舗が存在しないときには、当該県を放送対象地域とする基幹放送事業者では、スポンサーとの協議によりわざわざ別のCMや公共広告に切り替えることがある。そういった場合に、CMが区域外再放送されてしまうと讀賣テレビとスポンサーとの間でトラブルが発生することになる。このような問題が生じることは、再

放送に関する同意条項をおく旧有線テレ法制定の際にも指摘されている。すなわち、衆議院逡信委員会の旧有テレ法の審議に際して、参考人より「コマーシャルについては、スポンサーの意向により地域の指定がある場合もあって、無断で再送信をするということになれば、たとえば、現在でもスポンサーがその地方に商品を送っていないのにCMが出て、スポンサーに迷惑をかける事態がたまに起ってまいりますから、これが続発するということになるとたいへん混乱を来す。また、地方へ番組を流します場合、スポンサーづきでいわゆるネット番組として送るか、あるいは番組販売として売り渡しておりますが、有線テレビは野放しということになりますと、商業放送というものが成立しなくなるおそれがあります。また、いわゆるチャンネルプランというのも無意味になって、両面から放送界の秩序を乱すということになります」との説明がなされている（塩野宏「放送制度の課題」194頁・丙2）。

以上のとおり、株式会社ひのきにより讀賣テレビの区域外再放送が行われることになると、広告収入等で経営に多大な影響を及ぼすCMに関してトラブルが生じる可能性があるので、讀賣テレビは区域外再放送をしたくないとの意図を有している。

(ウ) 想定外のリスク負担やコンプライアンス上の問題

讀賣テレビのローカル番組の場合、近畿2府4県以外で放送されることを想定して製作されておらず、番組内容、出演者（タレント、一般人）、使用楽曲などもこれを前提にしている。そのため、例えば、近畿のみで放送されることを条件に出演者（一般人も含む）が取材やインタビューに応じるような場合に、区域外再放送されると讀賣テレビとしては予期せず、深刻な人権侵害などを引き起し、コンプライアンス上の問題を抱えることになる。現に、例えば、近時の裁判例には、産業廃棄物収集車

の運転手として稼働していた者が、民放テレビ局が企画及び製作する番組で、全国に生中継されていることを告げられずにインタビューされ無断で顔や作業の様子等を全国に放送されたという事案において、民放テレビ局による肖像権やプライバシーの侵害を認めたものがあるが（東京地判平成21年4月14日判例タイムズ1305号183頁・丙7），同様の問題は、近畿のみで放送されることを条件に取材やインタビューが行われた場合にも生じうるものであり、このような問題は、対象者のプライバシーなどを侵害するのみならず、読売テレビの取材の自由をも侵害する重大なものである。

その他、懸賞広告（懸賞募集広告や景品付き販売など）では、販売促進のため、対象地域、選考方法、応募方法と条件など細かく規定されていたり、エリアによって実施時期が調整されていたりすることがあるが、区域外再放送がなされることにより、販売促進の効果が薄れるなどして、読売テレビとしては予期せず、スポンサー企業との間でトラブルを発生させてしまうおそれもある。このような想定外のリスク負担回避や法令遵守の観点から、読売テレビは、区域外再放送をしたくないという強い意図を有している。

(I) 小 括

以上のようなトラブルや問題を回避するために読売テレビは区域外再放送をしたくないという強い意図を有しているが、同意裁定により区域外再放送が認められれば、この読売テレビの意図を大きく害することになる。また、もし、同意裁定により区域外再放送が認められると読売テレビとしては区域外再放送を想定した番組作りをしなければならないが、それは読売テレビにとって時間的にも、経費的にも大きな負担となる。このような結果をもたらす区域外再放送を強制的に認めるこ

とは讀賣テレビが有する表現の自由に対する重大な侵害となる。

イ 本件裁定の評価

本件裁定は、上記第2の④のように「再放送ガイドラインに従えば、讀賣テレビの『放送の地域性に係る意図』の侵害に係る上述の主張については、区域外再放送が行われる全ての事業者について生じうるものであり、讀賣テレビの『番組編集上の意図』が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、一般的に生じる程度の『放送の地域性に係る意図』の侵害を認めることはできる」と判断しているが、この点の本件裁定の判断は基本的には正当である。なぜなら、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図も民主主義の根幹を担う表現の自由の一内実であるから、そもそも比較衡量をする際には優越的に考慮すべきであるが、仮にその放送の再放送に係る受信者の利益との間で等価値的に比較衡量するとしても、少なくとも一般的に生じる程度の放送の地域性に係る意図の侵害が認められれば足りるとし、個別具体的な侵害が認められなければならないとすべきではないからである。もし、これを個別具体的な侵害が認められなければ（立証できなければ）保護されないとすると憲法上、優越的な地位を有する表現の自由の保障が弱まることは明らかである。

ウ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(ア) 株式会社ひのきは、過去の事例からすると放送対象地域と再放送対象地域との物理的な距離関係をもって「放送などの地域性に係る意図」の侵害の有無を判断するのではなく、その具体的な内容について放送事業者において明確に主張立証させなければならないと主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）25頁参照）（上記第3の批判◎）。

しかし、まず、本件裁定は放送対象地域と区域外再放送エリアとの物理的

な距離関係をもって、「放送などの地域性に係る意図」の侵害の有無を判断しておらず、上記のとおり、区域外再放送されることにより讀賣テレビに放送の地域性に係る意図の侵害が一般的に生じるかどうかを判断しているのであって、全般的な批判である。また、具体的な内容について放送事業者において主張立証させなければならないという点は、上記のとおり、放送法第144条第3項の解釈を誤っており失当である。

(イ) 株式会社ひのきは、甲41号証の「テレビ受信概念図」を基に徳島県では近畿広域圏のテレビ放送、及び近畿の県域のテレビ放送がアンテナで受信され、広く視聴の対象となっており、他方で、近畿広域圏の放送事業者は、係る実態を踏まえて、事実上の放送対象地域に徳島県を含めており、現に、徳島県内の視聴者を念頭に、徳島県の出来事や天気など徳島に関する情報を放送しており、讀賣テレビについてもそれは変わらないと主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）27～28頁）。

しかし、甲41号証の内容は誤っており信用性がない。讀賣テレビをはじめとする広域4局のエリアは法令で近畿2府4県と定められており、実際に放送電波もそのエリア内に極力収まるよう調整されている。ところが、甲41号証のテレビ受信概念図では、例えば、讀賣テレビの電波があたかも図示されたエリアまで幅広くカバーし、西は鳥取県・岡山県・香川県・徳島県、東は三重県全域・愛知県・岐阜県・福井県をも包含しているように図示されているが、これは明らかに誤りである。また、全てのテレビ局の電波がほぼ徳島県全域を包含した形で図示されているが、これも誤りである。

また、讀賣テレビと同じ準キー局である近畿広域テレビ局の毎日放送や朝日放送、関西テレビ放送が徳島県内にそれぞれ支局を持っているのとは異なり、讀賣テレビには、同じ近畿広域の準キー局でありながら徳島県内に支局はなく、ニュースのローカル枠で徳島県に関するニュースを取り上げたこと

は一度もない。讀賣テレビは、そもそも徳島県を放送対象地域としたり、見做したりしていないからである。大雨警報や土砂災害情報が出たとしても徳島県に関するものは取り上げない。例えば、讀賣テレビは非常災害放送マニュアルを策定して大地震に関する緊急放送体制の確立についてルールを決めているが、あくまで対象は近畿2府4県と規定されている（非常災害放送マニュアル・丙8）。天気予報についても予報図が画面には映るが徳島県については取り上げず、徳島県の天気の情報を報道したことはない。天気予報の画面は全国どこでもテレビ局のローカル天気予報の画面に自社放送対象地域を取り巻くエリアがある程度は付随的に表示されるのは一般的なことであり、讀賣テレビでも徳島県だけでなく三重県、福井県そして香川県を表示しているが、これをもって讀賣テレビが放送対象地域としているとは到底いえないのである。

(ウ) 株式会社ひのきは、新聞のテレビ欄では現在でも讀賣テレビ放送の番組表が大きく掲げられ、番組紹介の欄でも讀賣テレビ放送の番組が紹介されている。のみならず、讀賣テレビは徳島県内で発行される新聞に、自社の番組の広告を掲載しており、今も、徳島県を事実上の放送対象地域として重視していると主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）28頁～29頁参照）。

しかし、上記主張は事実と反する。朝日新聞や読売新聞などのいわゆる全国紙では、新聞社のシステム上例えば徳島県などの特定のエリアごとに特化したきめ細かな編集はしておらず、ラジオ・テレビ欄は大阪本社版と同じ構成になっている。そのためラジオ・テレビ欄の番組表の割り付けが大阪本社版と同じレイアウトで讀賣テレビの番組表が上段の右端に置かれている。これに対し徳島県で8割以上の圧倒的なシェアを誇る地元紙の徳島新聞のラジオ・テレビ欄では、讀賣テレビは片隅に小さく追いやられている（徳島新

聞のラジオ・テレビ欄・丙9)。これも現在はデジアナ変換による区域外再放送が複数のケーブルテレビで行われていることに配慮したものに過ぎず、2015年3月末のデジアナ変換の終了とともに徳島新聞のラジオ・テレビ欄から読賣テレビの番組表も消える可能性が高い。また、番組紹介も同様の理由で大阪本社版が使われるために読賣テレビの名前がそのまま使われる。全国紙のラジオ・テレビ欄での番組広告は、大阪本社版と同じ扱いになり、徳島県版のみ外すことができず、甲48号証の場合、近畿2府4県に加え、四国4県と三重県、北陸3県（富山県、石川県、福井県）、中国地方の4県（広島県、島根県、鳥取県、岡山県）に一斉に掲載されることになってしまう（丙10）。つまり、番組紹介などは新聞社のシステム上（編集上）の問題であり、読賣テレビの意思に基づくものではないから、これをもって読賣テレビが徳島県を事実上放送対象地域として重視しているなどとはいえない。そもそも、もし、読賣テレビが徳島県を営業エリアとして重視しているのであれば、新聞広告を打つ場合、地元で8割以上のシェアを持つ徳島新聞に掲載するはずであるが、これまでそのようなことは一度としてない。

(エ) 株式会社ひのきは、読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に関する主張は、過去の裁定例で、既に明確に否定されていると主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）37頁以下）。

しかし、読賣テレビの地域性に係る意図の侵害という事実認定が問題となっているのに全く別の放送事業者の事案の裁定例が証拠となることはありえない。また、事案や状況も全く異なるのであって間接証拠にもならない。さらには、裁定例に先例拘束性もなければ、規範を定立するものでもないのので、過去の裁定例がどのような判断をしていようが本件での判断に対し何らの法的効力もない。

例えば、CMの地域性については、ある企業のCMを扱う場合、その企業

の店舗があるかどうかや営業エリアと明確にみなしているか否かで扱いが異なってくる。CMが放送されるエリアに店舗が存存在しなかったりすればそのエリアだけは別のCMに差し替えるのである。また、例えば、かつてのエディオン・グループのように地域によってストアブランドがミドリ電化（近畿）であったり、デオデオ（中国、四国）であったり、石丸電気（関東）であったりと異なった場合にも対応が必要となる。このようにCMの地域性は実際に認められ、状況が異なる別の事案の過去の裁定例で「正当な理由」が認められなかったからといって何の意味も無いのである。

したがって、株式会社ひのきの主張は失当である。

（３）地域間の関連性に係る受信者の利益

上記のとおり、「受信者の利益」としては受信者にとって自らの生活等に必要な区域外の地域情報を取得する具体的な利益が認められる（立証される）必要がある。

その観点から、国勢調査等の客観的資料に基づいてみれば、近畿地区（讀賣テレビの放送対象地域）と徳島県との間はもとより、特に上板町（株式会社ひのきの加入者の在住地）との間の人・物等の交流状況は、極めて低い。本件裁定が認定するところでは上板町から近畿広域圏への就業者・通学者数の割合は約0.2%あるものの、その人数は10人にとどまり、また、近畿広域圏に常住し同町において就業・通学する者の人数は1人しかおらず、割合としても約0.02%と極めて小さいと評価でき、地域間の関連性が極めて低い状況にある。更に上板町にはこの町を事業エリアとする別の有線放送事業者が存在することから、上板町でのひのきの加入者を対象にすれば通勤や通学等の人の移動上は上記の数字より低くなる。また、買い物等の両地域間の経済的取引状況でも交流は極めて低い。さらに電波

のスピルオーバーの状況としても、電界強度計算ソフトを用いた徳島県域への放送波のスピルオーバーを試算したところでは、上板町では讀賣テレビの放送波が安定的に受信し視聴することは不可能である。このように近畿と上板町との地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る上板町の受信者の利益は極わずかである。このように、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、上板町には、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があるとはいえない（もし、この場合に受信者の利益を認めると、たった数人のために放送事業者の表現の自由を直接制約する大臣裁定の権限を発動する事態となってしまう）。

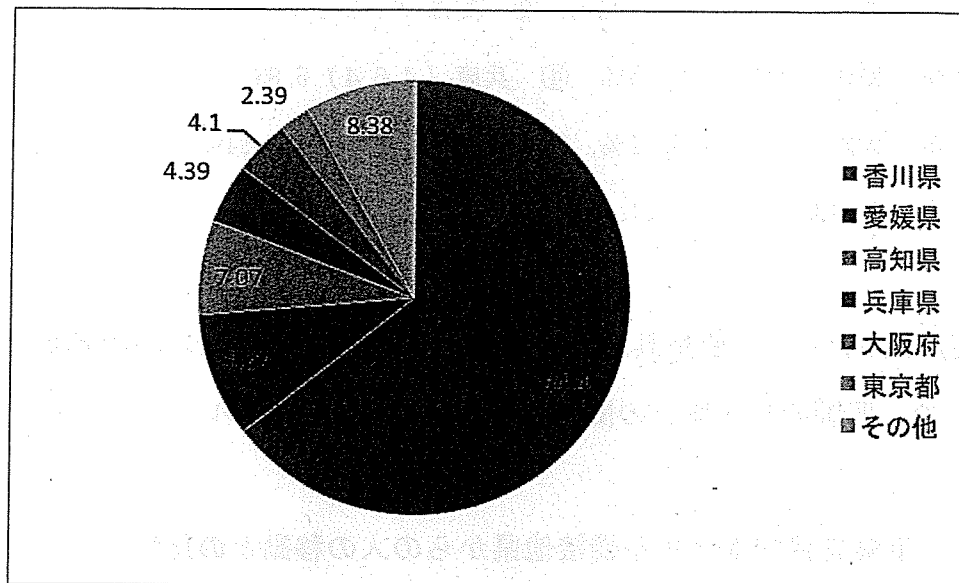
なお、地域間の関連性の有無を議論する際には、出典の信頼性はもとより、資料自体が統計的あるいは科学的な比較検証に耐えうるものであることが必要不可欠である。この観点から、以下ではまず国勢調査のデータを用いた。また、電波の漏れ具合を示すスピルオーバーの状態を検証するために用いたシミュレーションは、地上波デジタル化にあたって全国各地で使われた信頼のおける手法であることを付言しておく。

ア 通勤・通学等人の移動状況

(7) 国土交通省・第5回全国幹線旅客流動データ（2010年 H22）（丙11）

a 徳島県と近畿との間の流動人数

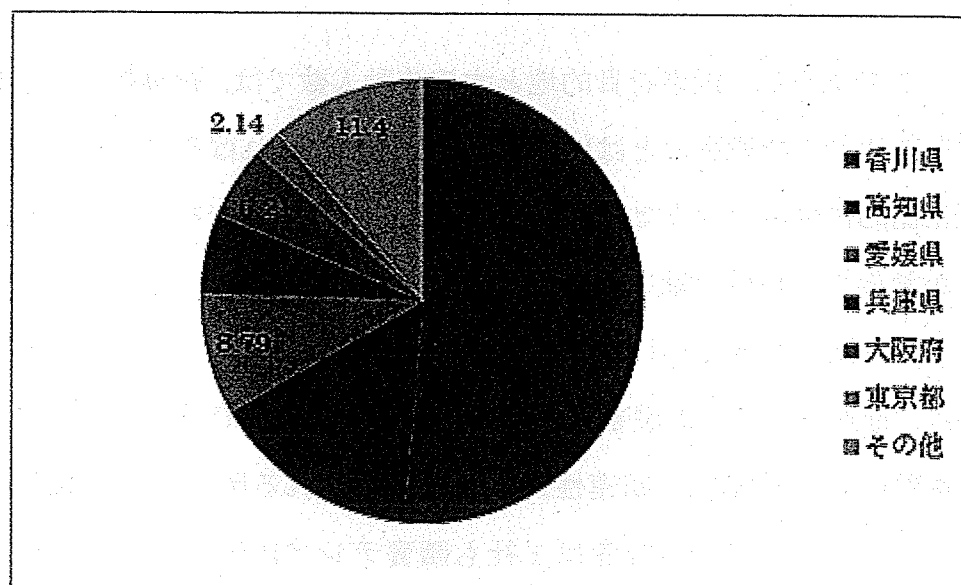
(a) 当該データによると徳島県居住者の交通機関による目的地別の流動人数の上位地域は以下のとおりである。



【全交通機関】 (合計 : 11364) [単位 : 千人]

- ① 香川 (7319) 64.4%, ② 愛媛 (1053) 9.27%,
 ③ 高知 (803) 7.07%, ④ 兵庫 (499) 4.39%
 ⑤ 大阪 (466) 4.10%, ⑥ 東京都 (272) 2.39%
 ⑦ その他 (952) 8.38%

(b) 徳島県を目的地とする旅客の居住地域の上位地域は以下のとおりである。



【全交通機関】 (合計 : 7958) [単位 : 千人]

- ① 香川（４０８９）５１．４％，② 高知（１２１１）１５．２％
- ③ 愛媛（７００）８．７９％，④ 兵庫（４６４）５．８３％
- ⑤ 大阪（４１５）５．２１％，⑥ 東京都（１７０）２．１４％
- ⑦ その他（９０９）１１．４％

(c) このように、徳島県は、近畿圏の兵庫・大阪との間に人の移動はあるものの、四国の外３県との間の人移動が圧倒的に多い。

b 近畿を目的地とする隣接他県からの人の移動との比較

近畿（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）を目的地とする近畿隣接他県及び徳島県の流動人数とその県外流動人数における割合は次のとおりである。

- ① 徳島県→近畿：１２０６千人，１０．６％（総数１１３６４千人中）
- ② 香川県→近畿：１２１７千人，９．３％（総数１２９４７千人中）
- ③ 岡山県→近畿：８６１７千人，２９．９％（総数２８８０４千人中）
- ④ 鳥取県→近畿：１７５９千人，１５．６％（総数１１２６８千人中）

このように、近畿を目的地とする流動人数では、徳島県は、近畿隣接他県と比べて特段多いとはいえず、岡山県と比べればその８分の１しかなく、圧倒的に少ない。また、県外流動人数における割合を見ても、約１０％しかおらず、特段近畿を目的地とする人の移動が多いというわけでもなく、これも岡山県と比べれば、３分の１しかない。そして、ここで重要なことは、徳島県よりも近畿を目的地とする流動人数及びその割合が多く、人の移動の点で地域間の関連性が強いと考えられる岡山県及び鳥取県の有線テレビジョン放送事業者は１社も讀賣テレビに区域外再放送の同意を求めているということである。つまり、岡山県及び鳥取県よりも地域関連

性が弱い徳島県の受信者にとって、敢えて区域外再放送という手段によってまで近畿の情報を得なければならないという必要性はないと言えるのである。

(4) 平成22年度国勢調査（丙12）

平成22年度国勢調査によると、徳島県を常住地とする就業者・通学者のうち、近畿に就業・通学する者の数は、811人であり、全就業・通学者数38万1905人のうち、0.21%にすぎない。これも岡山県を常住地とする就業者・通学者数と比べても人数は5分の1であり、割合も2分の1である。

この資料からも前述と同様に、徳島県と近畿は人の移動の点で地域間の関連性が強いとはいえず、岡山県と比べれば、地域関連性が格段に弱い徳島県の受信者にとって、敢えて区域外再放送という手段によってまで近畿の情報を得なければならないという必要性はないと言えるのである。

常住地の就業者・通学者の内、近畿に就業・通学する者

常住地	徳島県	岡山県	香川県	鳥取県
就業・通学者数	381,905	1,000,911	505,813	315,692
近畿に就業・通学者数	811	4,109	732	703
割合	0.21%	0.41%	0.14%	0.22%
滋賀県	4	51	14	6
京都府	30	209	83	53
大阪府	192	1,245	385	145
兵庫県	530	2,563	230	486
奈良県	32	33	13	10
和歌山県	23	8	7	3

そして、讀賣テレビの放送対象地域である近畿と株式会社ひのきの加入者

の在住地域（松茂町，北島町，上板町）（以下，「三町」という。）との関係性は，平成22年度の国勢調査では，三町から近畿への就業者・通学者数は，124人（全体比率0.5%）であり，近畿から三町への就業者・通学者数は135人（全体比率0.61%）であり，実数としても，比率としても極めて低いものである（「常住地における就業者数，通学者数（H22年国勢調査）」，「松茂町，北島町，上板町を従業地・通学地とする者の常住地（H22年国勢調査）」・丙13）。しかも，124人中92人，135人中126人が徳島県と近接した淡路島のある兵庫県との間の通勤・通学であり，同じ近畿といってもかなり地域限定的である（ちなみに，前述のように株式会社ひのきは兵庫県の県域放送局であるサンテレビの区域外再放送をしており，兵庫県の地域情報の取得という観点からは受信者に不足は無いはずである。）（「常住地における就業者数，通学者数（H22年国勢調査）」，「松茂町，北島町，上板町を従業地・通学地とする者の常住地（H22年国勢調査）」・丙13）。したがって，近畿と三町との通勤・通学等の人の移動状況による交流状況は関連性が極めて低いものである。

イ 両地域間の経済的取引状況

(7) 豊田哲也「徳島県における小売業と購買行動の変化－明石海峡大橋開通のインパクト」（丙14の1～4）

当該資料において引用されている「資料：平成8年度・平成10年度お買い物アンケート調査（徳島県）」（スライド4）（丙14の3）によると，アンケート対象者の買い物のうち阪神方面での購入割合が0%，つまり阪神方面で買い物を全くしない人の割合が徳島市においては，平成8年度は98%（1263人／1315人中），平成10年度に91.8%（1284人／1399人中），鳴門市においては，平成8年度は95.7%（764人／798人中），平成10年度は89.9%（719人／800人中）であ

る。徳島県の小売業年間販売額の43.3%を占める県内第1位の購買力のある徳島市（売上額：3636億円）の市民と県内第2位の購買力のある鳴門市の市民でさえ、阪神方面で買い物を全くしない人が約9割もいる。しかも同調査のサンプルとして使われた婦人・子供服は、同調査の別項目での「京阪神地域で買い物に関する徳島県消費者の意向」（スライド2）（丙14の2）の調査において最上位に位置した「衣料品」カテゴリーに含まれるものであり、他の買い物対象品を含めた全商品での割合に引き直すとさらに増えるものと考えられる。

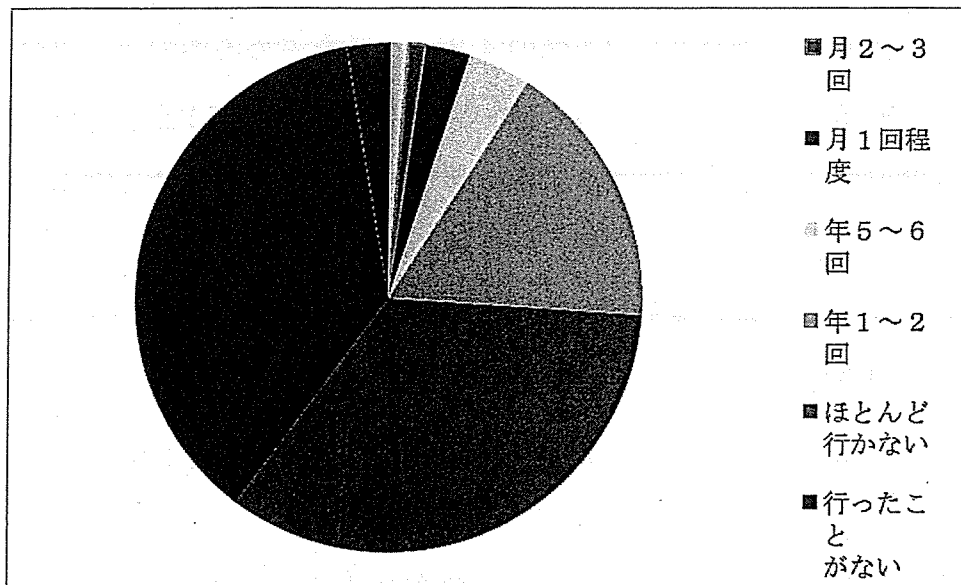
また、当該資料の「阪神方面への購買流出率（婦人・子供服）」（スライド5）（丙14の4）によると、金額ベースでの流出率は徳島市で2.2%であり、鳴門市でさえ2.8%で、株式会社ひのきの事業地域である三町では1%未満である。

したがって、徳島県の消費者にとって阪神地域は購買地域としての重要度は低く、阪神地域の情報は徳島県民、特に株式会社ひのきの事業地域の三町の住民にとって自らの生活等に必要な地域情報とはいえない。

(イ) 徳島県・（財）徳島産業振興機構が平成14年3月に公表した「『中小小売店支援のための1万人アンケート』調査結果報告書」（丙15）

上記調査結果報告書の『質問5（1）』の結果を図形化した次の円グラフから明らかなおとおり、上板町の住民の90%以上が（円グラフで青系色の部分）、月1回程度も京阪神を訪れることがないことからすれば、京阪神を日常生活上訪れることはなく、阪神地域の情報は、上記地域の住民にとって自らの生活等に必要な地域情報とはいえない。

上板町 月1回以上=5%（緑系色）、月1回未満=92%（青系色）



ウ 電波のスピルオーバーの状況

「読賣テレビ放送・放送電波の徳島県におけるスピルオーバーの検討」(丙16)の図面から明らかなとおり、電界強度計算ソフトを用いて徳島県域への放送波のスピルオーバー(電界強度)を試算したところ、徳島県の内陸部はもとより沿岸部でさえ、読賣テレビのデジタルテレビジョン放送の電波は届いていない。また、このシミュレーションではフェージング(気象条件の変動により受信レベルが時間とともに変動する現象)を考慮していないため、安定的に受信可能という結果が出ている地区でも、実際には受信電界の落ち込みが発生し受信困難な状況になることがあり、常に視聴できるというわけではない。よって、徳島県地区では読賣テレビの放送波を安定的に受信して視聴することはほぼ不可能である。

したがって、電波のスピルオーバーの状況としては、近畿と三町との間の交流状況は存在しないといえる。

なお、念のため付言するに、ガイドラインの定める「地域間における人・物等の交流状況」を示す電波のスピルオーバーの状況を判断する際には、次の点については必ず留意する必要がある。まず、受信者の利益については、当該有線テレビジョン放送事業者の事業地域の受信者一般の利益を判断するものであるから、事業地域の一地点を捉えて受信可能状態かを判断するのではなく、事業地域全域のいずれの地点であっても受信可能状態かを判断すべきである。つまり、点ではなく面での受信状態を判断すべきである。また、受信者の立場での受信状態を判断するものであるから、高額な投資をして設置した事業者の受信設備を前提として受信状態を判断するのではなく、一般家庭の一般的アンテナ設備を前提として電波の受信状態を判断すべきである。さらに春から秋に不定期に発生するフェージング(気象条件の変動により受信レベルが時間とともに変動する現象)(総務省・関東総合通信局HP「電波の異常伝搬によるテレビの受信障害」・丙17)の実態を考慮するこ

とも客観的判断をする上で不可欠である。

エ 再放送に関する視聴実態，視聴習慣

(7) 読賣テレビ視聴者相談窓口に寄せられた 2011 年 7 月以降の徳島関連の問合せの推移

徳島県における読賣テレビの区域外再放送は，地上放送デジタル化を契機に，地元の有線テレビジョン放送事業者との協議の結果，見直しが行われ，平成23年（2011年）7月24日のアナログ放送終了にともなうデジタル放送完全移行（＝完全地デジ化）をもって，徳島県ではこれ以降，読賣テレビの区域外再放送は，激変緩和措置としての「デジアナ変換による激変緩和措置」による再放送を除き，行われていない。

このような事情を背景に，地デジ完全移行を挟んで，一時期，徳島県の視聴者から読賣テレビに対し，デジタル放送の区域外再放送に関する問い合わせやクレームがあったものの，その後，短期間に事態は収束し，平成24年（2012年）以降は，ほとんど問い合わせ等はない状態が続いている。

視聴者相談窓口に寄せられた徳島関連問合せ件数(読賣テレビ集計)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2011年							30	8	4	2	1	1
2012年	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0
2013年	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0

このような事実からすれば，徳島県における読賣テレビの再放送に関する視聴実態はなく，視聴習慣も消失したものといえる。

(イ) 株式会社ひのきの事業地域周辺の有線テレビジョン放送事業者からの聴き取り

株式会社ひのきの事業地域周辺の有線テレビジョン放送事業者である国府町農事放送農協、エーアイテレビ、石井町有線放送農協によると、デジタル再放送停止の直後を除き、讀賣テレビの再放送の要望も再放送停止に対するクレームも無い状態が現在でも継続しているとのことである。

このような事実からすれば、株式会社ひのきの事業地域周辺の受信者には、讀賣テレビ放送の再放送に関する視聴実態も視聴習慣も現在では消失しているものといえる。

(ウ) 讀賣テレビの再放送なしのCATV事業者の躍進

株式会社ひのきと競合する有線テレビジョン放送事業者（株式会社オプティキャスト）は、讀賣テレビのデジタル再放送もデジアナ変換による激変緩和措置によるアナログ再放送すら実施していないが、平成20年7月のサービス提供開始以降、徳島県全域で加入者が急増している（丙18）。

同社は、株式会社ひのきの事業地域である北島町、松茂町で平成22年2月から、上板町では平成25年7月からサービス提供を開始しているが、「ひのき業務区域における（株）オプティキャストの契約世帯数推移」（丙18）によれば、平成25年9月時点で2549世帯に達しており、同地域においても契約世帯数を急激に伸ばしてきている。一方、株式会社ひのきの契約世帯数はここ数年減少、横ばい傾向であることから、株式会社ひのきのサービス内容に視聴者が魅力を感じていない、或いは一部の視聴者がひのきからオプティキャストに乗り換えていると考えられる（丙18「ひのき業務区域（北島町、松茂町、上板町）における事業者別契約世帯数推移」参照）。

このように讀賣テレビの放送が（讀賣テレビの同意を得ることなく）再放送されている株式会社ひのきの事業地域においても、讀賣テレビの放送の再

放送をしていない株式会社オプティキャストが躍進していることからしても、読賣テレビの放送の再放送に関する視聴実態や視聴習慣は希薄化しているか、消失しているものといえる。

オ その他

地域住民（受信者）の生活にとって必要不可欠といわれるものには公共的なインフラやライフラインがある。再放送ガイドラインに例示されていないが、地域間の関連性を測る重要な指標としては、このような公共インフラやライフラインと呼ばれるようなものが、地域ごとにどのように構築されて運営されているかを検討することが重要である。

以下、主なものを例示する。

(7) 電力供給

電力供給は、関西地域は、関西電力株式会社が電力供給を行っているのに対し、徳島県には、四国電力株式会社が電力供給を行っている。従前より、発電及び送電のインフラは電力会社毎に異なっているが、特に、東日本大震災以降、どの電力会社から電力を供給されているかが市民生活上重大な影響を及ぼすことが顕著となっており、その点から徳島県と関西地域とでは地域間の関連性がないものといえる。

(イ) 通信設備

電気通信事業についても、関西地域は、株式会社NTT西日本が電話回線網を供給しているのに対し、徳島県では、株式会社NTT西日本とは別会社である株式会社NTT西日本-四国が電話回線網を供給している。

(ウ) 鉄道網

鉄道運送事業においても、JR線の鉄道網は、関西地域では、JR西日本が運営しているが、徳島県ではJR四国が運営している。そのため、JR西日本が発行している電子マネーであるICOCAは、現在では一部で利用は

可能となったもののＪＲ四国管内では利用できない。この点でも徳島県と関西地域では地域間の関連性が希薄といえる。

カ まとめ

このように近畿と上板町との地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る上板町の受信者の利益はわずかである。このように、読賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、上板町には、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があるとはいえない。

キ 株式会社ひのきの主張に対する反論

(ア) 株式会社ひのきは「徳島県は海域（鳴門海峡、播磨灘、紀伊水道等）を挟んで、近畿地方足る兵庫県、和歌山県、大阪府と接している。」と主張する（平成２５年１０月２１日付異議申立人準備書面（１）２６頁）。

しかし、地理的に海域を挟んでいれば、隣接しているとは言わないし、海域があれば人・物の交流は大きく分断されるのであって、決して密接な関係にあるとは言えない。

また、株式会社ひのきは「徳島県民で、近畿広域圏に通勤・通学する者は計１２１１名で、他県への通勤。通学者の２割を占めている」と主張する（平成２５年１０月２１日付異議申立人準備書面（１）２６頁）。

しかし、２割というのは決して大きな比率と言えないし、絶対数でみても１２１１名というのは、近畿の経済規模等を考慮すれば数値としては極めて低いといわざるをえない。

さらに、株式会社ひのきは「徳島県は関西(近畿)の２府８県の一員として、関西広域連合（甲２５）、近畿ブロック知事会に参加して」と主張する（平成２５年１０月２１日付異議申立人準備書面（１）２６頁）。

しかし、徳島県は近畿圏ではなく、この点の主張は事実と反する。しかも

関西広域連合等に参加していることで文化的に密接な交流がある旨主張するが、政治的な団体に参加しているからといって、文化的に密接な交流があるとは言えない。近畿圏の一員である奈良県でさえ参加していない関西広域連合という政治的な団体に参加しているからと言って近畿圏の一員であるとは到底言えない。

さらに株式会社ひのきは「徳島県産の農産物は、約520億円（販売金額の約50%）が京阪神市場に出荷され、大阪中央卸売市場での全入荷量の4位を占めるなど、両地域には、大きな経済的取引がある」と主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）26頁）。

しかし、徳島県産の農産物が数多く出荷されているのは、京阪神市場が国内有数の消費地だからであって、他の農産物を出荷している県でも同様のことが言え、徳島県に限ったものではない。京阪神市場の全入荷量で1位の北海道と近畿が密接な関係を有していないことから明らかなとおり、農産物の出荷量は密接な関係を有しているかどうかとは関係ないのである。そもそも京阪神市場の規模が大きいので上記出荷額は決して大きいものとはいえない。

(イ) 株式会社ひのきは、その営業区域では、デジタル化後も讀賣テレビ放送の放送がアンテナで良好に受信できていると主張する（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）29頁）。

しかし、甲49号証では3町で各1箇所の測定しかしておらず、この結果をもってアンテナで良好に受信できると結論づけることはできない。むしろ、大臣裁定の審理において総務省が行った「ひのきの業務区域における讀賣テレビ放送（株）の地上デジタル放送波に関するスピルオーバーの状況調査」では、上板町は「電波の状況から、視聴者宅で区域内放送を通常の受信方法で視聴している場合は、ブースターを用いての区域外放送を視聴することも

困難な状況である」とされている。

(ウ) 株式会社ひのきは加入者や地元自治体等も讀賣テレビ放送の再放送を強く要望しており、極めて大きな「受信者の利益」の存在を裏付けていると主張する(平成25年10月21日付異議申立人準備書面(1)29頁～33頁)。

しかし、まず、株式会社ひのきが県民からの激励の手紙と称する甲68号証は、防池組合長の手紙であって、一般視聴者からのものではない。また、そもそも受信者の利益とは、上記のとおり、受信者の具体的な利益が認められることが必要であるところ、自治体等からの要望書では上板町の受信者の具体的な利益を何ら裏付けられるものではない。さらに現在株式会社ひのき以外のケーブルテレビでは協議の結果、デジアナ変換激変緩和措置あるいは一部ではデジアナ変換さえせずデジタル区域外再放送が行われていない状態が継続しているにもかかわらず事業者からも自治体からも要望書や不平不満の声も讀賣テレビには寄せられていないことからすると現在では讀賣テレビ放送の再放送を要望する声は消失したといえる。

(4) 結 論

以上のとおり、上板町において、近畿と上板町との地域間の関連性が低く、地域間の関連性に係る上板町の受信者の利益はわずかである。讀賣テレビの放送の地域性に係る意図も民主主義の根幹を担う表現の自由の一内実であるから、比較衡量をする際には優越的に考慮すべきであるが、仮にその放送の再放送に係る受信者の利益との間で等価値的に比較衡量するとしても、上板町については、讀賣テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、上板町には、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があるとはいえない。本件裁定も、放送法の関係規定のほか、再放送ガイドラインの各項目に照らし「正当な理由」の有無を判断し、「上板町においては、讀賣

テレビの放送の地域性に係る意図の侵害に比べ、再放送を認めるに足る程度の受信者の利益があると評価することはできない。」と結論付けているが、本件における具体的事実関係の下では、妥当な結論である。

したがって、讀賣テレビが再放送には、同意をしない正当な理由があるのであって、株式会社ひのきの異議申立には理由がないから、本件異議申立は速やかに棄却されるべきである。

3 その他の株式会社ひのきの主張に対する反論

これまで反論したものの他にも株式会社ひのきの主張には、事実に反するものや歪曲したものがあるので、最後にまとめて反論を加えておく。

- (1) 株式会社ひのきは「同じ再送信によって、視聴者は、個人ないし共同でアンテナを立てて放送を視聴するのと同様に、有線ケーブルを通じて放送を視聴できる。すなわち、同時再送信の実態は、放送の中継行為に他ならない。」(準備書面2頁)と主張する。

しかし、そもそも個人がアンテナなどを用意して電波をとらえて放送を視聴する行為と、営利事業者が高額な受信施設や伝送設備、放送設備を備え、加入者から対価を取って営利事業として行うケーブルテレビの同時再放送とは、その性格をまったく異にする行為である。性格が全く異なるからこそ電波法や放送法では有線放送事業者に様々な条件を課す許認可制度が採られているのである。

したがって、株式会社ひのきのこの点の主張は失当である。

- (2) 株式会社ひのきは「平成14年7月25日の異議申立人に対する再送信同意に際し讀賣テレビは、『デジタル放送に割り当てられる予定であるUHFチャンネル14ch～17chをデジタル放送開始に備え空きチャンネルにしておくこと。』との同時条件を付した。・・・これは、・・・デジタル方式

移行後も引き続き、異議申立人をして、アナログ放送のときと同様に同放送を再送信させるための措置であった。」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）3頁）と主張する。

しかし、讀賣テレビがこの同意条件を付した趣旨は、デジタル放送で近畿広域4局に割当られる予定であったUHFチャンネル14～17chを、デジタル放送開始後も株式会社ひのきが何らかの目的で使用継続すると、スピルオーバーが発生した場合に混信が生じる恐れがあることから、予め使わないように注意喚起のために付したものであって、株式会社ひのきに読売テレビのデジタル放送の再放送をさせるために求めたものではない。

したがって、同意を前提に再放送をさせるための措置であったという株式会社ひのきの上記の主張は、事実を歪曲したものである。

- （3）株式会社ひのきは「日本テレビ放送網、讀賣テレビ放送、四国放送は、意思を相通じて、異議申立人の大臣裁定手続を妨害するための措置に出た。すなわち、日本テレビ放送網と讀賣テレビ放送は、いずれも平成24年11月22日付通知書をもって、突如として、異議申立人に対し、異議申立人が讀賣テレビ放送の放送を同時再送信していることが、日本テレビ放送網の公衆送信権を侵害する違法な行為であるとして、直ちに同じ再送信を中止すること、書面をもって同じ再送信を行わない旨誓約することを要求するとともに、1週間以内に回答がなければ法的手段を講じる旨一方的に通知してきた。」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）7～8頁）と主張する。

しかし、讀賣テレビが日本テレビと意思を相通じて、株式会社ひのきの大臣裁定手続を妨害するための措置に出た事実はない。そもそも讀賣テレビは、「書面をもって同時再送信を行わない旨誓約することを要求するとともに、1週間以内に回答がなければ法的手段を講じる旨一方的に通知」する通

知書など送付していない。

したがって、讀賣テレビが日本テレビと意思を通じて同一日付で同一内容の通知書を同時に株式会社ひのきに送付したとする株式会社ひのきの主張は事実を歪曲したものである。

(4) 株式会社ひのきは「讀賣テレビ放送は、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等を再放送に同意しない『正当な理由』に掲げていたが、本件裁定は、次のとおり、かかる讀賣テレビ放送の主張を完全に排斥している」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）10～11頁）「したがって、本件裁定及びそれに先立つ大阪地裁決定によって、地元民放たる四国放送の反対、経営問題等は再放送に同意しない『正当な理由』に当たらないこと（かえって、四国放送の利益のために、再放送に同意しないことは、公益に反すること）が明らかになったといえる」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）11頁）と主張する。

しかし、本件裁定は、「地元基幹放送事業者の経営に与える影響等は、『正当な理由』の判断に関して考慮しない」ではなく、「区域外再放送の実施により、地元基幹放送事業者による業務の継続か・困難になるなど、単に経営に影響を与えるにとと・まらず・、当該地域全体の『受信者の利益』を損なうような場合には、『正当な理由』の有無の判断に当たり考慮する余地か・ある。」（本件裁決20頁・第2の7「地元基幹放送事業者（四国放送）の経営基盤との関係について」）と判断して、再放送同意制度の解釈としては地元基幹放送事業者の経営基盤の確保ということも重要な検討要素になることもあるとする讀賣テレビの意見を認容している。したがって、株式会社ひのきの上記主張は、本件裁定の判断を歪曲しており、失当である。

(5) 株式会社ひのきは「昭和62年7月21日になされた裁定例を皮切りに、

本件裁定までに多数の裁定例が蓄積されてきている。それは、いずれも同意裁定であった（申請の取り下げがあった事案を除く）。」と主張する。

しかし、いずれも同意裁定であったとする点は事実には反する。まず、高知のよさこい案件は同意裁定がなされていない。この大臣裁定に対しては異議申立が行われたが、その後異議申立は取り下げられた。また、山口県美祢市の案件も協議が不十分という理由で同意裁定になっていない。

したがって、株式会社ひのきの上記主張は事実には反する。さらにいえば、高知のよさこい案件は株式会社ひのきの代理人弁護士が代理人を務めており、上記の事情を十分知っていることからすれば、上記の株式会社ひのきの虚偽の主張は、意図的になされたものと言え悪質である。

(6) 株式会社ひのきは「我が国では、東京キー局を中心とする5大放送ネットワークが存在し、ネットワーク内の各局では、ほぼすべてキー局が制作した同一の番組が全国的に放送されている」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）24頁）と主張する。

しかし、ネットワーク所属の各局ではほぼすべてキー局が制作した同一の番組を放送しているとの点は事実には反する。ネットワーク所属の放送局の番組には、キー局が制作した番組であるネット受けの番組の他、自社制作番組と自社が第三者から購入した番組も数多くある。例えば読賣テレビの場合、平成25年10月期でのネット受けは48.1%であり、自社制作と自社購入を併せた自社編成率は51.9%である。

このように株式会社ひのきの上記主張は事実には反する。

(7) 株式会社ひのきは「読賣テレビ放送も、アナログで視聴できた番組が、デジタルで視聴できないのは理屈に合わない不合理であると認めた」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）32頁）と主張する。

しかし、讀賣テレビ放送がアナログで視聴できた番組が、デジタルで視聴できないのは理屈に合わない不合理であると認めたという事実はない。

- (8) 株式会社ひのきは「放送事業者（有線放送事業者を含む）は、その放送地域において同じ番組を放送するのであるから、複数の市町村を対象とする放送事業者において、放送地域を更に区切った市町村単位で放送内容を区別することは、技術的にも経営的にも不可能である。」（平成25年10月21日付異議申立人準備書面（1）45頁）と主張する。

しかし、複数の市町村を対象とする有線放送事業者において放送地域を区切って市町村単位で放送内容を区別することが不可能というのは事実と反する。ケーブルテレビ放送事業の場合、個別世帯ごとに有線で放送内容を伝送する仕組みになっており、従って契約も個別世帯ごとになされ、契約加入して料金を支払っている個別世帯だけが有線を引き込んで伝送されてきた放送番組を視聴できるのである。このような仕組みであることからすると、個別世帯単位より大きな単位で放送内容を区別することが不可能であるとは到底言えない。

したがって、株式会社ひのきの上記主張は事実と反する。

第5 結語

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

以 上

証拠方法

1. 丙1号証 金澤薫著『放送法逐条解説（改訂版）』81～83頁, 360～367頁
2. 丙2号証 塩野宏著『放送法制の課題』151～175頁, 187～212頁
3. 丙3号証 鈴木秀美・山田健太・砂川浩慶＝編著『放送法を読みとく』130～133頁
4. 丙4号証の1 第104回国会衆議院通信委員会会議事録第10号昭和61年4月23日
5. 丙4号証の2 第104回国会参議院通信委員会会議事録第10号昭和61年5月13日
6. 丙5号証の1 「ケーブルテレビの現状」（平成24年12月総務省情報流通行政局地域放送推進室作成）
7. 丙5号証の2 「ケーブルテレビの普及推移」（総務省四国総合通信局ホームページ「統計資料」）
8. 丙6号証 「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」
9. 丙7号証 東京地判平成21年4月14日（判例タイムズ1305号183頁）
10. 丙8号証 非常災害放送マニュアル
11. 丙9号証 徳島新聞ラジオ・テレビ欄
12. 丙10号証の1 朝日新聞・大阪本社版の広告掲載エリア
13. 丙10号証の2 読売新聞広告掲載エリア
14. 丙11号証 国土交通省・第5回全国幹線旅客流動データ（2010年 H22）

15. 丙 12 号証 「常住地における就業者数, 通学者数 (H22 年国勢調査)」,
「松茂町, 北島町, 上板町を従業地・通学地とする者の常
住地 (H 2 2 年国勢調査)」
16. 丙 13 号証 豊田哲也「徳島県における小売業と購買行動の変化ー明石海
峡大橋開通のインパクト」
17. 丙 14 号証 徳島県・(財) 徳島産業振興機構が平成 14 年 3 月に公表した
「『中小小売店支援のための 1 万人アンケート』調査結果
報告書」
18. 丙 15 号証 読賣テレビ作成「読賣テレビ放送・放送電波の徳島県におけ
るスピルオーバーの検討」
19. 丙 16 号証 総務省・関東総合通信局HP「電波の異常伝搬によるテレビ
の受信障害」
20. 丙 17 号証 「ひのき業務区域 (北島, 松茂町) における (株) オプティ
キャストの契約世帯数推移」

以 上



平成25年8月28日付け付議第1号事件

準備書面(3)

平成26年5月27日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参 加 人

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 望月 規夫

同 代 理 人

〒530-0017 大阪市北区角田町8-1

梅田阪急オフィスタワー34階

電話番号 06-6311-8800

FAX

弁護士

岩

井

泉

同

やっ
谷

井

健

同

梅
關

健

電波監理審議会の審理における準備書面を提出します。

本準備書面は、異議申立人の平成26年4月11日付け準備書面（3）（以下、「異議申立人準備書面（3）」という。）、及び同平成26年4月14日付け準備書面（4）（以下、「異議申立人準備書面（4）」という。）について、必要な限度で、参加人の意見を申し述べるものである。

第1 異議申立人準備書面（3）について

1 大臣裁定の処分要件について

異議申立人は、「総務大臣は、本件不同意裁定部分が違法、不当ではないというためには、放送法144条3項の構造に照らし、障害の抗弁として、同条項にいう『正当な理由』の存在・・・を主張立証しなければならない。」（異議申立人準備書面（3）・2頁）と主張する。

しかし、異議申立人の上記主張は、大臣裁定の処分要件についての理解を誤っている。すなわち、放送法第144条3項が定める総務大臣による「同意をすべき旨の裁定」は、行政処分であるところ、同条項には「総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする」と定められていることから、「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由が存しないこと」（＝正当な理由の欠如）が総務大臣の同意をすべき旨の裁定の処分要件となる。つまり、総務大臣は、特定の案件における事実関係に照らし、上記処分要件（正当な理由の欠如）を充足していないと、同意をすべき旨の裁定という行政処分を適法にはなしえないのである。

したがって、大臣裁定の処分要件を「正当な理由の存在」とする異議申立人の上記主張は誤ったものである。

【大臣裁定の要件効果の構造】

処分要件・・・「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由が存しないこと」

↓

効果・・・・・・・・「同意をすべき旨の裁定」

2 大臣裁定手続において総務大臣には主張立証責任はないこと

異議申立人は「総務大臣は、・・・より具体的には、『正当な理由』は規範的要件であるので、その内容となるべき具体的事実（評価根拠事実）を主張立証しなければならない。すなわち、総務大臣は、同条項にいう『正当な理由』を基礎付ける具体的な事実（評価根拠事実）について、主張立証責任を負っている」（異議申立人準備書面（3）・2頁）として、総務大臣には、大臣裁定手続において処分要件該当事実を主張立証する責任があると主張する。

しかし、総務大臣は、行政処分（大臣裁定）の主体であって、行政処分をするにあたって「事実の認定」と「基準の適用」を実施することはあっても「主張立証」を行うことは求められていない。

すなわち、行政処分等の行政案件処理過程における行政機関の判断は、事実の認定と基準の適用を通じて行われる。

行政案件処理の基礎となる事実の認定は、行政機関においてその事実に関連する一定範囲の資料を一定の方法で取得し、それを検討することによって行われる。

また、立法が要件効果規定の形で処理の基準を定めていても、その中で概念の具体的意味が一見明らかでない不確定概念が用いられているときには、不確定概念を含む立法規定を個々の案件に適用するにあたっては、行政機関は、当該案件における一定の事実状態が当該不確定概念に包摂さ

れるかどうか、言いかえればその概念でカバーされる事柄の範囲内にあるものと性格づけられるかどうかを判断する必要がある。そして、そのために行政機関としては、当該案件の事実状態のありようを念頭に置きつつ、一体どのような事実状態がその概念に包摂され、どのような事実状態が包摂されない（とみるべきである）かについての、何らかの妥当な判断基準を探索し、そのうえで当該案件の事実状態にそれを適用するという作業、つまり「立法上の不確定概念について包摂の基準を探索し適用するという作業」を実施することになる。この作業は、立法によって与えられていない基準を探求・補充・適用するという意味での行政機関の裁量と、作業そのものの態様において類似するものである。なお、このような作業についての一応の基準（目安・指針）が、個々の案件処理に先だって当該行政機関又は他の機関（上級庁等）により設定される場合があるが、これを裁量基準という（以上につき、小早川光郎「行政法講義下Ⅰ」・18頁～29頁参照。丙20）。

以上を本件の大臣裁定制度に即して整理すると、前述のとおり、放送法第144条3項は、「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由が存しないこと」（＝正当な理由の欠如）を処分要件として、総務大臣に「同意をすべき旨の裁定」という行政処分をすることを認めている。そこで、大臣裁定の申請がなされたときには、総務大臣は、本件案件の処置のため、「事実の認定」と「基準の適用」をして、上記処分要件の充足の有無を検討していくことになるが、上記処分要件が「同意をしないことにつき正当な理由が存しないこと」という「不確定概念」であるため、前述のとおり、包摂の基準を探求・補充し、適用することになる。その際、本件では、この包摂の基準を探求・補充し、適用する作業についての一応の基準（裁量基準）として再放送ガイドラインが設定されているので、総務大臣は、再放送ガイドラインを適用して、上

記処分要件の充足の有無について検討し、「同意をしないことにつき正当な理由が存しない」（＝正当な理由の欠如）という処分要件が充足されていると判断したときに初めて総務大臣は同意裁定の行政処分をすることになるのである。

以上のように、総務大臣は、大臣裁定の申請がなされたときには、「同意をしないことにつき正当な理由が存しない」（＝正当な理由の欠如）という処分要件の充足の有無を、裁量基準である再放送ガイドラインを踏まえ、あれこれの「事実」を調査に基づいて認定し、それに「基準を適用」して検討・判断することになるが、これは主張立証とは全く別の作業である。

したがって、大臣裁定手続きにおいて「総務大臣は、同条項にいう『正当な理由』を基礎付ける具体的な事実（評価根拠事実）について、主張立証責任を負っている」などという異議申立人の主張は、失当である。

3 異議申立手続においては異議申立人が不服申立ての理由を主張立証しなければならないこと

異議申立人は、「総務大臣は、讀賣テレビ放送が上板町での再放送に同意しない『正当な理由』があることを基礎付けられる具体的な事実（評価根拠事実）について何ら主張立証していないから、本件不同意裁定部分は、取消を免れない」（異議申立人準備書面（3）・2頁）、「総務大臣は、『正当な理由』の評価根拠事実を何ら主張立証していないのであるから、本来評価障害事実の存否について検討するまでもなく、本件不同意裁定部分は取消され、上板町についても、同意裁定がされなければならない」（同3頁）などと主張する。

しかし、不服申立手続である異議申立手続においては、異議申立人が「不服申立ての『趣旨と理由』を示すべきものとされている」（小早川光郎「行

政法講義下Ⅰ」77頁。丙20)。そして、不服申立理由の提示においては、「当該処分に、・・・それを違法または不当ならしめる瑕疵があるということが示されるべきである。そして、処分についての不服を主張することが不服申立の基本的な要素の1つであり、かつ、それがいかなる不服であるのかは不服申立理由の提示を通して特定されるものであることからすると、そこでは、処分におよそ何らかの瑕疵がある一処分が違法不当である一というだけではなく、不服申立人において処分にいかなる瑕疵があると考えるのかを、ある程度特定して示すことが必要とされ」る（小早川光郎「行政法講義下Ⅰ」81頁。丙20）。「そして、審理の結果、そのような瑕疵があり、したがって処分が違法ないし不当であるとされたときは、不服申立が理由があるので処分を取消す旨の裁決または決定がされることになる」のである（小早川光郎「行政法講義下Ⅰ」82頁。丙20）。

このように、異議申立て等の不服申立手続においては、まず異議申立人は、不服を申立てる処分にいかなる瑕疵があるかを特定して主張立証しなければならず、審理の結果、その瑕疵があると認定されて初めて処分を取消す旨の裁決等がなされるのである。

これを本件異議申立手続に即して整理すると、本件では、異議申立人が大臣裁定を申請したのに対し、総務大臣が「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由が存しないこと」（＝正当な理由の欠如）という処分要件を充足しないと認定判断して同意裁定をしないとする処分をしており、異議申立人はそれに対し不服を申立てているのであるから、異議申立人は、本件異議申立手続において、まず、総務大臣の「処分要件（＝正当な理由の欠如）を充足しない」とする行政判断にいかなる瑕疵があるかを特定して主張立証しなければならない。そして、本件異議申立手続における審理の結果、異議申立人が主張する上記瑕疵があると認定されて初めて同意裁定をしないとする原処分

(本件不同意裁定部分)を取消・変更する裁決等がなされるのである。

異議申立人が主張するように、民事訴訟の主張立証責任を基に異議申立人が処分の瑕疵を何ら主張立証しなくても本件不同意裁定部分が取消されることになるということはないのである。

したがって、このような異議申立手続を無視した異議申立人の上記主張は失当である。

4 「異議申立て」は訴訟手続ではないこと

異議申立人は、本件異議申立手続を民事訴訟手続と同様に理解し、民事訴訟の主張立証責任の分配を問題としている。

しかし、「異議申立て」は、行政上の不服審査の1つで、処分庁（または不作為庁）に対して不服申立がされ、当該処分庁（不作為庁）において処分（不作為）の適否の審査が行われる場合であるが、これは処分庁自身が案件について再検討を行うこととなるものであり、行政庁による権限行使の一環、行政過程（行政上の案件処理過程）の1つである。そのため、職権探知主義が取られている。このように、本件異議申立手続は、裁判所における訴訟手続ではないから、民事訴訟の主張立証責任分配論の適用はない。

したがって、民事訴訟の主張立証責任の分配論を前提とした異議申立人の主張は、失当である。

5 裁量権踰越・濫用の事実について異議申立人に主張立証責任があること

異議申立人は上記のとおり民事訴訟の主張立証責任の分配論が本件異議申立手続でも適用される旨主張する。

しかし、上記のとおり、異議申立手続では職権探知主義が取られており、主張立証責任により事実認定をすることはない。

もっとも、仮に、主張立証責任の分配を問題にするとしても異議申立人の主張は誤っている。すなわち、異議申立手続は、行政処分を審査の対象とする争訟制度であるから、民事事件を対象とする民事訴訟の主張立証責任の分配論をそのまま適用すべきではないのは、同じく行政処分を審理の対象とする行政訴訟(特に抗告訴訟)における場合と同様である。そして、行政訴訟における主張立証責任の分配においては、民事訴訟の主張立証責任の分配に関する通説である法律要件分類説(規範説)に対し、「行政実体法規が、必ずしも裁判規範として機能することを目的として立法されておらず、この説に従って法規の文理解釈をしようとしても困難である場合が多い」あるいは「行政庁と国民との関係は、公権力の行使との関係では、権力、服従の関係であって、権利義務の関係ではないから、後者の関係についての理論である規範説を直ちに持ち込むことには問題がある」などといった批判があり、この説は補助的手段にとどまるとされている。

むしろ、行政訴訟においては、侵害処分・授益処分説(国民の自由を制限し、国民に義務を課する行政処分(侵害処分)の取消を求める訴訟においては、行政庁がその適法であることの立証責任を負担し、国民の側から国に対して、自己の権利領域、利益領域を拡張することを求める申請の却下処分(授益処分の拒否)の取消を求める訴訟においては、原告がその申請の根拠法規に適合する事実についての立証責任を負うとする説)を基本とし、これに法律要件分類説(規範説)等の方法論をも取り入れて、主張立証責任の分配を決定していくとされている(以上につき、司法研修所編「改訂一行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」170～172頁参照。丙21)。

そうすると、仮に異議申立手続において主張立証責任論を問題にするとしても、本件異議申立は、異議申立人が異議申立人にとって権利領域・利益領域を拡張する大臣裁定を求める申請をしたのに対して総務大臣が同

意裁定をしないという申請の却下処分（授益処分の拒否）を取消すことを求めて申立てたものであるから、異議申立人がその申請の根拠法規に適合する事実、すなわち「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由が存しないこと」（＝正当な理由の欠如）という処分要件に適合する事実について主張立証責任を負っているというべきである。

加えていえば、上記２で詳述したとおり、「立法上の不確定概念について包摂の基準を探索し適用するという作業」は、立法によって与えられていない基準を探求・補充・適用するという意味での行政機関の裁量と、作業そのものの態様において類似するものであるところ、行政訴訟では、「裁量行為については、行訴法３０条が、裁量権の範囲を超え又はその濫用があった場合に限り、その処分を取消すことができると規定しており、その文言に即すれば、裁量権の範囲を超えていることないしその濫用があったことを基礎付ける事実、原告が主張立証責任を負うことになる」（司法研修所編「改訂一行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」１８０頁。丙２１）とされている。そうすると、仮に異議申立手続である本件において主張立証責任論を問題にするとしても、大臣裁定の瑕疵を主張する異議申立人が、裁量権踰越・濫用を基礎付ける事実について主張立証責任を負っているというべきである。

以上のとおり、本件異議申立手続における異議申立人の主張立証責任に関する主張は、失当である。

6 異議申立人準備書面（３）「第３・２」以降の主張について

上記のとおり、大臣裁定は「基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由が存しないこと」（＝正当な理由の欠如）を処分要件とする行政処分であるから、異議申立人は、本件

異議申立手続において、同意裁定をしないという行政処分、つまり上記処分要件を充足しないとする行政判断にいかなる瑕疵があると考えerのかを特定して主張立証する必要がある。

しかるに、異議申立人準備書面（３）「第３・２」以降で、「評価障害事実」として主張されている事実は、いずれも総務大臣の不同意裁定の瑕疵を基礎付けるものではない。以下必要な限度で、参加人の意見を申し述べる。

- （１）異議申立人は「徳島県内での視聴によって、読賣テレビ放送の『放送の地域性にかかる意図』が侵害された事実は全くない。そもそも、かかる侵害があれば読賣テレビ放送が、アナログ、デジタル、デジアナ変換など形態の如何を問わず、再放送に同意するはずがない。しかし、実際には、読賣テレビ放送は、現在に至るまで再放送に同意している」（異議申立人準備書面（３）・４頁）と主張する。

しかし、参加人（読賣テレビ）は、これまでに異議申立人に対しデジタル放送及びデジアナ変換について再放送の同意をしたことは全くなく、その他の徳島県内のケーブルテレビ事業者に対してもデジタル放送及びデジアナ変換（アナログ放送終了に伴う激変緩和措置としてのものを除く）についても再放送の同意をしたことは全くない。また、そもそもアナログ放送の時代は、参加人準備書面（２）・２２頁以下で詳述したように、今回問題となっているデジタル放送とは放送技術環境も権利環境も異なっており、同列には論じえないのである。

したがって、異議申立人の上記主張は事実と反する。

- （２）異議申立人は「徳島県内では、現在でも、一部の県民が、アンテナを立てて読賣テレビ放送のデジタル放送を視聴しているが、それによって、同社の『放送の地域性にかかる意図』が侵害された事実は全くない。アンテナ受信であればかかる意図が侵害されないのに、再放送になった途端に、

かかる意図が侵害されるはずがない」(異議申立人準備書面(3)・4頁)と主張する。

しかし、本件大臣裁定において問題となっているのは、異議申立人が営業として参加人(讀賣テレビ)の放送番組を区域外『再放送』する行為であって、参加人(讀賣テレビ)の放送電波を受信する行為ではない。一部の県民がデジタル放送を受信して視聴しているとしても、それは電波の特性上スピルオーバーは防ぎえないし、特定の者だけが受信できるようにコントロールすることも不可能である。また視聴しているといっても一部の県民であってその範囲であれば、CMのスポンサーや著作権者等との関係に与える影響も限定的である。これに対し、ケーブルテレビ事業者が再放送する行為は、そもそもコントロールできるものであり、しかも大規模・組織的かつ有料で営業として行われるものであるため、CMのスポンサーや著作権者等との関係において深刻なトラブル・問題が発生しうる。このようにケーブルテレビ事業者が再放送することと一部の県民が放送電波をアンテナ受信することとは全く次元の異なるものである。

したがって、異議申立人の上記主張は事実には反する。

- (3) 異議申立人は「過去半世紀にわたり、近畿地方の各放送事業者の放送が徳島県内で視聴され、現在も視聴されている実績に照らして、『正当な理由』は存在しない(他の放送事業者との比較の観点)」と主張する(異議申立人準備書面(3)・5頁)。

しかし、上記のとおり、大臣裁定の処分要件は、あくまで、参加人(讀賣テレビ)が再放送に係る同意をしないことについて正当な理由が欠如していることである。他の基幹放送事業者が同意しているかどうかということとは、当事者が異なるうえ、基幹放送事業者の考え方、そのおかれている立場や事情が異なることから、本件とは関連性がなく、考慮すべきではない。そもそも、「放送の地域性にかかる意図」が放送事業者毎に異なり得

ることは当然であり、異議申立人の主張はその前提に誤りがある。再放送ガイドラインでも、この点については考慮事項とはされていないことからしても関連性がないことは明らかである。

- (4) 異議申立人は「長年にわたり、讀賣テレビ放送が、その放送対象地域以外の地域（三重県、石川県、香川県、岡山県など）で視聴されてきた実績に照らして「正当な理由」は存在しない（他の地域における視聴・再放送との比較の観点）」と主張する（異議申立人準備書面（3）・6頁）。

しかし、再放送地域が異なれば、受信者の利益も異なるし、参加人（讀賣テレビ）のおかれる状況も異なるのであって、他の地域において区域外再放送がされてきたかどうかは本件とは関連性がなく、考慮すべきではない。

- (5) 異議申立人は「大臣裁定制度は、かかる放送の公共性と視聴者の利益に鑑みて、放送事業者は、『正当な理由』がない限り、再放送に同意すべきものとして、構築されている」と主張する（異議申立人準備書面（3）・9頁）。

しかし、大臣裁定制度は、制定当時（昭和61年）の地上テレビ放送事業者とケーブルテレビ事業者との事業格差を踏まえ、揺籃期であったケーブルテレビ事業者を発展させるという産業育成政策を背景として導入された経緯があるのであって、異議申立人の主張するような事情から構築されたわけではない。このことは、昭和61年4月23日の衆議院通信委員会及び同年5月13日の参議院通信委員会で行われた大臣裁定制度制定の議論からも明らかである（丙4）。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

- (6) 異議申立人は「実際に、前述のとおり、例えば、三重県、石川県、香川県、岡山県などで讀賣テレビ放送の再放送がなされ、各住民は、長年にわたり、近畿地方の住民と何ら変わることなく同社の放送を視聴してきた」

と主張する（異議申立人準備書面（３）・１０頁）。

しかし、石川県、香川県、岡山県の事業者については、平成２３年のアナログ放送終了に伴い、その後は再放送同意を求めておらず、デジタル放送では区域外再放送はされていない。また、前述のとおり、再放送地域が異なれば、受信者の利益も異なるし、参加人（讀賣テレビ）のおかれる状況も異なるのであって、そもそも、他の地域において区域外再放送がされてきたかどうかは本件とは関連性がない。

- （７）異議申立人は「過去の裁定例が、地元民放の同意が得られない場合、県境を接していない場合などを『正当な理由』として認めなかったことに照らして、『正当な理由』は存在しない（過去の裁定例との比較の観点）」と主張する（異議申立人準備書面（３）・１２頁）。

しかし、過去の裁定例は、再放送地域が上板町ではなく、受信者の利益を認定する際に考慮すべき事項は全く異なるし、当事者も参加人（讀賣テレビ）ではないから、参加人（讀賣テレビ）の不同意に正当な理由が欠如しているかを判断する際には、他の事業者のことは何らの関連性もない事情である。

したがって、過去の裁定例と比較すべきであるとする異議申立人の主張は失当である。

- （８）異議申立人は「本件同意裁定部分が、松茂町、北島町での再放送につき、不同意の『正当な理由』がないとしたこと、讀賣テレビ放送もこれを受け入れて、今後とも松茂町、北島町での再放送が継続することに照らして、『正当な理由』は存在しない（本件同意裁定部分との比較の観点）」と主張する（異議申立人準備書面（３）・１４頁）。

しかし、松茂町及び北島町の受信者と上板町の受信者とでは事情が異なる（この点については、既に、参加人準備書面（２）・３７頁以下で詳述したとおりである。）ことから、前２町については同意裁定が出され、上

板町には同意裁定が出されなかったのであり、前2町に同意裁定が出たからといって、上板町についてまで不同意に正当な理由がないことになるわけではない。むしろ、同一の裁定の中で前2町には同意裁定が認められているのに、上板町には認められないという判断が下っていることからすれば、前2町と上板町を比べてみても同意裁定を認めるべきではないとの判断を総務大臣はしたと言うことにほかならない。

また、参加人（讀賣テレビ）が大臣裁定に異議申立てを行うか否かは、諸般の事情を総合的に検討して判断されることであり、異議申立てを行わず、その結果として「同意すべき旨」の裁定が確定したことによって、何ら、参加人（讀賣テレビ）が「放送の地域性に係る意図が侵害されないことを自認した」ことにはならない。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

- (9) 異議申立人は「異議申立人の加入者や地元自治体等も、讀賣テレビ放送の再放送を強く要望しており、極めて大きな視聴者の利益が存在すること、これに対し、『放送の地域性にかかる意図』なるものは、放送の公共性等に基づき、一定の制限を免れないことに照らして『正当な理由』は存在しない（放送の公共性、視聴者の利益による制約の観点）。」と主張する（異議申立人準備書面（3）・16頁）。

しかし、「放送の地域性にかかる意図」は、放送事業者の放送の自由の一内実であり、表現の自由（放送の自由）は憲法上保障された重要な権利であるから、その制約根拠を具体的事実で裏付けられない限り制約されない。異議申立人は、「異議申立人の加入者や地元自治体等も、讀賣テレビ放送の再放送を強く要望している」という点を強調するが、そのような事実があるか否かはともかくとして、少なくとも、単に「再放送を強く要望している」というだけでは、何ら「視聴者の利益」の存在を論証したことにはならない。また、放送法は、「放送秩序」として県域放送を基本とす

る地域免許制度をとることにより、放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること等の実現を図っているものであり、単に、「放送の公共性」という抽象的な概念のみにより、直接的に放送の自由を制限しようとする異議申立人の主張は失当である。

7 求釈明事項（異議申立人準備書面（3）・19頁）に対する回答

讀賣テレビ放送が、現在までに区域外再送信、区域外再放送に同意した事例については、上述のとおり、本件案件とは再放送地域、同意の相手方、受信者の置かれている環境など事情が全く異なり、本件とは関連性ないので、回答の必要性は認められない。

第2 異議申立人準備書面（4）について

- 1 異議申立人は「参加人の主張は、例えば、次の諸点で、総務大臣の主張と食い違っている」と主張する（異議申立人準備書面（4）・10頁）。

この点については、これまでの審理の経過を踏まえ、参加人準備書面（1）の主張を整理し、平成26年5月21日付け準備書面（2）として提出したところである。

もっとも、異議申立人の主張には、参加人の主張を、殊更、自己に有利に曲解した部分が見受けられる。例えば、参加人は、再放送ガイドラインについて「再放送ガイドラインのような考え方のみを重視することは適切ではない」（参加人準備書面（1）・14頁）、「再放送ガイドラインの『正当な理由』の考え方のみを重視することは適切ではない」（参加人準備書面（1）・16頁）と主張しているが、「再放送ガイドラインが誤っている」などと主張してはいない。にもかかわらず、異議申立人は、上記各主張を引用して、参加人が「再放送ガイドラインは誤っている」と主張している旨を指摘している（異議申立人準備書面（4）・10頁～11頁）。

すなわち、「再放送ガイドラインが誤っている」というのが参加人の主張であることを前提に、総務大臣の主張との間に食い違いを指摘するのは、明らかに不合理である。このように、異議申立人の主張には、参加人の主張を、殊更、自己に有利に曲解した部分が見受けられるので、念のため指摘しておく。

- 2 異議申立人は、参加人が大臣裁定制度の「正当な理由がないこと」の解釈は制限的に行われるべきであると主張する点について反論している（異議申立人準備書面（４）・１１頁）。

しかし、大臣裁定制度の「正当な理由がないこと」の解釈については、既に参加人準備書面（２）・１０頁以下で詳述したとおりである。また、異議申立人が前提とする大臣裁定制度の処分要件の理解そのものが間違っていることも前述のとおりである。

- 3 異議申立人は、参加人の主張について、「参加人は、結論部分においても次のとおり不合理な主張している」として「再放送ガイドライン、本件裁定、放送法１４４条３項の解釈を誤った独善的な主張であって、理由がない」と主張し（異議申立人準備書面（４）１２頁）、また、参加人が任意の再放送同意を行っている旨指摘する（同１３頁）。

しかし、参加人が「再放送ガイドラインを否定」するものでないことは、上記１のとおりであるし、その他の異議申立人の主張・指摘についても、既に反論したとおりである。

以 上

第六章 そ の 他

平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件



代理人選任通知書

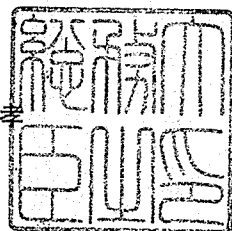
平成 25 年 9 月 24 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣

新 藤 義 孝



電波監理審議会の審理において、下記の者を代理人として選任しましたので、通知します。

記

代 理 人

氏 名 森 亮二

郵便番号、住所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル9階

電話番号 03-5425-2561

FAX番号 03-5425-2563

職 業 弁護士

平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件



指定職員通知書

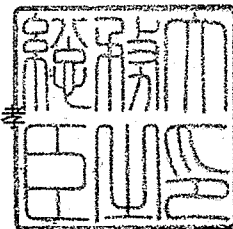
平成 25 年 9 月 24 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣

新 藤 義 孝



電波監理審議会の審理において、下記のとおり指定職員を指定しましたので、通知します。

記

1. 大臣官房審議官 南 俊行
2. 情報流通行政局衛星・地域放送課長 鈴木 信也
3. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室長 石山 英顕
4. 情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室課長補佐 飯村 由香理

平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件



上 申 書

総 情 域 第 1 8 号

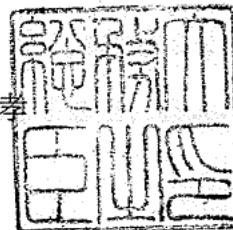
平成 2 6 年 2 月 2 5 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

総務大臣

新 藤 義 孝



同 代 理 人

森 亮 二



〒105-0001 東京都港区虎ノ門

5-13-1 虎ノ門 40MTビル 9 階

弁護士法人英知法律事務所

電話： 03-5425-2561

ファックス：03-5425-2563

総務大臣は、ウェブサイトのプリントアウトを書証とする場合の証拠説明書の記載方法について下記のとおり上申する。

記

ウェブサイトのプリントアウトを書証として提出する場合、証拠説明書に以下のような記載をすることが適当ではないかと考える。すなわち、第一に、原本・写しの別においては、「写し」とする。第二に、作成日は、ウェブサイトのコンテンツの作成日とする（プリントアウトした日としない）。第三に、作成者は、ウェブサイトのコンテンツの作成者とする（プリントアウトした者とししない）。第四に、備考欄に「ウェブサイトをプリントアウトしたもの」等の記載をする。

総務大臣は、この方法にしたがって、添付のとおり、証拠説明書（3）を修正し再提出する予定である（乙21号証がウェブサイト）。

以 上



平成 25 年 8 月 28 日付け付議第 1 号事件

代理人選任届

平成 25 年 10 月 18 日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参加人

〒540-8510

大阪府中央区城見2-2-33

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長 望月 規夫

[担当窓口

電話番号

FAX番号

私は、電波監理審議会の審理において、下記の者を代理人として選任しましたので、届けます。

記

代理人

氏 名 岩井 泉 ・ 谷井 健一

住 所 〒530-0017

大阪府北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー34階

電 話 06-6311-8800

FAX

職 業 弁護士

代理人

氏 名 關 健一

住 所 〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル南館16階

電 話 03-3216-1171

FAX

職 業 弁護士

代理人

氏 名

住 所

電 話

F A X

職 業

〒540-8510

大阪市中央区城見2-2-33



平成25年8月28日付け付議第1号事件



訂正申立書

平成26年2月6日

主任審理官

榮 春 彦 殿

参加人讀賣テレビ放送株式会社代理人

弁護士	岩	井	泉
同	やっ	井	健
同	谷	健	一
	せき	健	一
	關		

頭書事件の平成26年1月31日付参加人讀賣テレビ放送株式会社の準備書面(1)について、次のとおり訂正を申し立ていたします。また、次の資料についても正しいものに差替えいたします。

【訂正箇所】

- | | | |
|-------------------|-------------------------|--------------------------|
| ・ 7 頁下から 7 行目 | 誤：後記第 <u>3</u> | →正：後記第 <u>4</u> |
| ・ 7 頁下から 5 行目 | 誤：後記第 <u>3</u> | →正：後記第 <u>4</u> |
| ・ 4 2 頁下から 4 行目 | 誤：資料 1 <u>3</u> | →正：資料 1 <u>2</u> |
| ・ 4 3 頁上から 4 行目 | 誤：資料 1 <u>3</u> | →正：資料 1 <u>2</u> |
| ・ 4 3 頁上から 8 行目 | 誤：資料 1 <u>4</u> の 1 ～ 4 | →正：資料 1 <u>3</u> の 1 ～ 4 |
| ・ 4 3 頁上から 1 0 行目 | 誤：資料 1 <u>4</u> の 3 | →正：資料 1 <u>3</u> の 3 |
| ・ 4 3 頁下から 6 行目 | 誤：資料 1 <u>4</u> の 2 | →正：資料 1 <u>3</u> の 2 |
| ・ 4 3 頁下から 1 行目 | 誤：資料 1 <u>4</u> の 4 | →正：資料 1 <u>3</u> の 4 |
| ・ 4 4 頁上から 7 行目 | 誤：資料 1 <u>5</u> | →正：資料 1 <u>4</u> |
| ・ 4 5 頁上から 3 行目 | 誤：資料 1 <u>6</u> | →正：資料 1 <u>5</u> |

- | | | |
|-------------------|-----------------|------------------|
| ・ 4 5 頁下から 1 行目 | 誤：資料 1 <u>7</u> | →正：資料 1 <u>6</u> |
| ・ 4 7 頁上から 1 4 行目 | 誤：資料 1 <u>8</u> | →正：資料 1 <u>7</u> |
| ・ 4 7 頁上から 1 7 行目 | 誤：資料 1 <u>8</u> | →正：資料 1 <u>7</u> |
| ・ 4 7 頁下から 4 行目 | 誤：資料 1 <u>8</u> | →正：資料 1 <u>7</u> |

【差替資料】

1. 資料 5 - 1
2. 資料 5 - 2
3. 資料 1 7

以 上

委 任 状

私は、当社 常務取締役 檜 広之 を代理人と定め下記事項を委任する。

1. 総務大臣が平成25年7月23日付総情域第45号で異議申立人に対して行った総務大臣の裁定に係る申請についての処分に対し、異議を申立てる件およびこれに附帯する一切の件
2. 復代理人選任の件

平成25年11月27日

住 所 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27-8
氏 名 株式会社ひのき
代表取締役 檜 悟

委任状

私は、当社 社員 [REDACTED] を代理人と定め下記事項を委任する。

1. 総務大臣が平成25年7月23日付総情域第45号で異議申立人に対して行った総務大臣の裁定に係る申請についての処分に対し、異議を申立てる件およびこれに附帯する一切の件

2. 復代理人選任の件

平成25年11月27日

住 所 徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27-8
氏 名 株式会社ひのき [REDACTED]
代表取締役 檜 悟 [REDACTED]

